

平成21年9月定例会

飯 島 町 議 会 会 議 録

平成21年 9月 8日 開会

平成21年 9月18日 閉会

飯 島 町 議 会

平成21年9月飯島町議会定例会議事日程（第1号）
平成21年9月8日 午前9時10分開会・開議

1 開会（開議）宣告

1 議事日程の報告

1 町長議会招集あいさつ

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について
日程第 2 会期の決定について
日程第 3 諸般の報告
日程第 4 決算審査特別委員会の設置について
日程第 5 第 1号議案 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 6 第 2号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例
日程第 7 第 3号議案 飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
日程第 8 第 4号議案 平成20年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 9 第 5号議案 平成20年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第10 第 6号議案 平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第11 第 7号議案 平成20年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第12 第 8号議案 平成20年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第13 第 9号議案 平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第14 第10号議案 平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第15 第11号議案 平成20年度飯島町水道事業会計決算認定について
日程第16 第12号議案 平成21年度飯島町一般会計補正予算（第3号）
日程第17 第13号議案 平成21年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第18 第14号議案 平成21年度飯島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第19 第15号議案 平成21年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
日程第20 第16号議案 平成21年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第21 第17号議案 平成21年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）
日程第22 第18号議案 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について
日程第23 第19号議案 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について
日程第24 第20号議案 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少について

- 出席議員（12名）
1番 久保島 巖
2番 中村明美
3番 坂本紀子
4番 浜田 稔
5番 堀内克美
6番 倉田晋司
7番 三浦寿美子
8番 北沢正文
9番 竹沢秀幸
10番 宮下 寿
11番 平沢 晃
12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 会計管理者（会計課長兼） 豊口敏弘 総 務 課 長 中村澄雄 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 総務課財政係長 久保田浩克
飯 島 町 農 業 委 員 会 会 長 杉原和男	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯 島 町 教 育 委 員 会 教育委員長 市村 幸一	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 浜田幸雄
飯 島 町 監 査 委 員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

- 本会議に職務のため出席した者
議会事務局長 折山 誠
議会事務局書記 千村 弥紀

本会議開会

開 議
議 長

平成21年9月8日 午前9時10分
おはようございます。
定足数に達していますので、只今から、平成21年9月飯島町議会定例会を開会いたします。
今定例会には、平成20年度各会計決算の認定など重要な議案審議が行われます。各議員におかれましては、会期中の本会議及び委員会審査を通じて慎重かつ精力的にご審議をいただくとともに、円滑な議事運営にご協力いただきますようお願いをいたします。
これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。
開会に当り、町長からごあいさつをいただきます。

町 長

おはようございます。議会の招集にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。平成21年8月18日付飯島町告示第81号をもって、平成21年9月飯島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄ご多忙中にもかかわらず全員の皆様のご出席を賜り、心から厚く御礼を申し上げます。
9月に入り実りの秋を迎えましたが、今年の夏は異常気象に見舞われ、台風の通過こそ無かったものの梅雨明け宣言以降から長雨が続き、日照不足や低温などの天候不順の夏となりまして、お盆前から回復をしたものの農作物の収穫量や品質の低下等を懸念をいたしておるところでございます。その一方で、去る8月30日には天候不順の冷夏とは対照的に熱い選挙戦が行われました。政権選択の選挙と言われた選挙戦を308人という当選者を得て圧勝した民主党が中心となって、長期政権を維持してきた自公政権に替わって政権に就くという歴史的な選挙でありました。我々はこの結果を重く受け止めなければなりません。が、その一方で、日本の経済や雇用情勢はいまだ危機的な深刻な状況でございます。また、さまざまな政治課題も山積をしております。その中で子育て支援、社会福祉、教育などさまざまな充実した政策を実現していくには極めて厳しいものと推測をいたしております。特にここ数年の間に顕著となった、都市と地方との格差。そして疲弊しつつある農村の暮らしを立て直すなど、子供からお年寄りまで安心して暮らせる仕組みづくりを個々の行政課題の継続実現とともに有効な財源確保の上で行っていただきたいものだと期待をしております。同時に、その政策への取り組み、成り行きを、固唾を呑んで見守っているところでございます。また小康状態となっていると思われておりました新型インフルエンザも、このところ長野県でも患者数が急増をしまいいりまして、ついに死者も出る事態となってしまうました。大変憂慮をいたしておりますが、引き続き町といたしましては、情報提供や感染予防に向けた取り組みを続けてまいりますので町民の皆様も日々感染予防に努めていただくとともに冷静な行動をお願いをするところでございます。さて、今定例会にご提案申し上げる案件につきましては、条例案件が3件、決算案件8件、予算案件6件、その他案件3件、計20件でございます。9月議会は決算議会とも言われておりますが、平成20年度各会計の決算認定をお願いをすることなどを中心として、いずれも重要案件でございますので何卒慎重なご審議をいただきまして、適切な決定を賜りますよう、切

議 長

にお願いを申し上げまして議会召集のご挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

議 長

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、9番 竹沢秀幸 議員、10番 宮下 寿 議員を指名します。
日程第2 会期の決定を議題とします。
本定例会の会期につきましては、議会運営委員会において協議をしておりますので、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長

堀内議会運営委員長。
それでは、会期につきまして報告を申し上げます。去る8月25日議会運営委員会を開催し、本定例会の会期につきまして審議をいたしました。案件の内容からいたしまして本日から9月18日までの11日間と決定されましたのでご報告を申し上げます。

議 長

お謀りします。ただいまの委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日から9月18日までの11日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。従って会期は本日から9月18日までの11日間とすることに決定しました。堀内委員長自席へお戻りください。会期の日程は事務局長から申し上げます。折山事務局長。

事務局長

議 長

(会期日程説明)
日程第3 諸般の報告を行います。
議長から申し上げます。
最初に、陳情等の審査につきましては、お手元の請願・陳情等文書表のとおりであります。

次に、例月出納検査結果について報告します。6月から8月における例月出納検査の結果特に指摘事項はありません。

次に、本会議に説明員として出席を求めた方は、別紙のとおりであります。なお、決算議会でありますので、総務課財政係長に出席願うことといたしました。

次に、上伊那広域連合並びに伊南行政組合関係の平成20年度決算につきましては、最終日の議会全員協議会の中で報告・質疑を受ける事といたします。

以上で諸般の報告を終わります。なお、気温の上昇が見込まれますので上着の着用は自由といたします。

議 長

日程第4 決算審査特別委員会の設置についてを議題とします。
お諮りします。本件については別紙のとおり議長並びに議会選出監査委員を除く10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、本日提案されます平成20年度飯島町各会計決算関係議案をこれに付託して審査することにしたいと思います。異議ありませんか。

議 長

(異議なしの声)
異議なしと認めます。従って本件につきましては10人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置することに決定しました。

ここで決算審査特別委員会の開催について申し上げます。本日本会議終了後正副委員長選出のため決算審査特別委員会を開催します。委員の皆さんは本会議終了後、委員会室1

	にお集まりください。
議 長	日程第５ 第１号議案職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長	それでは第１号議案職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び飯島町一般職員の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。現在職員の勤務時間につきましては、一日８時間、週４０時間となっております。執務時間は午前８時３０分から午後５時１５分となっており、この間休憩時間は午後０時１５分から午後１時までの４５分間となっております。国家公務員の勤務時間につきましては昨年８月の１１日人事院勧告により関係法令の改正がなされまして、本年４月１日から一日７時間４５分、週３８時間４５分となり、一日につき１５分を短縮をしたところでございます。当町におきましても本年、この１０月１日から地方公務員法の趣旨に沿って、国家公務員・県職員に準じて、また各市町村もほぼ同一歩調で職員の勤務時間の短縮を図るため、関係条例の一部改正をお願いするものでございます。なお、短縮される１５分間につきましては正午から０時１５分に当てることとして、お昼の休憩時間を正午から午後１時までの１時間とします。また、始業時刻と終業時刻の変更は行わないことといたしまして、昼の休憩時間も必要に応じて引き続き交代勤務を行っていきますので、住民サービスへの影響の出ない方法で実施するものでございます。詳細につきましては担当課長から説明を申し上げますので、よろしくご審議をいただきご議決賜りますようお願い申し上げます。
総務課長	(補足説明)
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	第１号議案 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び飯島町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 を採決します。お謀りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって第１号議案は原案のとおり可決されました。
	日程第６ 第２号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第２号議案 飯島町基金条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。条例中改正する基金の名称は、飯島町電源立地地域対策交付金事業基金でございます。本年度から中町コミュニティ消防センターの建設を目的に、同交付金を原資に基金を造成するよう計画をしております。このために、基金の具体的な使途を明確にするため別表中に中町コミュニティ消防センターの建設、これを明記することとする、そのための条例改正でございます。なお、基金積立てにつきましては本年度２１年、来年２２年度基金造成をし、平成２３年度の交付金を加えまして原資として建設をしたいという内容で

	ございます。詳細につきましてはご質問によりまして担当課長から答弁させますので、よろしくご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	第２号議案飯島町基金条例の一部を改正する条例を採決します。お謀りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって第２号議案は原案のとおり可決されました。
	日程第７ 第３号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
副町長	第３号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由の説明を申し上げます。救急搬送における消防機関と医療機関との連携を推進するための仕組みを確立し、救急搬送の円滑な実施を図るため、平成２１年５月に消防法が改正されまして、この１０月３０日から施行されることに伴いまして、この条例における消防法関係法令の準用条項が変更となっておりましたので、この際準用条項の改正を行うものでございます。詳細につきましては質問によりまして担当課長から答弁させますので、よろしくご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
	これから討論を行います。討論はありませんか。
	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。
	第３号議案飯島町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を採決します。お謀りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。したがって第３号議案は原案のとおり可決されました。
	日程第８ 第４号議案平成２０年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
	日程第９ 第５号議案平成２０年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第１０ 第６号議案平成２０年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第１１ 第７号議案平成２０年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
	日程第１２ 第８号議案平成２０年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議 長

日程第１３ 第９号議案平成２０年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１４ 第１０号議案平成２０年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第１５ 第１１号議案平成２０年度飯島町水道事業会計決算認定について

以上、日程第８から日程第１５の決算８議案を一括議題とします。

本８議案について、提案理由の説明を求めます。

町 長

それでは第４号議案から第１１号議案までの平成２０年度の各会計決算認定議案につきまして、一括して提案説明を申し上げますのでしばらく時間をいただきたいと思います。平成２０年度一般会計ほか７会計の決算につきましては、地方自治法及び地方公営企業法の定めるところに従い、過日、監査委員の監査を経ましたのでここに監査委員の意見を附して議会の認定をお願いするものでございます。また会計年度における主要な施策の成果を説明する書類等といたしまして、行政報告書及び財政分析資料を提出いたしますので合わせてご覧をいただきたいと思います。なお、私からは決算のごく大綱を申し上げて、後ほど会計管理者及び企業会計につきましては所管課長が細部の説明をいたしますので十分なるご審議をいただきまして認定をいただきますようお願い申し上げます。さて、昨年度、我が国は米国のサブプライムローン問題に端を発した経済情勢の悪化を受けて、１００年に一度の経済危機と言われるほどの景気後退を余儀なくされました。その影響は現在もなお経済や雇用情勢の悪化など深刻な状況となっておりでございます。さらに予想を超えた原油の高騰は、各種産業及び住民生活にも大きな影響を与え、景気の回復にブレーキをかける原因となりました。このような大変厳しい一年ではありましたが、平成２０年度は、住民の皆さんとの協働のまちづくりの推進、子育て支援、若者定住の促進、新しい基盤整備や企業導入等を含む地域振興の促進、安心安全なまちづくりの推進、継続事業の確実な推進、の５つの目標を掲げて行財政運営に取り組んでまいりました。その結果、昨年度の一般会計をはじめ特別会計を含めた町全体の会計は、厳しい財政環境の元ではありましたが、予算執行方針に基づき、概ね計画通りの行財政運営ができました。これもひとえに町議会をはじめ町民の皆様のご理解とご協力の賜物でありまして、深く感謝を申し上げます次第でございます。当町のすべての会計を合わせました全体の歳出決算規模は約７４億７千万円となりまして、平成１９年度と比べ約１０億円減少しました。これは一般会計で１億５千万円。後期高齢者医療特別会計が約１億円。介護保険特別会計で６千万円ほど増えたものの、後期高齢者医療制度導入による老人医療特別会計が約９億３千万円。公共下水道事業会計で約３億円。国民健康保険特別会計で約６億２千万円の減少となったことなどによるものでございます。それではまず、第４号議案の一般会計について申し上げます。歳入総額は約４５億７千万円。歳出総額は約４４億５千万円となりました。前年度対比歳入で３．１％、歳出で３．６％の増加となりました。歳入歳出の差し引きである実質収支は約１億円の黒字決算となりましたが、前年度繰越金を差し引いた単年度収支では、３千万円ほどの赤字となりこれからさらに基金の取り崩しなどを勘案した実質単年度収支におきましては、約１億６千万円の赤字決算となりました。歳入においては例年と比べまして特徴的な内容が二つほど挙げられます。まず一つ目としましては、一般財源となる収入の大幅

な減収であります。これは厳しい経済状況の悪化により、法人町民税が前年度に比べまして約２億円の減収となったことがあげられます。また地方交付税につきましても、前々年度の税収入が多かったこと、などによりまして、前年度に比べまして約５千６百万円の減額となり、さらに臨時財政対策債も９００万円ほど減額となったため、地方交付税と臨時財政対策債の合計で約６千５百万円もの減収となったことによるものでございます。これらの減収分への対応策と致しまして、財政調整基金の取り崩しを行い、一年間の財政を賄ってきたことが大きな特徴の一つでございました。二つ目といたしましては、国の補正予算に対応した事業に取り組んだことによりまして、国庫支出金が大幅に増額となったことがあげられます。この内容と致しましては定額給付金給付事業の補助金で約１億５千万円、地域介護福祉空間整備事業の交付金が約８千３百万円などの収入によるもので、前年度に比べまして５４．１％の増になりました。歳出につきましては歳入の減少など厳しい財政状況の中で行政効率をいっそう高めるために人件費や行政経費の削減、また町民の皆様にも一部負担をいただく中で補助金等の見直しを行いながら、予算の執行を行ってまいりました。えーこのような中、建設事業におきましては、継続事業であります伊南バイパス関連の事業が順調に進み、現在のところ、平成２３年度には本郷地籍から堂前線までの間の工事が完了する見込みであります。また田切地籍の用地確保に関連した町道整備につきましても、町民の皆様のご協力を得まして、計画通り順調に進んでおるところでございます。農業振興関係では数年に渡る栗の栽培の推進により、一定の面積が確保されたことで、昨年１２月に加工施設及び店舗の建設に着手をされ、本年７月にオープンとなったところでございます。飯島町の特産品の一つとなるよう、今後とも栗の栽培の促進を図ってまいります。商工業の関係におきましては、先ほど冒頭で申し上げましたとおり、世界同時不況の波を受け、特に製造業を中心にかつてない深刻な状況に陥りました。町では昨年１２月に不況雇用対策相談窓口を設け、相談に応じてきたところでございます。長年に渡り、国土交通省の直轄砂防事業が行われてきた与田切川であります。その事業が終了したことに合わせまして、河川周辺を町民の皆様が親しまれるエリアとなるよう、２１世紀与田切ふるさとの森と川整備計画を策定いたしました。この計画はいくつかのエリアを設定し、憩いの場や学習の場など、その地形などに合った土地の利用を設定しております。今後の計画に沿って、樹木の植栽などを行い、町民の皆様や町外の方々の憩いの場となることを期待をするものでございます。福祉関係の事業と致しましては平成２０年度から取り組みを始めました地域介護福祉空間整備事業により、町内の４箇所の集会施設等の整備と特別養護老人施設・越百園の施設整備を行いました。今まで財源の問題などから、整備が見送られてきたところでございましたが、大変有利な補助事業の採択をいただき、地元の皆様の負担も少なく施設整備を行うことができました。今後目的に添って有効に活用をいただければという風に思います。国の補正予算による事業と致しまして、２月に予算措置いたしました定額給付金及び子育て応援特別手当の支給につきましては、大変忙しい日程ではありましたが、年度内に約９５％の皆様に支給することができました。教育関係では飯島中学校のパソコン教室の整備として、すべてのパソコンを公共施設等整備基金からの繰入金などにより更新を行いました。次代を担う生徒たちが情報化社会へ対応に遅れることのないよう、有効に活用されることを期待をしておるところでございます。また、田切公

民館耐震補強工事につきまして、まちづくり交付金を活用して実施を致しました。災害時の避難場所としても指定されている施設でありますので、地域の皆様の安全の確保にも繋がったものと考えております。このような事業を実施をする中で、硬直化する財政の体質改善策として、平成19年度から実施をしまいいりました起債の繰り上げ償還を、昨年度も約1億7千万円実施を致しました。また、できる限り新規の起債発行を抑えたことによりまして、各種財政指標の数値が好転をしてきており、健全財政に向け、少しずつ進んでいるところでございます。今後も、起債の繰り上げ償還計画などに沿って、財政の健全化に向けて努力をしまいいります。なお年度末に措置されました国の経済対策に伴う、地域活性化生活対策臨時交付金関係の事業につきましては、年度内の事業完了が不可能であった八つの事業、約_____平成21年度への繰越事業として進めてまいりました。次に当町の財政状況でありますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきます、4つの指標の公表が平成19年度決算から義務付けられました。この4つの指標とは、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4つの4指標となっております。どの指標におきましても国が示した一定の基準を超えますと、財政健全化あるいは財政再建のための計画策定や外部監査が義務付けられることとなっております。えー当町の20年度における4指標でありますが、実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、黒字決算であったため昨年同様数値は表れませんでした。実質公債費比率につきましては16.4%、将来負担比率につきましては103.1%と、平成19年度に引き続き基準未満の数値となっており、今のところ健全段階にあると言えるかと思います。しかしながら、今までに実施をしまいいりました大型事業の起債償還が始まることや、新規事業への取組み、また一部事務組合などの外部団体への負担金の増額など、今後は負債の増加が予想されますので、その動向に注視をしながら、慎重な財政運営が必要となってきました。4指標以外の主な財政指標では、財政力指数が0.49となり、前年に比べて0.04好転いたしました。これは平成19年度の税収が良かったことを受けて、規準財政需要額の算定の中で、税収入をある程度見込んだことによるものでございます。当町の財源等の歳入構造は基本的には変化がないため、今後は例年ベースの数値となる予想でございます。次に経常収支比率について申し上げます。形状的な経費に当てた一般財源は人件費、物件費以下、すべての項目におきまして前年度より減少いたしました。その減少分よりも税、地方交付税などの歳入計上一般財源の減少幅が大きかったために、90%という数値になりました。これは平成20年度の特殊事情によるものですので、平成21年度には例年の数値に戻るものと予想を致しております。

次に、第5号議案の国民健康保険特別会計の決算についてご説明申し上げます。歳入決算額は約8億9千万円。歳出決算額は約8億3千万円で、歳入歳出差し引き額は約6千万円となり、翌年度への繰越金となりました。昨年度の被保険者数は後期高齢者医療制度の導入により減少いたしました。保険給付費につきましては前年度に比べ微増となりましたが、一人当たりの医療費が比較的高い65歳から74歳までの前期高齢者が多く加入されていることから、今後医療費は増加するものと予測を致しております。今後とも保健予防に努め、国保会計の健全運営に努めてまいります。

次に第6号議案の後期高齢者医療特別会計の決算について申し上げます。歳入決算額

は約1億円。歳出決算額は約9千8百万円で、歳入歳出差し引き額は約2百万円となり、翌年度への繰越金となりました。後期高齢者医療特別会計は老人医療制度の改正に伴い、平成20年度から新設された会計となります。この制度の導入により今まで75歳以上の方々の医療費は老人医療特別会計で支払を行ってまいりましたが、平成20年度から広域連合が支払うシステムに移行となりましたので、後期高齢者医療特別会計では、保険料の徴収、保険証の交付事務などを行っております。

次に第7号議案の老人医療特別会計の決算について申し上げます。歳入決算額は約1億円。歳出決算額は約9千万円となり、歳入歳出差し引き額は約1千万円となり、翌年度への繰越金となりました。歳出決算額を前年度と比べますと約9億3千万円。91%の減となりました。これは先ほど申し上げました、後期高齢者医療制度の改正によるもので、精算の経過措置として残されたものでございます。そのため老人医療特別会計は平成23年度には廃止をされる予定となっております。

次に第8号議案の介護保険特別会計の決算について申し上げます。歳入決算額は約8億2千万円。歳出決算額は約8億円。歳入歳出額は約2千万円となりまして、翌年度への繰越金となりました。歳出につきましては要介護者の増加等により保険給付費が4.6%増加をいたしました。なお介護従事者の処遇改善を目的に国からの交付金を受けて介護従事者処遇改善臨時特例基金として、約6百万円の積立を行っております。

次に第9号議案の公共下水道事業特別会計の決算について申し上げます。歳入決算額は約6億4千万円。歳出決算額は約5億7千万円で、歳入歳出差し引き額は約7千万円となり、翌年度への繰越金となりました。管渠の工事は飯島処理区と七久保処理区を合わせて21箇所。3.4kmを計画通り実施をいたしました。本事業も平成23年度には事業完了となる見込みでございます。今後は接続率の向上を目指して、安定した料金収入となるよう健全経営を目指してまいります。

次に10号議案の農業集落排水事業特別会計の決算について申し上げます。歳入決算額は2億3千万円。歳出決算額は約2億1千万円となり、歳入歳出差し引き額は約2千万円となりまして、翌年度への繰越金となりました。平成15年度から維持管理業務のみの形態となっておりますが、据置き期間が満了した起債の償還が本格的に始まり、公債費が年々増加をしまいいりました。公共下水道事業と同様につなぎ込み率の普及を図り、健全な運営を目指してまいります。最後に第11号議案の水道事業会計の決算についてでございますが、20年度も断水に至る大きな災害や取水停止もなく、安定給水をすることができました。主な事業は、公共下水道及び道路改良関連の排水管の敷設替え工事を17件。また、送水管の敷設替え工事など単独工事7件を実施をいたしました。業務面では給水件数は年々増加をしておりますが、年間給水量につきましては大口企業が自前の深井戸に一部切り替えをしたことや、経済不況の影響もあってか、3年ぶりに100万m³を割り込みましたが、収支では5年連続の黒字決算となりました。

以上、第4号から第11号議案まで平成20年度の各会計決算につきまして、概要説明を申し上げます。今後の地方行財政を取り巻く情勢は、これまで申し上げてまいりましたように、いままで以上に厳しいものがあるかと思われませんが、健全な財政運営に細心の注意を払いながら、町民の皆様が求めるまちづくりを町民の皆様と共に進めてまいりたいと考えております。今後とも議員各位の一層のご協力をお願い申し上げます。

よろしくご審議の上認定いただきますよう重ねてお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

ただいま一括提案されました、第4号議案 平成20年度一般会計歳入歳出決算書から第10号議案 平成20年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算までの7会計につきまして、会計事務を掌握する立場からご説明を申し上げます。なお、後日、決算特別委員会で審査をいただくことになっていきますので、私からは概要について、お手元の決算書・行政報告書をもって説明申し上げたいと思います。なお、決算係数につきましては万円単位までとさせていただきます。多少時間がかかりますと思いますが宜しくお願い致します。

平成20年度の各会計の決算額につきましては、決算書表紙をおめくりいただきましたところの、会計別決算総括表のとおりでございます。一般会計及び6つの特別会計の決算総額は、歳入73億6,231万円、歳出総額70億3,956万円であり、前年度決算より約12.4%減の歳出決算となりました。また7会計の次年度への繰越金総額は、約3億2,275万円でございます。それでは、各会計別に説明申し上げます。

決算書1ページから5ページより説明申し上げます。

第4号議案 平成20年度一般会計歳入歳出決算でございます。歳入総額45億6,955万3,375円、歳出総額44億5,039万6,137円差引き残高は1億1,915万7,238円でございます。対前年度比で歳入では1億3,746万円3.1%の増、歳出では1億5,466万円3.6%の増でございます。

最初に、歳入をご覧ください。1款町税でございますが、町税全体の収入額は11億9,996万円で、前年度比で2億0,845万円余、率で14.8%の減収となりました。歳入項目中町税の構成比は、26.3%です。町税のうち町民税は、5億1,609万円で前年度比2億1,800万円の減収となっております。このうち個人町民税は4億4,847万円で426万円の増収、法人町民税は6,761万円で景気の後退の影響を受け2億2,228万円の大幅な減収となっております。また、固定資産税は6億2,054万円で、前年度比で991万円、率で1.6%の増収となりました。軽自動車税は2,682万円で、前年度とほぼ同一の収入となりました。たばこ税は収入総額3,650万円で、前年度比39万円、率で1.1%の減収となりました。国保税を除く、税全体の収納率は94.1%、前年度比で1.8ポイント低下しました。一方町税の収入未済額は7,529万円でございます。前年度より1,606万円増加しております。また、納税者が所在不明等で、徴収困難と判断されるものにつきまして、23万円余の不納欠損処理を行っております。

次に、2款の地方譲与税でございます。自動車重量税譲与税・地方道路譲与税からなっておりますが、ともに減額となりまして、合わせました収入額は1億0,117万円となり、前年度比429万円、率では、4.1%の減収となっております。

次に、3款 利子割交付金は526万円です。前年度比16万円の増収となっております。

4款 配当割り交付金は151万円で、前年度比239万円の減収となっております。

5款 株式等譲渡所得割交付金は56万円で、前年度比176万円の減収です。

6款 地方消費税交付金は9,754万円で、前年度比422万円の減収となっております。

ります。

8款 自動車取得税交付金は3,774万円で、前年度比462万円の減収です。

11款 地方特例交付金は、地方税減収補てん臨時交付金が新たに160万円交付され合計で1,529万円となり、前年度比931万円の増収です。

12款 地方交付税は、町の歳入項目中、第1位の30.3%を占めております。収入額は13億8,332万円であり、前年度より5,614万円の減収となっております。また、地方交付税の減収を補完する臨時財政対策債も減少しまして、合計額では、前年に比べ6,514万円の減収となっております。

13款 交通安全対策特例交付金は225万円で、前年度比23万円の減収です。

14款 分担金及び負担金の収入額は、6,054万円であります。全体では678万円の減収となりました。なお、負担金の収入未済額の54万は養護老人ホーム入所者負担金及び児童福祉費負担金です。

15款 使用料及び手数料の収入額は4,675万円になっております。全体では566万円の増額となっております。なお、住宅使用料において79万円の収入未済が発生しております。また、8万円の不納欠損をしております。

16款 国庫支出金の収入額。4億3,001万円でございます。1億5,101万円の増収です。国の緊急経済対策等による補正予算により増額となっております。内訳は国庫負担金7,246万円、国庫補助金3億5,283万円となっており、総務費・民生費・農林水産費等でございます。国庫補助金1億9,356万が収入未済となっておりますが、繰越明許費の財源となっております。

17款 県支出金の収入額は1億8,819万円です。前年度に比べ2,993万円の減収となっております。収入未済額欄にあります572万円は農業費への繰越明許費の財源となっております。

18款 財産収入でございます。収入額は、1,547万円となっております。174万円の減収となっております。土地建物の貸付収入・基金の利子等の収入でございます。

19款 寄付金の収入でございますが、2,643万円で、1,671万円の増収です。ふるさといいじま応援寄付金が217万円・一般寄付金が2,284万円などとなっております。

20款 繰入金でございます。法人町民税の還付・起債の繰上償還・飯島中学校情報演習室機器更新事業などの財源として、財政調整基金・公共施設等整備基金より3億0,493万円の繰り入れを行っております。

22款 諸収入でございます。延滞金・預金利子等で、収入済額は2億0,481万円であり、前年度より4,811万円増加しております。

次に23款 町債でございます。総額では3億1,140万円の借り入れを行いました。まちづくり交付事業、町道整備事業等の借り入れで、前年に比べ、600万円増加いたしました。

以上が歳入決算の主な内容でございまして、一般会計の収入総額は45億6,955万円となり、不能欠損額が32万円、収入未済額の総額は2億7,593万円となりました。予算現額に対する収入割合の執行率は、95.9%、調定額に対する執行割合は、94.3%となっております。

次に決算書4ページから5ページをご覧ください。歳出決算について申し上げます。議会費であります。支出総額は約6, 3 5 7万円で前年度より2. 1%, 1 3 7万円の減となっております。議員報酬・議会だよりなど、議会活動に要した経費です。

総務費でございます。支出総額は 7億3, 3 4 1万円であり、前年度対比9. 5%、7, 6 9 8万円の減であります。翌年度繰越額の1, 6 0 4万円はスクールバスの購入費4 7 9万円、定額給付金給付事業1, 1 2 5万円でございます。主な事業につきましては、総務管理費では庁舎の管理・循環バスの試行など、また定額給付金給付事業、エコシティー・駒ヶ岳による有線放送電話の廃止に伴う音声告知放送システム負担金等が増額となっております。

徴税費では法人町民税決算確定による還付金が増額となっております。

戸籍・住民基本台帳費では、自動交付機設置に伴う費用などが増額となっております。

次に3款 民生費でございます。支出総額は 9億9, 9 9 6万円であり、前年度より8,5 4 5 0円、前年度対比9. 3%の支出増となりました。翌年度繰越額1億0、2 4 8万円の内訳は地域介護福祉空間整備事業で9, 5 0 4万円、保育園施設修繕7 3 5万円、子育て応援特別手当交付金支給事業9万円でございます。平成2 0年度から地域介護福祉空間整備事業を取り入れまして、高齢者支えあい拠点施設の整備を図っております。また、原油価格高騰に伴う緊急対策として、福祉灯油券事業を昨年に引き続き実施をいたしました。民生費は、一般会計の歳出決算構成比中、最も大きく2 2. 5%を占めております。障がい者・高齢者・児童の各福祉サービスに要した支出は、民生費の柱であり、障がい者支援、福祉医療費、福祉金、児童手当等の扶助費の支出総額は2億0, 9 8 1万円でございました。また、社会福祉協議会等への福祉事業委託金や、上伊那福祉協会、伊南福祉会、長野県後期高齢者医療広域連合に対する負担金を支出しております。国民健康保健、後期高齢者医療、介護保健の各特別会計への繰出金も、大きな支出項目となっております。

4款 衛生費でございます。支出総額は2億9, 1 1 3万円でございます。前年度とほぼ同額となっております。保健衛生費からの支出は、1億8, 9 5 4万円であり、そのうち4 9パーセントの9,2 6 8万円余が、昭和伊南総合病院への負担金であります。清掃費のうち、塵芥処理費は5,7 8 9万円であり、前年度より1 0 0万円減少いたしました。

6款 農林水産業費でございます。支出総額は、3億4, 1 6 8万円であり、農業振興費、農地費、農業構造改善事業費、林業振興費などを実施いたしました。前年度比で、3 5 0万円減少しました。農業費において、農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業として6 9 8万円の繰越事業があります。農業振興費では5, 9 1 8万円により、基盤整備を行うため、経営基盤の強化、農地流動化の推進、都市交流事業などを積極的に実施し、飯島町の農業・農村のアピールと振興を行いました。また、中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策事業による農地の保全や、特色ある農業・農村をめざし1, 0 0 0 h a 自然共生農場づくりなどの取り組みを引き続き行って参りました。その他、地籍調査事業や、農業集落排水事業など農村環境整備を進めました。林業費については、2, 6 3 9万円により、松くい虫防除事業・林道整備・町有林整備などを行

いました。また、2 1世紀ふるさとの森と川里山公園整備事業・信州の森林づくり事業についても取り組みました。

7款 商工費でございます。支出総額は1億6, 7 2 0万円であり、前年度より1,0 6 5万円の増となりました。景気対策として前年度より2, 0 0 0万円増の1億円を金融機関に預託し、商工業者への融資制度を充実させ実施いたしました。

8款 土木費でございます。支出総額は、4億9, 0 8 2万円であり、前年度より1億2, 3 6 0万円の増となりました。翌年度繰越額7, 9 4 5万円は地域交通環境改善事業でございます。有利な地方債を活用した事業に取り組み、地方特定道路整備事業・まちづくり交付金事業により、堂前線の建設改良を引き続き実施しました。これら道路新設改良事業に、総額で2億7, 7 3 0万円を支出しました。一方、国・県道関係事業では、道路関係で国道1 5 3号伊南バイパス、主要地方道伊那生田飯田線、河川関係では与田切・中田切川砂防事業など、交通網の整備と、災害から郷土を守る事業の推進をはかりました。また、公共下水道事業特別会計へ9, 1 1 2万円余の繰出しを行い、快適な住環境整備の推進を行いました。

消防費でございます。支出総額は 1億6, 0 7 3万円で、昨年度より1, 0 0 4万円の減少となりました。常備消防にかかる支出は、伊南行政組合負担金として1億1, 0 1 6万円を支出いたしました。また、第5分団第3部の小型動力ポンプ付積載車の更新を行っております。

1 0款 教育費でございます。支出総額は3億3, 3 0 3万円であり、前年度より1, 1 1 9万円余の減となりました。翌年度繰越額の9 7 9万円は学校給食費の繰越明許事業費でございます。こども室において、こどもに対する総合的な支援として家庭相談員の設置・子ども広場推進事業・子育て支援センター事業・放課後児童健全育成事業などを引き続き行っております。小学校費では、七久保小学校施設整備事業が終了したことにより2, 3 1 9万円の減額となりました。中学校費では、情報演習室の機器の更新を1, 1 5 0万円で行いました。社会教育費・保健体育費合わせて、1億5, 9 3 6万円により、男女共同参画、青少年育成、公民館、図書館、文化館や歴史・文化、社会体育など町民のさまざまな要望に応えながら、各種事業を行ってまいりました。また、「飯島町生涯学習まちづくり計画パートⅢ」を8月に、「飯島町男女共同参画プラン心をつなぐ町づくりⅢ」を3月に策定しました。公民館関係では田切・本郷公民館の耐震診断を行い、田切公民館の耐震補強工事を行いました。

1 1款 災害復旧費でございます。支出総額1, 5 4 8万円で、前年度繰越事業であります、林業施設の災害復旧事業などに対する支出でございます。

1 2款 公債費でございます。支出総額は8億2, 3 1 4万円であり、前年度より、7, 4 9 8万円1 0%増加しております。

1 3款 諸支出金であります。支出総額は3, 0 1 8万円であります。主な内容は土地開発公社へ繰越欠損金の補填として3, 0 0 0万円支出したものでございます。以上が一般会計の目的別歳出の状況でございます。総額で4 4億5, 0 3 9万円となっております。

次に行政報告書 1 8～1 9ページの第6表、第7表をご覧ください。性質別決算の状況でございます。表をご覧ください。当町の、性質別決算額の構成比中、1位は人件

費で 21.6パーセント、2位は公債費18.5パーセントとなっております。以下補助費等、普通建設事業、繰出金などの順となっております。又、年度別の推移をご覧くださいますと、公債費が、前年対比 10%の増額となりました。

次に実質収支等に関する事項でございます。決算書91ページにも記してございますが、行政報告書13ページをご覧ください。決算収支の状況でございます。歳入総額45億6,955万3千円、歳出総額44億5,039万6千円、歳入歳出差引額は1億1,915万7千円であり、翌年度へ繰り越すべき財源としての1,547万5千円を差し引いた1億0,368万2千円が実質収支額となりました。また、前年度からの繰越金を除いた歳入歳出の差額と、財政調整基金等の積立金の増減額から算定されます、実質単年度収支では、起債の繰り上げ償還などを行い、又景気後退による法人町民税の減収などにより1億5,973万7千円の赤字となりました。

次に、再度、決算書92ページをご覧ください。財産に関する調書でございます、当年度中の変更箇所のみを申し上げます。

1. 「公有財産」関係で、(1)「土地関係」では南街道・南割高齢者支えあい拠点施設用地が2,513㎡増加いたしました。又「建物関係」では、豊岡・舟久保町営住宅分が546㎡減少し、南街道高齢者支えあい拠点施設分が175㎡増となり、合せて371㎡減となりました。(5)「出資による権利」関係では、長野県国民年金福祉協会出損金と同協会解散により5千円減額となっております。また、上水道事業への出資債が1,000万円増加いたしました。平成20年度新たに地方公営企業等金融機構に140万円を出資しております。

95ページから98ページをご覧ください。

2. 「物品」でございますが証明書自動交付機・飯島町地籍情報管理システム機器が増となっております。

99ページをご覧ください。

3. 「債権」でございますが、ふるさと融資の償還金が3,132万2千円減となっております。

次に4. 「基金」関係でございますが、期間中積立状況は、財政調整基金や公共施設等整備基金の繰入など2億9,494万円が減少し、基金の保有総額は11億1,562万円となりました。基金ごとの変動内容は表のとおりでございます。

次に102ページをご覧ください。起債目的別現在高表でございます。20年度中の借り入れの状況は、地方特定道路整備事業、臨時財政対策債などで、3億1,140万円の借り入れを行いました。また、1億6,861万円の繰り上げ償還を行いました。この結果、残高は前年より3億9,760万円減少して、58億3,643万円となりました。

次に、再度、行政報告書にお戻りいただき、財政指標を示す各指数について申し上げます。20ページ第8表をご覧ください。経常収支比率の推移でございます。これは財政構造の弾力性を、判断する指標であり、昨年の86.2から当年度90.0と 3.8ポイント上がりました。

次に21ページ第9表をご覧ください。財政力指数の推移でございます。市町村の財政力を示す数値で、1に近いほど良いとされていますが、昨年の0.45から0.49

と、若干の改善が見られます。

次に22ページ第10表をご覧ください。公債費比率の推移でございます。

昨年16.8から15.2と、1.6ポイント低下いたしました。以上、一般会計の歳入歳出決算及び、財政状況について申し上げます。

続きまして、各特別会計の報告を申し上げます。

第5号議案 平成20年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算について報告を申し上げます。最初に、決算書の国民健康保険特別会計決算書1～3ページをご覧ください。歳入総額は、8億9,256万7,882円、歳出総額8億3,051万6,864円、差し引き残高6,205万1,018円を次年度に繰越いたしました。前年度に比べ歳入で4,388万円、歳出で6,289万円の減となりました。町内の国民健康保険への加入率は総世帯数の41.2%、全町民の25.3%であり、世帯加入率及び、被保険者の加入人数は横ばいでした。国民健康保険税は、2億1,618万円で前年度に比べ7,458万円減収となっております。また、収入未済額は2,925万円で300万円増加しております、収納率は88%で前年度に比べ3.7ポイント低下しました。また、滞納分のうち27万円を不納欠損処理致しました。

歳出では、保険給付費・老人保健拠出金・介護納付金が減額となり、保険財政共同安定化事業への拠出金等が増加しました。また、新たに後期高齢者支援金等が増えましたが、総額では前年度より6,289万円減少しました。

次に、第6号議案 平成20年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について報告申し上げます。後期高齢者医療特別会計決算書1～2ページをご覧ください。決算額は歳入総額9,933万1,501円、歳出総額は、9,772万5,176円、差し引き残高160万6,325円を次年度に繰り越しました。平成20年4月診療分から老人保健医療特別会計から移行しました。対象者数は平成21年2月末で1,713人となっております。

次に、第7号議案 平成20年度老人保健医療特別会計歳入歳出決算について報告申し上げます。老人保健医療特別会計決算書1～2ページをご覧ください。決算額は歳入総額9,908万3,514円、歳出総額は、8,673万1,879円、差し引き残高1,235万1,635円を次年度に繰り越しました。後期高齢者医療特別会計に移行しましたので、前年度に比べ歳入で9億2,131万円、歳出で9億3,366万円減少しました。後期高齢者医療特別会計に移行しましたが、過誤請求分等の支払いのため平成22年度まで老人保健医療特別会計は継続されます。

次に、第8号議案 平成20年度介護保険特別会計歳入歳出決算について報告申し上げます。介護保健特別会計決算書1～2ページをご覧ください。歳入総額8億2,079万9,236円、歳出総額7億9,664万6,107円で、差し引き残高2,415万3,129円を次年度に繰り越しました。介護保険料は、1億3,961万円と前年に比し、353万円の増加となりました。介護保険料の134万円が収入未済となっております。介護保険の65歳以上の第1号被保険者は、20年3月末現在で1,973世帯2,981人と、前年同時期と比べ26人増加しております。保険給付費は7億0,539万円の前年度より3,145万円率で4.6%増加しております。又、介護給付費準備基金の積立状況については、年度末で4,716万円となっております。平成2

0年度新たに介護従事者処遇改善臨時特例基金を642万円積み立てております。

次に第9号議案、平成20年度公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について報告申し上げます。公共下水道事業特別会計決算書1～2ページをご覧ください。歳入総額は、6億4,622万5,190円、歳出総額は5億6,849万4,566円で、差し引き残高 7,773万0,624円が、次年度への繰越額であります。各処理区の処理場建設が終了しましたので、管渠工事等を行ってまいりました、歳入で3億0,129万、歳出で3億0,065万円が減少しました。収入関係では、加入分担金の424万円が、下水使用料金の58万円が収入未済となっております。歳出では公共下水道事業費が3億1,367万円減となっておりますが、公債費が1,301万円増加しております。13ページをご覧ください。当年度の起債借入額は2億3,430万円であり、年度末残高では45億0,914万円となっています。

次に、第10号議案、平成20年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について報告申し上げます。農業集落排水事業特別会計決算書1～2ページをご覧ください。歳入総額は、2億3,475万3,499円、歳出総額で2億0,905万4,453円、差し引き残高2,569万9,046円が次年度繰越額であります。加入金等徴収関係では、使用料の22万円が収入未済となっています。歳出の内容は、施設の維持管理が主体であり、使用料収入3,080万円に対し、管理費支出は3,771万円となっております。又、公債費は1億5,899万円と、全歳出の76%を占めるに至っております。11ページをご覧ください。当年度の起債借り入れは5,080万円であり、年度末残高では25億0,077万円となっております。以上をもって、各特別会計の決算報告と致します。

なお、全会計に共通する事項として、通常の支払い資金を確保するために、一時借入金5,000万円を又、財政調整基金・地域福祉基金より、5億4,400万円を繰替えて運用いたしました。

以上、一般会計及び、特別会計につきまして、歳入歳出決算並びに、財政状況の報告とさせていただきます。細部事項については、決算特別委員会にて、各担当からご説明申しあげますので、宜しくご審議たまわり、ご認定いただけますようお願い申し上げます。

それでは、続きまして第11号議案、平成20年度の水道事業会計決算につきましてご説明させていただきます。なお、決算審査特別委員会におきまして審査をいただくことになっておりますので、概要について説明させていただきますのでお願いをいたします。決算書の、水道事業会計決算書をお開きください。先ほども、町長の提案の説明の中でもご報告ありましたように、水道事業につきましてはおかげさまをもちまして大きな災害もなく、引き続き安定給水をすることができました。業務面につきましては決算書9ページに記載をしてございます。給水件数は前年より21件増加し、3,636軒となりましたが、年間給水推量では3年ぶりに100万㎡台を割り込み、前年比96%の98万9,649㎡と、今日の経済不況と大口の企業が井戸水に切り替えるなど、そういったことが大きく影響しております。続いて決算書3ページをご覧くださいと思います。こうした状況下で事業損益計算書の1の営業収益と3の営業外収益の収入総額では、給水水量の減少による給水収益が減収となり、前年比3.4%減の2億947万

3千円と前年度よりも730万円ほど減収となっております。一方、2の営業費用と4の営業外費用、それから6の特別損失の支出総額は前年比2.1%増の1億9950万8千円と410万円ほどの増額となりました。この結果、当年度の純利益は前年度より1150万円ほど少ない996万5千円ほどとなりましたが、5年連続の黒字決算とすることができ、当年度未処理剰余金は2474万9千円となりました。続いて2ページをお願いします。資本的収支につきましては収入総額は建設改良事業のため一般会計からの繰入金、企業債借入金、下水道事業等に伴う補償費を含め、1億3164万2千円に対して、支出総額は2億2573万8千円でございます。これによる資本的収支の不足額は9409万6千円は損益勘定留保資金等で補填をおこなっております。続いて4ページをお願いいたします。貸借対照表による20年度末における飯島町水道事業の資産合計はそこに書いてありますように37億2637万2766円となりました。主な事業につきましては、公共下水道事業及び道路改良事業に伴う配水管敷設替え工事また水道事業単独改良工事を行い、老朽石綿管の更新を引き続きおこなってまいりました。20年度の配水管の敷設替え延長は4336mでございます。また、防災安全対策として引き続き各配水地の緊急遮断弁設置工事を行い、20年度をもって計画したすべての緊急遮断弁設置工事を完了することができました。さらに各耕地の要望によりまして消火栓の設置をおこなってきたところでございます。以上で水道事業会計の決算の概要とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

ここで休憩をとります。再開時刻を10時50分といたします。休憩。

午前10時33分 休憩

午前10時50分 再開

休憩を解き会議を再開いたします。監査委員の決算審査報告を求めます。林代表監査委員。

それでは、過日決算の審査をおこなっております。ご報告を申し上げたいと思います。ただいま平成20年度決算の内容につきまして提案理由の説明がございました。内容においてダブるところがございますので。特徴あるところに絞ってですね、報告申し上げてまいりたいと思います。よろしくお願ひしたいと思います。意見書の1ページをお願いしたいと思います。平成20年度飯島町一般会計・特別会計の決算及び各基金の運用状況審査の意見書ということでございまして、第1 審査の概要であります。一つ、審査の実施期間、平成21年8月4日から平成21年8月10日まで。2として実施の場所でございます。飯島町役場委員会室1と監査委員室でおこないました。3として審査の対象でございます。平成20年度飯島町一般会計歳入歳出決算、平成20年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成20年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算、平成20年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算。以上7会計につきまして、4として審査の方法でございます。審査に当たりまして、前年度定期監査、前年度決算審査及び例月出納検査の結果を踏まえまして、一年間の決算を正確性、合規

性の観点を中心に審査したところでございます。審査の方法であります。決算書及びあらかじめ求めた関係資料、並びに実績報告書によりまして、関係課担当職員の説明をいただきまして、担当者対面審査を重点としておこなったところでございます。なお、当町では行政評価を意識しまして、予算書・決算書・行政報告書を事業コードで関連付けまして、それぞれを施策の目標・投資額・実績並びに事業効果資料と位置づけておるわけございまして、特に報告に付した意見についてでございます。監査委員が行った行政評価を、議会報告をとおしまして、納税者であります住民に公表する意義を認識しながら行ったところであります。

第2 審査の結果でございます。町長から提出された、平成20年度一般会計及び各特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、関係法令に準拠して調製されております。決算計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と照合審査した結果、いずれも符合しておりまして正確であることを認めました。財産に関する調書でございます。公有財産・物品及び基金について各台帳との照合、預金通帳、有価証券現物と照合いたしまして審査した結果、計数はいずれも正確でありまして、適切に保管処理されていることを認めました。

2ページ。第3として決算の状況でございます。一般会計収支の表の一番下、実質単年度収支。マイナスの159百万円余でございました。先ほども説明ございました基金等取り崩してまかないをつけた、その結果でございます。

3ページの財政構造でございます。先ほども説明ございましたけれども中で財政力指数3カ年平均というのがございます。0.49少し改善された、まあ上がったということでございますけれどもあの、この数値の取り込むですね、計算に取り組む元になる税収がですね、見込みで計算されておると、いうところがございまして、実数との若干のズレはあるだろうと見ております。実態はもう少し厳しいんではなかろうか、そんな感じがいたします。一番下の実質公債費比率16.4%。財政健全化判断比率の中でも重要な比率でございます。

6ページ繰入金のところをお願いしたいと思います。繰入金が3億の余でございました。財政調性基金3億円を取り崩してまかないをつけたということで、赤字的要素になっております。

次に8ページ。下の表の人件費をご覧くださいと思います。年々人件費少なくなってきております、減少しとるわけでございますけれども、19年度に少し増加しておりますが、退職の人数が多かったわけございまして、退職金を含むということで、19年度増えておるわけでございます。

続いて12ページ。②というところに人事評価制度の構築がございます。当年度委託料が220万余でございました。18年度よりこれに取り組んでおりまして、今までに合計546万円の費用をかけた制度でございます。職員のレベルアップに繋げることが大事だろうと見ております。

14ページ。公共工事入札状況をご覧くださいと思います。町発注の契約額50万円以上の入札について落札率を示してございます。ご覧いただきたいと思います。

続いて19ページ。保健医療係のところへ参ります。先ほども町長お話がございましたけれども、ここには掲げてございませんが、この春以降外国で確認されました新型イ

ンフルエンザ。これが国内でも大流行の様子でございます。対策が後手に回らないように積極的な対応が必要だろうと思います。

続いて21ページ。一番下段でございますが、商工業振興資金利子補給金他で、1670万円余支出がございます。この内訳を見ますと運転資金の利用が非常に多いわけございまして、不況の深刻さが表れておるところだろうと思って見ております。

続いて25ページをお願いしたいと思います。当年度地元要望事業の実施率10.1%ということでございまして、なかなか手が回っておらないところでございます。

続いて31ページの⑩でございます。スポーツ連絡協議会の自主運営について検討を開始したということで、協働の取り組みが進んでおるということでございます。職員が事務局を預かっているものが、いろんな分野でいくつもあるわけございまして、この事務局の業務について各団体において自主独立、自主運営ですね。これを促進するとか、この分野を臨時職員に振るとかの手立てが必要かと思われるところでございます。

33ページをご覧くださいと思います。出資による権利の状況でございます。先ほどもお話ございました水道事業会計に出資債を当年度一千万円支出してございます。結果、20年度末が2億3790万円と出資債が増えてきております。これは水道事業会計では自己資本に受け入れておりまして、水道事業会計の自己資本が5億1480万円になっております。

次のページをお願いしたいわけでございます。基金の運用状況でございます。当年度約3億円の減額になっておりますけれども、これ年度間の財源調整とか、長期的な財政安定に向けた取組みがますます重要になってまいるだろうと思います。公債費のところであります。元金償還金が7億900万円、一般会計から出した利息でございますが1140万円でございます。そのほかに特別会計に利息負担がございまして、農集に5400万円、公共下水に9000万円、水道事業会計に4800万円の支払利息がございまして、総額で3億600万円の支払利息の計上がございました。35ページから45ページまでは特別会計の決算の内容でございます。先ほども説明ございましたので内容については飛ばさせていただきます。特別会計の受け入れるですね繰入金。一般会計からは繰出金でございます。年々増加の傾向でございます。特別会計の繰入金合計いたしますと4億1400万円余でございました。ほかに一部事務組合、病院でございますが9500万円の繰出金。上水道会計に1900万円の繰出金。合計で5億2900万円の繰出金がございまして年々増加の傾向でございます。

46ページ。第4。審査の意見の総括でございます。1つとして町政を取り巻く環境についてでございます。平成20年度後半からは世界同時不況一色となりまして、金融不安・株価暴落・消費の冷え込み・企業生産活動の減少・従業員解雇・雇用不安拡大など、飯島町もその影響を大きく受けた年でございました。当町では、企業誘致に力を注ぎ、輸出関連の製造業を中心とした法人町民税やこれらの企業等に従事する住民の個人町民税など財源を依存してきたところでございます。平成20年度は、企業収益の落ち込みに伴いまして、法人税は前年対比大きく落ち込みまして23.3%。2億2千万円余の減収でございました。また前年度において税収が伸びたことに伴う精算措置ということによりまして、普通地方交付税は前年対比94.7%で、6千8百万余の減収となっております。これまでに無く厳しい財政運営となった年でございます。

町税の滞納額は7千5百万円余。だんだん増えてまいります。年度中に1千6百万円の増となり、納税状況からは不況により、町民並びに町内事業所の置かれている環境の深刻さが浮き彫りになっております。このような状況下で、町民福利の維持向上のために、町はどのような政策を求められ対応できるのか、あらためて平時における財政面での危機管理対策の重要性を感じた年でございました。厳しい社会情勢の一方で、自立のまちづくりの核として、全地区に設立された地域づくり委員会の運営は活発化し、こども広場の運営など、地域による「共助・公助」の協働事業が動き始めた年でありました。町の都市整備や産業立地の未来に、大きな影響を及ぼすと思われる国道153号伊南バイパスは全線の用地買収が概ね完了いたしました。与田切川には橋脚の姿が見えてきております。

2つとして、行財政運営の評価についてでございます。

1つ、行財運営について① 多様な分野で、地方分権の推進と共に多岐にわたり専門性が求められる中、複雑な行政運営を計画に従って、また国県の要請に即して着実に実施したことを確認いたしました。

②といたしまして監査をつうじて、平成20年度において特筆すべき事項は以下のとおりでございます。滞納対策といたしまして、前年度に申し上げました収納対策担当制を収納対策室として機能強化し、経済不況という厳しい環境の中にありながらメリハリのある収納対策を行って一定の成果を上げていると思われまます。福祉医療費、乳幼児等医療費でございます。支給対象年齢を中学まで拡大し、厳しい財政状況にありながら、子育て支援に重点をおいた政策運営を評価いたします。当町ではこれまでも、定住促進や少子化対策に重きをおいておりまして、その成果として少子高齢化や人口減少に歯止めがかかるものと期待をしておるところでございます。企業誘致については、世界的な経済不況によって、計画の一部停滞も生じております。栗加工販売施設につきましては着工などの成果が見えた年でございます。職員管理といたしまして、人事評価制度が構築されその試行が行われております。上伊那広域情報システム最適化事業では新システム構築・移行に関する事務量が増えた年であります。また、経済不況に伴う町民生活や事業所経営支援、国の緊急経済対策関連事業を実施しております。これら社会的な背景や地域的な要因により、期限を有し、緊急性の高い大型の事務事業が増大しております。

2といたしまして、財政運営についてでございます。平成19年度の1億1千万円弱の黒字に比較し、平成20年度一般会計における実質単年度収支は1億6千万円弱の赤字でございました。主な要因は、法人町民税の減収と地方交付税の減額が重なったことによるものでございます。しかしながら、1億1千万円の実質単年度黒字を計上した前年度において、これを財源として、財政調整基金の7400万円他総額1億3千万円の基金積み立てを行っておりました。その結果、100年に1度と言われる経済不況の年にあって、町民に新たな負担を強いることなく、基金の一部を取り崩しながら前述した政策を着実にすすめてきたことは、財政運営の高い危機管理能力を有しているものと評価するところでございます。

3として、検討改善をすべき事項でございます。

以上、世界同時不況という厳しい下半期を経験した平成20年度にありまして、堅実に実施した行財政運営を評価し、以下審査の過程で得た所見を記しまして、さらなる改

善・検討に期待するものでございます。

①といたしまして、バランスシートと行政コスト計算書等、えーこの財政資料なかなか良くできておると思います。今後の健全財政の指針とされたいわけでございます。特にプライマリーバランスを重視した財政運営に留意をいただきたい。当該年度の町税の増減は翌年度の交付税で精算措置される、ということから、平成21年度においては、交付税の増額が予想されるわけでございます。早い時期に予算に反映し、引き続き予想される収減の財源補填、財政調整基金の積み増しなど、前述した経営姿勢を堅持をいただきたいわけでございます。

② 別に行った財政健全化判断比率の審査をとおして、一般財源の負担を有する会計につきまして、全てを連結して財政健全化を検討することの重要性を感じたところでございます。町単独で財政が健全だけではだめということでありまして、上伊那は運命共同体という色が濃くなっておるように思うわけでございます。

48ページになります。健全化判断比率の推移については、昭和伊南総合病院経営支援、上伊那広域連合のごみ処理施設、上伊那広域新情報システム等の長期的な財政負担等を適正に対策し、安定した町民福利の維持向上に努めていただきたい。

③ 町税、上下水道料、保育料など公金の未収金が平成20年度は1億3千万円になっております。前年度9千7百万円でございます。3千3百万円の増であります。平成18年度は7千3百万円でございますので、年々こども増加してきております。社会保障費等国民負担の増額や、失業などにより、本年度はさらに滞納額の増加が予想される中で、負担の公平性堅持の面からも、収納対策に万全を尽くしていただきたい。同時に、生活弱者の対応には従来にも増してご配慮いただきたいわけでございます。

④ 職員管理について、数年来の傾向として、職員削減と、事務事業の増大によりサービス残業の恒常化がすすむ一方で、職員の年次有給休暇の取得は平均1人4日間弱ということでございました。健康で勤務に精励できる職場環境づくりといたしまして、心身のリフレッシュのための年次有給休暇の取得を励行し、もって多様な町民の付託に応えられる職員管理をすすめていただきたい。

⑤ 自立のまちづくりの端についた市町村合併検討時の議論につきまして、住民・行政とも一過性のものとしなことが重要でございまして、行政がリーダーシップを発揮し、開かれた議論を継続することで、町民自らが選択した協働のまちづくりの責務を風化させないような形でお願いをしたいわけでございます。

⑥ 住民協働をもって、自立のまちづくりの永続的推進を標榜する当町でございます。広報公聴による住民ニーズの的確な把握と、パブリックコメント、意見公募等の導入など住民との合意形成に向けた取り組みが重要であると思われまます。限られた人員と財源の中で、誤りの無い行政運営を行うための住民理解と協力は不可欠でございまして、重点的に取り組まされたいわけでございます。

今後、町政運営は、引き続き飯島町らしい住民協働のまちづくりに取り組まれることをもって、出口の見えない未曾有の経済危機を克服することを期待し、審査の総括いたします。

続きまして、飯島町水道事業会計でございます。1ページをご覧いただきたいと思ひます。平成20年度飯島町水道事業会計決算審査意見書でございます。1つといたしま

して審査の対象でございます。平成20年度飯島町水道事業会計決算、2つといたしまして、審査の期間でございます。平成21年6月27日 金曜日1日間でございます。他に毎月の例月出納検査で合計残高試算表のおこなってきております。3といたしまして、審査の方法でございます。地方公営企業法第30条第7項の規定に基づく決算書類及び同法施行令第23条の規定に基づく決算付属書類等につき、証書類その他の会計書類等と照合し、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則の趣旨に従っているか否か、内容について資料と説明を求めて審査したところでございます。4といたしまして審査の結果でございます。審査に付された、平成20年度飯島町水道事業会計の決算書類及び決算付属書類は、関係法令に準拠して作成されており、計数も正確で、経営状況及び財政状況が適正に表示されているものと認めました。また、予算の執行状況はおおむね所期の目的に従って執行され、運営は公営企業本来の目的であります公共の福祉を増進することに配慮して行われているものと認めました。なお、決算の概要は次のページからご覧いただくとおりでございます。

10ページをご覧いただきたいと思います。先ほどちょっと申しましたが、負債資本の部の中ほどに、事故資本金というのがございます。一般会計から1千万円の出資債を受け入れまして、当年度の自己資本は5億1480万余でございました。11ページの未払い金でございます。水道会計は消費税の課税業者でございまして未払い金の244万円は消費税の申告納税額でございます。この間に中間納税がございまして、222万円の納付を既に済ませておりますので、消費税の総額は466万5千円になっております。それからウの実質流動比率でございます。資金繰りを示す比率でございまして、604.9%。極めて健全であるということでございます。翌年度1年間に支払予定の負債に対してそれに充てられる資金の割合を示したものでございまして、この結果は負債100円に対して600円の資金が用意されておるということでございます。

12ページ総括へまいります。ちょっと飛ばしまして真ん中ごろでございます。経営全体としては、極めて厳しい経済環境の中にあつて、営業経費の節減や、漏水率の低下などの経営改善を続けまして、20年度は単年度で約1千万円の純利益を生じたところでございます。評価したいと思います。

えー経営状況についてであります。事業収支について。4行目からになります。決算の事業収支で9,965千円の純利益。前年度繰越利益剰余金が14,785千円ございました。当年度末処分利益剰余金は、合計いたしまして24,749千円となっております。末処分利益剰余金について、減債基金として5,000千円を積み立てておりまして、結果、19,749千円が翌年度の繰越利益剰余金となっております。13ページの一番上でございます。③は施設整備状況について工事の内容とその財源の内訳でございます。ご覧をいただきたいと思います。

(2)へまいります。今後検討すべき事項でございます。今後の経営に対しましては次の点について検討されることを期待しまして、意見の総括といたします。

①有収水量の長期的展望について。給水人口は、平成12年をピークに年々減少を重ねて、平成20年度末までに866人という大幅な減少となっております。世界同時不況の影響を受け、企業活動の停滞に伴う工場使用量の減少、及び給水人口の減少に伴う生活使用量の減少は今後も引き続くことが予想されております。安定経営の基盤となる

有収水量の長期的な推移を展望をいただきたいわけでございます。

②飯島町上水道施設整備基本計画の現計画検証と新計画策定についてでございます。アといたしまして、老朽石綿管の更新について。下水道関連事業などによって、年々老朽石綿管の更新がなされまして、残すところ約17.5kmとなっております。下水道管路工事の終了とともに、今後これらの事業は、町単独事業として財源確保に苦慮することが予想されるわけでありまして、安定給水並びに有収率の向上に向け、長期の展望に立った、計画的な設備更新に努めていただきたい。

イとして、町の人口増施策に対応した配水管路敷設計画についてでございます。町では、人口増対策を主要な政策のフレームとしているわけでありまして、上水道は町民の生活基盤の根幹ともいえる役割を担っておりまして、水道配水管路の先行的な敷設によりまして、町の土地利用計画に即した宅地開発を誘導することが期待できるわけでございます。また、給水人口の増加は、水道事業の安定経営の視点からも重要でありまして、適地への配水管路の敷設について、次期飯島町総合計画策定に関連をいたしまして、町と連携した先行投資の検討をいただきたいわけでございます。

③といたしまして、現計画の検証と新計画の策定についてであります。平成5年に策定された上水道施設整備基本計画の目標年度は平成20年度でありまして、速やかに現計画達成度の検証と、前述を踏まえて町総合計画の目標達成年度に整合させた、施設整備長期計画の策定について検討をいただきたいわけでございます。引き続き、町民に安くて安全、かつおいしい水を安定して供給されることを期待をいたしまして、審査の総括といたします。

続きまして、健全化判断比率でございます。2ページをお願いしたいと思います。平成20年度飯島町一般会計・水道事業会計財政健全化及び経営健全化審査でございます。第1といたしまして、審査の対象。平成20年度飯島町一般会計健全化判断比率、平成20年度飯島町水道事業会計資金不足比率。第2に審査の期間でございます。平成21年6月27日1日間。水道事業会計。平成21年8月27日1日間。一般会計。第3審査の結果でございます。いずれも関係法令に準拠して作成されており、正確であることを認めました。3ページであります。平成20年度一般会計財政健全化審査の意見書であります。

1つとして、審査の概要であります。この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施したところでございます。

2としまして審査の結果でございます。総合意見。審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めました。健全化判断比率。①、②、実質赤字比率、連結実質赤字比率。これはございませんでした。③実質公債費比率16.4%。④将来負担比率103.1%。

2として個別意見でございます。

①実質赤字比率について。－3.26%でございまして、赤字となっております。

②連結実質赤字比率について。－23.05%となっております。赤字となっております。

③実質公債費比率。16.4%でございまして、早期健全化基準25%と比較しますとこれを下回っておるわけでございます。4ページまいります。また、平成19年度の17.0%に

比較して0.6ポイント健全化しておるわけでございます。但し、地方債許可団体移行基準でございます18%には迫っているので、引き続き、基準を超えないように繰り上げ償還等の適切な措置が必要と思われるわけでございます。

④将来負担比率についてであります。一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。平成20年度の将来負担比率は103.1%でございまして、早期健全化基準の350%と比較すると健全側にあります。また、平成19年度の105.7%に比較してみても、2.6ポイント健全化しているわけであります。将来負担比率は、将来の財政運営を展望する指標として、継続的な留意が必要と思われるわけでございます。

3として、是正、改善を要する事項でございますが、指摘すべき事項は特にございせんでした。

続きまして、平成20年度水道事業会計経営健全化審査の意見書でございます。

1つとして審査の概要であります。この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、を主眼として実施したところでございます。2として審査の結果でございます。1) 総合意見。審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。①の資金不足比率でございます。これは表示ございません。

2として個別意見でございます。①資金不足比率についてでございます。決算審査書に記載した水道事業の財務の短期流動性を表示する実質流動比率は、604.9%でございました。先ほどもちょっと申しました。平成20年度の水道事業会計の資金不足比率は、－204.4%。資金不足となっております。また、実質的な資金不足比率も－171.6%で経営健全化基準の20.0%と比較すると良好な状態にあると認められました。

3といたしまして、是正改善を要する事項でございます。指摘すべき事項は特にございせんでした。以上平成20年度一般会計・特別会計・水道事業会計・財政健全化判断比率について審査の報告でございます。なお、町全体のバランスシートにつきまして、数字を民間の経営分析表に当てはめて、比率を見るとどうなのか。参考に申し上げてみたいと思います。民間ではこれを見て、安全性の分析ということで捉えておる比率でございます。

まず流動比率でございます。当年度が181.8%。前年度が184.1%でございました。資金繰りを示す比率でございまして、200%以上が良好ということでございます。固定比率。自己資本100に対する固定資産の割合でございます。100以上が望ましいところでございます。当年度193.6%。前年度197.7%でございました。固定長期適合比率というのがございます。流動比率と関連して見るという比率でございます。当年度97.5%。前年度97.3%。ほとんど変わりがございません。この比率が100%を超えますと、長期的に見ると破綻の方向に向かうのではなかろうかと言われておる比率でございます。自己資本の比率でございます。総資本に占める自己資本の割合です。高いほど財務体質は健全でございます。当年度48.9%。前年度47.9%でございました。次に借り入れの依存度というのがございます。これは低い方が財務体質が良いとされております。当年度51.1%。前年度52.1%でございました。借入依存の高い体質ということでございます。

議長

議長

議長

7番
三浦議員

自己資本比率と借入依存度は関連があるとされております。この財務指標というものは、健全化判断比率との関連で見ると参考になるものと思って見ております。民間ではですね、決算書というものを経営者の通信簿と見ております。貸借対照表（バランスシート）これは体質を現すとされております。損益計算書（収支計算書）のことでございます。健康状態を表しておるとされております。民間と行政はそぐわないところもあるかと思えますけれども、参考ということで付け加えて申し上げました。健全財政運営にご期待を申しまして、以上報告とさせていただきますと思います。どうもありがとうございます。

これから、ただいまの決算審査報告について、質疑を行います。なお、質疑事項については、監査委員の職務の範囲を超えることのないよう、ご留意をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(なしの声)

質疑なしと認めます。これで決算審査報告に対する質疑を終わります。林代表監査委員には、大変ご苦勞様でした。ただいま議題となっております、第4号議案から第11号議案までの決算8議案については、決算審査特別委員会へ審査を付託したいと思えます。

お諮りします。決算8議案について、決算審査特別委員会へ審査を付託することに、異議ありませんか。

(なしの声)

異議なしと認めます。したがって、決算8議案については、決算審査特別委員会へ審査を付託することに決定いたしました。これから、平成20年度会計決算8議案について総括的な質疑を行います。なお、質疑につきましては、ただ今議長及び議会選出監査委員を除く全議員で構成する特別委員会に付託が決定いたしましたので、その点を踏まえて行ってください。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

それではお聞きをしたいと思います。20年度の決算は実質単年度収支が赤字となりました。今後も税収減が見込まれ、厳しい行財政運営が迫られるという風に思われます。背景には長引く不況、不安定雇用、高齢化、さらには昨年末の世界的な経済危機などがあると思われます。社会的生活弱者が増加している状況にあるという風に認識しております。たとえば、教育費では要保護・準用保護就学援助を必要とする児童生徒数が増加をしております。平成18年ごろから徐々に増加をしております。平成19年からは30人を超え20年度では36人となっております。子供たちが大きな影響を受けていることがこれで分かると思います。平成19年度の実績では30人で174万円の援助金が出ております。平成20年度当初予算では約120万円の計上であったという風に認識をしております。実態の把握に問題があったのか、予測できなかったのか、まあ補正で対応するということがあったのかという、予算編成に問題もあったという風に私は思っております。で、現在の不安定雇用の中で、子供たちを始め幅広い世代に経済的な影響が広がっていることがこの問題一つとっても明らかであるという風に認識しております。来年度にむけた予算編成がこれから行われていくわけですが、社会的生活

町長

弱者に心を砕いた予算や施策を講じる必要があるという風に考えております。どのように現状を把握をしており、また対策についてのお考えについてお聞きをしたいと思います。以上です。

えー、平成20年の財政運営につきましては、これまでも再三申し上げてまいりましたとおり、また今、お話のあったとおり、大変まあ税収減、それから交付税減のダブルパンチの中での財政運営大変まあ厳しいものがあったことはご理解いただけたと思います。ただまああの交付税等の対応につきましては、またその谷間を少し次年度で、というような交付税算定のシステムでもございますので、そうした財源を期待し、また後ほど補正というような予算も組んでまいりますけれども、ただそうしたあの現在の不況下での対応の問題。それから、冒頭にも申し上げましたこれからの国の施策との関わりがどういう風にまあ整理されていくのかということも見極めないと、ただ年度の途中でこれを部分的にというわけにもまいります。従ってこれから国も地方も予算編成作業に入ってまいりますので、そこらを総合的に勘案する中で1つ1つの施策を捉えて、できるだけの体制を組んでまいりたいと、施策を講じてまいりたいと、こういう風に思っております。

議長
4番
浜田議員

他に質疑はありませんか。

えーこの度の平成20年の決算につきましてはですね、まあこれから詳細な審議がおこなわれるという風に思いますけれども、全体を通してちょっと感じたことについて申し上げてみたいと思います。で、えー平成20年度の決算はある意味で平成16年から19年までの4年間の流れから見て、私の印象から見るとかなり特異だったのではないかと、という風に感じております。この過去4年間の変動から推測される、十中八九この程度の金額だろう、という枠から大きく外れる項目が現実にあったのではないかと。まあ正直言いますと大体5%ぐらいしかありえないという変動が起こった項目がいくつかありました。歳入面で言いますと地方交付税がですね、予想以上に減った。それから国庫支出金が例年から予想されるとおそらく3億円ぐらいだろうという風に予想されるはずなんです、4億3千万というふうになったと。まあその理由はもう既にご説明いただいて明らかなわけですけども、19年度の企業法人税・町内法人税が大幅だったことの逆揺れを受けた、まあそんなようなことではないかと思っておりますけれども、いずれにしてもですね、過去の概想では非常に見通しにくい財政収入になったのかな、という風に感じたわけです。で一支出の方も同様でございます、細かい話はあの除きますけれどもおそらく人件費ですとか、維持補修費ですとかはおそらく予想よりも絞り込んだ。まあ非常に行政的な努力があったという風に見えるわけですけども、一方でですね、補助金が、あ補助費ですね。補助費というあの使途で見られる項目がかなり多かったという風に私自身は見てます。で、まあ細かい話を申し上げたいわけじゃないんですけども、そういう目で見ますとですね、16年から19年までのある程度連続性のある財政運営に対して20年度というのはかなり、まあ雑な言葉を申しますと暴れたんじゃないかなと、という風に思ってます。で、その大きな理由葉ですね、もちろんあの景気変動という大きな事件があったわけですけども、それに伴う中で、国の一過性のですね財政政策が次々に出されて、ある意味ではそれに振り回されたような要素があるんでは

町長

ないかと、またその結果、非常に限られた人員の中でですね、予算の組み換え等でまあ行政の皆さんも大変苦勞されたのではないかとという風に私はそうぞうしております。で、こういうことは今後一層、政権交代もありますので好むと好まざるとにかかわらず、こういった財政運営、要するに国あるいは景気の変動を受けながらの町政運営っていうのを乗り切っていかなければならないという事態が、当然想定せざるを得ない。で、そうであれば、いっそ重要になるのはですね、町の財政をどこに軸足を置いて行うかと、いうことが極めて重要になるのではないかとという風に私は思っております。特に同僚議員が指摘しましたように、経済的な困難が町に広がってます。地方自治の本旨というのが住民福祉の実現であるとするならばですね、ここに手厚い予算配分をすることが今まで以上に求められてると。その一方、先ほどの国からの様々な交付金等の内容を見てみますとですね、残念ながら率直に言ってかなりハードウェアに偏ってるというように私思ってます。あのそれ自身が決して悪いということではないんですけども、あの建物であつたりですね、車両等であつたりですね、どちらかという有一番底辺を支えるセーフティネットに必ずしも使いやすい予算になってないのではないかと。まあそんな風に全体の流れ見てると感じるわけであります。そうしたことでですねあの一この平成20年度の決算に現れた国の短期的な施策にブレることなくですね、町民福祉を最優先とする町政を推進していただきたいと思ひますし、この決算への総括的なご印象と合わせてですね、住民福祉を最優先に守るという町長の決意をお聞かせいただきたい、と思ひます。

まああのここ数年間の行財政運営は特にあの小泉政権のときから打ち出されました、地方行財政に対する1つの改革案、案と申しますかまああの実践をされたわけでありましてけれども、三位一体の1つの構造改革というものが、なかなか触れ込みは良かったわけでありましてけれども、我々地方財政にとっては致命的に近い1つの影響を与えたことは事実でございます。交付税の総額を減らし、それから補助金・交付金を減らし、それに見合うこの一部を税源委譲という形の中で三つ巴の中でまあ対応していくという、触れ込みは良かったわけであります。結果は惨憺たるものであったことはもうご承知のとおりであります。そこにあのこれからの地方分権議論とも相俟ってですね、非常にこの本来のこの地方の自治の力というものをもう一遍まあ構築しなす必要があるんじゃないかというところで議論されてきたのが最近の状態でございます。従ってあのここ数年間は、20年度予算は少しまあ特異な状況があったという風に私も思っておりますけれども、大変まあ四苦八苦な遣り繰り算段での財政運営ということでございますが、子の限られた財源の中で減額された規模の中でいかにまあ住民要望に添えていくかということをも最大の一つの眼点にして予算編成をし、それから予算の執行もしてきたつもりでございます。ただ20年度はあのいろんな経済対策がありまして、国もまああの早くまあ景気回復するための大判振る舞いといつてはあれなんですけれども、そうしたこと。それからそれとは別に国の今ある制度の中で住民要望のあるこの福祉空間地域介護等の事業につきましても、これあの有利な補助金という形でございますので極力それを取り付けて、規模的には予算は膨らんだという形になるわけであります。まああの今後の問題につきましてはあの再三申し上げておりますように政権も変わるわけでございますので、どういう軸足でまああの政策が示されるかということはまだ五里霧中ではありますが、マニフェストにも書かれておることがそのとおりに実行されるかどうかということは、

		非常にこれは難しい。何かを削らないと、まあいろいろ言われておりますけれどもそうしたことがどのような形で大鉈が振るうことができて、実現できるかということはみんなでこれは注意深く見守って、そうしたことを受けてのまた予算編成・行政運営ということ、好むと好まざるとにかかわらずやっていたいかなきゃならん、ということだろうと思いますけれども、いずれにいたしましてもこれはあの住民あつての地方自治であり国である、ということに立ちましてですね住民の付託に、要望にハード・ソフト問わず全般的なこの要望バランスの中で精一杯予算化に努めてまいり、それを実現してまいりたいというように思っております。			
議	長	他にありませんか。	総務課長	(補足説明)	設置するための経費を計上いたしました。子育て支援の一環として小さな子供さんにも配慮した遊具を設置をしてみたいと考えておりますので、安心して与田切公園をご利用いただきたいと思っております。健康増進事業では、県の補助金を活用して女性特有のがん検診事業や、自殺対策事業への取り組みも行うことといたしました。その他、細部につきましては担当課長からそれぞれ説明を申し上げますのでよろしくご審議のうえ、ご議決賜りますようお願いを申し上げます。
議	長	(なしの声)	住民福祉課長	(補足説明)	
		質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。	産業振興課長	(補足説明)	
		ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後１時１５分とします。休憩。	建設水道課長	(補足説明)	
		午前１０時３５分 休憩	教育次長	(補足説明)	
		午後 １時３０分 再開	議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。	
			５番		
議	長	休憩を解き会議を再開いたします。	堀内議員		えー何点かお伺いをいたします。まず２１ページの１７番。公有財産購入費ですが、この金額全額は、地元からの寄付金で賄うという風に理解してよろしいかをお伺いします。それから２８ページ。えー４２６１、国県関連事業。この負担金については負担率がどのぐらいかお聞かせをいただきたいと思います。それからもう一点は、３１ページの５７２２の関係です。田切野球場のまあ修繕ということで、予算計上いただいております。あのグランドの土の入れ替え、あるいはバックネット裏のフェンス、フェンスつつちゅうか、ネットかな。バックネット。その是非更新もっていか要望が多分その教育委員会の方に行ってるかと思いますが、この事業の中には含まれているのかどうかお伺いしたいと思います。以上です。
町	長	日程第１６ 第１２号議案 平成２１年度飯島町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。	住民福祉課長		それではご質問のありました２１ページの１７。公有財産購入費でございます。この地域介護福祉空間整備事業の用地につきましては登記名義を飯島町とするために公有財産購入費で地権者にお支払いをし、地元耕地から全額同額を寄付金としていただくという処理の仕方でございます。よろしくお願いいたします。
		それでは平成２１年度一般会計の補正予算（第３号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては、歳入支出の予算の総額にそれぞれ 367,214,000 円を追加して、歳入歳出それぞれ 4,853,809,000 円とするものであります。今回主な補正につきましては平成２０年度の決算がまとまり、繰越金が確定したこと及び普通地方交付税の額が確定したことに伴い必要な補正を行うものであります。更に、地域介護福祉空間整備事業の追加などによる予算措置を行うものでございます。まず前年度繰越金と普通地方交付税の確定に伴いまして、この結果当初見込んでおりました予算額を大幅に上回る結果となりましたので、本年度当初予算において予定しておりました財政調整基金と減債基金の取り崩し・繰り入れを取り止めることといたしました。更に財政調整基金にその一部を積み増しをすることといたしました。財政調整基金につきましては午前中の決算報告でも触れましたけれども、昨年度 300,000,000 円ほどの取り崩しをしておりますので、できる限り積み立てを行って従前の残高を確保してみたいという風に考えております。また、減債基金につきましては来年度の起債の繰上げ償還の財源とする計画でございます。次に歳出予算の主な内容について申し上げます。まず地域介護福祉空間整備事業交付金を活用いたしまして、新たに６地区の集会施設を整備することといたしました。この施設は地域での介護予防等の活動拠点として、多くの方に利用いただくことを期待をいたしております。また、従来から懸案事項となっておりました林道の横根山線の崩落箇所への復旧事業であります。今回国の補正に掛かる、補助事業を活用いたしまして事業を実施することといたしました。これにより上流で行われております国の直轄治山工事の開始や、現在閉鎖しておりますシ	建設水道課長		えーと。２８ページの国県関連事業の負担金の負担率でございますが、えー県のあの行う事業の市町村負担、町村負担の部分につきましてはその事業のものによって異なります。で、地特や交付金、あの国の補助事業等、それからあの県単のえー道路維持事業、そういったものは負担金は一切掛からないわけですが、県単で道路改築・改良事業やる場合は１５％市町村負担が生じます。また、参考までにあの一県単で側溝、兼用側溝等行う場合は、５０％の負担が掛かってきます。
		オジ平自然園の活用などに繋がるものと考えております。次に与田切公園の遊具についてでございますが、管理棟の南側の広場に老朽化により撤去した遊具に替えて新しい遊具を	教育次長		３１ページの５７２２。屋外運動場の修繕でございますが、今回の中に土の入れ替えは入ってございません。要望のあることはご承知をしておりますけれど、財源等の関係もありまして今回その土の関係は入っておりません。なお且つ、フェンスの方につきましても全体はやっぱりあの 5,000,000 円程度掛かってしまいますので非常に悪い部分のみを修繕を一応させてもらうということで計画させております。以上です。
			議 長	はい、他に。	
			９番		
			竹沢議員		えーと今回の補正ですが 360,000,000 ほど、地方交付税の収入増、繰越金等々によりま

町長	して、繰入金をおやめになってまた財政調整基金を積み立てるということで、大変結構な財政運営だということで評価させていただきます。二点ほど伺いたいします。えっとまず21ページに関わりまして、地域介護福祉空間整備事業であります。実は私共の柏木もこの制度で竣工させていただきまあ有効に利用しておりますわけでありますけれども、町の方のご紹介もありましたか、あちこちから私共のところに視察に来られております。具体的には宮田村の町二区、町三区、中川村の飯沼、桑原、_____の針ヶ平。伊那市の <u>ど</u> ば。それから当町では先般、山久、中町、今度の土曜日に高遠原ということでしょっちゅう来ていただいて結構なことですけれども、えーこの制度は各耕地の住民の皆さんも大変期待しておりますし、協働のまちづくりの各地域の協働の砦ということになるかと思えますけれども、今予算は結構ですけれども、今後において北町、中町、石曽根、春日平、南田切などが希望しておるように伺っておりますけれども、民主党等々の連合政権になりまして、私が思うには、福祉政策というのはですね今度この政権変わってもそんなに後退するものではないと、いう風に思っておりますけれどもそこら辺についての見通し、あるいは本日時点での第三次要望かな？　そういう要望の申請はどのようになっているのか、についてお答えいただきたいと思います。二つ目。25～6ページに掛かりまして、先般我々議員も現場踏査させていただきまして、林道横根山の整備につきまして、崩落されて入山禁止になっておったわけですが、この度国庫補助もつきまして出来るということで大変ありがたいという風に思っておりますけれども、聞くところによるとこれから発注されてまああの冬場に差し掛かるので、雪のないときを含めて繰越明許でおやりになるんじゃないかということですが、これが完成した暁に町民の皆さん、また町外の多くの皆さんの希望がありますシオジ平の自然園の開山、及びこれもまた町民の皆さん強く要望ありますが中小の登山口、登山道の開設ですか？　これについてお答えください。	
	町長　　全般的に今回のあの一補正については、事業のまあ内示をいただいて確約できたという状況ではございません。したがってあの一―抹の若干心配もないわけではないんですけれども、特にこの地域介護空間の問題につきましては、これまでまあ直接厚生労働省との色々なまあ事業要請の中で進めてきておる事業でございまして、今回の箇所付けにつきましては一応この補正の準備作業の段階で、8月の下旬でございましたけれども、直接あの私厚生労働省の方に出向きまして、要望リスト、この後もまだあの他にも予定地があるわけでありまして、要望地があるわけでありまして。そうしたもののリストを持参をして、一応あの準備を進めてもらって結構である、という準備行為、これあの一他の既に事業実施しておるところも内示の段階でなくて、そうした要望を予算化によって一つその熱意を示していくという要素も大事でございまして、そうした考え方で進めてまいりまして、あの一二次募集の範疇へ入っていくという今度の部分になろうかと思います。ただあの、再三申し上げておるこの新規の事業あるいは経済対策の部分もそうでございますけれども、新たな事業着手以前の問題は白紙から見直すというようなことも言っておりますが、これはあの国の方では当初予算の平常ベースの予算の中の事業、取組みの部分でございまして、なんとかまあ実現できるという風に思っておりますが、週明けの来週早々にももう一度あの確認と申しますか念押しのために上京して、その内容を詰めさせていただくように予定しておりますし、またあの今お話のようにその他の耕地等につきましても何箇所か出てきておりますのでそれも含めてまたお願いをしてまいりたいと思います。この予算書の中では	
	産業振興課長　準備の整ってきておるところをピックアップした予算化にしたということでございます。それではあの、林道横根山線の林道改良事業の絡みでお話があったことに関連してございますが、まずあのシオジ平の自然園の関係につきましては、平成21年度の当初予算で緊急雇用を使いまして中に入れるような形で整備していく予定でございましたけど、この林道の通行止めが長く続くという見通しの中で22年度の方に回していただくという形で、議会でもご了解いただいております。ですので22年度にはシオジ平の自然園については、整備をしながら、一般の方が入れるようにしていきたいというように考えております。もう一つ、中小の登山道でございますが、この関係につきましても一旦山へ登ることを禁止してございますので、一部の方に調査をしていただいた状況によりまして、カモシカ落としのところににつきまして、相当老朽化なり危険な状況になっているということで、その関係につきまして、修繕等するには相当な金額掛かるんじゃないかということで、まだこちらの方でも調査は行ってはおりませんが、数字的なものも把握しなくちゃいけないという風に思っております。そこら辺を含めましてなるべく早くこの林道の開通とともに出来れば良いとは思っておりますが、同時という形にはちょっと無理ではないかな、というように思っておりますので、金額把握をするとともに、そこら辺の調整をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく伺いたします。	
議　　長	他にありませんか。	
	久保島議員　ただいま竹沢議員の方からも質問がありましたんですが、私も今回の補正についてはですね非常に期待をしているところがございまして再度町長にお伺いをしたいと思います。民主党がですね、207兆円総予算の見直し、そして補正も見直すんだというようなマニフェストの中で308議席という大量議席をとって政権を奪取ということでございまして、当然これは見直しがあるんだろうという覚悟をしていないわけではないだろうという風に思います。それでこの予算執行がですね確実に出来るのだろうかというところも懸念するわけでございまして、町長の所感をお伺いしたいと、いう風に思います	
	町　　長　　あの、今申し上げたとおりなんですけれども、これ経済対策でまだ未執行の部分であるというような言い方とはちょっと別な事業でございまして、当初予算からこの日本の福祉、特にこれからの福祉のテーマであります、介護の問題、支え合ってそれからバリアフリー等の改良加えながら高齢者・障害者の福祉に供していくという大きな国の施作でございまして、決してこのぶれることなく行くべきであるし、またそうであろうと確信しておりますので、再度また出向きましてですね、事業が着実に、そしてもうこのつい今回の議会で予算議決もいただいてもうスタートしておるんだと、ということも申し上げながら、何とか採択をしていただくような形で努力をしてまいりたいという風に思っております。	
議　　長	他にありませんか。	
	北沢議員　28ページの与田切公園の関係でちょっと一点伺いたいします。飯島町の町内、あの一安全基準の問題から、公営っていいですか、公の部分における遊具というものが一時撤去されてきて、唯一公費でつける遊具というのは与田切公園のみに現在なってるかと思えます。まあそういった意味で今回の補正予算、評価するものでありますけれども先ほどの町長の提案理由の説明の中に、小さい子供に配慮したということがございました。実はあ	

		の与田切公園の遊具について、まああの本当に小さい幼児、乳幼児ですね、まあ乳児は無理だと思いますが、そういった子供に対する遊具がないというような希望もあるわけですが、今回のものについても前回のものと同じぐらいの年齢を対象とした遊具であるかどうかをお伺いしたいと思います。
産業振興課長		与田切公園の遊具の設置の関係でございますが、えー撤去するものについてでございますが、まずあのコンビネーション遊具、といいましてこうロープを伝ってこうずうっといくものがありますが、その関係について撤去する予定になっております。その関係については今ご指摘がありましたように若干幼児というか年齢的には高い子供たちの遊具であります。ですのでそれを撤去いたしまして、お話がありましたように幼児的なコンビネーション遊具。コンビネーション的なものには変わりがないんですが、あの小さい子供さんたちが使えるもの、それに合わせてあの小さいよくある馬とかウサギとかそういうのもいくつか予定をしたいということで、年齢層の低い幼児を対象として設置する予定でございます。
議 長		他にありませんか。はい、異議なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(なしの声)
議 長		討論なしと認めます。これで討論を終わります。第１２号議案 平成２１年度飯島町一般会計補正予算（第３号）を採決します。お謀りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。したがって第１２号議案は原案のとおり可決されました。
議 長		日程第１７ 第１３号議案 平成２１年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長		それでは第１３号議案 平成２１年度飯島町国民健康保険特別会計の補正予算（第２号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ41,939,000円を追加し、歳入歳出それぞれ954,124,000円とするものであります。今回の補正は平成２０年度決算額の確定や、今年度の後期高齢者支援金分が確定をいたしましたので、負担金、交付金、繰越金、基金繰入金について補正するものでございます。また２１年１０月から新たに新設となります出産育児一時金の直接支払い制度に関する補正を合わせて行うものでございます。歳入では国庫支出金、療養給付費交付金、繰越金をそれぞれ増額し、県支出金、基金繰入金を減額するものでございます。歳出ではジェネリットカード、出産育児一時金直接払いの手数料の新設、及び今年度後期高齢者支援金確定に伴う増額、２０年度決算により確定しました国庫支出金償還金と今年度新設の高額医療療養特別給付金支給金がそれぞれ歳出で残り 21,370,000円を予備費に増額するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から説明申し上げます。よろしくご審議をいただきまして、ご議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長		これから質疑を行います。質疑はありませんか。
7番 三浦議員		一つお聞きをしたいと思います。出産育児一時金の補助金なんですけれども、期限付きとお聞きしてますけれども、そのことについてどのくらいの期間かということと、で期限

住民福祉課長		が切れた後の負担ということについてどのようなお考えがあるかお聞きしたいと思います。それではお答えをいたします。健康保険法施行令の一部を改正する政令が施行されました、現段階では、２２年度。２３年の３月までを限度ということで聞いておりますので、よろしくお願いいいたします。
議 長		他にありませんか。(なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(なしの声)
議 長		討論なしと認めます。これで討論を終わります。第１３号議案 平成２１年度飯島町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を採決します。お謀りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。したがって第１３号議案は原案のとおり可決されました。
議 長		日程第１８ 第１４号議案 平成２１年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長		第１４号議案平成２１年度後期高齢者医療特別会計の補正予算（第１号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額にそれぞれ160万6千円を追加し、歳入歳出それぞれ1億518万1千円とするものでございます。今回の補正は２０年度出納整理期間中の保険料を２１年度に県の後期高齢者医療広域連合に納めるため、歳入に繰越金を、歳出に広域連合納付金をそれぞれ増額補正するものでございます。細部につきましてはご質問によって担当課長からお答えを申し上げます。よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。
議 長		これから質疑を行います。質疑はありませんか。(なしの声)
議 長		質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。(なしの声)
議 長		討論なしと認めます。これで討論を終わります。第１４号議案平成２１年度後期高齢者医療特別会計の補正予算（第１号）を採決します。お謀りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(異議なしの声)
議 長		異議なしと認めます。したがって第１４号議案は原案のとおり可決されました。
議 長		日程第１９ 第１５号議案 平成２１年度飯島町老人保健医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
町 長		それでは第１５号議案平成２１年度老人医療特別会計の補正予算（第１号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模におきまして、歳入歳出予算の総額にそれぞれ869万4千円を追加して、歳入歳出それぞれ1413万4千円とするものでございます。今回の補正は平成２０年度の医療給付実績によります過年度分の医療費交付金の確定に伴いまして、繰越金の増額補正と一般会計繰入金の減額補正をするものでございます。また予備

		費として、686 万円を増額補正するものであります。えーこの予備費につきましては22年度で老人医療特別会計がなくなった際に残額を一般会計に移すこととなります。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。			
議	長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)			
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)			
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第15号議案平成21年度飯島町老人保健医療特別会計の補正予算（第1号）を採決します。お謀りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)	議	長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
議	長	異議なしと認めます。したがって第15号議案は原案のとおり可決されました。	5	番	ただいま説明の中で水道技術管理者を臨時職員で当てるというようにお伺いをしました。あのこの職というのは水道事業を運営するために一番の責任者になる者でありますので、
議	長	日程第20 第16号議案 平成21年度飯島町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。			はたして臨時職員でその任は当てていいのかお聞きしたいと思います。
町	長	第16号議案平成21年度介護保険特別会計の補正予算（第2号）について提案理由の説明を申し上げます。予算規模につきましては歳入歳出予算の総額からそれぞれ330万2千円を減額をし、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4449万7千円とするものでございます。歳入につきましては平成20年度の繰越額が確定をいたしましたので、繰越金を330万2千円の減額補正をするものでございます。歳出につきましては繰越金より20年度分の国庫支出金の返還金286万3千円、及び支払基金の交付金の返還金14万6千を充てて、予備費の全額を1839万8千円を減額して、介護給付費準備基金へ1208万7千円を積み立てるという内容でございます。細部につきましてはご質問によって担当課長から申し上げますので、よろしくご審議をいただきましてご議決賜りますようお願い申し上げます。	建設水道課長		今の堀内議員からの質問、水道事業管理者の資格を取るために職員を派遣するわけです。正規職員を派遣するわけです。その間、えー色々業務の中で手薄になる部分を今まで技術として採用しておりました臨時職員を増額すると、その補填をするという解釈ですので今現在水道事業管理者は実際にはいます。あーあの籍（？）がありませんので、そのために資格を取得にいかせるということです。
議	長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)	5	番	あの確か説明では、臨時職員を研修に当てるというように伺いましたのでご質問したんですが。もし違ってるんなら訂正していただけたらと思います。
議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)	町	長	ちょっとあの説明不足でご迷惑掛けたかと思います。町の水道事業管理者の資格取得に向けた研修へこの正規の職員を派遣するためにその一時的な穴埋めとしてのこの臨時対応をしてくと、こういう意味でございますので。あの、大切な任務でございます。きちんと正規職員で資格を取ってもらうと、こういうことでございます。
議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第16号議案平成21年度飯島町介護保険特別会計の補正予算（第2号）を採決します。お謀りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)	議	長	はい、他に。他にありませんか。 (なしの声)
議	長	異議なしと認めます。したがって第16号議案は原案のとおり可決されました。 日程第21 第17号議案 平成21年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。	議	長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
町	長	それでは第17号議案 平成21年度水道事業会計補正予算（第2号）の提案理由の説明を申し上げます。今回の補正につきましては収益的収支と資本的収支に関する補正でござ	議	長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第17号議案 平成21年度飯島町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。お謀りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
			議	長	異議なしと認めます。したがって第17号議案は原案のとおり可決されました。 日程第22 第18号議案 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。
			副町長		第18号議案 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について 提案理由の説明を申し上げます。平成22年1月1日付で上水内郡信州新町及び同郡中条村が長

野市に合併することに伴い、平成21年12月31日をもって一町一村が長野県市町村自治振興組合を脱退することとなり、同組合を組織する市町村数が80市町村から78市町村に減少するため、同組合から地方自治法第286条第1項の規定による協議がありました。この協議につきましては、同法第290条の規定により議会の議決を必要とするものです。よろしくご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第18号議案 長野県市町村自治振興組合を組織する市町村数の減少について を採決します。お謀りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第18号議案は原案のとおり可決されました。
日程第23 第19号議案 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副 町 長 第19号議案 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少について提案理由の説明を申し上げます。平成22年1月1日付で上水内郡信州新町及び同郡中条村が長野市に合併することに伴い、平成21年12月31日をもって一町一村が長野県市町村総合事務組合を脱退することとなり、同組合を組織する市町村数が62市町村から60市町村に減少するため、同組合から地方自治法第286条第1項の規定による協議がありました。この協議につきましては、同法第290条の規定により議会の議決を必要とするものでございます。よろしくご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第19号議案 長野県市町村総合事務組合を組織する市町村数の減少についてを採決します。お謀りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第19号議案は原案のとおり可決されました。

議 長

副 町 長 日程第24 第20号議案 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少についてを議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。

副 町 長 第20号議案 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少について提案理由の説明を申し上げます。平成21年3月31日に下伊那郡清内路村が阿智村に合併し、更に平成22年1月1日付で上水内郡信州新町及び同郡中条村が長野市に合併することに

に伴い、一町二村が長野県後期高齢者医療広域連合を脱退することとなり、同組合を組織する市町村数が81市町村から71市町村に減少するため、同組合から地方自治法第291条の3第1項の規定による協議がありました。この協議につきましては、同法第291条の11の規定により議会の議決を必要とするものでございます。よろしくご審議のうえご議決賜りますようお願い申し上げます。あ、失礼しました。81から78市町村に変更になります。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
第20号議案 長野県後期高齢者医療広域連合を組織する市町村数の減少についてを採決します。お謀りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。したがって第20号議案は原案のとおり可決されました。
以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会と致します。ご苦勞様でした。

午後 2時38分 散会

平成21年9月飯島町議会定例会議事日程（第2号）
平成21年9月10日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

久保島 巖 議員
倉田 晋司 議員
北沢 正文 議員
中村 明美 議員
竹沢 秀幸 議員
平沢 晃 議員

○出席議員（12名）

1 番 久保島 巖	2 番 中村 明 美
3 番 坂 本 紀 子	4 番 浜 田 稔
5 番 堀 内 克 美	6 番 倉 田 晋 司
7 番 三 浦 寿 美 子	8 番 北 沢 正 文
9 番 竹 沢 秀 幸	10 番 宮 下 寿
11 番 平 沢 晃	12 番 松 下 寿 雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 会計管理者（会計課長兼）豊口敏弘 総 務 課 長 中村澄雄 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛
飯 島 町 農 業 委 員 会 会 長 杉原和男	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯 島 町 教 育 委 員 会 教育委員長 市村 幸一	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 浜田幸雄
飯 島 町 監 査 委 員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	折山 誠
議会事務局書記	千村 弥紀

本会議再開

開 議
議 長

平成21年9月10日 午前9時10分
おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。
議長から申し上げます。本日林代表監査委員にご出席をいただいておりますが、一般質問について監査等の実施に資していただく趣旨で出席をいただいております。そのことを申し添えます。一般質問に先立ち申し上げます。質問の趣旨は町長の町政を正すことにありますので、その範囲で逸脱しないようご配慮をいただきますようお願いを申し上げます。議事日程についてはお手元に配布のとおりです。

議 長

日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。
1番 久保島 巖 議員

1番
久保島議員

それではトップバッターで質問させていただきます。今議会の冒頭で町長のお話がありましたように、45回衆議院総選挙におきまして政権交代という大変な変化の時を迎えました。私どもの飯島町のような小さな町村におきましてはこの大きな風や波の変化に戸惑ってくるまたは先行きが不安になってくるということがあろうかと思えます。そんな時にはやっぱり基本構想、基本計画がしっかりと見据えておいて将来の展望を明らかにして行く、そしてそれに向かって進んで行くということが重要になっていくんだという風に思っております。丁度、今回8月の末に2000人アンケートが実施され第5次総合計画の策定の時期に入って参りました。この策定の委員の選任およびスケジュールについて今後の日程含めましてご答弁をお願いしたいと思います。

町 長

それでは今議会一般質問の最初の質問者であります久保島議員の質問にお答えをして参りたいと思います。大きくは1000haの自然共生農場作りの実現に向けてという事でまず今町が進めております第5次の総合計画、基本計画の策定スケジュールあるいはまたその策定委員会等の組織の問題についてのご質問をいただきました。第5次の総合計画等の策定スケジュールにつきましては、6月の定例会の折にも、概略をご報告申し上げておるわけでございます。全員協議会で申し上げたかと思いますが、全体では4つの計画を来年の12月の定例議会までに議決をいただきまたは報告をさせていただくというスケジュールで現在策定に取り組んでおるところでございます。この4つの計画というのは、第5次の総合計画で構成をいたします、基本構想それと前期5年の基本計画それから国土利用計画の第3次の飯島町計画、それに行政改革の計画となりますこの行財政改革プランとこの4つをまとめて5次の総合計画を構成をしておるということでご理解をいただきたいと思います。計画の策定の資料となります最初の取り組みであります、住民意識調査これは今もお話がありましたように町民の方2000人を対象にいたしまして、すでに8月の下旬にアンケート実施をいたしまして現在集計作業を進めておるところでございます。またこれらの計画策定に当たりましては住民参加をいただきながら素案作りを進める計画でございます。現在その素案策定委員の募集や委嘱などの組織体制作りを進めておるところでございます、この募集にあたってはそれぞれの役職団体から推薦をいただくものとそれから公募によるものと組み合わせ中で現在進めておるわけでござい

久保島議員

まして、この策定委員会の名簿が整い次第今月下旬にもこの第1回の素案策定委員会を発足する予定で、ということで現在進めておるわけでございます。その他に現在、各所管課、役場庁舎内の各課におきましても、第4次総合計画の検証作業、いままでのこの行政評価とも含めた検証作業を進めておるところでございます。今後ともこれらの内容につきましては進捗状況や報告の内容等につきましては、逐次、議会におきましても全員協議会等におきまして随時ご報告をさせていただく考え方でございますのでよろしくお願いいたします。

ただ今お聞きしましたように、公募で策定委員を募集しているということで町民の各位の中で是非ともという方はご応募いただきたいなというふうに思っておるところでございます。まず基本構想に基づいて前期の基本計画、それから毎年策定して行く実施計画っていうのがローリングしていくわけなんです、逆に基本構想はですね基本計画や実施計画を見据えたものでないと、どうも上滑りをしていってしまうのではないかなと、ということを懸念するわけでございます。私が申し上げるまでもなく飯島町は農業を基盤とした町でございます。2次産業や3次産業のみに片寄っている訳にはいきませんのでこの農業を活性化していく、農業を活力を与えていくということが、重要なのではないかなというふうに思っているわけです。そこで第4次の中に出てきました、基本構想の中にですね1000haの自然共生農場作りですね、これをですね根底においてベースにしてですね、その上に産業そして教育、福祉等を乗せていくというような構想作りがですね私は必要じゃないかなというふうに思っているわけです。で、今後第5次につきましてもですね、この1000haの自然共生農場作りという考え方は、踏襲されていくのかまた継続していくのか、その辺の町長のお考えをお伺いしたいと思います。

町 長

お話にございますようにこの飯島町の農業、これあの飯島町がこの農業を中心に発展をしてきたというこの歴史的経過がございますので、この農業を考えない産業の振興はありえないという形でこれまでも、またこれから、この農業振興を中心としたまちづくり地域作りということはやっぱり考えていかなきゃならないという風にまず思っております。そこで一つの方向付けしてこれまでも取り組んでいただいて参りましたのが、この1000ha自然共生農場作りという壮大な一つの基本的な考え方があるわけでございます。この1000ha自然共生農場作りににつきましては営農センターの農業農村活性化計画これは地域複合営農への道のパート3という風に位置づけられておりまして、これを主要のテーマにしてこれまでも取り組みが進められてまいりました。現在全国ご承知のように各地ではこのコウノトリやトキといったようなシンボルとした同様の取り組みが進められておることはご承知かと思えますけれども、このことは取りも直さずこの消費者の食への安心安全それからこの要請に答えていくということと、それから安心安全な農産物の生産の基盤となる農村環境の保全活動を付加価値化させていくという形で大変重要な意味を持つわけでございまして、併せて農産物のこの有利な販売に繋げていこうという狙いもあるわけでございまして、そのらと連携して今取り組んでおります農地、水環境保全の向上対策事業、これらも併せて実施をされるということでございまして今これらの取り組みが、かなりスタンダード化されてきておりまして皆さん精一杯取り組んでいただいておるということでございます。従いましてこの第5次総合計画への反映につきましては、当然のことながらこの1000ha自然共生農場作りの基本的な理念はそれを継承していただいて、内容的には今後営農センターなどの営農農業関係

久保島議員 の皆さん方を中心に検証されまして検討されていく風に思うわけでございますけれども、飯島町の特色あるこの農業をアピールしていくという面からも、この振興策をさらに深めてですね、今後の新しい第5次総合計画の中へ重点的な取り組みとして政策として位置づけていく必要があるという風に私は思っております。

 そうしますとですね、先ほど町長からもお話がありましたように第4次の総合計画の検証をしているんだという、各課でしているんだという話しがございました。そこで第4次後期中期総合計画第4章の地域の魅力を活かした産業作り3の中で、農業の多様な展開というのがございまして、そこに「農産物生産と自然環境保全を一体的に捉え安全安心と高い自然の価値を含んだ農業農村作りを進め新しい農業のビジネスの展開を図ります」という風に載っているわけですが、この辺のところにつきまして、少し現在の状況もしくは今後の見通しについてまだ1年半の残があるわけですので、そこでどのような結果が得られるのかというところを町長のお答えをお願いします。

町長 その件につきましての現在までの取り組み進捗状況、あるいは今後の計画まだあの充分検証できておりませんので、定かなことは結論出ておりませんが、詳細につきましては今後のそれぞれの庁舎内部も含めですね、所管課含めて検証検討を重ねていくというふうに整理をしていくことになるわけでございますが、今までの概要を申し上げますと、まずこの土作りにつきましては営農センターによります試験圃場での実証実験結果を基にしまして、地元の堆肥の活用など、より費用負担が少なくして就労の上がる資材の検討が進められてまいりました。また、農地環境保全の向上対策の活動の取り組み対しましても非常にまあ真剣に取り組んでいただきまして、この底辺拡大がなされておりますし、これらに対応する施肥基準を設けて基準書として農家に配布をしておるところでございます。またもう一つ生き物の環境の調査これも自然の一つのパロメーター的な農産物との連携で生き物の環境調査を行ってまいりました。これまで8年間継続して実施をしてきてまいりました。本年はさらにまあ育成会を通じて地元の子供達との調査を新たに実施をいたしました。今後これらの調査結果を整理しまして、指標生物の設定その地域にどういうその生き物を指定して、そのことを中心に取り組んでいくのがいいのかというこの指標生物の設定の段階に入ってきておるわけでございます。それから一方で千葉市など、各種町外から来ていただく方をPRしながらこの各種イベントにおいても農産物の販売やチラシの配布によってPR活動を実施をしてきておるところでございます。こうした取り組みによりまして米につきましては区分集荷によりましてカンントリーエレベーターに自然共生米の専用サイロが現在確保されております。全量が関西方面の方へ出荷をされておることになっておりまして、その他、他の作物につきましても自然共生栽培部会等中心になっていただきまして、現在取り組みの拡大が図られておるという風に思っております。また今後の取り組みといたしましては、自然共生栽培の更なる普及拡大これに向けて農家の理解を得ていくために更なる付加価値をあげていくということによりまして、この高値販売これがどうしても不可欠であるわけでございますので、いわゆるマーケティング調査等も充分しながらまた整合性を図って方向付けをしていくことが何よりも大切であるというふうに考えておるところでございます。

久保島議員 どうも町長と私とこのニュアンスの違いがあるんですが、その新しい農業のビジネスということになるとちょっと違うんじゃないかなというふうに感じるところがあります。自然共生農場作りっていうのは、そのソフトの面だけではなくてハードも多少必要な

ではないかなと思うわけでございます。まあ、いくつもの手法があるんだろうと思いますが、私は一つの手法として提案させていただきたいのは第1ステップ、第2ステップ、第3ステップという風にですね、階段を作って行ってあげて、それを登っていってもらふということで、それが達成できる可能性が出てくるんじゃないかという風に思うわけなんです。そこで、まあ第1ステップは基本を知ってもらう、第2ステップはお試し体験をしてもらう、第3ステップは実践をしてもらうという風なことで、そのステージを用意していくということが行政として必要なんじゃないかという風に思うわけです。まず、第1ステップなんですが、基本を知ってもらうということは自然共生農場とは何かということを勉強してもらうということです。私も6月の議会のときに話をしましたが、年間の農業塾というのがやっぱり必要なんだという風に思うわけなんです、畑作りの事、苗の事、消毒それから除草の事、来年に向けての畑作り等ですね、年間を通して研修実習をしてもらうということが勉強してもらう重要なポイントだと、これからを見据えた中で是非自分でやってみたいという人もですね、私みたいな素人ですと何をしたいのかどうしていいのか全く皆目わからないということで、どうしてもそういう場が必要だという風に思うわけですね。募集するところは全国からどこからでも構わないから来てくださいということで、月1回計画で10回位のコースで、講師についてはですね大学の偉い先生とかって頼むのではなくて、地域の名人・達人というおじいちゃんおばあちゃんがいるわけですから、その方々を頼んで講習講演をしてもらうと地域に密着した地域とのふれあいを入れながらの場を設けた、そういう農業塾というのを開催したらどうかと、一泊二日ってなコースも中に入れたりして、地域とのイベントやら交流会等そんなものに参加してもらってもいいと思います。アグリネーチャー飯島っていう素晴らしい施設もあるわけですから、あそこを上手く利用すれば可能ではないかなという風に思うわけです。この点について町長いかがですか。

町長 久保島議員のただ今のご質問の中でこの自然共生農場作り、栽培をして行く上でハード、ソフト共に必要であると少しまあハードの方に欠けておるんじゃないかなというようなお話しでございましたけれども、けしてソフト、ハード久保島議員のイメージされておるところとは少し違うかもしれませんけれども、年間を通してそうした受け入れ態勢も含めた形で今進めておるので、以下若干ご説明を申し上げたいとおもいますが、今お話のように6月にもこの農業塾の開設というような事にご提案を含めてのご質問がありました。その時にはそうした形のものは今、考えていないけれどもそれに変わる飯島町はいろんな取り組みをしてきておるんだということを申し上げました。その1例として農業経験のない方々の就農機会への創出の問題、それから農村の求める人材確保の面、これらの内容でもって、本年3月に20年度の国の補正事業になりますけれども農林水産省この田舎での働き隊というこういう事業メニューでもってこの事業を活用したNPO法人としての連携によりまして営農センターが窓口になって、この東京周辺地域からの応募者10人が10日間当町でこの農業研修を行っておるわけでございます。このうち4日間は地区の担い法人等に農業体験の受け入れをお願いいたしてまいりました。また、この事業については農村に興味を持つ都市部の人材と農村の求めるこの人材のマーケティングを図ろうとした狙いもございました。事業終了後も交流が現在も継続されておるわけでございまして、また本年度のこの平成21年度でございますが、田舎で働き隊この事業につきましては、体験期間が半年というふうになってございまして、

久保島議員

現在東京近郊から1人、それから地区の担い手法人の作業に従事しながら現在農作業の体験をされておる方がおられます。で最近のこの経済状況下で職としての農業が大変注目されておるわけでございますけれども、就農を実現いただくためにはやはりこれはまずはこの農業の厳しさ、大変さというものやはりご理解をいただかなければならない、これが第1というふうに考えております。そしてこの理解の上に立って就農を希望されるケースについては里親制度等による体験あるいは技術習得などの各機関や農家との連携によってできる限りのしけんをはかっております。従いまして今議員のおっしゃるこの1年を通じての形を変えた農業塾というような前回のご提案、ただ今の今お考えにつきましても現段階ではその特別に別に開催をする、設ける考えはないというふうに申し上げておきたいと思います。

開催の予定はないということなのですが、まず素人をですね、町長は農業は厳しさという話がありましたが、農業の楽しさを学んでもらうということは重要で底辺を広げていくということが重要なんではないのかなと私は考えておるところでございます。そこのですね、農業塾で学んでいただいた方々が今度はお試しとしてやっていくということになるとですね、いわゆるクライנגアルテンというのが提案されるところであります。ドイツ語で小さな庭園という事ですが、翻訳では滞在型市民農園というふうに訳されております。いわゆる100平米から300平米ほどのところにスペースに作業小屋ガウベトと言っているんですが、それを貸して最大5年くらいまでの契約期間ということで利用者に自分で家庭菜園をやってもらおうということになってくると思います。勿論そこにはインストラクターを含めた管理者をおいてですね、管理をしていくということも大事ですし、クラブハウスとしての機能も大事だなというふうに思います。そこで、本人が来れない場合には水遣りサービスとか草取りサービスをするような、勿論有料でなんです但体制も整えていく必要があるだろうと、それには地域のおじいちゃんたちおばあちゃんたちの手助けもやっぱり必要となってくるだろうと、地域と一緒に密着してやってもらうという事が大事だろうと思います。県内ではですね四賀村、旧四賀村ですね早々に取り組みまして全国でも早い方だといわれていますが、クライנגアルテンをやっておりますしてこれは52区画と78区画の2つの箇所にありますして非常に好評をいただいております。毎年2月に申し込みの受付をするんですが、4倍から5倍という人数が殺到するという事で抽選という事になっているというようでございます。近県ですと、山梨県の北杜市とか南アルプス市なんかもやっておりますし、県内でも方々で始まっております。飯田の上久堅ですか、でもありまして、実は中川村で実は始まっております。これは村とタイアップいたしまして民間企業がやっているんですかね。これは。実は7区画ほどで当初出発するが、行く行くは20画区画位にはしたいと申しております。でここはまあ補助金は50%という補助金なんです、行政がやる場合には中山間地域総合整備事業で55%という補助金もございますので、この辺も利用できるかと思ひます。中川村の件なんです、何れも宣伝もしてないのに現在もう16人の応募があるということ、でやっぱり注目されているところでございます。社長が言うには抽選はしないと、面接をしていい人しか入れないだという風な事を言っています。だからいわゆる変な人は入れたくないというところがあって、こちら側が選ぶ、逆に開設者に選ぶ権利もあるようなそんな状況になってきているということでございます。私はこの話を準備しておりますたら飯島町のある建設業者さんも実は町長のところにお話に行った経過があると、是

町長

非応援をしてくれということがあるということもお聞きしております。その辺も含めて町長このクライנגアルテンについてはいかがお考えですか。

まああの農業の厳しさとともにまた楽しさもやっぱり感じてほしいというこの願いの中から併せて交流人口を増やすという建前の中から、クライングアルテン。このご提案があったわけでありす。今お話のようにクライングアルテンにつきましては一面市民農園ともいうふうにもいわれておるわけでございます。目的は様々だと思いますけれども、いわゆるリクレーションとしてのこの自家用野菜あるいは花の栽培などを想定をされておるようでございます。したがって営利を目的とした農業経営の希望とはまた全然一線を隔した考え方の取り組みだろうというふうに思ひます。従ってその結果として交流人口が増えるというお話も今ございましてその通りだと思いますし、また観光への取り組み、町の活性化へのひとつの基盤、起爆剤というようなことになるというように理解をいたしておりますけれども、でこのクライングアルテンそれぞれの形態にもよりますけれども、一般的にはこの一般農地への影響を考慮してこの農地の利用調整等を図っていかねばならないという一つの課題もありますし、また町のこの区域設定や貸付協定あるいは自主主体がどこであれ町が少なからずのかかわりを持つ事は必然的に出て参りますので、現在町が具体的にこのグライングアルテンの取り組みをどう位置づけるかということは、今方向付けをまだ出しておりませんが今もお話にございました、中川の例も承知しております。それから町内にも意欲あるその提案の民間事業の企業の方も2社程参りまして是非一つ歩調を協同で一つ考えてみてほしいなあという要望も出されておりますので、1つの町のこれからの施策としてどういうその取り組みができるのかどうか、そして営農関係との調整をどうつけていくのがいいか、充分また検討していかねきゃならないわけでございますけれども、いずれにしても町全体の活性化の観点に向けて国の補助制度等の取り付けもできるだけご支援をする姿勢の中ですね、前向きに取り組んで参りたいなというふうに考えております。じっくりまああの検討しながら次の5次総合計画の位置付けの中でも一つ検討していただくようにまた審議会等にも投げかけてもらいたいと思っております。

久保島議員

是非ですね、お取り組みをいただきたいと思ひます。行政側も民間側も何箇所かにあるとですね、また相乗効果もあって、あの町へ行けば楽しい時が過ごせるよといったようなことが出るんだろうと思ひます。それですね、その第1ステップ第2ステップ私が言っているのは、農業塾をやってもらってクライングアルテンをやってもらうと当然ですね、この飯島町の魅力に取り付かれてしまうだろうと、この風景と人情と多少人間的には問題があるところがあるかもしれませんが、外部を排除するという姿勢がね、多少あるんですよ、この町はだからそこをうまく自分たちでクリアしていったですね、多くの人達を受け入れるという姿勢ができれば、当然ここで農業をやりたいと思ひて来るはずだというふうに私は勝手に思っているわけです。名前を出して申し訳ないんですが同僚の浜田議員は全国の中からここを選んでくれたわけですね。そういう実績もあるということから自信を持って進められるとこだとおもうわけです。そこで町長がさっきおっしゃいましたが就農のためにいろんな施策があります。里親制度もありまして、飯島町にも里親になってくださっている方が沢山いらっしやいます。それプラスですね行政としてのこの町で農業をやりますか、みたいな大々的な募集なり、PRなりっていうのがですね、できないのかなあというふうに思ひわけです。私が歩いている中で実は貸したいよ、貸

	したいけれども民間にはちょっと危険だと危ないってかね、行政が立ち会ってくれば貸してもいいっていうような声もあるわけです。ですから是非ですね、町が仲立ちになっていただく中で、貸したり売ったりする中で就農策っていうのか、新規の就農者の窓口をもっと広げていただいて情報収集も大事だと思います。どうしても民間ではとれない個人情報プライバシーっていう問題もありますから行政サイドだとその辺も少し緩やかになるんじゃないかと思いますので、是非そのような取り組みもお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。
町 長	この件につきましてその前段のご質問でのクライנגアルテンのこのステップにして今この市に農業を希望する営む意欲ある農業者を育てるというのとちょっとまた次元が違うわけでありまして、それはクライנגアルテンはクライングアルテンのひとつの考え方でこの新規農業就業に対する考え方というものはすでに飯島町はかねてから事業を進めてきているおところでございます、従って意欲ある農業者を育てる、また外部から来ていただくというこの施策はもうすでにクライングアルテン以前の問題というふうに飯島町は捉えておるわけでございます。そこで新規就農希望者に対しましてはこれまでも栽培技術の研修、あるいは農業経営相談あるいは経営改善計画の作成指導さらには町外からのこの希望、そのいろんなニーズに対する経営の農地の確保の支援、更には営農センターの構成機関であります、県の農業改良普及センターやJ A上伊那さん地区営農]組合との連携のなかで里親農家の協力によってずっとつちかわれて、かなりの大きな成果も上げてきているわけでございます。本年度は農水省の新規就農定着促進事業の補助金というのが新たに創設をされました。このことから現在すでに2件の農業施設整備の補助金申請をおこなっておるわけございまして、今後町としましては新規の農業者へのやる気その気持ちに伝えられるように引き続いてできる限りの支援をして多くの新規農業就農者を一つ定着していただくよう努力してもらいたいと思っております。
久保島議員	是非ですね、積極的なお取り組みをお願いしたいと思います。それで私が簡単な手法の第3ステップまでという話をいたしました。こんなですね、ことをモデルとしてですね基本に考えていわゆる基本構想は基本計画、実施計画を踏まえた中での、是非お取り組みをしていただきたい。再度お伺いいたしますが1 0 0 0 ha 自然共生農場作りというのが、今回第5次の総合計画のベースとなるというふうに考えて宜しいでしょうか。
町 長	第5次の総合計画はこれから策定委員会それから基本構想審議会等々経て住民の皆様方と充分意見交換の仲で策定をしていく作業になります。いかに、地域の産業振興を図っていくかということは大きな一つのキーポイントになって参りますので、当然のことながらの農業の便では1 0 0 0 ha 自然共生農場作りをこれは関係の皆様委員にはいってもらうということになると思いますので、充分ひとつ疑念をしていただいて、その中心的な存在として、施策の中心としていただくような議論を期待しておるところでございます。
久保島議員	次に2番目の項目に移ります。協働のまちづくりを進めている当町でございますが、予算、決算財政状況に つきましてですね、公表はいわゆる「飯島町財政事情の作成及び公表に関する条例」で公表するんだということは決まっていますが、どういう形でということは明記されておりません。飯島町の公示式条例によりまして掲示板で告示するというふうになっていますが、それ以外は明記がされてないわけですね。実際には広報とかまちづくり懇談会、各公民館で行っています。こういう冊子を配布していただいて状

町 長	況を知るというふうな形でございます。この他にですね、町の状況、予算、財政等の状況のお知らせする手法についてはどのように取り組んでいらっしやいますか。 次の質問でございます予算や決算、財政分析も含めてでございます。町民にできるだけわかりやすく説明をとという捉え方の中で、この公表の手法についての質問かと思えます。町の予算、決算等の公表につきましては、今お話にございました他の条例の交付等もそうでございますけれども、広告式条例という一つのルールによって、規則によってやっておりますけれどもなかなかこれは、公表しても住民の皆さん方に充分こうご理解いただくという手法のものではありません。従っていろんなあらゆる手を駆使して住民にご理解いただくという手法を用いておるわけでございます。その中に町の予算や決算の公表につきましても毎年、広報誌、毎月発行の広報誌それからその内容を広報誌の中に定期的に掲載をするということはこれは当然でございますし、それから公式の町のホームページでやっておりますし、それから有線テレビの行政チャンネルで若干の解説コメントを含めながら、わかっているような一つの公表をしておるところでございます。今も資料の提示がございましたけれども、まちづくり懇談会あるいは年度当初の区長さんや、耕地総代会それから区会議員の今日もお見えになっておりますけれども4区連絡協議会等々のおりにもふれて、内容説明をしていただく機会も多いわけでございますけれども、そのような形いろんなあらゆるこう手法を使って、この財政状況予算等もお知らせしておるとこれで是非ご理解、こんなことでやっております。その他に報道機関へのこの情報提供、それから公民館中心に出前講座というのをやっておりますけれども、そのカリキュラムの一つに町の財政の状況をわかっている勉強会というようなことも取り上げてお願いをしているわけございまして、いろんな媒体を使いながら努めて住民の皆様方にこの財政状況もご理解いただきたいということで努めておるわけでございます。
久保島議員	ここにですね、北海道のニセコ町が取り組んでおります「ニセコ町をもっと知りたい今年の仕事 平成2 1年度予算説明書」というのがあります。これはですね、いわゆる全戸配布しておりまして3 0 0 0部作って2 0 0 0部配布して1 0 0 0部が販売という形にしております。1部1 0 0 0円でございます。私のような物好きが買いますので、実はここに載っているんですが9 2万円これにかかっているんですがそのうち町からは7 2万円と2 0万円の販売手数料という形で計上してあります。実際にはこれは5, 6年やっているのだそうなのですが、売り切れている年度があるそうですので、1 0 0万収入がある年度もあるということですね。ですから2 0万は最低限見積もっているということでございます。これは非常にわかりやすく出来ていまして、これは子ども議会のときの資料を元手に町民がわかり易いということで取り組んだということです。これがですね、例えば町道ニセコ登山道路舗装補修工事ですか、 ということで4 5 0 0万円でことですが載っていまして国補助金でいきますと、地図が載っていましてどこからどこまでやりますと、どういう工事ですと、非常にビジュアル的になって、取っ付き易くなっているんですね。これは私が議員になってからいただいた予算書なんですが、実はここに、堂前線の改修工事というのがありましてこれが町の予算書であり、先ほどみせた予算概要それから財政情况一覧表がございまして、ここにですね、こういう風に一覧でどこの工事をしますというふうに載っているというような状況です。これって非常に分かりにくい、もうちょっとこういったものを作ったらどうかと思うわけです。実は財

	政についてもインターネットを駆使すれば総務省のページからですねこういうデータが生データがでるわけですよ、この辺も財政の説明の資料でいただいておりますが、これは研修会の時、いただいた物これ非常にわかりやすくていいんですね。こういったものが出来る素質があるわけですので是非こんなものを作っていただきたい。これはですね、浦安市が作っている財政状況の説明書でございまして、これは Q&A 方式を取り入れてですね、非常にわかりやすくなっています。こういったですねわかり易い説明書を是非お作りいただきたいと思います。いかがでしょうか。
町 長	今まあニセコや浦安の実際のこの内容のお示しをいただいて、大変まあ素晴らしいと思いますし理想的だなと思います。ただ、それぞれの市や町が、飯島町と比較を致しましてこの有線、あるいは広報誌、それからいろんな広報活動の上に立って、尚かつ、そうしたものを作成をしているのかどうかというところもまた教えていただきたいと思いますが、なかなかそこまで全国的に各市町村はお金の問題もございますし、費用対効果と申しますか、そして住民がどの辺までを求めて勉強いただくかということも若干あるかと思いますので、精一杯努めてこの財政の内容を公表していく事は努力は当然でございますけれども、なかなかそこまでいかないのが現実ではないかというふうに思います。従いまして今それと同じようなものを飯島町でもとそいじやすぐという取り組みはなかなか参りませんが、できるだけこの内容を充分深めた工夫をしながら公表をしていくという努力は今後とも一層続けてまいりたいというふうに思っております。
久保島議員	予算とですね財政説明、両方とも作れというところがあるんだろーと思います。実は私の友人が印刷屋をやっているもんですから、これを4000部作ったらいくらかかる？ という話をしました。145万円でできるという話がありました。でまああの飯島町の独自として予算と前年度の財務状況を載せた決算書というような形の合わせたものでいいんじゃないかなと思うんですね、そうするとですね、4000部作って3300部を各戸に配布します。そうすると後700部残るわけで、700部を1000円で売るとすると70万。これは取らぬ狸の皮算用ではありますが、収入はあるということで、そうすると後75万でできるというような単純な計算ですができるわけでございます。是非ですね、こういったものを協働のまちづくりのひとつのアイテムとして町民の皆さんにお配りして町の状況、町のお金の使い方を明示していく事が必要じゃないかなと思います。再度ですねこの辺のお話についてもう一度お伺いします。
町 長	費用の問題もあるのでその予算の内容と決算財政分析資料を合わせた一つの資料でまとめて全戸配布したらどうかというそのお話かと思います。予算は3月に議決をいただいて町としてはその直後の広報で特集版を組みまして紙面の限られた都合もございますので、なかなかそんなような内容どおりにはいきませんが、できるだけ詳細にしてその前後には有線テレビで解説を加えて、画面で周知をしておると、それから決算につきましては今正に現在がそうでございますけれども、この9月で認定をいただきますと、直後の町の広報誌とテレビで同じようなひとつの内容分析を公表していくということで、この半年間の時間差があるわけございまして、そのことをまとめて、そのいつの時点か後でまた見せていただきたいと思いますけれども、その事のタイムリーな面が住民にはたして理解いただいていけるのかどうか年に一回の発行ということで今費用計算もいろいろ計算されておるようですけれども、そういう以前の問題もございますので

久保島議員	一応参考のお話としてお聞きはしておきますけれども、飯島町は飯島町なりきの、できるだけわかり易くタイムリーな一つの情報公開の内容によって、これからも勤めていきたいということで一つご理解をいただきたいと思います。
	小学生の高学年からですね中学生でもわかるというような、町の姿勢なり取り組みなりってのがあると非常にいいんじゃないかと思います。このようなもの作っていただいでですね、小中学生の教材にでもしていただければと思います。是非お取り組みをいただきたいと思います。これで私の質問を終わります。
議 長	ここで議長から申し上げます。上着の着用は自由とします。
6 番	次に、6 番 倉田 晋司 議員
倉田議員	それでは通告に従いまして、質問をいたします。まずインフルエンザの問題であります。今毎日のように報道されている新型インフルエンザであります、8月中旬以降流行期に入ったとされております。各地で学級の閉鎖あるいは保育園の休園、こういったような措置がとられております。そして10月初旬にそのピークがくるとこのように予想されております。こういった状況から厚生労働省は最近流行シナリオ、こういうものを発表しております。8月の28日であります。これによりますと、今回の新型インフルエンザによる国内の患者数は年内に2500万人、人口の20%に達すると、そして入院する人の割合入院率が1.5%38万人、そのうち0.15%4万人が重症化をしてインフルエンザ脳症や人工呼吸器装着になるとこういう予想をしております。さらにピーク時で1日あたり76万人が発症する見通しとしております。そして、高齢者が多い農村部、それから人口が集中する都市部、こういったところにおきましては、罹患率が30%を越える恐れもあり基礎疾患を持つ人や乳幼児に広がった場合に入院率が2.5%に上昇するそれから重症化率も0.5%に達すると、このようにみております。毎年流行するこの季節性のインフルエンザは罹患率が5%程度とこういうふうにされておりますので、これに新型が加わりますと通常の5～6倍という大変な数字になるとこういったことが心配されるわけであります。飯島町においても、いつ発症者がでるかというのは時間の問題かも知れません。この問題に対する対策を綿密に計画し、手を打つべきは打つ、こういった対応が何より求められると考えるのであります。
	さて高齢者であります感染によって死亡するケースが高い、死亡者のほとんどを65歳以上の高齢者が占めるというふうにされておりますが、ワクチン接種によって発症予防のほか、重症化や致命的な合併症を防ぐ効果があるというふうにされております。こういったことから高齢者に対する予防接種が行われているわけですが、そこで毎年実施をしている高齢者等へのインフルエンザ予防接種。この状況をお尋ねいたしますが、最近のデータで結構でございますが、対象者数それから実施率といいますか、接種率。それから委託料。この事業は医師会委託だというふうに理解しておりますのでその委託料。一部自己負担を伴っておりますので、町が実際に支出した金額。これがですね、どのような実績、状況になっているのかこの点をまずお尋ねします。
町 長	倉田議員からはインフルエンザ対策ということで質問をいただきました。まずあの、これからピークをまた迎えそうな新型のインフルエンザと、それから従来から流行毎年

	流行しておる既存型のインフルエンザと２つの要素を含んでのご質問かと思えますけれども、最初にこの既存型のインフルエンザの現在の高齢者を含めた予防接種の状況のご質問でございます。６月の議会でもご質問にお答えをいたしましたけれども、この季節形のインフルエンザは平成１３年度から町といたしましては希望する高齢者などに町が予防接種を行うということになりました。平成１３年度の当初の接種率は３９.２％という数字がでておりましたが、平成１６年度以降は６０％を越えて、昨年平成２０年度では６５.９％大分まあこの考え方が浸透してまいりまして、予防接種を受けていただくように増えてまいりました。この委託料とワクチン代を併せまして、町の負担額、公費の支出額は５１３万円ということでございます。で、ここ対象者の問題等々細部のここ３～４年の推移につきましてはさらに担当課長の方から説明をさせますので宜しく願います。
住民福祉課長	それでは、補足説明をさせていただきます。今町長が申し上げました通り平成１７年度からの対象者の推移でございますが、平成１７年度は２８８０人それから２０年に向けましては２９９０人という事で微増をしております。また接種者につきましては平成１７年度が１８３０人、２０年度が１９７０人でございました。ちなみに接種率をみますと、今お話を申し上げました通り平成１７年度が６３.５％から微増をいたしまして、現在６５.９％いう状況でございます。ワクチンの委託料、接種の費用も含めましての公費支出につきましては１７年度が５２６万円、それから２０年度が５１３万円でした。尚自己負担として窓口で払っていただいている料金につきましては、１７年度がお一人当たり１２００円、２０年度は１５００円という状況になっております。
倉田議員	そこで該当者の数は今の答弁でわかりましたけれども、これ以外にハイリスク群といわれる基礎疾患を持つ人。この人数を把握しておられるかお尋ねをしたいわけでありませうけれども、ハイリスク群というのは６５歳以上の高齢者は勿論ですけれども、この他に乳幼児、それから妊娠２６週までの妊婦、慢性疾患の患者。これは気管支喘息などの呼吸器疾患。それから慢性心不全などの循環器疾患、糖尿病、腎不全あるいは免疫不全等こういったものが上げられると思いますが、この点について人数の把握はしておられるかお伺いいたします。
住民福祉課長	それではお答えいたします。ハイリスクの該当者につきましては、まず６５歳以上の該当者、今現在の人口２９７８人ほどいらっしゃいますけれど、高齢者と同じく町の予防接種の該当者となっております。ソレカラ６４歳以下のハイリスクの該当者につきましては、町の予防接種該当とはなっていませんが、担当の先生、主治医の先生とご相談の上、ご自分で接種に出向かれていくというふうに思います。それでお話にございましたハイリスクに該当される方、いわゆる慢性の呼吸器系の疾患等の病気をお持ちの方となるというふうに思いますが、数の把握はできておりませんが、身体障害者手帳を１級の該当する方を一応合計をしますと現在５３名というほどの数と把握をしております。なお、妊娠２８週以上の妊婦の皆さんにつきましては、毎年７０人台でございます。また代謝異常、それから免疫不全状態の患者については町としてはちょっと把握の出来ない状況になっております。以上です。
倉田議員	確かに対象者の数の把握というのは難しい面があるかと思えます。厚生労働省も９月の４日に各都道府県に対して、受け入れ態勢の問題とかも含めまして、この数の把握を求めていると報道もなされておりました。しかし、保健予防の面から言っても実態把

	握、これがまあなんとかできないか、という検討は必要ではないかというふうに考えられるわけでありませう。そこであの予防接種の効果でありますが、これは１００％ではありません。しかしながら、高齢者を中心としたハイリスク群において、肺炎などの合併症あるいは入院・死亡といった重篤な健康被害を明らかに減少させる効果があります。ワクチン接種の効果、これを具体的に申しますと、６５歳以上の健常者、これは発症を７０～９０％減らす、６５歳以上の高齢者については肺炎やインフルエンザによる入院を３０～７０％減らす。それから老人施設入居者については発症を３０～４０％減らす。入院を５０～６０％減らす。死亡する危険を８０％減らす。このようにいわれております。こういった理由根拠から、予防接種法に基づきまして６５歳以上の高齢者、それから６０歳以上６５歳未満で日常生活が極度に制限されるような心臓、腎臓、呼吸器、免疫この機能障害のある人は、一部公費費負担で接種が受けられると。現在はこういう制度になっております。そこで予防接種の助成対象を高齢者以外のハイリスク群にも拡大をする、感染弱者の健康保持を保持増進を図る、この事は大事な事であると考えます。先程の答弁で高齢者へのワクチン接種にかかる費用は約５００万円余とこういうお話でありました。高齢者以外でのハイリスク者へも助成することについて、この費用は仮に高齢者と同数同額としても５００万、こういうことであります。予防接種によって、発症を減らす、入院を減らす、重症化を減らす、死亡する危険を減らすとこういうことが出来たならば、むしろ医療費の高騰を防ぐことに直結するものであります。つまり費用に対する効果というものは、大変大きなものがあるわけでありませうから、このようなお考えがないか町長の所信をお伺いします。
町長	この予防接種の助成を高齢者以外、町が公費負担をしております以外の方、特にまあハイリスクの方に拡大をして助成をする考えはないかということと、インフルエンザ弱者といわれる方への健康保持、この問題でございますが、高齢者以外のハイリスク該当の方が、主治医の先生方と相談をされまして、任意で予防接種をしていただいておりますことは充分承知をいたしております。やはりこれも６月の議会でも申し上げましたように、インフルエンザの予防接種につきましては今までの経過もございまして、即まあここで対象者を拡大するという事に関しましては現在も国もいろいろ、県も含めて動向を見ておるということをお伺いしておりますけれども、更にこの１０月をピークといわれておる新しいインフルエンザのこの予防接種、単価の問題、それから対象者の問題、金額を統一するのかどうかという問題も、昨日辺りから厚生労働省の方で動きがでておりますので、総体的にその状態を判断をしながら適宜に対応してまいりたいと思っておりますが、今ここで即それを拡大して助成申し上げるということについては、一つ保留させていただきたいと思っております。全体的なインフルエンザの取り組みの中でまた考えていきたいというふうに思っております。それからこのインフルエンザ弱者に対するこの保健、健康保持ということの含めてのご質問がございましたので、少し申し上げてまいりたいと思っておりますが、現在まあ、再三申し上げておりますように従来型の季節性インフルエンザに加えて、新型インフルエンザが流行をして、この１０月にもピークを迎えるであろうということが言われております。この新型の感染力は季節性よりも非常にまあ強いということが言われておるわけございまして、それ以外のこの内容につきましては季節性とほぼまあ同じ内容であると、治療もだいたい同じこれは重症化率、それから死亡率もほぼ同じであると言われておるわけございませうけれども、ただ一つその感染

	力いうものが非常に違うんだ、強いということでございまして、一度出ますと現在もそうでございますが、多くの方が瞬く間に感染をしていくということで、その中でも比較的健康な方は軽症でそのまま治癒していくのが、当然死亡者も出ておりますけれども、全体の傾向としてはそういう状況で今現在もきておるふうに感じております。従いましてこれあのいたずらに不安にならずに、いつも申し上げておる、住民の皆さん方にもお願いをしておる、まず初歩的な手洗いやうがい、それからマスクの着用等、是非感染予防の自己努力をしていただきたいと、いうふうにと思うわけでございます。その事を今後も町民の皆さん方に繰り返しまあ一つ啓蒙していきたいというふうに担当の方でも対策を講じておるところでございます。 町のこの新型インフルエンザ対策としましては、４月に町の対策本部を設置してございます。４月には飯島町の独自の行動計画を策定して、大流行が起こったといたしましても、この町民の皆様方の生活健康を守るとそれから安心安全を確保するための体制を今整えております。１～２まあ町内でも発生が見えましたが、その後、おさまりまして症候状態というふうに見ておりますけれども、今後とも今、国も更なるピークに危機感を持って対応を講じておりますのでワクチンの問題、それからそれに対する接種の問題、等々更に具体化してまいりますので、充分この動向を見ながら町としてましも手遅れのないう町として対応してまいりたいということで考えておりますので、是非ひとつ町民のみなさん方にもご理解いただきたいと、またご協力いただきたいというふうに思います。 ただ今、保留というご答弁でありましたけれども、このことはですね、子育て支援という意味からも、それから弱者への支援、あるいは医療費の抑制とこういった観点からも大変重要な事であると考えておりますので、今年の流行シーズンはすでに目前に迫ってきました。是非とも適切かつ迅速な対応をお願いして次の質問に移ります。 定住促進対策についてであります。 人口増活性化対策これは町の重点課題であります。町の総合計画、それから実施計画。これらにも数値目標を持って位置づけられておりますし、町長も施政方針において子育て支援、若者定住、新規企業導入など人口増と活性化を促進する、ということで、まちづくりの重点施策として取り組みをされて来たところであります。しかしながら現実には人口減少傾向が続いております。人口問題は次期総合計画においても最も重要なテーマであるというふうに考えます。町の将来を考えると定住問題、人口増加策これをあらゆる角度から再検討をして更なる対策を講じていく事が必要であるというふうに考え質問をするものであります。一昨年グリーンリーフ飯島が完成をいたしました。町外から１２世帯が入居、若者定住が前進とあります。これは広報いいじま未来飛行２００８年１２月号。町の１０大ニュースの第１位として発表されております。勿論これは結構なことであります、そこでこのことも含めまして、飯島町においてはこれまで定住促進に向けてどのような取り組みをされてきたか、またその成果についてどのように評価をしておられるか、この点についてお伺いします。 それでは２つ目のご質問である町の重点課題である人口増活性化対策、定住促進の対策について、これまでどう取り組んでそしてその成果をどう評価しておるかというご質問でございますので、少し整理して申し上げます。 今、町の中期総合計画において最重要課題として位置づけおりますこの人口増活性化
倉田議員	
町 長	

対策に対しましては、２つのまあ基本方針を定めて実施をして、取り組んでおる状況でございます。その一つは企業有地をはじめ、住宅対策や子育て支援など様々なこの施策を総合的に複合的に組み合わせて、住民と行政が連携して取り組むことを１つの基本としております。これが一つ。それからもう一つは出生による人口増対策、これに合わせて転入による人口増対策も期待をしながら、その対策を講じておるこの二つを基本にして人口増に結びつけたいということで取り組んでおるわけでございますが、なかなか現実には厳しいと、お話をあったとおりでございます。折角ご質問いただいたので少しメニュー毎に申し上げて参りますけれども、まずこの企業誘地関連でございますが、これはもうご承知のようについ先般、株式会社の信州里の菓工房がこの７月に創業を始めていただいたというようなこと、それからここ数年間にうちにも、内堀醸造などいくつかの企業誘地もできまして、そして合わせて既存企業もですね、規模拡大の要請等にも答えるために２箇所の工業団地を拡張すべく用意をして、確保をしてまいりました。全部まだ実現完成という訳には参りませんけれども、１つの既存の増設計画に対しては近々その取り組みができると期待をしておるわけでございます。当然の事ながらこれらの最近の来ていただいた企業の雇用もそこに結びついておる面がかなりございまして、それぞれの会社で４０～５０人の雇用、新規の雇用創出もできておるのではないかというふうに思っております。

それから住宅対策の関連でございますけれども、これは今お話にございましたように若者の定住促進というものをひとつの中心に据えたこの対策といたしまして、特定公共賃貸住宅、特公賃と呼んでおります。旧東部保育園の跡地に建設をして現在、町外から１２世帯の皆さんが入居をいただいて、若者定住の向けた大きな手ごたえを今感じております。それから町営住宅から町内に住宅を新たに建設をして定住をいただく方、これに対する補助支援といたしまして本年から始めたわけですが、従来からあるこのＩターンの勤労者住宅建設の実施補給金制度、これとの２本立てで住宅建設支援に取り組んでおるところでございます。それから民間事業者とまあ連携する中で、空き家や空き地の情報を共有をした専門のホームページを開設をして、積極的に情報提供に努めておりまして、いくつかの成果もお聞きしております。次のまあ基本的な考え方の中での子育て支援の問題でございますが、母子保健の面では妊婦検診の公費負担の回数を大幅に拡大をいたしまして、更にまた福祉医療の面では中学生までの医療費の無料化を昨年度から実現をいたしております。それからまた保育料の部分につきましては町独自のこの軽減策を設けるなどをいたしまして、子育て家庭の経済的負担を図ってきておるということでございます。それからその一方で、地域における子育て支援の拠点といたしまして、飯島東部保育園の整備に併せてまして、地域子育て支援センターを開設をしました。遊び場や親の情報交換の場所として、更には子育てや家庭教育等の総合的な相談の場として、大勢のご利用をいただいて大変今、好評をいただいております。むしろ少し場が狭くなってきておるような状況もあるわけでございます。

それからその他には、ホームステイなど都市と農村との交流を通じて町の良さを知っていただくことが何より大切であるということで、全国に向けた情報発信も積極的に行っている、そしてこれらのことをいろいろ組み合わせてやっておるわけでございますけれども、なかなかこうした様々なインフラ整備だけでは残念ながら目に見えた人口増には繋がっていないというのがやはり現状でございます。更なるまた検討を対応をして

	いかなきやならんというわけでございますけれども、まあ一面でこうした事を重ねてきたからこそ、なかなか少子化社会という傾向の中で、人口をそこそこまあ1万台以上で維持をしておるということも言えるわけだろうというふうに思います。ただ、いろんなアンケートや若い皆さんそれから住民の皆さん方の意見を聞いてみますと、少しその利便性の面で買い物の関係でありますとか、それからこの地域のインフラ整備の中での遊べる、憩えるところが身近にないとか、いったようなこともひとつのこの住環境の魅力として、当然のことながら特に日常の買い物なんかが不便だということも具体的におわかりかと思っておりますけれども、こういう状況がございますので、今何とかこれを一つその利便性に向けた対応ができるようにということで今それぞれの関係者とも検討をしておりますけれども、もう少し時間をいただきたいというふうに思っております。そんなことであの色んな取り組みをしておるわけでございますけれども、ここ1年どうのというわけでございます。真剣にこのことをですね、更なる次の5次総合計画のテーマにして人口増活性化というものはまた変わらぬ一つのこのテーマになろうかと思っておりますけれども、皆さんと共に全力で一つ取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上です。
倉田議員	もう一度、広報いいじま未来飛行を引用いたしますが、2008年11月号これに人口増、活性化を考えるという特集記事がありました。 まさに人口増なくして活性化なし、とこういう共通認識を持つものであります。この中で平成23年度に若者定住を目的とした住宅建設を予定していると、このようにありますが、その概要について、公表できる範囲で結構でございますのでお尋ねをいたします。
町 長	若者定住の第1次計画の取り組みとして旧東部保育園の跡に12戸建設して、今その実績の話は今申し上げましたけれども、この第2期計画として今お話の計画を今、内部的に進めております。ちょっとこの場でまだ具体的な詳細を申し上げるわけにはまいりませんけれども、今議会の最終日にこちらの考え方の場所も含めた、内容的なものを全員協議会でお願いしたいというふうに考えておりますので宜しくお願い申し上げます。
倉田議員	次に飯島町の人口動態これについてみますと、これは最近発行された上伊那郡市勢要覧平成20年度版という資料でこれ明らかになっておりますが、平成19年1月1日から12月末までこの1年間におきまして自然動態では出生71に対し、死亡が120。差引マイナス49人それから社会動態では転入619に対し、転出680で、差し引きマイナス61人合計マイナス110人であります。1年間にこれだけの人口が減少している。先程、町長答弁にありましたが、人口増加対策に向けて様々な取り組みをしてられておりますが、現実には減少していると、こういうことであります。そして年齢階層別人口これを見ますと飯島町は上伊那市町村の中で、老年人口の割合が高い。それから生産年齢人口の割合が低いという状況が明らかであります。これは若年層が少ない、若年層の流失に歯止めがかからない、まあこういう状況を物語るものだと言えると思います。若年層が流失をする。その為必然的に高齢化が進む、また少子化も進む、こういった悪循環といえますか、活性化と逆の方向へ進んでいるという、まあこういう厳しい実態があると思います。人口増の為には先程の町長の答弁にもありましたが、社会動態をプラスにすること転入を増やし転出を減らす事であるとされております。そこで最近数年間のUターン、Jターン、Iターンの状況それから若年者の定住状況こういったもの

住民福祉課長	がどうなっているかお尋ねをします。 それではお答えをいたします。まず最初に最近におけるU、J、Iターンの状況でございますが、現在のあのコンピューターのシステム上把握が出来ない状況となっておりますのでご理解をよろしくお願いをしたいと思います。それから2つめの若年層の定住状況でございますが、町全体の転入件数でございますが、行政報告書の集計でございますが、平成18年度が178件。それから平成19年度が207件。平成20年度が213件ということで微増をしている状況であります。平成20年度の転入件数178件は転入者が319人ありまして、年齢別にみますと18歳未満が60人、それから18歳から40歳未満が177人、40歳から60歳が49人、60歳以上が33人という状況でございます。従いまして若年層の定義をですね、18歳から40歳というふうにするとなれば、転入者全体の55%が若年層を占めているという状況でございます。またアパートへの居住件数でございますが、213件中アパートの居住については56件。また県外から転入件数につきましては、213件中71件という状況ですので宜しくお願いをいたします。
倉田議員	Uターンの状況が把握できていないというお答えでありました。まあしかしあの大体の数字をお聞きすると若者定住状況、数字の上でもおおよそのことがあのわかりました。そこでですね。次にお尋ねする事は現在、町では人口増、Uターンも含めるんですけれども人口増すなわち定住促進、あるいは定住支援この為にどのような支援策、奨励策を設けて取り組んでいるかこの点について伺います。
町 長	現在の支援策、あるいは奨励策でございます。先程もいくつか項目的に申し上げましたけれども、引き続いてその事を進めておるわけございまして、大きく分けては3つあるわけでございます。1つといたしましては、この制度的には若者定住促進の住宅の促進補助という1つの制度。これあの先程のグリーンリーフ飯島等に関連する1つの事業の内容の考え方でございます。それからもう1つは飯島町の勤労者の住宅建設の利子補給金制度この要綱に基づいてやっておる対応、それからもう1つはこのホームページ上にはなりますけれど、飯島町の住情報のネットワークこの情報システムこれらを重ね合わせてやっておりますので、1つ1つのこの対応の内容につきましては担当課長の方からそれぞれ申し上げますので宜しくお願いいたします。
建設水道課長	それでは、私の方から若者定住化促進住宅補助要綱の関係の制度について若干説明させていただきます。具体的には町営住宅、グリーンリーフを含めた町営住宅から町内に戸建ての住宅を建てた場合にその年数によって、若干の金額の差はありますが、1年から1年以上、町営住宅に入居されて1年以上15年末満の範囲でかつ40歳未満の生計中心者が町内にその住宅を建った場合に、補助をしていくという制度でございます。 具体的に金額ですが、これも町内の活性化も含めておりますので、町内業者が家を建った場合は最高額50万円、町外の設計建築業者が建った場合は40万円と購入住宅についても40万というような補助となっております。で先程言いましたように1年から15年の入居期間に応じて早くに建った方が有利に進むというような制度でございまして、8年末満の場合はその今の50万、40万それぞれ100%。8年から11年が町内業者が40万、町外の場合が32万。それから11年以上15年末満が町内が30万、町外が24万というような形になっております。えー、今のが若者定住化促進の住宅補助金の概要でございます。

	続いて町のホームページ上に飯島町住情報ネットワークを開設をしております。これについては平19年の3月から稼動を行っております。先程も町長の方で言いましたように、飯島のグリーンリーフ、鳥居原の若者定住促進住宅を建てるに当たって1つに目的としては人口増活性化を図る、それから若者定住促進を図るということですが、もう1つは民間アパート支援、民間不動産業者の支援も合わせておこなうという形でスタートをしております。当初、登録当初の登録状況ですが、アパート等の賃貸住宅が民間9戸、戸建て住宅が3戸、土地売買が24個、それから町住が4戸というような形でスタートしましたが、現時点ではそれぞれが民間アパートが今20戸現在の募集戸数です。それから戸建ての売買住宅が2戸、売買の土地が43件等、登録の件数は増えております。この事業を行った時に、各業者への問い合わせですが、それぞれ業者の方へもそのホームページを見て問い合わせということの判断はちょっと出来かねますが、そういう問い合わせも出てきておるとそういう状況でございます。
産業振興課長	それでは、私の方からは先程町長申し上げました3つのうちの2つ目に申し上げました飯島町勤労者住宅建設資金利子補給金交付要綱によります補助制度の関係でございますが、この関係につきましては、Iターンの方でございますが、町内に住所を有し15年未満かつ40歳未満の方が町内に住宅を建設するために、長野県労働金庫、それから町内の金融機関から融資を受けた場合、最大で50万円の補助を受けられるという制度がございます。これにつきましては平成14年から創設されております要綱でございます。それ以降平成14年以降、本年度1件含めまして20件の交付がでております。以上です。
倉田議員	今、答弁がありましたけれども、例えば、町のホームページこれを開いてもですね、定住促進に関する記述がほとんどないといえますか、確かに住情報のものがありますがそれだけでありまして、情報発信が不十分といえますか、なされていないといえますか、定住を支援するといった意気込みとか熱意とか真剣な取り組みといったこういったものが感じられないと思っております。これはまあ定住者を迎え入れる受け入れ態勢の整備が不十分な為ではないかと、もうちょっと具体的な取り組み、積極的な支援策を講ずる必要があるのではないかと、このように考えるものであります。そこで飯島町定住促進条例、こういったものを作成して実行ある定住支援施策の展開これを強力かつ集中的に図っていくべきであるとこのことを提案するものであります。この条例において何を盛り込むかでありますが、1つとしてはこれはすでにやられておりますが、マイホームの取得、あるいは用地取得、住宅ローンの助成こういった住宅対策、それから2つ目には新規就農奨励とか、就業、就職の奨励、起業化の促進奨励、こういった就業対策、それから3つ目には結婚相談員や結婚活動員こういったものの設置、それから婚活支援これは積極的にサポートしてきている自治体も増えてきました。こういった結婚対策、それから4つ目には出産奨励、それから5つ目には子育て支援、それから6つ目にUターン奨励、または若者転入奨励、他にまだまだ知恵を搾ればあるでしょう。こういった支援、奨励策を体系的総合的に推進すると、若者が定住するような施策を推進する、活力ある町の担い手、後継者を育成するということによってトータルとして活力と魅力のある地域づくり、これを図っていく、当然町のホームページも大きく取り上げて情報をしっかり発信をしていく、こういうことを実行する為に条例を制定し目標に向かってしっかりと取り組むと、こういった対応が、今まさに必要なのではないのでしょうか。人口減

町長

少に悩む市町村では定住促進条例により様々な奨励策、支援策を打ち出して積極的な対応を行っています。条例制定のお考えはありますか。町長の所信のほどをお尋ねします。

更なる町の定住促進を進めていく上での一つのよりどころとなる、この条例を制定をして対応したらどうかというご提案でございます。この条例の意とするところは今お話にもございましたけれども、ずっと申し上げて参りましたように町の定住促進、人口増対策はいろんなメニューと色々な制度の組み合わせの中で進めてきておるわけございまして、要綱もあれば運用的な考え方もあるわけでございますが、条例となりますとこれは一つのそういう方向への基本理念という形となっておるわけございまして、その中で今この何を盛り込むかというお考えの中で示されたのは、今までの考えて取り組んできたものを、一つのまあこの書き方の中にまとめてというような印象を強く持つわけでありまして、本来条例というような事になりますと町の責務、住民の責務それから入ってきていただく方の責務から始まって、その事業展開を1つの理論的に定めていくということが考えられるわけでありますけれども、この条例の中に今盛り込まれるというような内容を充分検討しなければなりませんけれども、一つの今までのこの取組みのことをそれぞれの一つの施策の責任として遂行していけば充分足りるんで、従って要綱の範疇かなというふうに思っておりますので、お聞きした限りでのこの即、定住促進条例というものはこの段階でまだ定めることではないというふうに私は思っていますが、ただこれはこうした考え方はやはり一つのいろんなこの庁舎内の所管もそれぞれ分かれておりますし、それから地域性の問題もございます、耕地、区加入の1つの課題もございまして、そうしたことを総合的にまとめ展開をしていくと事はこれは当然大事でございますけれども、従いましてそうした考え方の中で今この事を取り立てて条例化していくという考え方は現在持っておりませんのでご理解をいただきたいと思います。

倉田議員

人口減少問題これは飯島町に限った事ではありません。全国津々浦々共通の課題であります。また一朝一夕に解決できるというそういう問題でもありません。先程申し上げましたような、地道な努力の積み重ねと、こういうものが大事だというふうに考えるものであります。当面条例制定の考えはないとこういう答弁でありましたが、町長自らが先頭に立ってですね、定住促進のビジョンとかあるいは定住促進プランこのようなものを打ち出して、力強く積極的に訴えていくべきではないかと、このことを申し上げまして時間ありますので質問を終わります。

議長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時05分とします。休憩。

午前10時46分 休憩
 午前11時05分 再開

議長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。
 8番 北沢正文 議員

8番

北沢議員

それでは通告に基づき人口増、少子化対策についてお伺いをいたします。前同僚議員

のご質問の中で私の質問しようとする状況また、現況等について回答が出ている部分もありますのでなるべくそういった部分は割愛をさせていただいて、重複しないようにしたいと思いますが、宜しくお願いしたいと思います。

私は、あの前会も申し上げましたけれども、元気な町を作りたいというテーマを掲げておりますので、人口増の課題はその根幹を成すものでございます。中期総合計画の定める目標については先程確認をされたとおりでございますけれども、飯島町の地理的条件としては伊那谷の中心にありまして、通勤可能な1時間の範囲に上伊那は勿論、下伊那を含めてほぼ、全域が入るわけでございます。この中に上伊那郡市19万人。下伊那郡市17万人。合わせて36万人余の人々が生活を営んでいるわけでございます。自然環境にも恵まれ、特に町営水道の水はそれを口にした人は一様に美味しいと言い、風光明媚といえます。これらの動かしがたい天の利を背景に更に磨きをかけて、付加価値を増して「さあ、どうぞ」といった状況で今まで人口増活性化対策を進めてきたわけでございますが、その結果はどうでしょうか、というふうにお伺いをしたいと思います、まあ先ほどのお答えの中にもありましたので、総括的にお答えをいただければ結構でございます。平成19年度に入居を開始しました特公賃住宅のグリーンリーフ飯島。これは行政報告書でも12戸の入居を確認しておりますし、また国道153号伊南バイパスなどの幹線道路網の建設工事や公共下水道工事が着々と進められておりまして、これらを合わせた効果の期待はまだ先のことと考えるところでございますけれども、まあ次期計画を策定を始めるとうこういった現時点での町長の評価、こういったものをもう1度確認をさせていただきたいと思います。

それでは北沢議員から、人口増、少子化対策につきましていくつかご質問をいただいております。

まず中期総合計画における最重要課題、再三出ておりますけれども、この人口増について重点を置いた施策、今までどのような効果で、それから現在どのような評価をしておるのかということでございます。人口増加活性化対策のこれまでの取組み状況につきましては先程、倉田議員のご質問にもお答えしたとおりでございますけれども、町といたしましてもこのインフラ整備やそれから各種の制度の充実を図るなどをしていろんな事を組み合わせて、複合的に精一杯の努力をしてきておるつもりでございます。限られた財政の中でのまた取り組みという事でございますので、なかなかあの充分というわけにも参りませんが、精一杯やってくるつもりでございますが、一方でこの住民の皆さんには協働のまちづくり、こういうテーマの中で大変積極的に取り組んでいただきまして感謝を申し上げまた民間企業の皆さん方には、企業の社会的責任を果たすと共に、それぞれの立場で人口増や活性化の為に尽力をいただいておりますということを、改めて感謝をしておる次第でございます。でこれまでのまあ取組みに対する住民評価の面につきましては、現在アンケートを実施した集計作業を行っておりますので、先程申し上げましたようにまとめ次第また公表してまいり、そのことを1つの軸にしてまた次の総合計画の策定に入っていくという形になりますけれども、まあ私自身に対してのご質問でございますので、人口問題の課題について考える点につきまして少しあの倉田議員のお答えとは視点を変えた部分で、申し上げてみたいと思います。

まずこの人口増に向けた様々な施策を複合的に実施することと、それから住民一丸となっていくということは、大変これはこの効果を高めて、住民を、新たな住民を向かえ

入れる側の意識を高める上でも、今後も絶対にこれは欠かせない大切な要素であるということでございますので、この方向性は是非とも今後とも継続をしていくべきことというふうに思っております。それからまあインフラ面でもそうでございますが、上下水道や保育園それから学校などの公共施設整備は、ほぼ今まで計画したことが完成に近づきつつありまして、更に町内の道路網整備の課題や国道153のバイパス周辺の土地利用の課題などは、これからひとつ本腰を入れてその事業の進捗と共に取り組んでいくという大きな課題でございますけれども、いわゆる大規模な公共的なインフラ整備、道路問題以外につきましては、ほぼ一定のこのレールの段階にきているんじゃないかと、いうふうに感じております。特に箱物等の施設につきましてはそういう感をいたしておるわけでございます。今後は住民の皆さんのこの安全と安心というものをいかにまあ確保して、暮らしを支えるこの公共的なサービスの提供が施策の中心になるというふうに思っております。そこでまあ全国の市町村をみますと、達成度こそ、いろいろ違いはありますが、全国どこでも今までのこうバランスある施設整備というようなこともございまして、ほぼ、何処もインフラ整備の面では一定レベルにあるんじゃないかというふうに思っておりますが、ただこのどこかの市町村へ移住先を、あるまあそれぞれの思いの方が検討する場合に、この移住先の選定の考え方については人それぞれ様々というふうに思います。数あるこの市町村の条件が同じような場合には、やはりどうしてもこれはインフラの整備の整っているところや、それから、お話にもございましたこの自然豊かなところ、それからいろんな血縁関係もある部分があるかと思っておりますけれども、やはりかつて訪れたことのある所。それらを総合的に判断をして一つの魅力を総合的に判断しての定住候補として選定、選考判断をするんじゃないかというふうに思われます。で、全国の人口がどうしてもこれは長期に当たっては減少に向かうというこの時代の流れの中で、こうした背景の中でこの人口を増加させるということは、これ並大抵のことではない。いうふうに思いまして、町も行ってきた施策を、更に更に何倍にも、これは取り組んでいかないと努力をしない限りこれはなかなか難しいというふうに思うわけでありまして、そこでまあこれまでのように行政が多大な投資をして人口をはかるということは、なかなかこれもまた一方財政の問題もございまして、困難であるというふうにも思います。そうしたまあリスクも高いという面もございまして、住環境整備についてはできる限りこの民間活力というものを入れてですね、その為の支援策をどうまあ構築していくかというところを、ひとつ考えていかざるを得ないということとございまして、いろいろ言われておりますように飯島町も官と民、いわゆる行政と民間活力というものの連携、手を携えてその一つの方向に向かっていくことの考え方が今後益々大切になってくるだろうというふうに思うところでございます。この辺はまた次期総合計画の中でも充分議論をいただきたい点だと思います。

それから、もう一点。「この点だけは何処にも負けないんだ」と飯島町としては負けないと特徴のあるまちづくりをすることも必要と考えております。総合的には一定の水準にはありますが、なかなかこの町のセールスポイントのこれだというものをやはり更に押し出していかないと、人々の心に留め得るような一つの魅力にまだ達しないだろうと、というふうに思っております。そんなことのひとつの中で飯島町は情報発信はまだ非常に不足であり、未熟であるというふうに私自身は感じております。私自身のことも勿論そうでございますが、自然環境の問題とりわけ景観につつま

しては町を訪れていただいた皆さん方絶賛の言葉をいただいております。こうした時代になって余計そういう一つの、捉える視点が国民の皆さん方は非常に強く受け止めておる時代になってまいりましたので、そういったこと。それでそのことはやはり伊那谷の中でもやはりかけがえのないトップレベルの一つの景観形成をしておるのではないかなというふうに思いますし、住民の皆さんもなかなか近くにいたんではそのことが分からないというような今までの歴史もございますが、最近は自らがそれを再発見して、自らが魅力の再発見を心に留めておるというふうにも感じてきておるわけでもございます。そうした情報発信のあり方をもういっぺん見直してですね、様々な機会を捉えて、飯島町の存在を全国に知っていただく、知らしめていく、そして知っていただく努力を積み重ねていく必要があるというふうに思います。この自然が豊かで水が美味しくて、それから景観が素晴らしくて、それからインフラ整備がされてと、まあいろんな面で満足度の繋がる部分があるわけでございますけれども、やはりそこにはこの行政も含めて職員をはじめ住民が優しくそのことを受け入れてくださる、そんな町があれば必ずやそれは末永い住まいとしての選択として人口増に繋がっていく大きな要素になるのではないかと確信をしておるわけでございます。従いまして町に暮らす皆が一丸となって、それらのひとつの希望を叶えられるような条件整備に全力で取り組んで、そして飯島町の魅力を更に高めて、この飯島町に住むことのメリットを感じて共助していただけるような努力を、今後とも私以下それから議員の皆様、住民の皆様、ともどもにひとつ連携をしてご理解をいただいてご協力をいただきたいとお願いをするしだいでございます。若干長くなりましたけど以上お答えしました。

ただ今のあの町長の評価、それからそれに向けて今後の取り組み。この方向について私もその内容は確認を致すところでございます。

今のご答弁を1つの方向として、次の問題から具体的な課題について若干私の提言も含めてお願いをいたしたいと思います。

次の質問の中の少子化の問題でございます。人口増には今ご答弁にありましたとおり、様々な対策がとられ、その成果をこれからも期待するところでございますけれども、先ほどの同僚議員の質問の中にもありましたとおり、先般発行され配布されました上伊那郡市勢要覧20年度版を見ても分かるように、飯島町の人口構成は平成17年の国勢調査時点での0歳から14歳までの年少人口率が13.2%。これはあの新しくなりました上伊那8町村市町村の中で、最低の率というふうに確認をいたしております。特に5歳段階表示では0歳から4歳が総人口で飯島町より少ない宮田村と比較しても、74人少ないというような数字が表れております。ちなみに平成20年7月31日作成の今の統計データによりますと、年少人効率は12.0%。0歳から4歳では17年の378人に対して357人と減少いたしております。このこととしては今更取り上げるもなく17年の国勢調査の結果でございますので、毎年確認をしてきているところでございますけれども、更に保育園や小学校の入学・入園等の人数で実感をされている事と思います。そこで、提言をしながら所信をお伺いしたいわけでございますけれども、このことは、これから申し上げます事は先の一般質問においても平沢議員の質問で取り上げられておりますし、それから期間も余り経っておりませんので、状況の変化はないと思いますけれども子どもの少ない社会。これは、社会の活力の低下をもたらすことは明らかでございますので、あえて取り上げるものでございます。

少子化の要因には様々なことが考えられ、これといった特効薬がないところが現状であります。その一つに結婚の問題もございます。国勢調査の結果によりますと2005年の30歳から34歳の未婚率は男性48%、女性33%。1970年ではそれぞれ12%と7%で、この結果を見ますと70年代半ばから上昇を続けているといったこういった結果が全国的にはでておるわけでございます。当町においても先の17年の国勢調査の結果、男性51%女性29%、人数で男性163人。女性が91人の方がこれらの年齢階層の中での未婚の結果でございます。で、今の少子化率を考える時にこれらの傾向は現在も続いているというふうに推測できるかと思います。まあ結婚の問題につきましては個々の要件やライフスタイル考え方いろいろあるものの、なんらかの手が必要ではないかというふうに考えるところでございます。そしてその結果、結婚が成立し、人口増に繋がれば、内なる条件を生かした効果のある施策と考えるところであります。こうしたことを背景に私の入手した資料によれば、未婚者や晩婚者の増加や夫婦が持つ子どもの数の減少によって、少子高齢化が一層進む傾向にある中で、結婚に対する結婚する為の活動、いわゆる婚活の支援事業に取り組む地方自治体が増えているとこんな情報もございます。当町でも先にお話のありましたとおり、社会福祉協議会等に委託をして結婚相談所を開設したり、それなりの対応は取られているわけでございますけれども、今一步進めて「飯島出会い応援センター」まあこれは私の仮称でございますけれども、こういったようなものによります男女の出会いの場の演出、こういった婚活支援事業、更には生涯学習の場だとカスポーツを通じての出会いの演出、それから農業、地産地消に結びつけた行事いろんな年間行われている行事などを通じまして出会いの場を演出する総合的な取り組みが必要ではないかと、考えるところでございます。女性の職場進出マイカー通勤等により出会いの機会が減ったのと、結婚を世話する地域や職場での仲人役の習慣が失われてきたのが、原因として分析している部分もあります。町内企業、商工会、JA、農業後継者の関係者、地域を挙げて住民協働で真摯にこの課題に向き合う事が必要な時期に来ているのではないかと考えるところであります。今、景気が非常に低迷しておりまして、経済的にも結婚する事が難しくなると不安を感じている未婚者が相当数いる、というこういった調査結果も出ているところであります。今日、町が進める子育て支援策や出産環境の改善、更には子育てと仕事の両立に向け、短時間勤務制度の導入など企業に義務付けることを柱とした改正育児介護救護法が来年施行されると、こういった時期また現在婚活ブームというブームがありますので、そういったタイミングを捉えて、今、このに時期に手を打つ事が必要ではないかと考えるところであります。まああのこういった結婚の課題につきましては、行政が多忙なサービスの範中を更に広げる、こういった事と個人的な問題をからめて賛否両論のあるところではあります。年頃の娘や息子さんをもつ親御さん達の気持ちとしては、出来るだけ早く幸せになって身を固めてもらいたい、というのが偽らざる気持ちであり、これが直接的でなくても、少子化対策の一環となれば取り組みをする必要があるのではないかと考えるところでありますので、この提言も含めまして町長の所信をお伺いしたいと思います。

この少子化対策に含めて、どうしてもこの少子化に歯止めがかけられない状況、この中で特にあのいろんなインフラ的な整備を重ねる一方で、このやはり結婚をして子どもを生んでいただくというこの視点の大切さということにつきましては、もうお話いただくまでもなく、私もそのとおりだと思っております。

	それに向けたこの婚活という言葉、結婚をする為の一つのいろんな手立てをする活動というふうに理解をいたしておりますけれども、こういう提言をいただいたわけですが、これ6月の議会でも答弁を申し上げてきましたように、いわゆる結婚相談に絡でのご質問でございましたけれども、一つにはこの社会福祉協議会に委託をしておる現在の結婚相談事業でございますが、内容はまたちょっともう1回申し上げますと、社協では専任の相談員1名が毎週の火曜日の夜、相談所に詰めていただきまして相談に応じて、日々、申込者の相談に捜しに当たっていただいておりますという形でございます。窓口に出向いたということよりも、この日夜に渡る常時の活動というものの非常にウェートが大きいということでそこからまあ1つの芽生えが出てくるわけでございますが、現実にはなかなかこう思うような成果に至ってないというのが、実態でございます。そこでまあ大きくは上伊那地方事務所が事務局になっております、この管内の市町村の社協、それから農協さん、伊那の商工会、それから伊那市には独自に出会いサポートセンター先程ちょっとお話の出た言葉でございますけれども、それらの相談員での情報交換、イベントの企画の中で上伊那全体と下伊那のこの北部をエリアとしたこの市町村社協が一つの音頭とりで相談所の「天龍縁結びの会」縁結びの会という場での情報交換を今行っているところでございます。 この中では、紹介や、引き合わせを行っていただいて、それから他の市のイベントなどへの参加案内というようなものも努めていただいておりますが、全体的に1つの隘路として、個人情報の問題がなかなか微妙に押し掛かってきておるということもございまして、こうオープンした一つの情報交換というものがなかなかできない、ということも一つ聞いておるわけでございまして、そういう点が活動しづらくなってきておる、従いまして相談所への申し込みが男性は比較的多いんですけれども、女性がほとんどまあ少ないという傾向になっておるようでございます、どうしてもこの出会い目的のこのイベントを用意しても特に足元の地元のイベントなんかの出会いの場では二の足を踏んでしまうというのが全体の状況であります。で若干最近のそうした取り組みと成果については後ほどまた担当課長の方から申し上げますけれども、町といたしましても、これは少子化対策時人口増の為にどうしても多くの結婚していただいて子どもを産んでいただく。今、1.29くらいですか出生率はそうなっております。これでは日本の人口は当然出生の限りでは減ってしてしまうということになってしまいます。将来この支える人と支えられる人がいろんなこの社会の福祉の面からも、衰退していくという事に繋がって参りますので、なんとか1つ歯止めがかかるような対策を講じていかなければならないという事でございますので、今、町でもこの出会いセンターという事も含めて検討をと言っていたしましたが、もう一度まあ社会福祉協議会等も構築をし直してですね、この問題に取り組んでいきたいと思っておりますのでご理解をいただきたいと思ひます。 それでは、補足説明をさせていただきます。 現在町で委託をしております社協での結婚相談事業としての出会いイベントには限界はあることは今ご説明をした通りでございます、紹介をしてお見合いに至ってもなかなか交際を続ける状況にならないというのがほとんどの状況であります。それで実績でございますが、社会福祉協議会17年度からの実績でございますが、見合い件数が51件ほどございまして、成立件数は現在3件という状況でございますので宜しく願いいた
住民福祉課長	

北澤議員	します。 今、社会福祉協議会の結婚相談所の実態をご報告いただいたわけでございます。 これは3件でも非常にその関係の皆さんのご努力があったというふうに評価するところでございます。ただ私の申し上げます事は、そういった具体的結婚相談所でおける出会い系出会いのためのお見合いとか、そういうこと以前に社会的要件として例えばの例を申し上げますと、町内の企業にお勤めの若い男女の皆さんがいらっしゃいます。商工会やそういった企業の皆さんと連携を取って、例えば22歳で就職をしましたとすると5歳過ぎますと、5年勤続になるわけですね、そうすると27歳になるわけでございます。そこ等へんで一発、勤続表彰といいますか、若い男女が出会うような出会いを設けるとかですね、いろんな方策が考えられると思うんです。そういったことをですね、ある程度行政が行政なりそういった所に働きかけをしてそういった機会をとにかく多く作る、私度も育った時代は青年会というような組織がありまして男女それぞれが加入しておりましたので、そんなところでも出会いがあったわけでございますが、それとかスポーツを通じてソフトバレーボールなんかで知り合いになって結婚された方、そういった方もいらっしゃいます。そういったような総合的にですね、男女が出会える機会を演出していくとこういった事を行政もある程度進める必要があるんじゃないかとこんな考え方なんですが、町長さん町長の所信をもう一度お伺いしたいと思います。 いろんな形でこの事を取り組んでいくということは、大切だと思いますけれども、なかなかこれは今、個人の一つの考え方がそのことが一つ重きをおく世代になってまいりまして、なかなか自分の考え方がその結婚に結びつくかどうかというようなこと。この背景のそうした要素というものは感じつつも、やはり最後は自分の判断というようなことの時代が大変ウエイトが大きいように思いますので、なかなか上手くいくどうかわかりませんけれども、お話のようなあらゆる機会は、また先程もまあ商工会の一つのメンバーにも入っておりますのでそうしたこともひとつまた通じて検討させていただきたいと思いますが、やはり小さいうちと言ったら語弊があるかもしれませんが、この結婚ということ、それから将来家庭を持って、親となって、子どもを産んでいくことが1つのやはり国のこの当然の1つの基本的な人権の中での考え方なんだということがやはり気持ちの中で持って育っていくというようなことも大事なんではないかなと私自身思います。従って教育長地の方の所管あたりから一つそのへんも、社会教育だけのことでこれをやっておってもなかなかこれは上手くいかないんじゃないか、長い目で一つのそうした考えを植えつけていく必要があるんじゃないかと、これは環境問題もそうでございますけれど、道徳の問題もそうだと思いますけれども、そんなような気がしております。 男女の出会いの場を生涯学習の場で提供するという考えも一つの考えとして受け止めておりますが、私はあのスポーツという崇高かつ清真な場面に男女の出会いの目的をスポーツ場で提供するということにはやや違和感を感じます。でスポーツという目的の中で活動し合う中で自然に男女間が育まれるというのが自然の形ではなかろうかというふうに思っておりますので、男女を引き合わせる為のその為の目的としてスポーツの場面を提供するというのはいかがなもんかというふうに思っております。様々な文化活動を通してあるいはスポーツ活動を通して男女が出会うそういう機会を提供するという事は必要であらうかと思ひますけれども、目的を履き違えないようにすることが大事ではな
町長	
教育長	

	いかなというふうに思っておりまして、教育委員会としてその為の企画をするというところは今のところは考えてはおりません。ただ、いろんなサークル活動を情報発信をしそういう出会う機会を作っていくあるいはもっと言うならば先程議員が申し上げ質問にありましたように地域を作っていく地域を活性化させていく町を元気にしていくという目的で、そういうサークルということは私も意をことにするものではありません。以上であります。
北澤議員	今、教育長のおっしゃることは尤もでございます。私としてはですね、その、町が成人式を機会に若い人達について特に意識をして、施策をとっていることが少ないんじゃないかということがありますので、そういった面も含めて、今後の中でご検討をいただければというふうに考えるところであります。スポーツを通じてという部分においては、やはり今の若い男女について、まあちょっと背中を軽く押してやるだけで、そういったことが進むんじゃないかなというふうに言われている方もいらっしゃると思いますので、そういった機会として捉えれば宜しいんじゃないかというふうに考えるところでありますので、今後の取組みに期待を致すところでございます。 それではもう一つのテーマで、次に人口増には欠くことの出来ない関連がある宅地造成の状況と造成の考え方についてお伺いしたいと思います。 農地転用申請の実態または確認建築確認の申請の状況から判断して人口増の要因であります、民間の宅地造成の実態はどのような状況であるか伺います。あわせて、先程町長の答弁の中にありました民間活力を人口増に活かす考え方について、もう1度町長の所信をお伺いしたいと思います。 飯島町内におけます上下水道の整備をはじめとする快適居住環境が整いつつあり、また更には子育てや教育に関するインフラ整備、特に公共施設や公共的施設の耐震工事など安全な暮らしに欠くことのできない整備が、他の市町村に比べて大きく進んでいる実態、更には子育てに必要な保育園の定員でございますけれども、3園合わせまして入園率は72%。100人の受け入れが可能でございます。学校施設にも定員に余裕があり、インフラは充分整っているというふうに手前味噌で考える事であります。更には子育ての支援施策も評価できると思いますし、そこで人口増行政施策として取り組んできたこれらを糧として、民間の活力によりまして宅地造成や販売建築する施策を追加し効果發揮することが、必要であるというふうに考えるところであります。それらそれにはですね、こちら側から評価するのではなく飯島町に住んで住宅を建て居住しようとする方々の側から見て、何がネックであるか、そしてそれを解決するにはといった施策の点検を行い解決する視点が必要と考えますがこのことに対する町長の所信も併せてお伺いしたいと思います。
町長	町内でのこの住宅地造成の現状について民間活力とも組み合わせの中でというようなご質問でございますが、宅地造成についてはその土地利用の部分の問題、それから農振農転の解除の問題それから建築確認いろんな条件規正もあるわけで、多岐に渡っておりますのでそれぞれ数字的なものとそれから、取り組む手続的な考え方につきましてはそれぞれ担当課長の方からお答えを申し上げますけれども、全般的な宅地問題の考え方について、私の方から先にお答えをさせていただきたいと思います。 宅地、住宅地の造成につきましては2つの基本的な考え方を持って町は対応しております。

	一つは議員の提案にもありましたが、官と民についての行政と民間における役割分担についてであります。公共事業になんかにおけます、この住宅地造成については財政面や販売促進面で限界もあるということでございまして、できるだけ民間の最も得意とする部分については、やはり民間活力によって進めていくよう関係者と十分な連携を取りながら、働きかけをしていきたいし、今までもやってまいりました。 それからもう一つはこの土地利用あり方に関してでありますけれども、やはりこの農地に適した土地についてはやはり優良農地として残して、それから住宅地は既存の宅地や住居系のこの用途地域内にあるこの利用されていない住宅適地へ誘導するということですが、やはり秩序の面からいきますとこの土地利用の上では大切なことであるということでございますので、まあこれに沿って1つの考え方をに沿って進めておるわけでございますけれども、なかなかこの辺についてはその宅地を求める方と、行政、特に町もそうでございますが、国、県や国の農政問題との1つの隘路の問題もございまして難しい現状であるわけでございます。ご質問にありましたように、この町に住宅建設をしようとする方から見たこのネックになっておることという部分について、今の部分もかなりそういうその部分があるんじゃないかというふうに思っております。それでこのそうした事も含めてですけれども、やはりこの最もネックになっている事は近隣町村に比べてこの商業施設の問題それから医療機関のこの問題がかなり根強く影響をしておるというふうに思うわけでございます。まあ上水道の問題や、それから保育園、小中学校の整備、公共事業耐震化インフラ整備、安心安全のこの利便性の問題につきましてはお話のとおりほぼまあ完了の段階にございまして、子育ての支援制度等につきましても近隣町村に比べても、決して引けをとらない、充実を図ってきておるというふうに思っておりますけれども、ただこの新たに住居を構えようとする場合には、これらの公共的な環境だけでなくですね、どうしても生活に直結する商業施設や医療機関。これらのこのいわゆる住環境を踏まえて判断する事も大変大切であるということでございます、そのことがネックになっておる部分が非常に多いと、いうふうには実感をいたしておるところでございます。でその上に立ってまああの民間活力によるこの住宅地の造成、販売促進というようなこの支援事業ということを検討しておるわけでございますけれども、やはりこれもまあ、町単独の支援の限りではまあ限界があるということから、できるだけ国の施策の中で対応して、できるものがあれば取り入れるようにやっておりますし、それから引き続いてまた有利な起債や補助制度を求めてやっていきたいということでございますが、まあ今度の政権でその辺のところを、地域にひとつ目を当てていくというこの新しい更なる地方分権、権限委譲、等々の問題もメニューとして出されておりますので、これがどのようにまあ細かい施策として展開をしていくかと、注目をしながらまた期待をしておるところでございます。従ってあのそれらの考え方を再三申し上げておりますように、総合的に整備をして、町も住民の皆さんも一丸となって「よろこば飯島町へ」というようなひとつ気持ちの中で、これを迎えていってそのことが結果として少子化や人口増、若者定住そうした事に繋がっていくような施策をもう一度練り直しながら、次期の総合計画の中では充分ひとつ議論して位置づけていただきたいと、いきたいというふうに思っております。以上でございます。
産業振興課長	それではあの、私の方からは農地転用の申請の状況等について申し上げます。平成20年度中の住宅地への農地転用申請について申し上げますと、バイパス関連等の移転等

建設水道課長	による農家住宅用地を除きまして町内在住者によるものが5件。 町外者によるものが8件。 合計13件の申請が行われております。このうち1件が民間の建売住宅を計画したものととなっております。平成19年度の状況でございますが、町内在住者の方の申請が7件、町外の方の10件、合計17件。そのうちの民間の建売住宅等によるものが3件という状況になっております。農申除外などの手続きにつきましては、制度上の制約がありまして住宅地として想定されます農地を、あらかじめ、農申除外するという事は制度上できませんので、住宅地を求める方に対しましては制度を充分理解していただくように説明した上で、先程町長が申し上げましたように、できる限り既存の宅地、それから未利用地、住居系の用途地域などの住宅の適地へ住宅を建設するようにこれからは誘導していく事が必要と考えられます。 それでは私の方からもう1点の建築確認申請の状況についてご説明させていただきます。建築確認申請につきましては、町がその確認許可をする機関ではありません。ご承知のことと思いますが、県の方で地方事務所の方に建築指示をして、そちらの方で最終的な許可をすると、その途中の町の中での意見をつける為に町へ出していただいて上げるという中でございます。でその中で毎年建築確認の受付件数が90件前後でございます。そのうち新築は50件から70件ございます。でそのうちに車庫や倉庫これが含まれますので、これを除きますと戸建て住宅では毎年40件前後となっております。ただ、この中には建て替えの住宅も含まれますので、宅地造成を伴う件数につきましては、その確認申請の要件の中に宅地造成の要件がございませんので、件数を把握することは出来ておりません。このように農地転用申請や建築確認申請の状況から民間の宅地造成の正確な状況を把握することは、なかなか困難ではありますが、町内見て回りますと、あちこちで住宅の新築や宅地造成が行われていることは確認しておりますので、今後そうした数値を把握して、町の施策に活かしていく事の必要性は感じております。以上です。	町長
北沢議員	この問題につきましては、まだまだこれからの部分があると思います。ネックになっている部分については先の中期総合計画の中にも現状認識として、充分記載がされております。こういった部分を1つ1つ解決すべきことが大切ではないかと考えるところであります。 突然の提案でございますが、農業の基本これはやはり地産地消あるとそのためには人口がある程度確保されていることが必要である、そういった事によって農業も振興される、商業も振興されると、こういった部分がございます。今、町単独では難しいという部分がございまして、という発言がございましたが、実は私の調べたところによりますと、国交省の事業で優良田園宅地の建設の促進に関する法律というのが平成13年度にできております。こういった制度を活用しますと、農申除外をあらかじめ協議をすることができる制度、もしくはこの法律の指定を受けますと、その個人がいろんな税の控除の対象になると、こんなような法律の趣旨でございまして、こういったようなものを検討することによって、飯島町においていただく事にネックになっている優良で安全な宅地、まあそういったもの、それからそれを適正な値段で提供ができる、こんなような施策も組んでいけるといいますので、是非こういったものを検討させていただきたい。そういうふうに考えるところでございます。	
	時間が押し迫っておりますので、次の課題をお願いしたいと思います。次の課題に	
	つきましては、当面する人口増対策でございます。 これを取り上げましたのはタイミング的には平成22年の10月1日が国勢調査の年であるということございまして、当町の現在の人口につきましては、10,560人という報告がされております。平成17年10月1日の基準として実施された前回の国勢調査では10,570人でございます、国勢調査は10,895人。32人前回の国勢調査より減っております。平成17年の住民基本台帳と外国人登録の人口につきましては10,953人でした、国政調査人口との差はマイナス383人ございまして、国勢調査の基準と住民基本台帳の基準が違っておりますので、この調査につきましては、毎回住民基本台帳の人口を下回るとというのが今までの結果でございます。このことから勘案しますと、平成22年度に実施される国勢調査では、1万人前後ということも考えられるという状況でございますので、6月の一般質問で町村の人口1万人の持つ意味を質問いたしておりますけれども、1万人を切るというのは、今後の5年間の交付税の算定の基準をはじめ、公的な数字の基礎資料に影響があると思われまじし、またイメージの問題にしても大きいというところを心配するところであります。そこで、今年度からできる対策は行いう必要があると考えるものでありますが、この点について町長のお考えを伺います。 今まで、これから中長期的な一つの町の人口増、活性化という位置付けの中でまあ人口を増やす課題についてまた取組みについて、いろいろご質問もあり、こちらからも申し上げてきたわけでございますけれども、当面の問題として、この人口の及ぼす影響の中で、来年の国勢調査の一つの節目があることはお話のとおりであります。じゃあ、来年のこの国勢調査に向けて今すぐどう対応するのかと、なかなかこれは、そう小槌のような手はないわけでありまして、一つには捉える人口統計の考え方で国勢調査とそして毎月の人口動態これは当然食い違っておるわけでございますが、やはり5年間の特に交付税に及ぼす数値というものは、5年間固定されましてそれが国勢調査の人口がずっといきます。まあその他、いろんな各種広域連合やなんかの人口根拠もそれを基にしていまいますので、これはあの一來年の問題だけではなくてその後5年間の問題というふうに思っておりますが、一つにはこの経済状況があるわけでありまして、町のいくつかの企業では、特にあの外国人登録の方が5～600人、700人位最盛期おったわけでありまして、今現実には400人以上一時帰国をされておるといふ企業もあるわけございまして、これがあのなかなか入管手続の問題で即それが今の人口動態に跳ね返ってこない部分があつて、今人口10500人前後の推移で毎日あそこの表示がそうなおるわけですけども、実際にはもっと厳しいだろうと、おっしゃるように1万切るのか、切らないのか、本当に切羽詰まった危機感を持っておるわけでございますが、なんとかまあ少しづつ今、工場生産も上向いておるといふ部分もございまして、戻ってきておるといふ情報も直接的にはお聞きしておるわけですが、まだまだ大変厳しい状況にあるということでございますので、丁度これから1年間でございます。少しでも景気が回復して生産ラインがまた動きだして、そこに勤める雇用の問題、日本国籍の方は勿論、地元の方もそうであります。外国人の雇用も今までどおりの形で少し戻って欲しい、こういうことを期待しながら、すぐには打つ手は即効的なものは無いかもしれませんが、一つ期待をしながら出来るだけの手を打っていきたいというふうに思っておる、その程度のお答えで、特別、北沢議員妙案があったら、またご一報教えて	

北澤議員	いただきたい。こんなように思います。 質問終わります。
議 長	ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻を午後１時３０分といたします。休憩。 午前１１時５７分 休憩 午後 １時３０分 再開
議 長	会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 ２番 中村明美 議員
２番 中村議員	では通告に従いまして質問をいたします。今回の質問内容は、１、女性特有のがん検診率向上への取組みについて、２、完全米飯給食について、３、任意のインフルエンザ予防接種の子どもに対する支援について、以上３点の質問をします。 はじめの、女性特有のがん検診率向上への取組みについてであります。本年国が実施したがん検診の無料クーポン券、検診手帳の配布を飯島町でも補正予算で通りましたので、近々実施されることを嬉しく思います。日本では女性のがんの中で最も多いのが乳がんです。最近の乳がん発症率の数字では２０人に１人です。飯島町には２０歳以上の日本人女性が２０年度の数字ですが、凡そ４３００人ですから、２０人に１人の計算でいくとわが町に発症者が２１５人と大変恐ろしい数字になります。そして、年々乳がんの発症率が高まっており、アメリカの８人に１人に近づく勢いとなっております。 日本女性の乳がんの発症率は４５から５０歳直前が一番多いといわれておりますが、そのころの女性は、子育てや仕事などで一番忙しいのかもしれませんが、自分の事を後回しになり検診も忘れがちとの声もあります。しかし乳がんの専門家は乳がんは早期に発見すれば治る病気であり、また進行した乳がんであっても有効な治療法が次々に開発されており、早く見つけて適切な治療を受ければ、決して怖くない病気ですと検診への受診を勧めております。 飯島町は本年検診受診者が前年より多少増えてるようで町の努力と評価いたします。しかし、国の検診受診率目標に比べると、まだまだ低く意識啓発が必要と思います。そこで私は検診受診率の向上を図る為の対策に、今、反響を呼んでいます「自己検診特殊手袋」の紹介の配布、紹介と配布を行い乳がん検診を受診する為の、啓発を促す取組みを求めます。 自己検診特殊手袋の効果についてはテレビ番組の特集にも取り上げられました。この自己検診特殊手袋は「がんグローブ」とも言われています。こちらがその「がんグローブ」です。この「がんグローブ」は肌に密着しやすい特殊な素材を使用することで指先の感覚がより敏感になり素手で分かりにくい小さなしこりも見つけやすいというものです。私も数人の女性と体験学習いたしました。子犬の産毛を使った体験では素手で触れてもほとんど感じないのですが、この「がんグローブ」をつけて触るとはっきりと指先に犬の産毛があることを感じました。参加された皆さんからは、「凄いい、がんグローブが欲しい」との声が上がりました。「がんグローブ」は県内には殆ど知られておりませ

町 長

んが、既に東京都の北区、豊島区では、無料配布を実施しております。北区では昨年１０月に限定枚数の無料配布を行い、区内の商店街１５０店舗の協力を得て、店が女性客に無料配布すると、大きな反響を呼び喜んでもらえたということです。また豊島区では「がんグローブ」の狙いについて女性にとって医師の触診は、抵抗感が強いとし、まず区が実施する乳がん検診の対象年齢未満の女性達への意識啓発として実施、そして女性が医療機関への検診を受けに行くきっかけ作りの一つとして「がんグローブ」を配布いたしました。

飯島町では今のところ、乳がん検診率は他のがんと比較して低いとのことですが、地域の太陽である女性の命を守る為に、本年中にこの「がんグローブ」の紹介で意識啓発を促進することを求めます。例としまして、広報いいじまや健康センターを相談窓口にして紹介する方法なども良いと思います。そして、次年度予算に自己検診特殊手袋の配布を盛り込み、乳がん検診の未経験受診者、また対象年齢未満の女性への意識啓発で女性の健康を守る取組みを行う事を求めます。この自己検診特殊手袋の値段は１枚５００円です。自己検診特殊手袋の紹介と配布について町長のご意見を伺います。

それでは、中村議員からは、まず女性特有のがんの検診率の向上に向けて、身近にできる事、特に今まあ「がんグローブ」等のお話もございましたし、またそうした意識啓発やこの女性の健康を守る取組み全般的なところから、お答えをしてみたいと思いますが、まずこの乳がん検診につきましては、飯島町といたしましても年々僅かずつ受診率が上がって来ております。

先ほどお話がございましたように昨年は３２．１％の数値でございました。国の受診では５０％受診率を一応目標に掲げてございまして、今年度女性特有のがんの検診推進事業といたしまして、無料クーポン券を対象者に配布を致しました。飯島町としましてもこの検診率の向上を図って行きたいと、いうことで取組んでおります。

そこで乳がんは、硬いしこりができますので、このしこりがあるかどうかを調べるのが、この自己検診法というふうに言われてまして、月１回触診をして早期発見するためのものであるということでございます。町でも女性の集まる教室やそれから検診の折、また乳幼児の検診や育児相談の折に、若いお母様方にと機会を捉えてこの普及活動を展開しておるのが現状でございます。そこで、この「がんグローブ」の件につきましては、また後ほど課長の方から申し上げさせて頂きますけれども、この女性特有のがんの検診推進事業は、一応この後の質問とも関連してまいりますけれども、今年度限りの措置であるということで予算化してございます。今後国や県に対しましてもこの制度の、是非継続を求めてまいりたいというふうに思っておりますし、厚生労働省側も現在のところこの前向きな考え方を示しておるということでございます。政権交代との関係ともございまして、流動的ではありますが、これらの今後の推移をみてそして、「がんグローブ」一枚まあ５００円というようなお話でございますので、この後で申し上げるまた子宮頸がん等とのまた検診に対する手立てとの総合的にですね、この検診やっぱりの予防措置がやはり一番医療費にも下げる一つのことに繋がってまいりますし、先程もインフルエンザの問題もございましたけれども、総体的に新年度予算の中で、どういう枠組みで、国の政策がどういうふうにでてくるか、ということの組み合わせの中で一つ検討して参りたいというふうに思っております。当面「がんグローブ」のこの特殊手袋につきましては、その紹介ＰＲはしていきたいというふうに思っております。担当課長

住民福祉課長 　　の方から具体的に申し上げさせていただきます。

　　　それでは補足説明をさせていただきます。初日におきましては女性特有のがん検診推進事業に基づきます、補正予算を議決を頂きました。

　　　その中ではご指摘の通り子宮頸がんと乳がんの検診の無料クーポン券を発行するということであります。今話題にのっております、乳がんにつきましては現行40歳と50歳の方が無料検診の対象になっておりまして、検診者の場合は1800円、それから伊那の健康センターの場合は1500円自己負担を頂いておるのが現状でありまして、その部分につきましては無料クーポン券とこちらで作成をいたしました検診手帳を同封をいたしまして、補正予算議決をいただきましたので、早々に対象者の皆さん乳がんにつきましては40歳から60歳までの5歳刻みの方に対象に郵送でお送りをし検診の推進をお願いしたいと思っております。尚、この基準日が21年の6月30日と今年の6月30日に飯島町に居住すると条件でございますので、それ以前にですね、4月1日からそれ以前に既に受けられた方等につきましては、対象者こちらで把握しておりますので、それらの方につきましてはお医者さんの証明等をこちらへ出して頂いて補助金として支給をするという形で、漏れの無いように対応をしたいというふうに考えております。以上でございます。

中村議員 　　国の予算付けがついた中での対策は良くわかりました。しかし対象外の女性もおります。5年毎の検診ではなくしてですね。1年に1回自分で触診できるというものに対してこの「がんグローブ」というものを活用していくのは、本当に大事ではないかなというふうに思います。

　　　明るく健康な女性の笑顔は家庭と地域の活力となります。

　　　どうか県全体の検診受診率向上を図っていく為にも、飯島が県の先駆けでこの自己検診特殊手袋の配布を実施し意識啓発に取り組んでいくべきと思いますが、どうか女性に思いやりのある判断を望みますが、町長いかがでしょうか。

町　　長 　　今、女性に思いやりということと同時にですね、全体の一つのこの女性特有がんの対応の予防策の中でこれからあの予算編成に入ってまいりますので、検討させて頂く様にまた前向きに考えてまいりたいというふうに思っております。

中村議員 　　では、今前向きに取り組んで頂くことになりましたが、決定の方向で前向きに取り組んで頂けるというふうに受け止めてもよろしいでしょうか。何%位、町長今お気持ちの中でございますか。お聞かせ下さい。

町　　長 　　まあちょっとその何%という数字で今確答申し上げるわけにまいりませんが、いづれにしても、財源の問題で、500円相当ということの中で、補助になるのか、全額になるのか、現物支給になるのか、その辺は一つまた充分また内部的に検討させていただきたいと思います。

中村議員 　　健康面の取組みは女性だけに重点を置くわけにはではありませんが、発症率の高い病気だけに、検診受診の啓発活動を強く求めます。

　　　次に女性特有のがん検診の受診知識不足により受診を避けることがあります。ちゃんとした根拠のある治療法よりも、根拠のない誤った情報に惑わされてしまう傾向があります。

　　　健康と医療の基礎知識について若い時期からの啓発が必要です。

　　　飯島の小中学校においても女性特有のがんに対する基礎知識を煙草の害、麻薬の害の

教育長 　　教育と、同様に義務教育中に正しい基礎知識を持つ取組みが必要と考えます。教育長の意見を伺います。

　　　お答えいたします。

　　　小中学校を問わずですね、安全な生活や健康の保持増進の指導は学校生活のあらゆる場面を通して、指導する事が求められております。学校ではあのこうした立場に基づいた取組みをしているところであります。議員のご意見のようにですね、私もがんを含めたあの疾病の基礎知識、正しい情報を小学生、中学生の段階から指導する事の重要性は私も認識しております。

　　　現状について申し上げますと、疾病等の知識としての学習は主としてですね、小学校においては体育の教科を中心に行っております。昨年度学習指導要領が改定され23年度から本格実施になるわけですが、非常に学年に応じて細分化されて項目が示されております。3、4年生においては健康の大切さを認識するとともに、健康に良い生活についてできるようにすると5、6年生においては病気の予防について理解できるようにというふうに示されておりました、これに基づいて疾病等の予防、またがん予防の基礎知識に関連した学習を行っております。

　　　中学校では保健体育の教科で、その内、保健分野においてですね、全ての学年を通じて個人生活における健康安全に関する理解を通して、まあ生涯を通じて自らの健康を適切に管理し改善していく、そういった態度や能力資質を育てるということを目標としておりました、それに基づいた具体的な指導計画を編成して学習指導をしております。

　　　具体的にはですね、今、議員もお話にありましたように、あの健康な生活と疾病の予防、合わせて生活習慣病や喫煙、飲酒、薬物の乱用等の学習をすることによりまして、こういうことがまあがん予防といえますか、正しい知識を育てていくということに繋がっていくかというふうに理解しております。

　　　であのいづれにしても、発達段階応じた、発達段階に沿った学習をすることが重要というふうに考えておりました、特定疾病のみ取り出してその怖さといえますか、大変さのみを強調した学習をする指導するということではなくて、総合的に自らの健康を管理し、疾病予防について、正しい知識、正しい態度を育てていくことが、結果的には今重点的に取り上げていただいた、女性のがんも含めてですね、予防の基礎知識の習得に繋がっていくのではないかなというふうに考えております。

　　　今、学校の教育の中でも取り入れているということを聞き安心いたしました。子どもの基礎知識が正しく教育できることによって、家に帰り母親への啓発とか、家族への病気に対する啓発とかに繋がるものと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

　　　次に国内で子宮頸がんは毎年8000人が新たに患者と診断され2500人が死亡するとされるとされています。乳がん同様発症率が高い病気です。この子宮頸がんワクチンが本年10月に正式承認される予定ですが、実施になりますと多くの希望者が出ると思います。そこで町民にワクチン接種後の予防効果は何年くらいあるのか等、正しい情報を求めます。また保険対象外のワクチンであり、先程町長も言われましたが費用の助成についての今の時点で町の考えはあるのか、町長に伺います。

　　　次のご質問はこの子宮頸がん。このワクチンが今年度の10月に承認をされる事に対しての保険適用、あるいは助成の関係についての見解でございます。この子宮頸がんの主な原因は性交渉によるヒトパピローマというウィルスの感染によるものだというふう

にいわれておりまして、世界ではすでに96カ国これでワクチンが承認をされておりまして日本でも、ようやく10歳以上を接種対象として今秋、秋から承認をされる予定ということになってございます。この承認に伴ってこれが定期接種、義務的接種になるのか、あるいはこの費用の公費負担がどうなるのかということはまだ未定でございまして、承認後の検討というふうに、審議会で協議をしていくというふうにいわれておりまして、このワクチンで予防できるのは感染前が大変まあ有効であるということで、性交渉未経験の若い世代に接種をすることが今のところ考えられておることのようございまして、従ってご質問のこの町の対応については、やはりこれも国の検討の方向を見て、先程のがんグローブもそうでございますけれども、来年度に向けてのそれぞれの施策を見ながら、また町独自の考え方も予防保険の範中で捉えながら、どういうふうに対応をしていくかということ、総枠組み的に整理をして対応をしてみたいということでございますので、ここで今これについても前向きにというか、どうするというような明確なお答えはいたしませんけれども、その一貫としてまあひとつ総合的に捉えていくということでひとつご理解を頂きたいというふうに思っております。

当然のことながらワクチンは承認されますけれども、他のまあ検診によっていろんながんが前段症状ででてまいります。これが転移とかいろいろな関係もあって、女性特有ながんにも繋がるという要素も、もうこれは当然ご承知のようにあるわけでございます。この女性特有のがん検診だけでなくですね、総体的な定期的ながん検診もひとつ20歳以上の女性の皆さん方には是非受けていただくように啓発活動はこれからも行ってまいりたいというふうに思います。それであの、関連してご承知かと思えますけれども、今年の成人式の折にピロリ菌検査の折に全員ががん検診のミニ講座を、これは昭和伊南総合病院の堀内先生にお願いをして行っていました。このピロリ菌は飯島町、いち早く取り組んでおりまして、これまでもそれぞれ報道機関が随時、都度、報道にも取り上げていただいておりますけれども、ついまたま、本日ですね、長野日報の新聞の1面の一番下に、八面観という論評欄があるわけでございますけれども、そこにこれらのことを具体的に論じられておりましたので、見ていただいた方も多いかと思いますけれども、そんなような取組みで一つやっておる事を一つご承知いただきたいというふうに思います。それから先程と繰り返になりますけれども、20歳から40歳、この世代を対象にした無料クーポン券、これからも受診をして勧めていきたいというふうに思っております。いずれに対しましても国の目標である受診率50%、これを当面の目標としてこの受診の事業の推進の展開を図ってまいりたいということで考えておりますのでご理解を頂きたいと思います。

町長の答弁の中に毎回、国の方向が出てからというふうに、国、県の方向が出から町が取り組むんだというふうに、私は聞いてしまうのですけれども、町独自で例えば国が方向をださなかったら、じゃあ町は出さないのか、じゃあ町の住民の健康は国に任せるのか、その点が今、町長の答弁の中から大変不安に思いますけれども、その点は町長いかがでしょうか。

まああの受け止め方によっては、菌がゆい答弁であるというふうに思いますけれども、やはりこれは1市町村の固有の対応でなくてですね、国の政策によってやっぱりきちんと基本的な部分は捉えてもらう必要があるんじゃないかと、思っております。何もこの問題ばかりでなくて、福祉全般の問題もそうでございますし、医療の問題もそうだと思

いますけれども、ただその部分をいかに町が補完をしていけるのかどうか、する必要はあるのかというこの範中の問題だと思います。ただあの国の政策を待ってということではなくて、いままでも飯島町もいろんな乳幼児健診の無料化の問題辺りも独自の考え方で先行してまいりましたけれども、そうした国の動向を見てそれによってやるとか、やらんとか、常にそういったことでなくてですね、やっぱりメリハリを付けた考え方の中でやっていくことも大事でございます。財源でも無限にあればこれは全ていいことをやっていきたいわけでありますけれども、やっぱりこれはそういうわけにもまいりませんので、国の制度の補完、国が出来ないなら町は最小限度どこまで出来るのか、ということも含めながら、いずれにしてもこれは健康の問題ですから、やはりこれは健康あつての人の生活ということの中で捉えてまいりたいというふうに思っております。

わかりました。実施については、今言われたように国の対応がでたらとか、県の対応待ちでなく町でなく町から県への情報収集や、助成についての働きかけをしますよう求めます。町への安心に繋がる配慮を求めまして、この1の質問を終わります。

次に質問の2、完全米飯給食の実施についてですが春に伺った状況ですと、飯島の小中学校において、1週間の米飯給食日数は隔週で4日と国の目標4日に迫りつつあります。残りの日はパンか麺でしょうか。

私が完全米飯給食を勧める根拠は第1に子ども達の健康です。第2に飯島が稲作地帯ですので地産地消ができるということです。学説によると四里四方16Km四方ですね、取れる物を食べることが健康に1番良いという身土不二の考え方が地産地消の原点といわれております。地産地消そして身土不二にはその土地に住む人が、その地から湧き出た水を飲み、その土地でその水で育った食べ物を食べることこそ、自然の摂理にかなっており健康な体づくりの基本であります。次にお米は、脳の働きが活発になること、そしてご飯は体を作る栄養素類、エネルギーとなる栄養素類、体の調子を整える栄養素類と子供たちの成長に欠かすことのできない、必要な栄養価を含んだ食品です。今、世界でもお米が健康食と注目を浴びています。生活環境の欧米化により、朝食がパンの家庭もあり、ご飯の食べない日もあることでしょう。今、パンはたやすく食する環境にあります。あえて学校給食にパンの日を設けなくても良いと思います。飯島の宝である子ども達に大自然恵まれた環境の下で育った地産のお米を、毎日学校給食に入れ、豊富な栄養素を含んだご飯をしっかりと食べさせて、心身共に健康な子どもに育んでいきたいものです。子ども達の未来を考えると、子どもの健康と地産地消の両面から学校での完全米飯給食の実施を考えますが、教育長の意見を伺います。

それでは、最初からあの教育長というふうにご指名がございましたけれども、やはりこの米に限らず町での全ての農産物、これ非常にまちづくり健康づくりとの関係もございまして、最初私の方から申し上げてですね、それから学校での具体的な米飯給食の取り組みについて、教育長の方からお答えをさせて頂きたいと思います。

今、お話にございましたように、米に限らずですね、この地元で取れた新鮮なおいしいこの米をはじめとする農産物を、子ども達もしっかり食べて、そしてたくましく元気に一つ体力づくりを、まったく同感でございます。

これはいつも申し上げておる通りでございます。で、特に学校給食の部分での米とのかかわりで、若干申し上げますと、これは学校給食の目的に基づいて提供しとることが根拠になるわけでありますが、今年の4月1日に学校給食法の一部が改正されて

中村議員

町 長

中村議員

町 長

教育長	施行されました。この改正点は学校給食の主な目的を従来のこの「栄養改善」から「食育」に転換をしていくと、今言ったことも含めてですね、やはり子ども達が、その実際の地元の農家の皆さん方がどういう一つその取り組み汗を流した取り組みの中でお米をはじめとするそのおいしい安心した食料を生産をするところから、一つその背中見てですね、そしてその姿を見て自分たちのものにして、大人に成長していくかというところに転換することが、確かに大事だというふうに思っております。従って地元の食材を活用して、そうした生産現場での体験なども自ら通してですね、ひいては郷土への愛着ということを考えていって欲しいというふうに思います。そういう考え方の中で、食育行政も進めておるわけでございまして、そこでまあ具体的な給食センターの米とそれからおかずの部分もいろいろあるわけでございますので、教育長の方からお答えをさせていただきます。 それでは、町長の答弁に引き続いて私の方からお答えをさせていただきます。完全米飯給食の実施ということですが、私は2つの立場から、ちょっとお答えしたいというふうに考えております。 給食の食事内容につきましては、学校給食摂取基準により献立を立てておりますので、児童の、先程ご指摘がありました健康づくりと言いますか健康という観点からは、この学校給食摂取基準に基づいた内容で運営をしていることから、この内容で現行で充分ではないかなというふうに考えております。 それから、地産地消の面でおきましては平成20年度実績においては、県平均を上回っておりますし、当給食センターにおいては、地場産物を積極的に活用をしているところであります。その中でも、米については全て飯島産ということで利用しております。であの、米飯給食でありますけれども、現在の文科省の目標は先程議員のお話のあったとおりでありますけれども、今年の3月31日付けで通知されています、その基準に基づいては基本的には週3回以上というふうに国の方では示しているわけであります。当町の現状については後ほど、詳しい数値をですね、教育次長の方からお答えをいたしますが、まあ文科省の基準を充分達しているという立場から、今後においても現行の主食パターンで提供したいというふうには考えております。 2つ目でありますけれども、ちょっと、ぶしつけな質問ではありますが、中村議員におかれましては、今日のお昼は何を召し上がったでしょうか。私は昨日いただいたおこわをですね、温めて弁当に詰めてきたものをいただきました。ここにおられる多くの皆さん学校給食の恩恵はそれぞれ受けてこられたというふうに思います。学校の給食といいますとですね、まあほのぼのと、しみじみと学校生活のあらゆる場面と結びついて、まあいろいろ思い出されることが多い、まあそういうのが給食のある面でのですね、特質といいますか特徴であろうかと思えます。このようにですね学校給食というのは子供たちにとっては学校生活に変化を付けてくれる楽しい時間でありまして、私も経験がありますが月初めに給食の献立てを配りますとですね、子供たちはそれを眺めて自分の好みの給食がいつでてくるかというふう楽しみに心待ちにするものであります。確かにあの米は健康にいいというご指摘もそのとおりだと思いますし、自然の摂理に沿った食材提供ということも、わからないわけではありません。しかしながら子供たちの嗜好を考えて、栄養士はあるいは関係の皆さんは、工夫してですね、給食に変化を持たせておりまして、米飯を中心にしつつも、子供たちに好まれる例えばソフト麺だと
	か、あるいは揚げパンだとか、加工パンをですね、提供をしてそれを彩りに加えて、給食に変化をつけてできる限りそういうことをと通して食に関心を持つ、そういう正しい知識を持ってく、そういう態度を養っていくということも重要な側面があるかなというふうに思っております。従いまして私は今の給食内容が一番良いのではないのかなと考えておりまして、議員のご指摘の面も判らないわけではありませんが、今のままが良いのかなというふうに思っております。 次長の方からは米飯がどの位でているのか、それからその他のですね、主食がどの程度提供されているのかという具体的な内容は次長の方からお答えしますのでお願いします。以上です。 それではあの、当町の米飯給食の現状につきましてお願いをしたいと思います。当町における米飯給食ですが、週3回の場合と週4回の場合がございます。先程議員さんの方からご指摘のあった通りでございます。これを4週を1サイクルとしてみますと、米飯14回残りにつきましてはパン3回、それからソフト麺3回というふうになります。これを1週間当たりに換算しますと、米飯3.5回となりますので、先程教育長が申し上げましたように文部科学省のいいます、週3回の目標回数は達成しております。 以上です。 最初のお昼は何を食べたかの質問から答えますけれども、午後一の一般質問がありましたので、緊張して何も食べてません。 それで元に戻りますけれども、パンも悪いというわけではありませんけれども、ではパンに出されている小麦粉はどこから入っている小麦粉であり、安全なものであるかどうか、ご確認いたします。 えーと小麦の原産地、あるいはどの場所かというところまで細かくは追跡はしておりませんが、小麦の提供業者、いわゆるパン加工業者につきましては、そのところの今のその産地のですね、表示といいますかその所は、はっきりしてる、はっきりしるといいますか、安全な小麦粉を提供してるというそういう認識をしておりますが、細かくどこから作られたものであるかというところは掌握はしておりません。 国内のものであるか、国外のものであるかお答え願います。 小麦粉は国内産を使用しております。 はい。国内ということでひとまず安心をしております。後、国のレベル県のレベルということがありますけれども、そういうレベルということに捉われるのではなくして、飯島町の子供たちにとってという、いつも我が町の子供にどうなのかという、その町の子供を基本にですね、重点に考える計画を立てていただきたいと思います。そういう観点から3.5の週3.5の米飯と言いましたが、確かに国は4回にもっていくというようなのを一部私も見た感じがしますので、もうちょっと米飯を入れてもいいのではないかなというふうに思います。今後また取り組みの方をお願いいたします。 最後の質問になります。午前中倉田議員の質問と重複する点は割愛させていただきます。新型インフルエンザ予防接種の子どもにたいする支援について6月議会の私の質問に対して、町長答弁は来年度予算で子育て支援の面から前向きに検討したいと言われましたが、来年度予算を立てる時期が迫ってまいりました。 その後の町長の対応について、先程も町長述べられた部分がありますけれども、この子どもに対する子育て支援をという面からお答えを求めます。

教育次長	か、あるいは揚げパンだとか、加工パンをですね、提供をしてそれを彩りに加えて、給食に変化をつけてできる限りそういうことをと通して食に関心を持つ、そういう正しい知識を持ってく、そういう態度を養っていくということも重要な側面があるかなというふうに思っております。従いまして私は今の給食内容が一番良いのではないのかなと考えておりまして、議員のご指摘の面も判らないわけではありませんが、今のままが良いのかなというふうに思っております。 次長の方からは米飯がどの位でているのか、それからその他のですね、主食がどの程度提供されているのかという具体的な内容は次長の方からお答えしますのでお願いします。以上です。 それではあの、当町の米飯給食の現状につきましてお願いをしたいと思います。当町における米飯給食ですが、週3回の場合と週4回の場合がございます。先程議員さんの方からご指摘のあった通りでございます。これを4週を1サイクルとしてみますと、米飯14回残りにつきましてはパン3回、それからソフト麺3回というふうになります。これを1週間当たりに換算しますと、米飯3.5回となりますので、先程教育長が申し上げましたように文部科学省のいいます、週3回の目標回数は達成しております。 以上です。 最初のお昼は何を食べたかの質問から答えますけれども、午後一の一般質問がありましたので、緊張して何も食べてません。 それで元に戻りますけれども、パンも悪いというわけではありませんけれども、ではパンに出されている小麦粉はどこから入っている小麦粉であり、安全なものであるかどうか、ご確認いたします。 えーと小麦の原産地、あるいはどの場所かというところまで細かくは追跡はしておりませんが、小麦の提供業者、いわゆるパン加工業者につきましては、そのところの今のその産地のですね、表示といいますかその所は、はっきりしてる、はっきりしるといいますか、安全な小麦粉を提供してるというそういう認識をしておりますが、細かくどこから作られたものであるかというところは掌握はしておりません。 国内のものであるか、国外のものであるかお答え願います。 小麦粉は国内産を使用しております。 はい。国内ということでひとまず安心をしております。後、国のレベル県のレベルということがありますけれども、そういうレベルということに捉われるのではなくして、飯島町の子供たちにとってという、いつも我が町の子供にどうなのかという、その町の子供を基本にですね、重点に考える計画を立てていただきたいと思います。そういう観点から3.5の週3.5の米飯と言いましたが、確かに国は4回にもっていくというようなのを一部私も見た感じがしますので、もうちょっと米飯を入れてもいいのではないかなというふうに思います。今後また取り組みの方をお願いいたします。 最後の質問になります。午前中倉田議員の質問と重複する点は割愛させていただきます。新型インフルエンザ予防接種の子どもにたいする支援について6月議会の私の質問に対して、町長答弁は来年度予算で子育て支援の面から前向きに検討したいと言われましたが、来年度予算を立てる時期が迫ってまいりました。 その後の町長の対応について、先程も町長述べられた部分がありますけれども、この子どもに対する子育て支援をという面からお答えを求めます。
	中村議員

町長	それでは3番目のご質問でございます。 インフルエンザの問題。これあの最初のご質問は従来のインフルエンザの問題を捉えてのことかと思います。 6月の議会で申し上げましたように、過去にはこの定期の予防接種を行っていたものの、予防接種の対象外となったこの経過がございまして、現実としては多くの子どもさんが接種を受けておりますけれども、接種に関してはまとまった意見はなっておりません。日本の小児科学会では1歳以上6歳未満について任意接種として推奨することはまあ適当であるという見解を出されておまして、全国の各市町村でこれに対するその公費負担をしておるという市町村はございませんけれども、6月もそのように申し上げて、前向きにというお言葉がありましたけれども、なかなかこれはちょっと今度先程のがんグロースや子宮頸がんのこの補助と比べて財源的にまあちょっと格段に違う部分がございますので、なかなかその簡単に前向きにというふうに申し上げるわけにはまいりません。 従ってあの今後こうしたことへの施策が、次に来るこの新型インフルエンザの問題、また後のご質問に出てくるかと思いますが、やはりこの辺も、国は古いのと新しいのと、どう抱き合わせてどういうふうにまあ対策を調整していくかということも、いま今後出てきておりますので、その辺を充分に今、勘案をしながらその状況を見ながらというまた、叱られますけれども、まさにここはちょっとポイントになりますので、今、ここできちんとしたご返事をするわけにはまいりませんが、いずれにしても子育て支援は総合的に考えていかなきゃなんという一つの捉え方をしておりますので、もう少し、これから予算編成入ってまいります。まさに、これこそ国の動向をみながら判断をしてまいりたいというふうに思っております。	ら就学前の子どもさんを優先するという方向が出ております。それから3番目に1歳から就学前の乳幼児、そして次が1歳未満の乳児の両親、こういう順序となることが案として一応示されておまして、その後、まあそのあと、感染者の多い小中高生、それから高齢者という順序で続いてまいります。 特に10歳未満の小学生を優先とするというような考え方が濃くまあ出ておるわけがございます。それから続いてついー昨日でありますけれど、9月8日でございます。これ国が、県や政令指定市の担当者を招集して説明がなされておまして、新聞等にもでておるわけですが、この新型インフルエンザの予防接種は基本的には個人の希望によって、予約制でその接種をする医療機関を国が定めて、契約をして実施していくという一つの方針が出されました。従ってこの費用負担の問題と、それからもう一つの方で副作用が出た場合、特にあの輸入ワクチンなんかはそのことが心配をされておるわけでございますけれども、それについてはまだ今後の課題というふうになっております。 で、できれば先程も言いましたけれども、やはりこれは国がきちんと示して、全国一律の料金の体制、それからこの徴収に対してはどのような考え方なのかということを示していただかないとやはり市町村の対応も出来かねるというようなふうにも思いますので、再三で恐縮でございますけれども、やはりこの辺はこれから10月の中旬には、その辺が出てくるというふうにまあ報じられておりますので、やはりこれをもって一つ対応していきたいということでございます。今言われておるのが、低所得者についてはやはり公費負担を最低限やっていく必要があるだろうということでございますので、低所得者自身、それからその家族、子ども達というふうにも負担軽減が及んでくと思いますけれども、いずれにいたしましてもまた総合的にこれは新年度予算ということもですけれども、その10月中旬の方向を見て町としてもどう対応するか、一つ緊急に手遅れのないような形の中で、その対処の方法それからこの接種のことの具体的な問題につきましても、詰めてまいりたいというふうに思いますので、今しばらく一つどうかお時間いただきたいと思います。
中村議員	実は、昨日の新聞に、東大阪市が新型インフルエンザなんですけれども、この新型インフルエンザ対策の一環として、発症率が高いとされる小中学生、妊婦、慢性呼吸器管患者などにも高齢者同様の助成対象とする方向で検討が進められていると、ありました。 午前の倉田議員の弱者に対するインフルエンザ予防接種支援に対する、町長の答弁で、何度も繰り返すようで大変申し訳ありませんが、国、県の動向でを見ながら町の対策を考えるというふうに言われておりました。この答えを聞いて、落胆したのは、私だけでなく町民の皆様の中にも同様の思いがあったのではないのかなあ、というふうに思います。町長は常々、子供手当、子育て支援と力を注ぐと言われております。この新型インフルエンザと、インフルエンザと重なる部分がありますけれども、特に新型インフルエンザはこの秋、蔓延すると予測されています。緊急の事態であるというふうに思います。飯島が自慢できるものが何かなければいけないというふうに、午前中の方で町長は言われておりましたが、まさしく、恵まれたこの自然環境とそして町長が言われる子育て支援、安心な健康支援の町と掲げて、是非とも、この新型インフルエンザの対策について、早めなスピーディーな取り組みを求めますが、町長いかがでしょうか。	中村議員
町長	最後のこの次は新型インフルエンザこれに対する特に子どもへのワクチン接種という形になろうかと思っておりますけれども、この新型インフルエンザの予防接種につきましては、9月の4日の日に厚労省、優先順位が案が発表されてご承知のとおりかと思っております。 重症者のこの発生を減らす目的で接種をして、まずこの医療従事者を最優先するということ、その次が妊婦さんとそれから喘息などの基礎疾患をお持ちの方、中でも1歳か	議 長 9番 竹沢議員 9番 竹沢秀幸 議員 さて本県で初めて新型インフルエンザにより死亡した事例が発生し、飯島町でも、感染者が発生をいたしました。ただ今同僚の中村議員からも関連の質問があった所でございます。我が町の町民の皆さん。とりわけ児童生徒や若い世代を中心に、また妊婦からお年寄りまで、町民の皆様がこのインフルエンザに感染しないことを祈るとともに、予防のため手洗いやうがいの励行など町民の皆さんにお願いする次第であります。加えて安心で安全な町民の暮らしの為に、町が対策に万全を期していただくことを改めて要請

	をするものでございます。
	通告に基づき具体的な質問に入ります。衆議院議員選挙結果を受けまして、飯島町の影響をどう捉え、対応するのかについてであります。
	8月30日に行われました衆議院議員選挙は政権交代の名のもと、計り知れない嵐が日本国土を覆い民主党が308の議席を獲得し1党で過半数を超える民主党を核とした社民党と国民新党の3党による連立政権が誕生いたしました。今朝のNHKの報道によりますと、この政権が成立した理由についてNHKの調査によりますと、有権者の声としては、一番多かった理由は、現在までの自民政権のやり方に対する批判、これが一番投票した理由に多かったそうであります。2つ目がいわゆる連立政権を求めるというのが2つ目の理由、3つ目が意外とその社民党の示したマニフェストですけれども、そういうものについて国民の皆さんが充分承知をして投票したというようには言われていないようで、3番目であります。ということは、分析しますと、この何というかこの日本国土をですね、覆うこの計り知れない嵐があったのはこの結果だからではなかったというふうに思います。
	ところで我が町ですけれども、郡下ではまあ79%との高い投票率の中で宮下一郎候補3211票、加藤学候補2757票でありました。伊那市、駒ヶ根市、中川村、阿南町、平谷村、根羽村、売木村、泰阜村、大鹿村は宮下候補が優位でありました。私思いますに、全国的、また我が五区を含めて敗北とをしたあの今申し上げた飯島で票が多かった方を応援した人から見ると敗北であるわけですが、その選挙の運動過程において、必ずしも敗北でなくまた必ず将来に繋がるものというふうに思うわけでありまして、先般も宮下一郎氏は立候補を表明しているようであります。
議　　長	そのくらいにしてください。
竹沢議員	ところで新政権は16日、首相首班指名の後、鳩山新政権が発足し内閣僚が発表されるところでありまして、閣僚の候補もすでに報道等でご案内のとおりでございます。そこで本題ですが、連立の政権協議の中では19項目の政策合意にいたしておるところであります。
	主な政策合意で町民に関係することといえば、例えば官僚支配からの転換ということで、言い換えますと、国の直轄事業、例えば群馬県のダムの中止もあるようにですね、我が町の国道伊南バイパスの与田切橋などがですね、橋げたが予算ストップしてしまつたら、これは大変なことになる訳でありまして、そういう可能性があるわけであります。またバイパスアクセス道の町道堂前線改良ですとか、県道伊那生田飯田線改良工事や与田切川や中田切を含めた治山治水事業も延伸されることが想定されるわけであります。
	こうした我が町の生活関連の道路等と含めた重点施策についての実施の見通しについて町長はどう受け止めるかということでございまして、もしかすると、本日の昼頃にホットな情報が入ってるやにも伺っておりますので、それらも含めてご答弁をお願いします。
町　　長	それでは、竹沢議員からは、衆議院選挙の結果を受けて町への様々な影響の捉え方の中で、特に今最重点課題として取り組んでおります、公共事業の、とりわけ伊南バイパス飯島工区の問題、それから主要地方道である県事業でありますこの竜東線の問題の影響を心配しておっていただくわけですが、まああのご案内かと思っておりますけれども、今度政権与党となる民主党のマニフェストによりますと、いわゆるこのガソリン税

議　　長

などにかけております、暫定税率を廃止。それから一部減税をすることによって2兆5千億円、それから道路整備につきましては、特に費用対効果B/C（ビーバイシー）という風に言われておりますけれども、このチェックをすることによって1兆3千億円の見直しを行うというふうにまあ公約では示されておるということでございます。

 でまあこうした状況であるわけですが、国道153号伊南バイパスにつきましては、もうすでに全線に渡っての用地買収が完了しておる。とこういう事実。それからこれも現在本郷地区から飯島区までの全ての工事発注がなされて今、鋭意工事が進められております。特に超大橋である与田切川に架橋のピーヤ9基、これにつきましてもほぼ出来上がって、それからその上にかかる床版の橋の桁の部分、これも近々公告によって事業着手するという段階になっておりまして、で、よもやまあこうした段階の中でこの伊南バイパスがそうした全体的なこのあおりの中で、中止、見送りというようなことは、あり得ないだろうというふうに私も思っておりますが、実はたまたま今日も中部整備局を管轄する責任者の道路部長さんお見えになりまして、なかなかあの余談を許さないんだという状況でありますけれども、やはりこれはここまで進んでおる地域の皆さんの熱い思いをそう簡単にただ財源問題の振り替えだけの理由をもって中止になるということは、よもやないだろうというふうには言っていたいておりますけれども、なかなかあの用地買収が済んでいる田切工区についてはなかなか予断を許さない部分もあるだろうと、いうようなこと言っておりますが、あおりを受けても少し20%前後くらいの全体の費用調整はあり得るかもしれない、将来に向かってですね、全体の事業費の捉え方の中でそういうことも言っておられたんですが、むしろこちらで依頼されたことはこれまでの一つの経過を踏まえて、住民創意の熱意をやっぱりあのなかなか省庁間のといいますか国の組織間の中だけではそのことが上手く執行者に伝わらないと、やはり地元の熱意というものがどうしても必要だということの中で取り組んでいく必要があるというようなことでご指導もいただきましたので、ぜひあの議会の採択等の関係も今までもお願いしてまいりましたけれども、期待をすると同時に、住民の皆さん方も一つこの問題を町の1本化した中で捉えていただきたいなあというふうに思っております。

 関連してこの竜東線の問題もあるわけですが、これもまあいってみれば全体的な公共事業、これは県施工になりますけれども、やはり同じように国費が3分の2入る事業になってまいりますので、事業主体は違いますけれども、これもなかなか余談を許さないということでございますが、今のところこれについてのコメントも仕様もないわけでございますけれども、民主党中心のマニフェストでは地方道についてはこれは必要な量はこれまでどおり確保していくという、一つの枠を設けて今考えておるようでございますので、多分大丈夫ではないかというふうに思っておりますが、これとてまあ余談はできませんので、やはり全体的には厳しくなると言うことを含めながら、いずれにいたしましてもこれから政策の細部が見えてまいります。財源問題がどうなるのか、そのしわ寄せがどういうところへどのような形で現れるのか、特にこの飯島町大きな課題を今進めておるだけに一つ住民の皆さんも関心持っていただいて、それから一緒になって計画通り早期に実現するような方策を今後注目をしながら取り組んでまいりたいという風に思っておりますので是非一つご協力をいただきたいとこんなふうに思います。

 竹沢議員に申し上げます。以後発言は通告した趣旨の範囲内で簡明に行っていただきますようお願いいたします。

竹沢議員

以後注意させていただきます。

例えば町長答弁ありましたように、私ども議会といたしましても、今議会中の中で国道また中央道等々の整備促進について国・県の方へ働きかける議員発議等もしていきたいと思っておるところでございます。

次に飯島町における国、県事業と町単独事業推進のため政治的なパイプをまあどう構築するのかということについてであります。情報によりますと8月30日の深夜ですけれども、あるいは9月1日に変わしまして、志のあるこの五区管内の市町村長は、当選した加藤学氏に当選祝いの面接をしたそうであります。町長はどうされましたか。ご尊母様の他界で何かとご多用でご冥福を祈るところでありますけれども、いかがされたでしょうか。

町長

まああの第5区出身の国会議員の方が今度、変わられたということになるわけですが、選挙は8月30日。今のお話で、上伊那の各首長が面接してどうのこうのという話は私は承知はいたしておりませんけれども、その後のあの広域連合の正副連合長会というのが定期的にございます。これは9月の3日か、失礼しました。3日の日にございまして、その前段の会議開始前に加藤学さんが「いなっせ」の会議場に見えまして、一言ご挨拶を、そこで選挙後は初めて全員がお目にかかったのは始めてでございました。私も選挙直後の事で面談をしてどうのこうのということはしてございません。

竹沢議員

政局も変わりましたので、幅広い政治対応が必要かと思っておりますので、そういう意味を含めて今後の代議士との対応をお願いしたいと思います。

それからですね、マニフェストの中でいろんなことを掲げておりまして、いろいろ心配な向きもありますけれども、消費税5%据え置き、郵政四社分社化見直し、それから子供手当での創設、高校教育無料無償化、年金問題の記録の問題解決それから農業所得保障など、こうしたあの連立協議をいたしました_____項目の政策がですね、本当にできるのか心配、また注目をしとるわけであります。そういう中で今後において県や国に対して町の事業推進の為にまあどのように取り組みをなさっていくのか、そうした今後に対する決意とですね、また先般、9月1日ですか職員に訓示されたそうですけれど、その内容について差し支えない範囲でお答えをください。

町長

町の事業を推進していく上で、国、あるいは県もそうでございますけれど、これに対する予算付けの要望というようなもの、そして、そうした政治パイプをどのように保っていくかということで、これあの町の各種の事業を、国の直轄事業も含めてでありますけれどもする上で、この補助を取り付けるというようなことは、大変欠かせない重要な財源でございますし、その確保に努めることはまあ当然でございます。

今回の衆議院の選挙の結果によりまして、政策がどうなるかということは今現在も誰もわかりません。これは。従ってその見込みでどうのこうのということを申し上げるこの立場ではないわけでありましてけれども、いずれにしてもその今までの手法と大きく変わるだろう、ということは、まあ当然そのことを前提に対応していかなきゃなりませんけれども、その手法が変わっても、やはりこれは飯島町の懸案の諸事業、長期計画、中期計画に基づいた、この事業というものは継続をしてかないと、飯島町としては成り立ってかないということがございますので、最善の策を講じながら引き続いて財源の確保に努めて、そしてやはり国の政策との状況を睨みながら、やっていかざるを得ないというふうに思っております。であのパイプ的な部分についてでございますが、これあのう

竹沢議員

国会議員等についても当然のことながら、このそれぞれのいろんな立場の衆参議員もおいでになるわけでございますし、地域出身の議員という立場でよくまあこの地域のこと、特に飯島町のことを理解いただいて、そうしたことを課題の解決に向けた取り組みを是非お願いをして、また政策の面でも、そういうことについての努力をしていただかなきゃならないということで、その行動は引き続きやって貰いたいと思っておりますけれども、これまでのいわゆる国会議員等に対する紹介による、この補助による取り付けとゆうようなことも、なかなかこれは、口利きによる紹介というような言葉では言われてはおりましたけれども、こうした物に対する批判もあったことも事実であろうというふうに思います。

従ってこれからは、直轄事業も今の153も竜東線もそうでありますけれども、やはりこれ、かなりこの高度なですね、住民を挙げてのこの説得力ある町の姿勢というものを前面に出して、その計画、考え方をご理解をいただくというこういう一つの時代の流れに入っていくだろうというふうに思いますので、何でもかんでも出向いてお願い、お願いで頭下げとただけでは難しい、やはりこの町の特殊性、セールスポイント、それからそのことを充分理解をしていただいて、是非一つこの地域あつてのやはり国会議員でもあり県議員という立場は同じだと思います。そういうことに一つ目を向けていただくような努力も今後ともしてまいりたいというふうに思っておりますし、また国会議員のみならず、それを司る関係省庁につきましてもですね、やっぱり今までもいろんな形でこの培ってまいった、この連携もございますので、そうしたことも政治は変わっても、やはりそうした所轄官庁とのパイプも大事でございますから、そんなことを一つお願いしてまいりたいというふうに思っております。

尚あの、9月1日の職員訓示でございますが、これは丁度選挙の翌日でございますので、辞令伝達に合わせて訓示いたしました。やはりここは一つの政権交代というものを重く受け止めてですね、きちんとやっぱり自分たちの職務を一つ果たすことの中で、国の政策の動向、取り組みというものを充分注視して、そして自分のこととしてこれを職場職責の中でどう判断をして取り組んでいくかということを、私以下共々一つ重く受け止めて間違えのない対応をして欲しいというような趣旨のことを申し上げたつもりでございます。以上であります。

それではこの課題につきましては同僚の平沢議員、また宮下寿議員からもありますので、これ位に留めさせていただきますけれども、新たな政権誕生で、いろんな政策が良さも含めて変化してくるかと思えます。そういう意味で、我々議員もそうですけれども、町長答弁あったように、町民の皆さんの合意をとった町民の声を国や県へ申し上げてその実現性を図っていくとそういう作風がどうもこれから重要なキーワードだというふうに思いますので、そういうことを念頭において、またご奮闘いただくように改めてお願いをする次第であります。

続いて二つ目の質問事項であります。

農村環境改善センターを事務室として活用して集中的効率的な利用によりまして、町民の利便性を図ったらどうかについてであります。

まず、教育長にお尋ねいたします。

生涯学習センターの立ち上げと地区公民館の位置づけ、及び今後の地域づくり支援員でしたか、の配置計画についてであります。

教育長	23年4月より文化館内に中央公民館を廃止し、生涯学習センターを設置し生涯学習の拠点とするともに、地区公民館は独立館として事業を展開する計画であるやに承知しとるわけですが、その計画についてお答えいただきたいと思います。併せて、公民館活動や区の活動、とりわけ協働のまちづくりのため飯島公民館にモデルケースとして、地域づくり指導員を配置しましたが、今後の配置計画についてお答えください。 ただ今の生涯学習センターの立ち上げ、それから地区公民館の位置づけについての質問についてお答えしたいと思います。 仮称ではありますが、現在のところ「生涯学習センター」という名称で計画を進めているわけですが、その立ち上げにつきましては、内容には地域における社会教育、それから生涯学習の総合的な推進、支援の中核機関としてですね、文化館それから図書館、中央公民館を整備統合して平成23年度に設置する予定で計画を進めております。で、事業の推進につきましては昨年度策定いたしました生涯学習まちづくり計画パートⅢに基づいて進めて行くわけでありまして、生涯学習センターの概要と致しましては生涯学習の情報発信、提供を行いまして、同時にですね、普及啓発に進めながら、努めながら全町的なプログラムで学習機会に提供を行っていくという、そのような考えで今後進めてまいるというふうに思っております。その過程におきましてまあ、地域で質問にありました、専門員に係わることでありますが、地域で指導者となる方を育成して地域の社会教育、生涯学習活動の一層の充実を図る、そういうそのような体制作りを進めて行くというのが基本計画であります。 現在の4つあります地区公民館でありますけれども、この地区公民館は独立館として、地域に根ざした社会教育、地域づくりにも関連するわけでありまして、やはり地域に軸足を置いた社会教育、生涯学習を進めていく為の地域の機関施設として位置づけてまいるという、そのような立場であります。で、この考え方もありまして、地域の皆さんが一層利用していただきやすいように、利用しやすいようにですね、田切公民館は改修工事に着手したところでありますし、本郷公民館につきましても今後改修を進めて行くというその予定で現在進めております。このことはですね、まあ繰り返す事になりますけれども、住民の皆さん自らがですね、活力ある地域社会を作るための主体的な学習の場として一方では、地域の皆さんがより一層ですね、自由に集まって、安らぎ、情報交換をする、そのような居場所作りというふうにしていきたいとこのように思っております。さらにですね、公民館の役割を充実させていくためには先程もお話がありましたが、地域づくり支援員、いわゆる専門員とも申しておりますけれども、今後ですね、地区ごとに配置していく予定であります。現在飯島地区におきましては、すでに地域づくり支援員いわゆる専門員の配置は今年度から行っております。その地域づくり支援員につきましてですが、地域づくりや、公民館活動の支援と共に住民と地域の皆さんの橋渡し役、いわばまあ繋ぎ役と申しますか、もっと言うならば、色々な活動の隙間を埋めていく、言葉はちょっと悪いわけですが、そのようななかなか今まで連携取れなかった、あるいは気がつかなかったところを繋いでいくという、そういう役割も重要と考えておまして、平成23年度には全地区の配置を計画しております。 しかしながらまあ各地区の実情あるいは要望等もございますので、そのようなことをお聞きしながら今後さらに検討していきたいというふうに考えております。現在の飯島

竹沢議員	地区に配置しております専門員につきましては、ご質問の内容によっては後ほど次長の方からお答えを申し上げたいと思いますが、以上あの生涯学習センターについてのお答えとさせていただきます。以上であります。 ただ今答弁頂きまして、次の方へ誘導していただきましたので、ほいじゃあ質問させていただきますが、関係する方も傍聴しておりますので、えーと飯島公民館のこのモデルケースとしてのですね、地域づくり支援員の配置をしていただいておりますけれども、現状有効にまた、いたをしたようにですね、活動されているのかということですので今後先程の答弁で平成23年度から各地区へ配置するということでもありますけれども、飯島区、また飯島公民館またこの地域づくり支援員さんとの間にですね、戸惑いとかそういうものがあるやにも伺っておりますけれども、問題点と課題があったらお答えください。 それでは私の方から現在飯島地区の方へ配置をしてございます、地域づくり支援員の取り組みについてお願いをしたいと思います。 今のところ飯島地区における地域づくり支援員の取り組みでございますが、10月5日に設立を予定しております、飯島こども広場の立ち上げ準備を主体として現在活動しております。こども広場の立ち上げ後の取り組みでございますけれども、区、公民館、地域づくり委員会、これらの団体等との協議・検討により進めていくこととしておりますけれども、当面の間につきましては、一つには自主防災関連としまして、各地区の集会所、公会所が避難所の集合場所、避難時の集合場所となっておりますが、その後の避難所への移動等について具体的なものがないというようなことから、災害時に素早い行動がとれるようなマニュアル等の作成、もう一つには高齢者の連携として町全体の高齢者クラブはなくなってしまいましたが、各耕地におけます高齢者の皆さんは活動をしているというようなことから、それらのネットワーク作りに取り組むというようなことを計画しております。 それからあの課題等々と申しましたが、地域づくり支援員の配置に対する課題、検証等でございますけれども、まだ配置してから5ヶ月と短期間でございますので、今後検証等進めていきたいというふうに考えております。 短期間でありまして、その成果・課題はこれからということではありますが、何れにしても他の区の区長さん等の色々お考えもあるようでありますので、23年配置に向けてですね、あの大いに各地区の区長さんや公民館長さんと充分協議をして、実のあるこの地域づくり支援員の活動によって、地域の地域づくり委員会の活動、また公民館等の活動が充実してできるように、ご努力をいただくことをお願いを申し上げます。 それではあの、町長にお尋ねいたします。 ただ今、教育長から答弁ありましたように、生涯学習センター計画をですね、計画的に推進する為にも現在の保健センター、それから教育委員会を農村環境改善センターへ移動をしてですね、子育て支援を含め、町民が一箇所でサービスを受ける体制に移行すべきであるということについて、提案申し上げるわけであります。 現状はまず、保健センターでありますけれども、以前は保健師が常勤で健診など保健業務を行っておりますけれど、現在は保健師は本庁勤務で健診など必要に応じて保健センターを活用しております。教育委員会はこども室、生涯学習、社会体育、学校教育の事業が別々の部屋で行われておまして、教育関係事務職員が一堂に会しておらないという問題があります。過去には今の産業振興課の位置に教育委員会事務局がありまして、
教育次長	
竹沢議員	

	町三役であります、そういうような方が、同じ屋根の下におりまして一理事者の連携も保たれていたということでありまして、町民をリードする理事者の連携ということも大変重要だというふうに理解をするわけであります。また、駒ヶ根市のこども室では保健師をこども室に配置をして、この連携を密にして子育て支援政策を行っているところであります。従いまして、現在、会議等に利用している農村環境改善センターを事務室といたしまして、教育委員会事務局及び、保健師職員を配置して、保健センターの機能も移転して、集中的な、また効率的な利用によりまして、人事管理もスムーズにできますし、点在している施設を統合することによりまして、一箇所ですべての皆さんのいろんな要望に答えられて、子育て支援を横断的に行うことが可能になるわけであります。また理事者連携も可能となるわけであります。従いまして改めて申し上げますけれども、生涯学習計画センターを計画的に進出する為にも、保健センター及び教育委員会を農村環境改善センターへ移動し、子育て支援を含め町民が一箇所でサービスを受ける体制に移行すべきでありますけれども、これは多分明言していただけるんじゃないかということで期待をしますけれどもお答え下さい。
町　　長	教育委員会の一部まあ生涯学習センターの設置等々の関連の中で、現在の、この西側にあります農村環境改善センター、この建物の効率利用的な考え方のご提案でございます。
	今お話のこの教育委員会が生涯学習とそれからこども室の2つの部屋に分かれて事務を取り行っており、こういう現実。教育委員会内部でもこの生涯学習の部分が少しまた組織変りするというような前提。それからもう一つは今、駅の南側にございます、保健センターですね、これも老朽狭隘というようなことの中で、しかも第2分団の詰め所をすぐ近くの駐車場の一角、前も申し上げたと思いますけれど、これまあ新たに移転するというようなことの中で若干、健診等の駐車場のスペースも狭くなるというようなことも含めてですね、色々、施設の効率利用を検討して、特に教育委員会と、それから保健センターを今ある敷地内の環境改善センターの中へ含めてという、この構想につきましてはもう予めから、このふるさとづくり計画の中の組織の見直しということのなかで検討してまいりましたが、やはり一番のこのネックになっておりましたのが、国の補助金適正化の目的外、ということに触れることでの問題があった為に、なかなか、踏ん切れないだことがございました。ご承知かと思いますが、この適正化の要項が国が十分考え方が変わって参りまして、10年以上経過した施設については弾力的運用で結構だと、言うことも打ち出されてまいりましたので、この教育委員会と保健センターはこれは密接な関係がございます。子供の健康、教育ということの関係もあるわけでございます。できたらこれを一つのこの学習センターの中に入れて事務の効率化を図って行きたいというふうで、今、新しい組織で発足する平成23年度の初頭を目標としてその辺の整理、組み立てをするようにということで職員に指示をしておるところで、そんなふうにお含みをいただきたいと思います。
竹沢議員	それではあの指示通りに順調に推移しますように、宜しくお願いします。
	それでは3つめの質問であります。クライנגアルテンの具体化について、であります。冒頭、本日、久保島議員から質問ありまして答弁いただいております。これを要約いたしますと、町長答弁の中ではクライנגアルテンは作る場所としては一般農地への影響がないところを配慮して選定するべきであるということ、それから現在、町としてはこう

町　　長

竹沢議員

した事業に取り組むという位置づけがないので、町の施策として充分検討していくと、また併せて国の補充制度等々前向きに検討し、第5次総合計画の中へ盛り込んでいきたいと、こういう答弁をいただいております。ので、それらを更に具体的に詰めてお互いの認識を深めるためにいくつか、議論を深めてまいりたいというふうに思います。

それで最初の通告でもありますが、近隣の具体的には中川村ですが、計画中のこの施設の概要等についてご承知しているかと思っておりますので、その内容についてお答え下さい。

3つめの質問のこのクライנגアルテン市民農園の具体化に関して、今朝ほどの久保島議員の中でも色々申し上げておりますので重複いたします細部は申し上げませんが、中川村が一つこの取り組みをしておるということでございます。こちらとしても承知をいたしております。この現行前々からは聞いてはおりましたが、具体的には8月に伊南の4か市町村で構成する伊南の農業振興連絡協議会というのがございまして、この席上で情報交換として出された一つの取り組みでございました。

その内容につきましては、この市民農園の位置づけということの中で整備をして、都市と農村の交流を拡大するという、それから交流人口の増加を図ることを目的とする。これは先程も色々議論したとおりでございます。この意欲ある専門的な農業のこの展開をするというものとはちょっと趣旨が違う、というふうになるかと思えます。従ってそのそういう目標の中で管理施設の問題、それから休憩施設を併設するというようなことになってまいります。なんか21区画を予定をして、その用地は1.3 haであると。こういうことで民間企業に中心とした農業生産法人を設立をいたしまして実施主体となる、というふうに聞いております。で、この事業、村が自らが実施主体となる農産加工施設の施設これを新設して2本立てでの構成として活性化計画を立てていくと。人との交流、物との交流の組み合わせでやっていくという点でございます。あの飯島も一部道の駅やいろんな国の取り組みもそうでございます。進めておる部分も多いわけでありまして、やはりこれあの近隣の施策でございますので、そうしたことも中川村なりきのものが一つまた出てくるんじゃないかということで、注目して見てまいりたいというふうに思っております。

答弁ありましたように中川村では「クリエイティブ」という会社を立ち上げましてですね、一方では村の方の農産物加工施設、一方でクライנגアルテンの市民農園、ということで立ち上げるということで事業始まりつつあるわけであります。

市民農園のです、これは国の法律の市民農園法という法律がございまして、これはまあ改正がありまして、こうした制度が導入されて本県でも四賀村、木曽にもございまして、あちこちに出始めております。

今年の春、松本市の四賀の方へ行きまして、この施設を研修をしてまいったわけですが、旧四賀村には2箇所クライングアルテンがございまして、あの合併する前にですねあそこの村長さんが、あそこは松茸が有名なところですが、養蚕業が盛んで桑畑が養蚕業が衰退したことによって荒廃してしまうということで、その方策はないかということで村長ご自身でドイツへ留学いたしましてですね、こうした制度を勉強してきて取り入れたということでございます。それで日本のスタイルはその100平米位の土地に家を建ててですね、回りに農園があるというもので、区画をした団地なんですけど、それでようするに都会の人たちがこういう田舎へ来て肥培管理したり生活するという自分の家を離れてですね、田舎で暮らすとこういう性格のものです。ドイツの方式と

いうのは、NHKでも報道があったそうですけれど、いわゆるその国民の食料を安全に確保するがためにですね、自宅からその農場へ通勤して農作物を栽培する、これが元々クライנגアルテンの発祥であります。それで、あの同僚の議員からも午前中にもありましたけれど、視察の中で色々感じたことですが、四賀村のあの小さい村で2箇所もありましてですね、実際お伺いしたら募集がですね6倍の競争率だということで、こうしたあの事業の需要大変高いんだと改めて感じさせられて、中川村でもそうだと思いますが、当然ですね、入っていただく方はどんな方がこのこっちへ来て農業していただくかわかりませんので、1人、1人面接をしてそれから契約をするということで善良な国民の方が利用していただくということになります。そしてゴミですけれども、これは全部持ち帰り、そういうシステムになります。それで入居者は大体、契約して年間50万円位の賃借料をいただいてですね、事業主体が。んでやるんですけれども、3月から9月ころまで必要に応じてそのクライングアルテンきていただいて、種を蒔いたりですね、肥培管理をして秋には収穫をするということで訪れるわけであります。で、契約期間は1年から最長5年の契約で行われておりまして、この四賀もそうですけれど2年以上継続して契約されて利用する方が多いわけであります。それから建物ですけれど、木造2階建てでトイレ、浴室、炊事場、居間、寝室などで出来ております。でそういう団地の中央にですねクラブハウスがございまして、その入居者の皆さんの集会したり研修したりする施設、食堂等ありましてまた大衆浴場もありまして、四賀の場合のお風呂はですね、地元の村民も利用できるそういうシステムになっております。それで地元の農業者が講師となりまして、農業の指導を行ったり、また里親の制度としてですね入居者と交流したり農業技術そこで学んだり、まあそういうことをして交流が深まっているわけであります。で、当町も充分この制度については充分承知のところでございますけれども、午前中の答弁で5次総合計画にも盛り込んでいきたいということなんですけれども、やはりあの今後ですね、これを事業取り組むために、町というよりは町の中のそういう勇気のある事業者を立ち上げていただいて、そうしたものを行政が支援していくというスタイルになるかと思うんですけれども、その場合には、やはりこの次期構想の中にそういう文言をですね、明記して町としてもそうした事業を立ち上げて支援していくということがないと、なかなか助成金をとるのも難しいと思うわけですが、改めて第5次総合計画の盛り込んでいただく考えがあるかお答え下さい。

これあの、午前中の久保島議員にもお答えしたとおりでございまして、基本になるのはやはり人口増活性化対策という捉え方の中で、ただこの点につきましては常時の人口を増やしていくというわけにはなかなか繋がらない、ただそこからまた定着につながってく部分は出てこようかと思っておりますけれども、ただ一方で活性化の部分でやはり都市との交流、交流人口を増やして、そこに物や人の動きが活性化することによって町の発展にも大きな影響がでてくるであろう、プラスの方向で出て来るだろうということの取り組みの中で考えていく必要があるというふうに思っておりますのであの申し上げておるわけでございます、当然そうした文言的なこともでございますけれども、施策として町の役割分担、それからこれに乗っかるまあ一つの融資企業等々の民間の活力を踏まえた上で取り組んでいきたいというふうに思っております。

それでですね、例えばですけれど、ここのですね、基本構想審議会等々で計画を作り上げていくわけですが、こうした先進地をですね、視察をして実際、物を見て見

るというのも、この分かりやすくいいと思いますが、そういうことについては、おありになるでしょうか。

これは実は町内にある意欲的な業者も複数おられましてですね、参考資料もいただいておりますのでできたら視察もしてみたいというふうに思いますが、日程の中でいつの時点でというようなこともでてこようと思います。まずは一つのそれぞれ担当エリアをどういうふうに、やはりこれはいろんな立地条件の問題も出てくるかと思えます。ロケーションの問題も出てくると思えますし、それから優良農地のど真ん中というわけにもいかないと思います。営農センターとも充分また協議し、農業委員会とも協議しながらその遊休農地に限って山付けという話になりますと飯島の場合は有害鳥獣これ常時おられる方ではございませんので、気が付いて来てみたら全部食害で荒されてしまっじゃあ困ります。

その辺非常に難しい調整が必要だと思います。他の町村がそういうようなことの条件の中でどう取り組んでおられるか、あるのかないのか、その辺含めてまずは一つ担当の方で指示をしたいというふうに思っております。

先般農地法が改正されて、民間企業やJAが農地を取得して農業を行うということが可能になりましたけれど、その一方で国の方でも今度は農地転用対しては許可していくと、こういう全体的な流れであります。

しかしながら今回のこのプロジェクトは市民農園法の法改正によってできる制度でありましてこの公共的な構造物をね、建てるようなそういう転用ではありませんので、問題はないかと思えます。ご指摘のようにこの選定に当たり私も交付地をあちこち町内見てまいりまして、「あっ、いいところがあるな」ということで見ましたがその意味合いをですね、中央アルプスだとか南アルプスの景観とかが良くて、周辺にあんまりその農家がね散在しとるとかということでもなくて、また山もそばにあって、有害鳥獣の心配のないようなこういう用地があると思います。そうした場所も実際見てきたわけですが、そこでですね、どういうこういうした場合に期待できるかということですが、例えばですね、30戸位のこういう団地を作った場合に、6ヶ月間最低2人で、9ヶ月間来ていただいて滞在するわけですが、そうすると色々な食材がいるわけですね、そうすると食材を生鮮食料品会社で買います。それから農具とかいるもので、農具の関係が売れますね、で、菓子ですとか食堂ですとかガソリンスタンドとか色々効果も期待できます。実はこうしたもの立ち上げた場合その需要があるかどうかということですが、町内の民間のオートキャンプ場での今年の8月だけで3000人が訪れておりまして、年間1万人であります。で、ここら辺中京圏が多いわけですが、先般の高速道路の土日休日1000円。これが功を奏しまして、現在は大阪とか東京の方からの顧客も増えておるという現状があります。まあそういうことで、もう一つの問題は、短期間の賃貸的なものですが、すでに全国的には兵庫などではですね、こうしたガルテンの次のステップとして定住ををはかってもらうというのが究極の目的ですのでそういうための宅地の供給も含めて、そういうのを視野にいたした事業として展開してるところもございます。そういうこと含めて改めて町長のこの事業に対する決意を求めます。

このクライングアルテンの意図するところは非常にメリットも多いというふうに思いますが、ただやはりこれまでの既存の飯島町のこの形態、受けられるような、入れれるよ

議 長 竹沢議員	うな一つの施策でなければならないというふうに思っておりますので、そこへやっぱり立地条件の問題。当然のことながら道路の問題や川の問題やそれから環境の問題色々出てくるかと思しますので、充分あの精査して、関係者と協議をしてそのことが交流人口の増加がひいては定住人口の増加、活性化というふうに繋がっていけば一番まあ結構なことだと思いますので、色々希望して取り組んで意欲のある企業のみなさんもおられますので、きちんとその辺の周辺整備をして、それから実際の事業主体になるのがどういう形になるのか、行政はどういう役割の区分になるのか、というようなこと。当然国の補助等も入れてかないとこの事業は出来ませんので、その補助の取りつけ等のまた支援の問題色々あるかと思ひます。充分横の連絡を取りながら、一つの方向として前向きに考えて、捉えていく施策であるというふうに考えております。	
	時間です。 以上で発言を終わります。	
議 長	ここで休憩をとります。再開時刻は午後 3 時 3 0 分といたします。休憩。	
	午後 3 時 1 0 分 休憩 午後 3 時 3 0 分 再開	
議 長 1 1 番 平沢議員	休憩を解き会議を再開いたします。一般質問を続けます。 1 1 番 平沢晃 議員	
	それでは通告に従いまして質問を行います。 私は大きく 1 点に絞り、政権交代による当町の財政運営について、を主題といたしまして、順次質問をしてまいります。 本日最後の質問者となりますが、本日は前段の同僚の議員からかなり重複いたしましたんがありますが、私のシナリオもありますので出来るだけ簡明に行いたいと思ひますのでご了解をお願いいたします。 町民の皆さんもこの「新政権」の成り行きを希望と不安の気持ちで見守っていると思ひますので、町長としてのリーダーシップとしての答弁をお願いしたいと思います。 自由民主党が 1 9 5 5 年以来 5 0 年余、自民党中心の政権が続いてきたわけですが、このたびの民主党政権の発足は、日本の歴史にとって歴史的な出来事であると思ひます。政党と官僚の仕事の進め方や、首相を取り巻く組織、政治のルール、なども民主党政権は全面的に見直すことになると思ひます。政権交代の問題点は政策などが急に次々と変わる、住民の暮らしや、社会全体に大きな影響ができて混乱をする可能性があるとと思ひますが、町長はこの政権交代をどう受け止めたか所信の程を最初にお伺ひいたします。	
町 長	それでは平沢議員の政権交代による、当町への行財政運営上の事につきまして、この交代を町長どう受け止めておるか、ということからお答えをしてまいります。 この政権交代によるご質問でいくつもの項目の中で、ご質問いただいておりますので、それぞれ端的にお答えをさせて頂きたいと思ひますが、お話にございましたように今回	

平沢議員

町 長

平沢議員

の衆議院総選挙につきましては、政権選択をかけたマニフェストによる国民の選択であり、その結果につきましては大変重く受け止めておるところでありまして、まさに歴史的の選挙であったというふうに認識をいたしております。

そこで現時点では具体的の施策の中味の部分が明確になっておりませんので、町の各施策にこれを照らし合わせた対応は今にところできませんけれども、今までとは政策はもとより事務事業にいたるまでの考え方、手法というものが大きくまあ変わる部分もあるろうかというふうに思っております。従いまして今まさに固唾を呑んでこれを見守っておるというのが偽らざる実感でございます。

今後新しい政権による様々な施策の細部を注意深くまあ見守っていきながら、町の基本構想や住民要望の実現に向けた諸施策を実施してまいることは当然でございますけれども、新政府には地方の各地域がより活力の出るような、そして人々の幸せがより増すような施策を心から期待をしておるというふうに申し上げて、この受け止めとさせていただきます。

私も全く、同感だと思いますが、今までの手法は大きく変わる。これは本当に確かなことであると確信しております。この政権交代はこの地方分権改革のこの行方にも大きく影響すると思ひます。この民主党のマニフェストこの政権公約で、地域主権の確立をかなりアピールしております。

政府の地方分権改革推進委員会を軸に進んできたこれまでの「議論」や「改革要求」をどう取り入れてこれはもらえるかと、前段でも町長申しておりましたが、この期待と不安があると思ひますが、この点について町長の所見をお伺ひいたします。

まああの飯島町を含めた各自治体は、それぞれに期待と不安を持っておるというふうに思ひます。

私も全く同感でございまして、期待するところは今までの枠組み、考え方を一つの原点に戻した、いわゆる地方本位の地方分権、権限委譲、それに伴う一括交付金の財源委譲というような事も打ち出されております。その中味の事がわかりませんが、そうした事によって地方の求める真の手作りの行政が、ある部分展開していけるんではないかというふうに思ひます。一方で不安といたしましてはこれはやはりいつも申し上げている通り、平年ベースで総額の 1 6 兆円余りになる財源を、今までの政策の枠組みと方向展開して編み出していかなきゃならない、これは新規に編み出さなきゃならないということでございますので、かなりまあ特に公共事業というようなことも言っておりますが、今までやってきたこのソフトの部分についても、切り込まないとこのなかなか財源確保ができないんではないかというふうに思ひますが、これもまたいろんなまた国の大きなひとつの専門的なレベルの中から、判断してくるかと思ひますので、その方向を待ちたいと思ひますので、そんなような事でそうした期待と、不安と両方存在しておるというふうに申し上げます。

今の時点では本当にどういふような形になろうかちょっと分りづらいいと思ひます。
先程申しておった、やはりこの住民の総意、この熱意が今後大切になると先程申しておりました。やはりまさに、そういう一つの形の中のが、これからの政治には大きく寄与していくんではなかろうかと、私も思っております。

次に 2 0 1 0 年度本町の予算編成についてを質問を行います。

鳩山政権が発足後に取り組む最も大きな仕事は、2 0 1 0 年度の予算編成であると私

	は思います。この政権公約で掲げた子ども手当などの財源をこれまでの予算の組み換えで生み出す考えで麻生政権下進められてきた、２０１０年度予算概算要求をこれを白紙に戻し、２００９年度補正予算についても一部執行停止をする方針を固めております。すでにこの本町では、まちづくり交付金事業等、様々な事業におきましてこの平成２２年度までの年度別事業費を計上し遂行しておるわけでございます。これらの問題に合わせて、２２年度の予算編成に向けての対応をどう考えているのか、この点についての町長のお考えをお示し下さい。
町 長	来年度に向けての予算編成、この国の政策といいますか政権の交代の中で対応するという事は、非常に今の時点では、もう申し上げる内容ほとんど出来ません。ただあの町の予算編成の今までの方針としては、実施計画のローリングを重ねながら、もう近々あの職員説明会をもちまして、この作業を始めていくわけでございますけれども、国の今後の細部の部分、特にあの地方行政との係わりの部分がどういう動向になっていくかということによって、非常に作業ばかり整えてもなかなかこれは一つの方向が出てまいりませんので、大変苦慮して影響がでてくるというふうに思っております。従って各種の補助制度がどうなるのか、そして一括交付金というような形の中、まあ権限委譲は、すぐには具体化はできないと思いますけれども、その財源がどうなるのか、特に地方交付税の今までの、この考え方がどうなるのか、またその財源がどうなるのかというようなことを含めながら、職員と共にこれは情報を充分一つできるだけ情報を早く、これは毎日のように目まぐるしく出てくるかと思っておりますので、そこらを整理しながら充分注視して、場合によってこの予算編成が国が遅れれば、当然町の予算編成も遅れることになるというふうに思いますので、そのタイミングと申しますか、動向を年末の向けて一つ準備をしながらも注意深く見守っていくと、こういう考え方でございます。
平沢議員	新政権にこのマニフェストに盛り込んだ、政策をどう実行していくか、これに対しては住民の注目が集まっていると思います。いま町長が申したとおり、かなりのローリングが必要であるという形の中で、この目玉政策の子ども手当支給や高速道路の無料化、それから介護労働者の月給引き上げや、温室効果ガス２５％削減等、この住民の暮らしや仕事にこのどんな影響を及ぼすのか、この小規模自治体のこの声なき声を尊重する政権運営を望む所ではありますが、この点は、町長はどのようなお考えを持っているでしょうか。お聞かせ下さい。
町 長	まああの、これまでマニフェスト等、あるいは言われておる政策の取り組みの中で見えております部分は、やはり集約をいたしますと、家計部門、家計の一つの手助け的な部分をかなりのウェイトを持って対応しとるという一つの公約が重いんではないかと、いうふうに受け止めております。子ども手当ににしてもそうでございます。ただそれが財源ともなって他を切り捨てというようなことになると、これはあのやはり町も住民も大変大きな影響を被るという、裏腹のこの状況にあるわけありますから、その財源を維持しながら、今までの影響、特に住民生活の影響がなくて行けるのかどうかということ、最大の不安でありますから、これも今何と申し上げるわけにもまいりませんけれども、充分その辺の議論は見守っていききたいというふうに思っております。
平沢議員	本町でもこの既決予算による事業がただ今進行しております。 この麻生政権の経済危機対策として総額１５兆円の補正予算が設立されまして、この子育て応援特別手当、それから緊急雇用、創出事業、それから、ふるさと雇用再生特別

町 長	事業、またエコカーとか、スクールニューディール等など、すでに当町でもこの多くの事業にまあ着手して、今おるわけでございますが、この政権交代でのこれらの事業に対する影響があるのかお伺いしたいと思います。 今あの、新年度に向けての予算のお話でございますが、次はこの今までの既決予算これが今度のこの政府の取り組みによってはどう変わるかということも、一つの最大の大きな現時点での関心事ではあるわけでございますけれども、多くが飯島の場合もそうでございますが、事業着手執行をしておる部分でございます。 平成２０年度からの事業繰越も入れて、総額では定額交付金の給付も含めて、約５億円近いその臨時経済対策、雇用対策等、講じてきておりますが、すでに殆どの部分で飯島町は取り組んでおるということで、これに影響があるということは今んとこ思っておりません。県との照会の中でもそこまでは影響しないだろうというようなことも聞いておりますので、国の方は、昨日、今日あたりの報道では、まだ４９％くらい未着手であると、国の今度の新年度の補正予算１兆円、１兆８千７百億円くらいだったと、これが未執行であるのが今、申し上げた４６％でございますか、今間違えました、４６％の５兆９千億くらいまだ未着工であるという未実施の部分いうことをデータとしては集約したというふうに報道されておりますけれども、何を持ってこの事業執行であるのか、未執行であるのか、ということの見解が色々あるかと思います。当然内示をして事業を着手したもの、まだまだこの一つの関係省庁が下へ内示前の公費として予算化も含めた事の中で対応しとるもの、色々幅があるかと思いますけれども、飯島町の場合については、これはほぼ影響がないだろうというふうに見ておりますけれども、問題は基金に積み立ててなんか４１、４２位の事業があるわけあります、これは県なりの方にあるいは国もそうでございます。基金として積み立てて、後年度以降にその事業を年度別で実施をしていくと、いう事業がかなりあるわけでございますので、これがなかなか既存既決の国の予算の中ではどうも手をつけざるを得ないと、いう事がいわれておりまして、これもまあその状況を見守っていく必要もあるというふうに思っております。飯島町には直接の基金の部分はあまり関係ないというふうに思っております。 飯島町は直接影響がないというご返事をいただきました。 やはり一番そこが心配をしていた事でありまして、前段でも竹沢議員から１５３バイパス、あるいは竜東線の国補助の話も色々ございましたけれど、民主党がこの検討をする補正予算、今も申したとおり未執行分が４６％この組み換え執行停止については、これは私は内容によっては、この当町にも大きな影響が及ぼすと私は認識しておりましたので、この点特にちょっと今、ご質問いたしました。ということは、すでに自治体ではこの国の予算を踏まえて、この議会の審議を経て、計画的に経済施策を実施しております。ですから、この新政権に特段の配慮を求める方策の考えはお持ちでしょうか。 この点をお聞かいたします。 既決予算の中での、特に経済対策の中での大きな影響はすでに取り組んでおるという事の中で、あんまり大きな影響はないだろうと、昨日、一昨日ですか、補正予算でお願いした、地域介護空間の問題もかなりの２億円の予算の既決をいただいておりますが、これは経済対策とは違いまして、国の制度に乗かった、一つの従来からの福祉施策の一環として、毎年実施しておる事業でございますので、当初予算の中に組み込まれておる枠であるというふうに認識しております。ただまあこの箇所付けについて
平沢議員	
町 長	

平沢議員	はこれからの問題でございますので、１１箇所ですか、補正をお願いしましたけれども、これも近々出向いて確認をしながら、何としても影響のないように一つ、次の展開もございまして、そんなように精一杯努力をしたいというふうに思っております。特別組み替えるということは考えておりません。 今お聞きした、介護空間施設の問題に対しては、９件あってまだまだ未曾有のものがまだあるというようにお聞きしておりますので、是非、この点に対しても折角の機会でございますから、独断のご配慮を求めています。 公共事業の中断によるこの混乱も予想されますが、この新政権には事業の継続性を重視していただきたい。特にこれは申しておきたいと思います。 霞ヶ関を解体して再編し地域主権を確立する。マニフェストには、こうした歯切れのいい言葉が並んでおります。これに対して地方ではこの威勢に任せた改革がこの地域の衰退や切捨てに繋がらないかという心配する声がかなりあります。本町がどんな事業を進め何をしたいのかを見極めてもらう、この国政と地方のパイプの役割、従来は色々な形の中でそれらは求められておりました。今後においては新たなそれらの手法のお考えをお持ちでしたらお尋ねしたいと思います。
町長	いろんな施策の見直しの中で、特に公共事業。これについてはもう財源の一つの編み出す一つの拠り所として、かなりの、大ナタを振るうという、言葉では無駄な公共事業は排除していく、これは当然無駄な事業公共事業というものはあるのかないか、私どもこの地域としては無駄ではない、全てこの必要な公共事業として捉えておるわけでございますけれども、ただ国全体ではこの考え方が大きく変わることが予想されるというふうに思います。当町でも数多く国の直轄事業等も含めて進めておるわけでございます、いずれもこの不可欠な事業というふうに申し上げておるわけでございますけれども、今後ともまあこれらの事業推進につきましては、一層強く関係機関にその事を要請をしてまいりたいというふうに考えておりますけれども、そうした見直される事業、それから新規にやっぱりこう捉えていかなければならない事業もあるわけでありまして、特に道路は今継続でもうここまでスタートしてきておりますけれども、川の問題等につきましても、天竜川、それから与田切、中田切砂防事業の延伸計画も、もうすでに具体化して住民説明も進めておりますので、これもやっぱり地域の災害を守る安心な地域づくりという所からは、どうしても欠かせない事業でございますので、色々ダムの問題等も取り沙汰をされておるわけでございますけれども、これは基本的にそのコンクリートで固めたダムの問題とは本質的に違う問題でございますので、何としてもこれまでどおりの一つの方角付けの中でお願いをしてまいりたいというふうに思います。 ただ先程、竹沢議員の時にも申し上げましたが、やはりこれからはあの、一つの規定路線に従って、何としても予算確保、予算取りをお願いするという手法だけでは、説得力が乏しいのではないかと、というふうに思いますので、その地域の実情、それから地域住民の皆さん方の熱意というものを結集をするようなそしてその事を形として一丸となっても説得力のある、こう響くようなことの中で併せてお願いをしていかないと、限られた財源の中での事業採択というものは非常に難しいというふうに思いますので、そんなことも一つまた状況判断をしながら皆さん方とご相談しながら一つ進めて予定をする、計画をする事業これからも色々新規のものも出てまいります。 精一杯頑張ってまいりたいというふうに思っております。

平沢議員	やはりお願いをするだけでは駄目だという一つの形の中で、一番私は懸念される問題は、国と地方との税源配分、これをどう対等にしていくか、ということが今後小規模自治体への大事な問題だと思いますが、小さな自治体が自分たちの主張をどう伝えていくのか、今、町長申しておりましたけれど、お願いするだけでは駄目だということですが、これらの問題は私は今後、逆に必要になるんではなかろうかと思いますが、この点についてもう一度再度お考えをお答え下さい。
町長	常々、私もこの地方分権というこの流れはもうこれは当然避けて通れない取り組んでく前向きに取り組んでく必要がある、そのことの中で、権限委譲ですね、これが色々メニュー的なものも前政権の中でも地方分権推進委員、市議会の中で協議をされてきておりますが、これがそのまま次の政権に移行されるかどうかという事は、少しまだ見えておりません。１０月にも最終勧告が出る予定をしておりますけれども、ただ今まで私ども言ってきておりますのは、地方分権、地方に自主性を任せるということは大変いいことであるわけですが、やはりそれに伴う税源委譲を伴わないとやはり地方の行政組織としてはパンクしてしまうわけですね、その人件費てきな問題それに対応する組織の問題色々あるわけですから、その事がやっぱりセットで一つ議論をしてしかるべきこの権限委譲をお願いしたいという形で、その結果としてやはりこの自治体でできることは自治体の自らの責任で結果論も含めてですね、財政を伴ったやつでこれは最終的には自治体自らが責任を負うと、これが本当の地方分権だろうというふうに思いますので、これからの最終報告がです地方制度調査会の答申と同時にすでにその時点では新しい政府が、あの次の政権も地方分権はもう極力進めるというこの新しい政権づくりの枠の中でも合意されておりますので、これが具体的にどう見えてくるかということも注目しながらその事を一つ取り組んでいくというふうに思っております。
平沢議員	マニフェストの中にもこの地方分権をこの重視する文言がかなり謳われておりますが、行政の無駄使い根絶の為に今、先程今、町長申したとおり政府に新設する、行政刷新会議。この制度と計画案が、先日この６日に明らかに示されました。行政組織への強力な調査権限を付与するもので、まず１年で国の事業を全て見直し、その後３年間の行政刷新計画に基づき、４年で不要な事業の廃止や民間への移譲を推進すると、こういうものだそうです。これにより公共事業の中断による混乱も予想されるわけでありまして、これらの対応策、先程申したとおり権限移譲がかなりないとこの地方は成り立たない。そんなような形の中で、町長はこれらの対応策をどうに考え、お持ちでしょうか。この点についてちょっとお伺いいたします。
町長	まあこれは一飯島町長だけの取り組みの中で出来る問題ではとてもございません。これは地方６団体、すでに、鳩山さんを中心にした地方６団体の方が面接をして意見交換がここ数日前になされておるわけでありまして、その事業推進の為の一つの戦略会議といいますか、施策作りをする会議に地方の６団体の代表も入れていくと、その話を聞いて施策づくりを進めるという一つの方向が一応出されておりますので、その地方の声がかなり、ただそれは聞きっぱなしでただ、その形式上聞くだけでは困ります。従って実際にものを作り上げていく一つの一員としてのこの地方の声というものをしっかりと受け止めていただくような、そういう取り組みの中での施策の組み立てをお願いする、そういう立場であって欲しいというふうに思っておりますので、私ども地方６団体の、まああの議会もそうでございますけれども、一員として、やはりその事を注意深く

平沢議員	見守って必要な声はあげて行きたいというふうに思っております。
	今日の新聞にもありましたとおり、この地方6団体との政策会議この立ち上げをするという鳩山政権との確約が今日の新聞に書いてありました。 組織は出来なくても、先にそういうふうな話し合いを持つんだと、いう形も書いてありましたので、今町長申したとおり、一つその形の中の一つの政策的な突き上げというものも大事にならうかと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。 次に、本町のふるさとづくり計画は、これは総合計画に沿った行財政改革計画であって、この集中改革プランは行財政改革の具体的な取り組みを示した計画と私は理解しております。策定経過は、この平成17年から平成22年までの計画期間があり、これもただ今進行中であります。従ってこの組み換えや事業見直しへの折り合いをこのどうに付けていくのか、それからマニフェストには、はっきりした政策説明が今ありません。そのためこの判断の難しさがかなりあると思いますが、この点は町長はいかがお考えか、所信をお尋ねいたします。
町 長	町の現在のふるさとづくり計画、あるいは集中改革プラン、これの今度の政権の施策による事業見直しへの折り合いをどうするのかと、ということかと思います。 再三申し上げておりますように、今度の方向として出されております。マニフェストの一つの項目として重要な項目として、地方公共団体への権限移譲の推進それから国の関与のあり方の見直しというのが打ち出されており、それからこれに応じたこの税源配分いわゆる財源移譲、これを財政上どう措置するか、この見直し、それから地方公共団体の行政体制の整備、確立ということが一応まあ大きく私どものこの自治体運営に関わることとして掲げられておりますので、この中味は再三申し上げますようにまだわかってまいりませんが、これはこのふるさとづくり計画、集中改革プランもそうでございますが、即、このことを受けて今これを変更してどうするかするっていう段階のものではございません。 当然のことながら1年余り後にくる次期5次の総合計画の中でこのふるさとづくり計画も集約して取り組んでく、計画変更になるわけでございますので、関連してちょっと申し上げますとこのふるさとづくり計画集中改革プランにつきましては、次期計画ではこれを一体、合体化いたしまして新しい行政財政プランという、一つにまとめた方向で対応してまいります。従ってこの新政権の方向付けによっては今言う3つのこの出されております、財源の問題それから組織の問題、それから権限移譲の問題によってはかなりそれにそ即応した対応をしていく必要もある、後にもご質問でてまいります、第5次計画そのものがそうでありますけれども、部分的にはそういうことも当然ありうるというふうに申し上げておきます。
平沢議員	本町のこの自治体運営につきましてもまあかつてないと言われるこの厳しい経済情勢にあって、財政運営は一段と難しさを増していることは認識していますが、このふるさとづくり計画の中にある協働のまちづくりと、それから人口増活性化対策、今、町長申したこの行財政改革この3本柱、これを重点として活力と未来に繋がる事業の厳選を行い、このまちづくりに邁進して行ってもらいたいということを申し添えておきます。
	この新政権にはこの財政の健全化を継続していただいて、この自立と発展が安定的に保障されるように要請をしておきたいと思います。これは答弁、結構です。 次に第5次、先程申した、第5次総合計画への影響について質問をしてまいります。

町 長

平沢議員

町 長

折しもこの本町ではこの飯島町民憲章これに基づいたこの第5次総合計画の策定にただ今入っているわけでございます。協働のまちづくりを推進するためには、この町民と行政がまちづくりの目標を理解し、共有することが欠かせません。基本構想審議会の構成については、この前段で同僚議員からも質問がありました。その為にはやはりこの政策及び施策の目標を、この町民が出来る限り分かりやすく示すことが私は肝要と考えております。この新政権のマニフェストには、この先程、町長申したとおり、この細部の状況がわかりません。この現在第5次総合計画の策定に影響が出ると思われますが、先程も前段の議員にも申しておりましたけれど、この町長はこれらの問題はいかがお考えしてるか、この所信をお聞かせ下さい。	今、町がまあ準備をいたしております次期第5次の総合計画、これにつきましては当然まちづくりの基本となる計画でございまして、それぞれの住民の思い・意向というものはできる限り反映をさせる必要があるということでございまして、ただこれが政権の交代によってまちづくりの基本的な方向や基本的なその理念目標に影響があるのかないのか、これは考え方によっては微妙な問題でございます。 ただそう申しますのは、この総合計画という位置付けにつきましては、町、町民自らが将来像を打ち立てて、そして目標や施策の大綱を定めて、そして自らがその目標計画に沿って一丸となってこのまちづくりをしていくという、大きな、誰からもこの左右されることでなく自分の町のこととして自主的なこの組み立てをしていくのが総合計画であろうというふうに思いますけれども、その一方でやはりこの財源の問題や、言われております分権の中での権限移譲の事務事業の取り扱いの問題、それからまあスリムな行政というようなことに派生した、人件費や、公務員の数も国家公務員・地方公務員ともに削減するというような一つの方角も出ております。果たして、そういう国の考え方の中でこの地方の自主性が自らのこの将来像を描いた形で策定できるのかどうかという事は、ちょっとこれはなかなか微妙な問題だというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても、まだこれは策定決定までには1年猶予がございます。作業は進めてまいりますけれども、当然のことながらもう近々、新しい方向も出て、国も予選編成やら、それから地方分権の答申に対する政府の取り組みも出てまいりますので、その辺はまあ一つ折り合いを付けながらと言っちゃああれですけども、そうした見方でもって総合計画というものは作っていかざるを得ないのではないのかなというふうに思いますけれども、基本理念は町民自らが打ち立てるべきものというふうに思っております。
まさに今申すとおり、この基本構想が将来像は、今の段階では本当に不透明だと思っております。しかしこの第5次総合計画のこのやはり将来像を立てるには、やはりこの成果指標、数値目標が必要かと思いますが、これらも今の状態では全然わかりません。その形の中でこの第5次総合計画に対するこの策定スケジュールがもう既に出来ておりますが、これらの見直しはやらなければ第5次総合計画への対応はできないのかどうか、この点はどうお考えでしょうか。	これはもうすでに作業が始まっておるわけでございまして、特に構想のバトンタッチの期限はもう定められております。次の計画は平成23年の4月1日ということになっておりますので、スケジュール的に国の施策がどうのこうので変えるつもりはございません。その準備作業はしていただいて、そしてその施策の部分で国との連携がどうこう

平沢議員	こうするかというのは議論の中でまた都度修正しながら検討していくべき事項であるという事で、当面はスケジュールの変更は考えておらない。 今、申すとおりの23年の4月1日からというような、23年か、型になっておりますので第5次総合計画はこの飯島の為にもこの長期の展望の為にも、必要なものでありますからスケジュールの変更なしに遂行していくことが望ましいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。	町 長	まあちょっとその辺が実はなかなか難しいところでありますけれども、コントロールできればよろしいわけでありましてけれども、一応、今の町の土地利用の基本的なその考え方に沿って、素案的なことは作っていく必要があるんじゃないかというふうに思ひますが、国の農政政策、あるいは国交省のこの土地利用の考え方によっては大きく左右されるというふうに思ひしておりますので、やはりこれも、同じように様子を見てということ以外、今のところやむを得ないんじゃないかというふうに思ひしております。
	それでは次に国土利用計画の策定について質問してまいります。本町では、この第4次総合計画、これを基本としたまちづくりを進めるために、今後のまちづくりの基本的な方針を定めたこの「飯島町都市計画マスタープラン」これを平成16年に策定しております。 このマスタープランはこれ概ね、20年後を見据えて、目標年次を平成32年度と定めて恵まれた自然環境や培われた歴史、文化を活かしつつ、新しい時代潮流への対応と地域の特性を考慮した魅力あるまちづくりを進めるための指針として、これは上部関連計画との総合的な調整のもとに位置づけられて現在遂行をしていると私は理解しておりますが、この計画にも今度の政権交代が影響して、が生じてくるのかどうか、町長はこの点はどのようなお考えでおるかお尋ねいたします。	平沢議員	やはり関係機関との調整もございますので、なかなか難しい問題だと思ひますけれども、できるだけ素晴らしいコントロールが出来るようにお願いを申し上げておきます。 それでは次に農政問題について当町の対応について質問を行います。 この民主党が掲げる農政問題は、現行の米の生産調整を廃止して、農業者個別所得保障制度を導入する。このマニフェストを掲げ、政府が今年度補正予算で組んだ農地集積加速化事業をこれを廃止すると。廃止をしました。もうすでに。それで本町では先進的にこの自然共生農場、農業を目指して、この営農組合を中心に集落営農に取り組んでおるわけでございます。それでこの政権交代による、この農水省との色々政策的な、に、大きく乖離する問題も発生すると、私は懸念をするところでございますが、この本町の農業政策の対応をどう考えているのかお伺ひいたします。
町 長	まあこの土地利用計画、いわゆる国土利用計画の飯島町版、飯島計画になる訳でございますが、これも、今度の第5次総合計画策定の中の4つの計画の中の1つとして位置づけられておりまして、新しい計画はやはり同じように23年の4月からスタートしていくということで同じ作業の中で取り組んで今やっていく事になると思ひます。ただ、今の、今のというか今までの町の土地利用につきましても色々との課題も多いわけでありまして、農振地域がかなり隔々まで渡っておって、そのことが町の再開発的な部分、宅地の問題、工場誘地の問題、なかなか難しい面があることは事実でございますし、そのことが町の活性化の問題と微妙に繋がっておるというようなこと、それから一方で農業につきましましてこれは一つの町の基幹的な産業としての優良農地を守っていくということの中で、一方では遊休農地も増えてきておるというような枠の中で、どういうふうに次の利用計画を定めるかという形になるわけでございますが、これが言われております新政権の中では、なかなか特に農地のその利用変更、農振解除、農地転用というものが今まで以上にどうも厳しくなるんじゃないかと、少しそういう面に触れたもう表現もされておりますけれども、そのことがやはりこれからの少し人口増対策あたりの部分に含めてですね、若干心配をしておるという形になりますけれども、これをどういうふうにまあ土地利用の中で組み立てていくかということは、もう少しこれも他の施策と同じように、様子を見ながらまた策定作業に入っていくと進めていくということだろうと思ひます。	町 長	町の農業政策といひますか農業行政につきましては、これはもうあの最初のご質問にもございましたけれども、営農組合、営農センター、営農組合それからJA、各地区の営農組合やそしてその2階建ての法人の部分、いわゆるこの組織営農、集落営農という基本的な一つの取り組みの中で、日本の国の中でも模範的な冠たるこの取り組みをしてきたところで、大変評価されておるわけございまして、その中にまた国の制度に乗かっているんな施策を中山間の支払いの問題や、農地水環境の問題やも取り入れながら一つの農地を守り、それから農業振興を図るという、一致結束した考え方で進めてきた、これは非常に大きな財産であるというふうに思ひしておりますから、これを国の施策がどうこう違う方向がでてきても基本的にはこの考え方はやっぱり守っていくべきことではないかというふうに思ひしております。
平沢議員	やはり私の懸念していることは、この都市計画マスタープランはこれは県の都市計画ビジョンから始まり、上伊那圏域そして本町の都市計画と国土利用計画も関連して、これは総合的に全ての部門別基本計画を包含されております。これはしいては、公共も農集排からそれから農業、福祉、生涯学習までこれは全て網羅した形で立案されたものでございます。これで、新政権のこの見直しでこの一部が揺らぐとこの膨大な計画変更を余儀なくされると、私は考えますが、この点についてはどうコントロールするか町長にお尋ねをいたしたいと思ひます。		ただ一方でまああの、この食料自給率を40から50に引き上げていくということとは、これは従来から国の一つの考え方で、今後もその考え方は引き継がれていくというふうに思ひますけれども、ただこのことと、またこの食料の問題につきましましては、外国との調整もしてかなきゃならない。いわゆる、GATT（ガット）の問題があるわけでございますけれども、そこでお互いに話し合いをしながら、貿易協定的なことも関税の問題は避けて通れないというふうに思ひますし、そのことが今微妙にちょっと色んな今までの農政と、今考えておるこれからの政府の考え方が違いがあるというふうに思ひしておりますが、これがまあ生産費と販売費の差額を所得保障で埋めていくという一律的なことがどういうふうにまあ個々の地域や農家に捉えられて、受け入れられるのかどうかということも、はっきりわかりませんし、非常にこの農政問題というものはこれからの政府の取り組みによっては、飯島町の農業政策も大きく変わってくる要素をもっておるということでございますが、基本的にはこの農、工、商のなかで一番基幹的な重要な部分を占める農業の町の施策というものは基本的には従来のこの集落営農から取り組んでおる部分で何としても堅持をしていくべきだと、基本的には堅持を、そういうふうには私は思ひしております。

平沢議員	飯島は農業が基盤産業でありますので、このとりわけ新政権が示した米をはじめとする、農畜産物の生産目標と個別所得保障をリンクさせる政策の実行は、農業推進の手立てが、これが弱体化している農村現場の実態などを見ると大変難しい課題と受け止めますが、今先程町長申した日米F T Aへの対応の姿勢と併せてこれ町長はどう判断しているかお伺いいたします。
町 長	今まあ、これを判断するというような、とてもそういう状況にはございません。あちらを立てればこちらが立たないというのが、一つのこれは外国を相手にしたF T Aのこの貿易交渉の部分だと思いますので、まあ米につきましても、やはりある程度の関税というものを入れながら、ある程度のこの保障保護をしていかないと日本の農業は、特に米は____したものは壊滅してしまうというようなことも、それから所得保障の問題も安易にこの差額だけを埋めればいいというその中味というものは非常に複雑でございます。やはり努力をして汗をかい、生産した農産物、農家が報いられるような一つの農業形態でなければならないと、いうことでございますから、ひとかぶせにこの保障されるから安心しろと言うわけにはなかなかいかないというふうに思います。この辺のところはこれから営農センターや営農組合で一つの施策が出たところで大きな議論になってまいると思いますので、共々に一つ勉強をさせていただきたいというふうに思っております。
平沢議員	全く、そうだと思いますが、この農政を政争の愚にしてはならないと私も思います。この従来から農政はその場主義で、農業者の声が単刀直入に伝わらない。所得政策が農政の根幹であるならばこの永続的に実施すべきで、この長い1 0 0年先を見据えた対応が必要だと思います。
町 長	この歴史的な政権交代がなされた今、政策実現の方途を巡って、新たな対応が求められております。こうした大問題に対して短兵急を求めても無理は承知しておりますが、新たな農業、食料、農村基本計画の策定に着手しており、食糧自給率の向上、それから担い手、農地対策などの重点課題は新政権の公連携で解決の道を探って欲しいと、私は提案します。最後に新政権の下での本町の基幹産業である農業、農政問題にかかる、かける町長の決意をお聞きして質問を終わります。
議 長 平沢議員	再三申し上げてまいりましてけれども、新しい政府が、特にこの町の身近な基幹である農業政策とどう噛み合っていくのかどうかと、町のこれまでの取り組んできた歴史の重さを一つ対しながらですね、必要なことは国に一つ求めたり、お願いをしたりして、町の農業を守って行きたいと、こういう心境でございます。
議 長	時間です。 質問を終わります。
議 長	以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。
	午後 4時21分 散会

平成21年9月飯島町議会定例会議事日程（第3号）
平成21年9月11日 午前9時10分開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

日程第 1 一般質問

通告者

浜田 稔 議員
宮下 寿 議員
三浦寿美子 議員
坂本 紀子 議員
堀内 克美 議員

○出席議員（12名）

1 番 久保島 巖	2 番 中村明美
3 番 坂本紀子	4 番 浜田 稔
5 番 堀内克美	6 番 倉田晋司
7 番 三浦寿美子	8 番 北沢正文
9 番 竹沢秀幸	10 番 宮下 寿
11 番 平沢 晃	12 番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委 任 者
飯 島 町 長 高坂宗昭	副 町 長 箕浦税夫 会計管理者（会計課長兼） 豊口敏弘 総 務 課 長 中村澄雄 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛
飯 島 町 農 業 委 員 会 会 長 杉原和男	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長 兼)
飯 島 町 教 育 委 員 会 教育委員長 市村 幸一	教 育 長 山田敏郎 教 育 次 長 浜田幸雄
飯 島 町 監 査 委 員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長 兼)

○本会議に職務のため出席した者

議会事務局長	折山 誠
議会事務局書記	千村 弥紀

本会議再開

開 議 議 長	平成2 1 年9 月1 1 日 午前9 時1 0 分 おはようございます。定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。 議事日程についてはお手元に配布のとおりです。 今日も気温の上昇が見込まれますので、上着の着用は自由といたします。
議 長	日程第1 一般質問を行います。通告順に質問を許します。 4 番 浜田 稔 議員
4 番 浜田議員	それでは一般通告に従いまして、質問をおこないます。 まず第1 点目は、経済対策臨時交付金などを、町の財政活性化に寄与させる方策を問う、という内容でございます。この間の世界的な経済危機への対策として、国の補正予算が二度に渡って組まれまして、2 1 年度の第2 号一般会計補正予算1 . 8 億円が去る7 月の飯島町の臨時議会で可決されました。で、すでに可決済みの法案でありますし、内容的には火災報知機の設置補助ですとか福祉施設の耐震診断、道路・水路や文化館の修繕と、町にとっては有意義な内容の多いものということで私もこの法案には、条例には賛成いたします。で、今回の討論の目的はこの件を蒸し返してですね、異議を唱えるというまあ性質のものではもちろんございません。そうではなくて、世界経済の回復の見通しも未だに明確ではない中で、引き続き国の経済対策、あるいは県の経済対策が打たれるだろうというふうに予想されます。また、国内での政権交代は昨日から繰り返し議論されたとおりであります。で、当然それに従いまして国の予算執行と国や地方との関係についての変化も予想されます。まあそんな中で、本日はこの補正予算をひとつの材料として、国・県からの交付金と町の経済についての考え方を少し考えてみたい、またそれに対する町長のご見解を伺いたい、そういう内容であります。 さて、あの地域活性化経済危機対策臨時交付金というのが国から提起されまして、予算規模は一兆円。内容的にはですね、地球温暖化対策、安全安心の実現、少子高齢化社会への対応、まあこんなことでそれに見合うガイドラインが政府の方から示されていたというふうに記憶しております。でそのうち1 . 3 億円が国庫支出金として飯島町に交付されることになり、これも含めて確か1 . 8 億円の補正予算が組まれたんだというふうに記憶しております。ところで、この中には太陽光発電、約2,300 万円、これは地球温暖化対策。パソコン約100 台、1,300 万円。ポンプ消防車および公用車の入れ替えということで3400 万円。えー大体累計してみますと、約0 . 7 億円、つまり交付金1 . 3 億円の内0 . 7 億円がですね、正直申しまして町の産業で賄えない性質の支出だったんではないかということが一つ気になることです。それと通告書の中にも書いておきましたけれども、私が関係していたこともありまして、あの一パソコンの値段が、随分割高な値段で予算化されているな、ということもありまして、ちょっと小さな問題で失礼ですけども、それについてのコメントもいただければというふうに思っております。購入ルートがどうだったかだとか入札がどうなっているんだとか、ですね。まあそんなこともお伺いしたいと思います。

最初に申しましたように、この国庫支出金のうち半分以上が町外に流れるんではないかということの意味をですね、あの一私は問題にしたいなと思っているわけであります。

勿論、そうではない交付金もいろいろあるわけですけども、この件に限って言えば、非常に漫画的な図を描きますとこんなイメージになると思います。えー1 . 3 億円が町に交付されます。で、前回のお答えでは7 0 数パーセントがいったん町内に支払われるんでしたっけね。でありますけれども、その大半はですね、町の中に自動車産業があるわけではありませんし、パソコン産業があるわけではありませんから、何らかの形で通過してその手数料的な部分が町内に落ちるとしてもですね、それはごく一部だと。で体半の部分はおそらく町外の、日本の大都市のこういう企業に対する注文になるだろうと。それからパソコンの類にいたりましてはですね、あれほとんどが外国産ですね。液晶は台湾でしようしハードディスクはシンガポール。それから組立ては中国本土と、ま、そんなことになっておりますので実はここを通過した1 . 3 億円の少なからぬ金額はですね、実は町の雇用や経済を活性化させることではなくて、東南アジアの経済雇用を生み出し、あるいは日本の大都市の経済雇用を生み出すと、こんなことになっているのではないかという風に思うわけであります。ですので、勿論町に何も残らないわけではなくてですね、消防自動車ですとか、パソコンですとか資産としては残るわけありますけれども、元々の対策の意味が、経済対策臨時交付金だという風に考えますとですね、これは実は飯島町にとっての経済対策ではなくて、むしろ従来型のですね、大工業、あるいはI C T 産業を中心とした分野への経済対策に使われるべきお金が町を単に通過した、とまあこんな風な性格だという風に見ることもできるんじゃないかという風に私は思うわけです。

で、じゃあ反対かと、勿論そんなわけではありません。ただあの一そういう形で町を通過したお金に対してですね、町の経済に反映させるためにどうするかということは当然我々考えるべきものではないかな、という風に思っております。今回私が申し上げたいのはですね、この補正予算の執行によって実は、自動車とかパソコンていうのはもう少し後年度の予算で執行する計画になってたんじゃないかという風に私承知しております。そうであるとすればその分は前倒しに執行される、はずですね。当然逼迫した財政ですからその分をそれまで「待ち」状態に置かれていた他の予算要求で埋めてくというのは当然考えられるわけですけども、そうではなくてですね、やはりそれに町の経済に直接反映するような予算措置を積極的に講じていただきたいというのが、この質問の2 番目のテーマです。これも非常に雑な図で申し訳ないんですけども、たとえば平成2 1 年度。これだけの規模の要望があり予算を執行したい、という要望があったとします。しかし、町の限られた財政の中ではですね、この全体を行うことができないということで多分かなりの部分を後年度に繰り延べて、で2 2 年度、2 3 年度で執行すると、まあこんなことで繰り返しの中で何とかやりくりしているのが多分町の財政だろうという風に、私まだ議員になって半年なので詳しいことは分かりませんが、えーそういう風に思っております。ただし今回の交付金で例えば一定部分が前倒し執行されたという風に考えますとですね、こういったところに余裕ができてくるはずだと、これは普通他の予算で多分あのまあ声の大きい順番であるのかどうか存じませんが、まあ色々な要望に従ってこれは埋められていくということになるんじゃないかと。しかしまた後で申しですけども、それをそういう事務的なやり方で行うのではなくて、本来の町の経済を活

性化させるということであればですね、この領域に町内に直接経済循環を生み出すような予算を優先的に配分すべきではないかという風に私は考えるわけであります。で、具体的にじゃあ何かと、いうことなんですけれども、あの一私自身それほど予算編成に詳しいわけではありませんが、実は飯島町に越してきました、えーあの一区での予算の説明会があったときにですね、実は目を疑うような説明が実は町の方からありました。それは何かというとですね、行財政改革という内容の元で金品給付等の削減という項目が、実は行財政改革の成果だという風に説明されてた、のに、非常にショックを受けたことがあります。ここにあの、その当時のコピーがありますので読み上げますけれども、重度心身障害者福祉年金 120,000 円削減します。障害福祉金 470,000 円削減。重度心身障害者介護慰労金 264,000 円。寝たきり高齢者等介護慰労金 1,530,000 円。母子家庭等福祉金 257,000 円。まあこういったことも含めて平成 19 年までの累計の削減分 7,278,000 円。小計で 9,919,000 円と。つまり 10,000,000 円がですね、先ほどのこの部分、実はこの下のほうに薄く書きましたけれども、予算の中から徐々に削られていった分が存在するんじゃないかと。で、こういう金額は町外に出て行くものでは勿論ありません。もっともこれを執行、必要としている人たちに支払われ、で必要としている人たちが医療を受けたり、あるいは身の回りの買い物をしたりですね、そういったことで町に直接還流する財源になるはずであります。ですので、繰り返しますけれども、先ほどのような余裕というのはまあ行政で苦勞している皆さんから見ればそりゃあ余裕じゃないという風におっしゃるかもしれませんけれども、このところで、行政としての財政運営とですね、町全体としての財政運営のバランスについては是非ご配慮いただきたい、というのが私の申し上げたい趣旨であります。でこの福祉問題というのはもう一つ、実は次の、今回の補正予算の中に自殺の件が出ておりますので、ちょっとその件についてもですね、また後ほど触れますが、現在の福祉・医療にもっとお金を回してほしい、ということとの関係で若干ご紹介しておきたいデータがあります。

ちょっとご覧になりたいかもしませんが、これはあの一社会問題に興味を持ってる方であればですね、どこかで目にしたことがあるんじゃないでしょうか。

日本の自殺率の推移です。

で、こちらの小さなグラフはですね。1978年から直近までのグラフ、30年間のグラフ、自殺率はですね、1997年辺りを境界に激増してます。それまで年間2万人だったものが、3万人を越えると、1.5倍に増えてます。その当時の自殺者の主な職業はですね、無職者ですね。失業者です。それから2番目に多かったしかも増加率が非常に高かったのはですね、自営業者です。要するにはっきり言いますと中小企業の社長さんやなんか、新聞記事にもなりましたけれども、自殺に走らざるを得なかったというのが、この時期であります。

それから左側のグラフは年齢別です。これも非常に深刻な状況を物語ってまして、1997年から98年に、この部分急増しているわけですけども、この急増を引き起こしている年齢層は50代です。その後50代の自殺率は減りますけれども、その変わりですね、30代が連続的に増加を続けてます。で30代に限っていえば、95年に2千人、あ、ごめんなさい1万人弱だったものがですね、1万6千以上に8千人位から約倍増しています。この理由は非常に明らかですね。

つまりこの自殺と言うのは突然人の心に生まれて生じた現象ではなくて、この時期は

長銀の救済ですとか、それから各種の北海道拓殖銀行の破綻ですとかですね、金融危機が相次いで、それに伴いなって貸し渋りが起こってですね、日本の経済非常に危機的な状況に追い込まれて、その元で50代を中心とするですね、労働者が早期退職を余儀なくされると、その現象そのまま示している。その後徐々に増加している30代の自殺率の増加は何を意味しているか、これも説明の必要ないと思います。明らかにこの1999年に開発された派遣労働法の拡大、その元での不安定雇用これがですね、多くの人達を死に追いやってきてしまった。まあこんなことになっています。ですので昨日も結婚問題ですとか今、色々な問題が議論されましたけれども、30代の若者たちはそれ以前に解決すべき問題を山ほど抱えていてこの一番底辺の所を直さなければですね、決してそこから派生する問題全体を解決できないと、いうふうに私は考えております。

そんな意味で先程の行財政改革を元に戻していただきたいというのは、非常にささやかな要求ではありますが、日本の社会が今まで辿ってきた道、この中で歪んだ道をですね、元に戻す一つの施策として、単なる予算の入れ替えではなくてですね、そこにもう一つ心のある入れ替えをお願いしたいというのが一番目の質問の趣旨でございます。

少し長く喋りましたけれども、全体に渡りまして是非町長のご見解をお聞かせいただきたいと思います。

質問の前に浜田議員にちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、最初にご質問いただいた経済対策に関連して、3つの内容からのご質問というふうに受け止めておりますが、この一問一答の中で、この最初の質問総体的にお答えした方、べきなのか、それでよろしいのかということをちょっと。

3つの質問、小項目はそれぞれ絡んでおります。そうですね、失礼しました。町長のお答えになりやすい順番で結構でございます。

それでは浜田議員から、現在のこの国の経済対策の臨時交付金に関連をいたしまして、町の経済の活性化、どう期を結び付けていくのか、またその交付金というものに対する、町長の所見、それからまあこの折角の経済対策がお金在实际としてこの町の企業等に還流していくのかどうか、というようなことをお聞きいただいたということで一連のご質問にお答えをしまいたいと思います。

まあ色々と資料等を整えられてご質問をいただきましてありがとうございます。まずこの経済臨時交付金の中で、21年度のお認めをいただいております補正予算、議決をいただいておりますがこの一つの執行状況、それから少し細かい問題で、パソコンの問題をいただきまして、これについてはまた所管の教育の方の次長の方から、お答えをさせていただきたいと思います。お話しにございましたように国の経済対策の臨時交付金につきましては7月開催の臨時議会におきましてご審議をいただきまして予算措置をさせていただいたところでございます。これらの事業の実施状況につきましては、予算化をいたしました殆どの事業につきまして現在、その実施に向けての準備作業に入っていると、そういう状況でありますが、9月1日現在で実際に既に入札を終えておる、この事業も含めまして契約済みの事業が全部で21事業中ございますけれども、9事業ということになっておりまして、この事業数の割合では全体の43%がすでに執行済みと、いわゆる着手済みというふうになると思います。それから全体の1億8千万相当の事業費ベースでまいりますと、約32%。これがこの執行の段階に入った状況。こうい

うふうに申し上げておきたいと思います。そこで、その他に国の補助を得て実施をいたしております事業が、5事業あるわけでありますけれど、これらは今後の補助金等の交付内示を待って、内示がないものはちょっと着手できませんので、内示を待って執行というふうになります。

その他の事業につきましても概ね実施設計や業者選定等の作業段階にございまして、鋭意、施行事務を進めておるところでございます。出来るだけ早く事業を執行して町内業者の皆さん方への景気対策に繋げてまいりたいというふうに現在準備を進めておるところでございます。パソコンの問題につきましてはまた次長の方から申し上げたいと思います。そこでちょっと付随して申し上げますけれども、昨日も色々議論をいただきまして、この21年度の補正に係る経済対策、国の政権の交代によって、どう市町村、特に飯島町への影響があるのか、ないのか、ってなこと申し上げ、議論がございました。

私の方からは概ねまあ着手しておるし、そう影響はないだろうと申し上げておるわけでございますが、実は今日の新聞にも出ておりますけれども、政権与党となるこの民主党の、政調の筆頭副会長さんの細野さんて方がおります、これが地方6団体に見解を表明しておるわけございまして、この補正に係るこの地方自治分は原則執行する方向で今、検討しておると、非常に次年度以降の景気、今年度以降の景気にも左右するし、地方も非常に迷惑するので、何とか一つ景気対策の趣旨から手をつけないで行きたいという事が、まだ機関決定ではないけれども一応表明されましたので、大体概ね昨日お答えしたような線で行くではないかと、いうふうに期待をいたしておるわけでございます。ただし46事業のこの基金を積み立てる部分があるわけですが、これについてはケースバイケースで事業ごとに精査をして対応をしていく、こういうことも付随して言うておられますので、関連してちょっと、申し上げておきたいと思います。

それから次のと申しますか関連して、今度の補正対策の事業費が大型的なまあ町外の一つ取り組む事業の方に回ってしまつて町内の本当の中小企業の部分に資金が回らないんじゃないか、町の経済対策に今一どうも欠けるんじゃないか、というご指摘でございます。

確かに色々、議論のあるところだと思いますけれども、そこで町内の実質所得に繋がるのかどうか、ということについてでございますけれど、契約先、今準備を進めております、それぞれ21事業の契約先につきましては、町内業者であっても工事であれば、下請け業者が入ったりまた、逆に町内業者が他の下請けにはいったりという様々なケースが想定をされますけれども、収入金額から必要経費を差し引いた実質所得をこのことで把握をして、まあどのくらいが町内に本当に金の言ってみれば、町内の企業の口座に落ちるかどうかというのは、なかなか私どもの今の立場では分からないわけございまして、困難だというふうに思います。これを把握することはちょっと難しい。ただし経済危機対策臨時交付金の執行に当たりましては、国からもこの「地域の中小企業の受注機会に是非、配慮する事」と、こういう大前提の通知が発せられておりますので、当町におきましても、この趣旨に沿った形で事業執行に努めてまいります。

申し上げますように、この対象企業が当町21あるわけでございますが、その中で町内業者と契約を締結済みあるいはまた、契約を予定しておる事業はそのうちの18事業の予定というふうになっております。まあ事業数の割合から申しあげれば、全体の86%が町内業者の皆様が受注機会を得る事ができるというふうに一応見込んでお

るわけでございますけれども、入札によって変動はございますけれども、これを事業費ベースで試算をいたしますと、約80%が町内業者との契約締結となる見込みであるというふうに今、踏んでおります。

現在計画しております事業の中には町内の業者が直接請け負う事が難しい事業も、もちろんあるわけでございます。このような場合は事業を発注する際の仕様書の中で、町内業者の活用を是非求める事項を盛り込んでもらいたいというようなこと、それからできる限り町内業者の皆様が利益が生まれるように配慮して欲しい、そういう下請け的な部分も含めてでありますけれども、そういう配慮を是非してまいりたいというふうに思います。

それから、いくら町内業者に発注しましてもいずれの事業も町内企業において全て完結できるものではないというふうに思われます。逆にあの町外の業者に落札したといたしましても、この全国の各自治体でこの事業を行っておりますので、例えば、製造業であれば下請けとして部品の調達に関わるこの町内の中小企業の方もおられますので、そうした意味では町内の企業、多くの町外企業との関わりも持つということでございますので、その事業の効果をできるだけ享受できる場合もありうると、こういうふうにあま全体の的には考える、思いを寄せるわけでございます。色々考え方はあるかと思ひますけれども、基本的にはこの趣旨に沿ってできる限り多くのお金が町内に還流することを期待しながら、事業の執行をしてみたいというふうに思っております。

それから浜田議員からこうした交付金のあり方というものをどう捉えておるかということも、ご質問であつたかと思ひますけれども、これは申し上げるまでもなく、国としては新たな大きな負債を背負い込んでの大判振る舞いということになるわけでありまして、色々議論の分かれるところであろうかとは思ひます。それだけにこの景気や雇用の問題がほんとに深刻である、いうふうに思うわけでその事を受け止めておるということで、何とか一刻も早くこの経済を回復させて軌道に乗せなければ、また日本の経済が再生できないと、一つの思想感ともいえる対応の中で思い切ったこの政治決断ということでございますので、私はこれは評価すべきものというふうに思っておりますので、事実は色々、報道されておりますが4月以降、徐々に効果も現れてきておるというふうに思ひますし、世界の先進各国は総じてこうした思い切った対応をする事によって同じような一つの思いの中からその対応をしてみりました。同じように差こそございますが、概ね同じ軌道に乗りつつあるんじゃないかと、いうことを思ひましてもそのことが言えるんじゃないかというふうに思ひます。

それから図で示されましたこの補正予算の対応する部分が次年度以降のいろんな計画の先行実施ということの中で生まれて来る財源を今後どう捉えて対策を講じていくかということかと思ひますが、この経済危機臨時交付金を活用した事業の選定につきましては、前からも申し上げておりますが、後年度の実施計画に計上されている事業、それから新たにこの経済の状況によって生まれてきた緊急性の高いこの雇用も含めてですね、事業中心にこの選定を行つて補正で議決をいただいたということでございまして、従いましてあの実施計画を前倒しをしていく事業がかなり多くありますけれども、このことによって次年度以降の実施計画において、財政的に余裕が出来たということかといひますと、これはなかなかその様な状況には至りません。町では毎年、今後3年間、事務的には5年間の掌握の中で、この実施計画を立てておるわけでございますけれども、この

	実施計画の段階では歳入見込みといわゆる住民要望の歳出見込みの額とプラスマイナス 0 ということに調整が出来ておりません。これはその時々のもた財政状況や事業の実施状況、住民要望とも考え、ある程度まあこの歳入歳出の乖離を生じた一つの実施計画をもって、ローリング作業を進めていくということになっておりまして、ちなみにこれは来年度におきまして、今の目標では財源不足が 1 億 3800 万位、まだまだ極粗い計算の中でございます。それから次の 2 3 年度では 3400 万円少し縮小してまいりますけれども、こうした財源不足が今のところ生じておる、これがまあ実施計画の実質的な姿でございます。 従いましてこの財源調整これにつきましては、毎年度の実施計画のローリング作業や予算編成において、この財源調整を行っていくということになりますけれども、これらの調整作業においても新たに事業を実施して取り組んでいかなければならないものも当然生じてまいりますし、それから財源的にも過不足が生じたり、また国の施策、今度非常にその辺が大きく見通し立ちませんけれども、変わってくるどういう財源の仕組みになってくるかも、一層見当もつきませんけれども、そうした大きな要素もございまして交付税の問題、その他交付金の問題によって全く見通しがわかりませんけれども、一応今後の作業として従来ベースのような一緒の考え方の中で、実施計画のローリングを進めていって、少なくとも新年度の 2 2 年度の予算の中には国の対応を待ってプラマイ 0 に仕上げていかなければならないという組み立てになるわけでございます。 それからこの調整作業の中で本年度、経済対策事業で実施した事業費分につきましては、財源調整が一応、おっしゃる通り解消いたしますので、この分の財源は部分には一つその容易になるという訳でございますけれども、実施計画そのものにも上程、計上できないものもあるわけでございます。先々の国の見通しの方向も見ながら、また福祉の予算にこの事を最優先充当すべきではないか、というお話もございますけれども、昨日も色々議論もいただきましたが、そうしたお答えも含めて福祉の面につきましても来年度、新年度の予算枠の財源見通しの中で一つまた検討してまいりたいと、確たることは申し上げられませんが、そんな事で考えてまいりたいと思います。以上ちょっと長くなりました。 教育次長 小中学校に設置いたしますパソコンの単価につきましては、国庫補助事業の申請上、文部科学省の示しました標準単価により積算をしております。事業執行の段階では内容を精査しまして、実勢価格を考慮した中で適正な積算により予定価格を設定いたしますので、実行単価は、予算より安くなるものと考えております。またこう入札により、更に予定価格により予定価格より安価で契約できる事を期待しておりますので宜しく願います。 浜田議員 予算の執行においてはですね、出来るだけ町内業者に回るような配慮をしていただいていることということについては認識いたしました。又今回の二次補正に関する交付金の内容は妥当だという町長の見解はそれで理解しましたが、私個人から見ますとベストでもベターでもなく高々グットではないかという認識は持っております。全体に町が執行しなければいけない優先順位等、必ずしも噛み合ったものではなかったんじゃないか、っていう気がいたします。それに関連して今議会では一般会計補正予算第 3 号においてですね、女性特有のがん検診の推進事業、それから自殺対策、先程延べたのがこれに関連するわけですが、緊急強化事業というのが、盛り込まれておりまして、
	町 長
	浜田議員

ただあまり明示的な説明はなかったかと思いますが、女性特有のがんの検診推進事業は 1 年度だけ、それから自殺対策が 3 年度と、先程町長からも「ばら撒き」という単語が出ましたが、同じような立場で見るとですね、この国の交付金の性格というのはいかなものかということについて、ご見解をいただきたいというふうに思います。

女性特有のがんの問題や、あるいは自殺に対するその国の考え方の問題、これはやっぱり最近のいろんな状況判断の中で、いかにこれを食い止めるかというこの強い対応の中で考えた施策だというふうに思っております。ただ、女性特有のがん等につきましては 1 年こっきりのということで、国が定めておりますけれども、これは決して 1 年手立てをしたでこれで済むという問題ではありません。

厚労省内部の方ではやはりこれは継続してというような意向をもっておりますけれども、とりあえず緊急対策上で入れてきたということでございますので、今のニュアンスの中では新政府もどうも継続していくようなこの厚労省の意向を入れていくというようなニュアンスに取れておりますので、私どもとしまして、これは是非継続していくべきであるというふうに思っております。

自殺の問題も極小さい予算額ではございましたけれども、やはりこの相談に預かって、胸のうちを聞いていくというようなところから始めていくという初歩的な部分だと思しますので、それはそれとしてあれですけども、いずれにしても 1 0 年以上 3 万人突破、連続で来ていますので、何としてもこれは国策としてでもやっていかにやあ、そうした場合にやっぱり国の手立てをきちんとしていただく事が大事だというふうに思っております。

やや細かいことをお伺いしたのはですね、先程から申してますように町の求める予算とですね、それから国の掲示する交付金、補助金の類との間にはですね、現実には過去、様々なミスマッチがあったんじゃないかと、町の側としてはその中でなるべく町の求めるものに近い形での交付金の取得というものに努力をしてきた。ただ、それはですね、場合によっては町の予算執行に一定の歪みを生じたんじゃないかというふうに私自身は懸念しております。

何が言いたいかと言いますと、政権の交代、あるいは国と地方との関係の変化の中でですね、この関係を国の側に変化を期待するというよりは、むしろ地方自治体の側から積極的に求めていくという運動が、これまで以上に大切になるんじゃないかというふうに考えるからです。

先程のお話しをもう一度ちょっと違う角度から申し上げてみたいと思いますけれども、私のような素人が言うべきではないかもしれませんが、町の財政というのはですね、たぶん 3 つの性格を持っているんじゃないかというふうに思っております。もともと、財政の規模になっているのは租税でありますので、税とは何に使われるべくという基本的なここに立ち返ってしまうわけですが、まず第 1 に公共サービスの費用調達ですね、ようするに市場経済のもとでは達成できなきようなサービスを行う為に税というものが存在する裁判であったり警察であったりあるは教育であったりですね、それから 2 番目は景気の調整機能、これは国の財政とは違いますので、町がどの程度の景気の調整機能を持っているかわかりませんが、少なくとも先程、町長申されたように、どのくらい町全体の経済を循環させるかという意味では飯島町の中でも町というのは非常に大きな事業体であります。年間 8 0 億の予算を執行して 1 0 0 人以上の従

業員を抱える事業体だと見えるわけでありますから、この事業体の活動がですね、町の経済全体に大きな影響を与えるということは、言うまでもないわけでありまして、そういう意味でつまり、役場の中で予算の整合性、財政、健全化指数に基づく管理だけではなくてですね、そうではない役割を当然背負っているのではないかというふうに思うわけであります。ただここには一定の矛盾があることは明らかですね。つまり財政健全化指数に沿って人員削減を行う、あるいは、予算の削減を行うということは町全体からみれば企業規模の縮小であってですね、従業員の給与が減るあるいは町の中に管理するお金が減るということで、単に減らさせばいいんでもない。ようするに二律背反の場合もあるというふうに思っておりますので、あの後者についての配慮も当然すべきだというふうに思ってます。

それからもう1つの役割はですね、所得の再配分ですね。

ようするに、自由と平等っていうのはとかく相反するわけです。お金のあるところではいっそお金が集まっていくそうでないところはそうでなくなるというか、我々嫌というほど体験しているわけでありますけれども、まあそれに伴う景気循環やですね、あるいは所得・生活の不公平、これを税が調整していくと言う機能が税の非常に大きな役割だろうというふうに思っております。そういう意味で先程、自殺の問題を一番極端な典型としてですね、福祉への重点的な配分をお願いしたというふうに、ご理解いただきたいと思います。そういう意味で見て先程、あの町長は第2次補正は良いというふうにお話されましたけれども、私はしかしこの補正予算はですね、内容的には反対ではありませんけれども、グッドと言ったのはそういう意味ですけども、実は昨日町長が触れられました、小泉改革といわれる、あそこに象徴される指導理念であった新自由主義的な色彩が非常に濃く残った誘導的な予算だったというふうに今だに思っております。ようするに大きな企業に、重点的な支援を行えばですね、その結果、その下請け関連企業に仕事が降って来ていわゆるトリクルダウンっていいですけども、順番お金が落ちてきて、底辺にまでお金が行き渡る、ゆう考え方ですね、しかしこれはここの数年間の間に裏切られた事は明らかになったわけでありまして、それは今回の衆議院選挙の結果にも非常に強く表れたと思っております。今回あの、前回の参議院選挙から表れた変化と私ある意味非常に気にしているんですけども、それ以前の選挙の前の世論調査ではですね、多くの場合、景気回復がトップの項目、要求でした。ところが今回あるいは、前回辺りからですね、実は福祉年金医療に対する要求ですね、これを最重点にするという世論調査結果が非常に目立ってきました。つまり大企業に活力を与えればなんとかなることからですね、国民はそこまで待ってられないというふうに世論が変化してきた。その結果だったというふうにも私は考えております。

そういう意味でですねアメリカも先程町長のほうからもお話がありましたけれども、私もアメリカの政策のも興味を持ってまして、オバマが掲げるグリーン・ニューディールというのは上から下ろしてくるトリクルダウンではなくてですね、どちらかというケインズ型の有効需要を喚起していくむしろこの家計を暖めて需要を喚起していくと言う方向傾いているように見えます。勿論純粋にそうではありませんけれども、そういう色彩が見えるというふうに思ってます。

同じような意味で、町の財政、あるいは予算についてもですね、私達は上から滴り落ちてくるような財政計画ではなくて、やはり町民の生活を根底から支え福祉医療こうい

ったところを充実させる事で、町の中の経済循環をですね、本当に必要な人から回していくというふうに、むしろ積極的変えに積極的に提言すべきではないかというふうに思う次第であります。

それから企業を見てみてもですね、過去の平成19年以前に一時的な法人住民税の増加がありましたけども、それがそのままの形でですね、再び戻ってくるとは私には予想できません。そうではなくて、世界経済もっと大きな変貌を遂げるだろうというふうに思っています。そういったことも踏まえるならば、我々の予算の立て方それから町民生活の何処に重点を置くか、ということに関してはですね、是非従来の継続ではない見直しをお願いしたいというふうに思っております。

それと、まあ今回の議会聞いていますと、正直いって町全体が直面している経済的な問題とですね、議会の中の討論に正直言ってかなり温度差があるのではないかというふうに、私自身はととても気にしております。勿論暗い面だけを眺める必要はありませんけれども、町が直面している人口減少ですとか、商工業の衰退というのは決して1年、2年前から始まった事ではなくてですね、我々がもっと傾向的に持っている問題ではありますから、これを根底から立て直すということも、もっと考えるべきではないかというふうに考えるわけであります。

そういったトータルな面も含めてですね、私としては改めて福祉中心、生活の底辺を支える方向への予算への組み換えを、再検討いただきたいというふうに町長に願います。その上で、これを根底から立て直すということも、もっと考えるべきではないかというふうに考えるわけであります。

この飯島町、町のこの行財政運営の視点をどこにおいていくのかという一つの根本的な問題があるわけでございます。

これは一つ税金をいただいてそれに対する住民サービスをしていくのが我々地方自治体の責務であると、これは一番基本的な問題であります。その中で住民要望をどういうふうに、いろんなソフト・ハード、福祉、教育、産業文化いろんな面でバランスよくこう施策をしながら、全体として町が皆が一つのサービスを享受できるような少なくとも満足感を、少しでも得ていただくような行政執行していくというのが一つのこの上の鍵であろうというふうに思っております。従ってその中には財源の問題なくしてそのことは当然言えないわけでありまして、野放図な、この財源考えなくて起債を起こしながらだけこの事業を膨らましていっていいのかな、これは当然最近も今言われております財政健全化の問題に引っかかって、それが一旦棚を外れますと、思ったような行政が出来ないということでもありますから、これは何としても未然にコントロールして、防止をしながら運営をしていく、慎重にやっかなきやならんと、こういう要素も持っております。

で余り緊縮をいたしますと今度は住民の皆さん方の方はこれではもう満足立ちいかないと、一つの満足度といいますか、充実感それぞれの生活の上にも乗りかかってきて、税を納めたけれども、報いのない行政では困る、こういうことでございますから、非常にいろんなこう要素を取り込みながら、状況判断をしながらやっかざるを得ないという事で、今までもまたこれから、そうした考え方の中で慎重にやっていく必要があると、決して住民要望、全て満たすというような状況にはならないという事を是非一つご理解いただきたいと思います。

町長

それからここまあ5年来、小泉政権から最後のほうは色々とごたごたいたしましたけれども、小泉改革と称しまして、行財政改革がかなりのまあインパクトでやってまいりました。国に関わる事、地方に関わる事、色々あるわけでありすけれども、その他のことは別にいたしましても、特に私達どもの地方自治体に大きく影響をしたのがこの、三位一体の改革の中での行財政改革であったと思います。前にも少し申し上げましたけれども、これは交付税と補助金、交付金の削減と税源移譲との絡みで、セットでされた改革でありましたけれども、結果は私どもの期待したものにはとても、ほど遠い犠牲をむしろ強いられて、ということで大変なことであったわけで、若干その後いろんな特例交付金等で修正をされましたけれども、基本的にはそのことがまだまだ、後遺症として残っていることは、事実でございます。

従ってその辺も今度の選挙においては大きな一つの地方の6団体と申しますけれども、地方がいよいよ本当に本腰になって声を上げてく新政府に向かっていく時ではいかというふうに捉えておりまして、もうすでにその動きも今度の政策、立案の中にはメンバーに入ってやっていくというような方向も少し見えておりますので、少し明るさも見えております。従って今後につきましては本当にあの地方分権、権限委譲も含めて財源が充当できるような、そして税収の配分につきましても、今6対4、国が6の部分を含めて5対5くらいにして貰って、地方の責任で選択できる施策が実行できるようなことを期待しておるわけでございます。

かなりそれは現実性をおびてきているというふうに思っておりますけれども、引き続いて同じ自治体の仲間として声を高くしてあげていきたいというふうに思っております。

それから町民生活の中で福祉を最優先というお話しでございますけれども、やはりこの住民要望の中には、住環境の問題いろんな基盤的ハード的な部分もございます。それからあらゆる産業や経済、教育文化ございますので、やはりこれ小さい自治体ではありませんけれども、大判振る舞いは決して出来ませんが、やはりそれぞれの願望を少しでも叶えられるようなバランスのある、取れるこのメリハリのついた一つの施策を講じていくのが私どもの責任ではないかというふうに思っております。ただ大きい意味でこれは、町民の皆さんあつての行政それに対するサービスゆうことが一つの事業体としてのこれ本心でございますから、大きい意味での町民の福祉の向上ということは当然、最前提に掲げてやっていく、その中にいろんな施策の取り組み方があるということでございます。

次年度の施策につきましても、そうした面を考えながら一つ充分検討をして対応してまいりたいと、このように思っております。

私自身も例えば道路や建物そういったものが十分に活用されるのであれば別にそれに反対するものではありませんけれども、少なくとも病気や介護、健康上や生活上の理由、経済的な理由そうしたことが理由でですね、そうした環境の恩恵に浴することも出来ない、あるいは町民の様々なイベントに参加できないような方々が町内にもいると、ここに心を及ぼす町政を引き続きご検討いただきたいというふうに思います。

昨日の答弁の中でも、例えばインフルエンザのに対しては低所得者に対する公費負担、このあたりは積極的に提言いただきましたし、それから今回の政権交代につきましても、家計を直接支援をタイプになるのではないかとということ町長答弁のなかでどういう表現だったか忘れましたけれども、申されたの非常に慧眼だと私は思っております。

浜田議員

町長

議長
浜田議員

それを町にも適用していただきたいというふうに思う次第であります。

時間も押してまいりましたので、2番目の質問に移ります。

これは6月の質問の単なる確認にすぎませんけれども、経済状態ですね、6月の議会以降町内の商工業の実情はどうであるか、それから雇用生活問題についてのですね、町による把握が進捗しているかどうか、それから雇用対策の事業の成果はどうなっているか。極端的にお答えいただきたいと思います。

次のご質問時間が余りございませんので、今の質問と関連しますけれども、現在の取り巻く経営環境、特に町内の中小企業、それから雇用の関係について掻い摘んで申し上げます。

ご承知のようについあの一昨日でございますか、国は9月の経済の月例報告が発表になりました、これは8月と同じでございます、景気は緩やかに回復をしておるけれども同じような水準で、特に雇用の面では警戒を要するというような、端的な表現でやっております。

色々町も商工会等色々現況を協議しておりますけれども、概ねまあ大体そのような状況ではないかということで、最悪期が大体3月頃だったかと思います。受注量はそこから4割から6割くらいは回復してきたというのが、これはあの9月の頭に商工会と協働して20社、主要20社の抽出調査をいたしまして、実際に聞き取りいたしましてそういうことでございます。やはりこれは、在庫が一掃をしてきたためにそういう部品関係も、これは全国的にそういう傾向のようでございますけれども、若干あの生産調整がひとまず区切りをついて生産ラインに入ってきたと、こういうことのように、実際その雇用の方まで影響をしておるという状況ではないというふうに思っております、同じ町内でもそういうふうに言われておりますし、統計数値もそうなっておりますので、引き続き厳しいという認識の中でまた商工会とも連携を取りながらやっております。

それから補正で認めていただきました、資金枠の問題につきましても、非常にあのここに来て、新年度に入って、特に景気対策的な一次運転みたいな形の需要が増えていきますので、その資金手立てによってなんか乗り切っていただきたいという思いの中で、必要があれば資金手立てもする方向も町としても考えてまいりたいというふうに思っております。

それから、雇用の問題につきましても色々ハローワーク等の状況も聞いておりますけれども、町も補正で認めていただいた臨時の雇用のこの交付金制度も使いながら、約40人位の一つに雇用を創出して今やっておりますが、そんなことで引き続きまた対応を出来るだけやってまいりたいというふうに思っております。まああのいずれにいたしましても、この未曾有の経済状況でございますので、加えて新しい政府の施策がどう取り組んでくるかによっても大きく違ってまいりますけれども、新年度予算編成も控えております。

経済対策、それから雇用対策も充分現実を町内重視しながら、また関係機関とも連携を取って万全の体制をしておきたいということでございますので、もう少し推移を見守りながら対応をしておまいります。よろしく一つお願いします。

時間です。

質問終わります。

議 長 10番 宮下議員	10番。宮下 寿 議員。 非常に重厚なやり取りの後に、やる自分の順番を非常に嘆いておるわけでございます。それにもめげず、通告に従いまして質問をしてまいりたいと思います。 最初に役職職員の役割について、伺ってまいります。ふるさとづくり計画では27年度までに正規職員を100人体制にしていくと計画されている中で、現在削減計画よりも退職勧奨などによりまして、若干進んでいると思うわけでありますが、大課・大係制になったことですか、情報センターの最適化がかえって事務量を増やしていること、また国の政策の追加などによりまして、職員の皆さんの事務量は増大していくばかりではないかと、推察をするわけであります。それを補うために嘱託ですか、臨職の皆さんを雇用していくというようなわけであると思っております。 ふるさとづくり計画では、増加する一方の行政事務を、減少を強いられている職員体制でどのように処理をしていくかが大きな課題となっている、として、改善の基本方針では行政システムの一層の簡素化・効率化を図る為、徹底した事務改善を行う。となっております。 そこで、簡素化・効率化を図る上で、現在どのような改善を行っているのか。そして通告書に書きましたけれども、町長はここにもいらっしゃいます、課長、あるいは係長の権限をどこまで認めておられるのか、特に実務や現場に直面している係長については、どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。
町 長	それでは、宮下議員から役場の職員の役割ということの中で、町長は課長、係長の権限をどこまで認めておるのかと、また人事管理的な、今改革のふるさとづくり計画に沿った一つの考え方をどう進捗しておるのかということでございます。 お話にございましたように、町のふるさとづくり計画、いわゆる、行財政改革の計画の中では特に職員体制では、平成27年目途に100人体制ということで今進めてまいりました。当時のまあ5年ほど前の議論になってくるかと思います。 その後非常に国の組織といいますか職務、一部に地方に流れてきておる仕事もございます。それから住民要望とのこう相対のなかで非常に対処していかなければならない、予想できなかった事務もきております。事務量が相当増えてきていることはもう整理をいたしますと歴然の違いでございます。一方でこの職員体制の問題につきましては、一応当時掲げた目標の中で、定員管理計画に沿って現在そのことを進め、希望退職等を含めまして、それ以上のペースで削減、結果として削減に繋がったということでございます、相反するギャップの中で職員は職務を遂行しておるということでもあります。 従ってその負荷がですね、非常にあの当時想定したものよりも、色々こう事務を合理的なこう整理をしながら対応しておりますけれども、お話のあった情報センターとの取り組みを含めてもですね、一つ含めてもそういうことが総じてまあ言えるわけでございますので、非常に職員も大変であることは私も充分承知しております。従ってまあその最小限度のカバーを臨時職員等でカバーしてというようなことで、特にこの経済対策導入後はそういう形にしておりますけれども、少しこの辺は次の計画で根本的に見直して、ただ全体としてのこの条財政改革の部分で必要な事はもう流れとしてやってかなきゃなりませんけれど、国の分権権限委譲がどう流れてくるのかということも見極めながら、対応していくのが今のこの職員体制と町のこの業務内容、量の一つの問題だというふうに認識をしてお
宮下議員	ります。 それからそれぞれの職務の権限についてでございます。こんなことを申し上げますと、宮下議員「そんなことは宣告ご承知だ」というふうに言われるかと思いますがけれども、この町の職員の職責に基づく、規定上の職務・役割につきましては飯島町の組織規則の6条で規定をされておりまして、この職及び職務の一覧、これ別表でずーと細かく羅列をして掲げて規定をされておるわけでございますけれども、その中で「課長は職務の掌理及び所属職員の指揮監督」という、それから課長補佐は「課長の職務遂行及びその課の事務ですね、この事務の掌理をする」それから係長、室長、担当官は「課の仕事の分掌及び、係員の指揮監督」とこういう規定上では非常に堅苦しく、規定をされておるわけでございます。 であの先程の話に触れますけれども、18年の4月に最近の中では大きな機構改革を実施をいたしまして、9課27係から7課の18係ということで、大課、大係制の一部を導入して課長補佐や室長、係長に大幅な権限委譲をして行ってきました。 細かくは申し上げませんが、一つランクの権限委譲をしいてきたということでございます。この具体的な事務処理、規則において課長及び係長職の専決事項というものがある定められておりまして、その責任の範疇で自らの決裁をして事務を執行しておるということで、ご承知の通りかと思います。これが唯一のそれぞれの職務の分担であるわけでございますけれども、こうした内容の基に色々あの横の相互の連携をしながら、打合せをしながら、全体として専決事項が係長までのことだから課長が知らないことがあってはいけないというようなことも含めてですね、やっぱり連携の中で、それぞれの権限に基づいて、指揮監督をして職務を遂行しておるとこういう今状況でございますのでご理解いただきたいと思います。
副町長	はい。今ご答弁いただいたわけでありますが、当然その組織規則あるいは他にも事務処理規則というものがあるわけでございます。そういった中で、当然そこに羅列されてくる今、お言葉を今言っていたいたわけですが、このこれから申し上げるのはある意味ちょっとそこからずれるかもしれませんが、ちょっとお聞きいただきたいと、その当然、事務処理規則に沿ってまああの今もおっしゃった課長が専決できるその事項というのは決まっていると思います。 ちょっとここで細かい事を申し上げますが、この例えば規則の中の別表5というのがあるんですが、その中の文言でこれよく行政用語といいますが、我々の中でも良く使う言葉なんですが、「課長等」「課長など」ですね、とこう文章の中にあるわけですね。で法令では良く見かける言葉ですが、この「等」いわゆる「など」の中にこの事務処理規則でいうと、係長も含まれるのかどうか、ちょっとそこをまずちょっとお聞きしたいんですが。 それぞれの条例の規定の中に随所「等」という言葉がでてまいります。その時々によって範疇とか意味合いというものがずれてまいります。ただ今のような所で「課長等」というような場合、別表の項でいいますといわゆる、「課長クラス」という捉え方になりますので、議会事務局の局長だとか、監査委員事務局の局長、あるいは教育委員会の次長ということで「課長」という呼称で呼ばれないけれども「課長職」にある、そういう立場の職員というような捉え方というふうに捉えていただいてよろしいかと思います。 はい。「クラス」ということですね。そうしますと、その事務処理規則について見えますと、係長の部分というのは、ああいう規則の中には出てこないような気がいたします。っていうのは私も別にここを突っ込んでこれからお聞きしようとするわけではありま
宮下議員	

	せん。ただやっぱりそのやはり、当然企業においても、この行政においても、やはりピラミッドではありませんけれども、当然、町長、首長がおり、それを補佐する副町長がおり、そしてその枠に課長がおり、係長がおりと、これは基本的には企業においても同じだと思います。ですので、例えば係長がじゃあ何をやったか、何をやっているかっていうのは当然課長の皆さんが、確かに把握していくべきことであるだろうし、また最終的なところはきちんと町長が把握をすべきものであると、ただ町長もあのコンピューターではございませんので、全てが全て係ってちゃあ語弊がございますが、その把握しきれんというものは当然ないわけで、そういった中で実際に動いて行ってくれるのは、やはり職員の皆さんであり、また中間管理職っていう言葉が合っているかどうか分かりませんが、係長、そして課長という中で、当然動いていく。このことを考えた時に、その「ふるさとづくり計画」の中にやはり簡素化、その効率化というものを、今も事務量がどんどん増えていくと、それでこれをこなしていくというものを考えますと、停滞させるわけにいかないと、一刻も早く処理をしていかなければ、追われ、追われ、追われの、結局例えばよく言いますサービス残業であるとか、いろんな形でどうしても現れていってしまう、そうするとどんどん、どんどん負荷が増していってしまう、そういうことを考えたときに、まああの一つ「ふるさとづくり計画」の中にもその、機器を使って迅速な部分にもっていききたいと文言も多少含まれてありました。やはり今でいえばパソコン、そういった機器を使う事だけで当然スピードアップできるというものではないと思います。いろんな事務内容の中に確かに一つ一つの内容にもよると思いますけれども、基本的な職員、係長、課長、副町長、町長とこういうラインがあるわけですが、これ全てが全てこういったものを経なくてもいいと思うんですね、変な言い方しますが、その一つの事項をこういうことをやるんだといった中に、町長の決裁まで、最終的にはいくんであるんですけども、実行していく段階の中で、そこまで常にトップまで上げるとか、っていうことをしなくても、今、当然されていると思うんですけども、そういうやり方っていうのを、内容によりますけれども、増やしていかないと回っていかないのでないのかなと、これは私の推測で申し訳ないんですが、増えれば増える程そういう簡略化といいますか、いい意味でですね、していかないと大変なことになっていくんではないかと、心配をするわけであります。 ちょっと誰とは申しませんが、ものによっては、やはり係長、課長まで決裁いって、その上までいってからOKがでてその課の中に回されて、じゃあ実際やっているよっていうふうにやっているとうんと、タイムラグになっていくと、そういうことが感じたこともあるとおっしゃった方もいます。誰とは申しませんが、それが全てではないと思いますけれども、やはり町長の基本的な政策姿勢こういったものを理解していれば、課長までで良いこともあるでしょうし、また係長まででも良いということってのはまだまだあるんじゃないのかなと、これは私が勝手に思い込んでいるだけだといえばそれまでですけども、あるんじゃないのかなと、やはりそういうところを常にこれから精査してそういう部分を増やしていく事によって少しでも、その効率化っていうものが図れていけば、なかなか停滞しない状況を少しでも作れるのではないのかと思うんです。そこには各々の責任というものが非常に重くなっていくわけですし、また逆にある意味、任せてもらえたということによってのやる気っていうものも出てくるんじゃないのかと、そしてよく町長もおっしゃっていますが、「資質の向上」とこういうものにも繋がっていくんじゃないのかと思うわけです。全て、じゃあ何をここまで、何をここまで、というのは、今ここで
町長	色々議論するつもりもございませんし、そういったことを今よりも、もう一歩進んでできることは、どんどんそういった形の方策を取っていくことによつての仕事のスピードアップっていう、そういうものを図れるんじゃないかなと私は勝手に思うわけですが、町長はどういうふうに思われますか。 それぞれの職務について、若干細かい部分では色々あるかと思いますが、総体的に宮下議員の仰ることと同感でございます。同時にできるだけそういう考え方の中で今取り組んでおる。日常の中で直接、係長辺りが私のところへ、こういう問題について、こう意見の伺い立て方を持ってくる場合もあると、こんなことまで一々とてなふうに思うことも結構あります。ただ色々こう大きな市なら別でございますけれども、私ども1万人位の規模の町で町民全体のでいろんな機会の中にこの折々に意見の中で「こういうことをこういうふうになってるけど町長知っておるか、承知しておるか」というようなことも結構あるわけですね、その時に「いやあ、それは全然知らなくて、それでいいの」っていうような話になった時に、非常にその責任度というか、処理の方法がどうだったのかという事が、この決裁区分の問題とは別個の問題でこういう規模の町では出がちであります。事実そういうことも多いわけです。やっぱりある程度薄くでもいいんですけど総体的に承知していないとやっぱり住民とのコミュニケーションっていうものが上手く行かない面もありますので、そうしたことも勘案しながらですね、やはり全体的にはこれだけいろんなことを多く抱えておりますので、特に職員、もう中堅職員も大分数も多いわけですから、一つ判断をして、仰ぐところは身近な課長なり上司にあおり、それでもまたという話にはまた教育長なり、副町長なりという形で段階を経て、意思の疎通を図っていくことだけは大事ではないかということでございますけれども、実際の場面での執行的なものについては、そうしたことを総合的に判断して自らやって欲しいなと、位の責任でやって欲しいと、こういうふうに思っております。 はい。思いも一緒であるということは大変嬉しいですが、やはり、町長おっしゃったようにこういう地方というのは、やはり町民の皆さんとも非常に、こう近いところにいる中で、ましてや、この後申し上げるところ、関係してくるんですけども、やはり町長は出て行くことは多いわけですね、場面、場面において、そういった時に確かに住民の皆さんから、「こういう事を知っとるか」「知らないよ」って知らないよって確かに言いづらいですね、でもそれは全てやはり町長が全て把握できるかといったら、それは本当に先程も申し上げましたけれども、無理な話であって、そこに一言「やあーちょっと、知らんがとにかく職員の皆に任してあるんだと、私の思いの中で動いていて下さるんだ、いてくれるんだから」とというような一言、言っていたいて、いくことによってもまた違ってくるんじゃないかなと思うわけです。 ここにちょっと総務課の方から、この間、年齢別のその職員構成というようなものちょっといただいて、今、課長されておる皆さん、それから係長をされておる皆さんと、ある程度の中で今ちょっと見させていただいたんですが、やはりふるさとづくり計画とかいろんなところででしておりますが、こういうピラミッドといいますか、構成ですね、年齢構成、こういったものを拝見していくと、やはり、今、課長をされている皆さん、そして係長をされている皆さん、特に係長の皆さんというこの年齢層を拝見した中に思うのは、本当にこう固まっていっちゃう、そしてまあ課が少なくなったことによって、当然いろんなものが生まれてくると思うんですよ。やはり年齢っていうのは経験でもあります、じゃあそ
宮下議員	

んな中で職員の皆さん頑張っている中で、どういう役職についていくんだと、いうようなことと言うのは非常にまあ難しい問題であると、と同時に今、係長やってらっしゃる人、あるいはまたその一つ下の皆さんというふうに考えますと、今私が言ったように、経験という部分からすれば、しっかり任せるところは、今町長も仰っていただきましたが、任せていくってということによって、その経験の積み重ねが、その後のことに生きていくと思いますので、是非これから今町の町長の気持ちを押し進めていただききたいと思います。

それでは次に非常にこれから申し上げるのは、町長がお答えのしづらいものをちょっと申し上げますけれども、私がこの飯島町に来て16年になりますけれども、この短い16年ではありますが、経験した中でこの飯島町では様々な会合があるわけですね。そういった会合においてその多くが、町長や副町長が出席しなければというような風潮があるように私は感じます。

会合によっては求められれば、その詳しい内容が説明ができる専門職の課長や、係長が出席した方がより効率的なことがあるのではないのでしょうか。失礼な言い方ですが、町長というブランドがないと重みが出ないと、というような開催の仕方というのは、そろそろ卒業すべきではないかなと私は思います。町長にこのことの答弁を求めるのは非常に酷なことではあると思いますけれども、今の現状からして率直なお考えをお聞きしたい思います。

ちょっと宮下議員に、議長さんを通じて確認をさせていただきたいと思います。そのいろんな各種の会合の折というふうにいわれておるんですが、理事者がこう出席したり、参加したりご案内をいただいたりということで、1年通して大変機会が多いわけですが、行政的な部分での会議等という解釈の範疇で聞いていただいているわけでしょうか。

はい。両方ですね。その行政として当然、理事者という部分の中において出なければならぬ、当然出なければならぬものもあるでしょうし、行政＝簡単に言えば町長、副町長とかっていう話になってしまうわけですね。いわゆるその会合といいますか、その会の会合というその開催に当たってね、どうしても町長がおらにやあならんのかと、その幅が全てにおいてそういうような気がするんですね、当然行政として出なきゃいけない部分と、行政をちょっと離れてるんだけれども、ここは町長には来てもらわにやあというようなもの、そうしたのも全部含めて、そうすると、そのいわゆるどんどんと膨れてっているわけですよ、私が思うのはいくら何でもそれをやっていると、町長、仕事している暇がないんじゃないのかと、と言っていたくのはいいんですけども、何かそう多すぎるんではないかなと、含めた中で、そういうことでちょっとお伺いしたいんですが。

色々とお気遣いをいただいて恐縮しておりますけれども、一例としてこう分けてですね、私町長の立場でお願いをして招集をする会議、いろんな会長だとか、副町長含めて教育長も一部そうだと思いますけれども、その責任において開催する会議というものは、原則これは、自ら主催をするわけでございますから、出て主管としてやっぱり運営をしていかなきゃならないということは当然でこれまでも、そういうふうに来てきた、ただそういう会議であっても、どうしても私の都合の悪い招集をしておいて都合の悪い会議は出れない場合もございます。これは副町長に委ねてということで、これは一体の問題でございますから、一応理事者の立場ということで臨機応変の対応をしておるということではございます。問題はその1年を通していろいろとイベントでありますとかですね、それからいろんな各地域の催し物、それから場合によっちゃあ、懇談会的な物もあるわけです。そこに従来から

そういう地域の気風があるというようなお話もありましたけれども、そのことは気風というよりも、そういうことを期待しておると気風というものは非常に従来からあると思います。やはり町長自ら出てきて、これは一応選挙でもって選ばれたその立場の人間としてですね、やっぱり地域とのコンセンサスを大切にするという、これは大切なことであろうと思いますし、私も就任以来できるだけそういう立場の中で、気持ちの中で出てきておるつもりでございます。又そのことによっていろんなご意見が聞くことが出来ますし、こちらのまた意思も疎通を理解してもらえることもある。ああ、そうだったんだ、てなことも出てまいります。だから努めてそれはやってまいりますけれども、場合によっちゃあ都合で出られない場合もある。やっぱりこれは一つの開かれた町政の原点の部分だというふうに思っておりますので、町長それやっているから他の仕事してなくて、暇がないんじゃないかということの議論とはちょっとまた別であり、言ってみればそれも仕事、職務、違った意味での一貫であるというふうに捉えておりますので、これからそういうお心遣いはあるかと思いますが、できるだけ可能な限りは出席をさせていただいたほうが、一つの開かれたそこにまたわざわざその全て町長室へ来ていただいて、ホット懇談、かしこまった対話でなくてですね通年を通しての町長のホット懇談の一部だと解釈すれば、これもまた強ちいいことではないかと。ただ私も生身でございますので、なかなか全部お願い、要請されたものに出るっていわけにはいきませんので、また重なる、日が重なる事もございます。役割り分担の中でやって一つやって、こういう考え方でございます。

何かちょっと、いらんお世話だ、と言われてしまうような、気がちょっとこちら辺にあるわけでございますけれども、こんな偉そうなこと私もしておりますけれども、今振り返ってみますと、会合ではないんですが、今回で16回を数えた行灯市なんかにおきましても、代官ということで長年町長にお願いをして来たこういった経緯がございます。

本当にこれで良かったのかなという思いを今少し持っております。その悪い意味ではなくてですね、その事の始まりというのは、やはり町の顔である町長だと、言うことのようなそういった些細なことで始まっているんだろうと思いますけれども、やはりこれからの飯島町を思っていくとやはり町長には今、柔らかい中での住民との懇談ができる、あるいは情報収集ができるからそういったものも非常にやっぱ大事だというのが当然私も分かります。けれども、やはり一番のこれから厳しいこの行政を司っていてももらわなければならないわけで、そういう意味では何でもかんでもということは、これからは私達も考えを改めていくべき所もあるのではないのかなと思います。説明会ですとか特にこれから基本構想ですとか、いろんな物があるわけですね、そういった時に、当然招集側であります、町長は出てこないっていうのは、それはおかしい話なのかもしれないですけど、本当にもう少し進んで行った時に、本当に実務的な所に行った時に、やはりそこに町長ではなくても、本当にそこに携わってくれている課長とか、係長あるいはその担当の方が、出席すれば済むというようなことがやはり数多くこれからも出てくると思うんです。そういったことがもし、物によりますけれどもそういった事業といいますか会合あるいは委員会、協議会いろんなものがありますけれども、それは精査していただいて、先程の課長と係長の話ではありませんけれども、その責任を持っていただいてそこに出席していくということによって、やはり今度は逆に、そのことが当たり前のように日常的になって行けば、今度は職員と住民の皆さんとの距離が縮まる、いい機会ではないかなという捉え方も、また一つ出来るんじゃないかなと、政権が変わってこの先がなんとなく見えてこないこういった現

町 長 状の中では、やはり職員の皆さんと住民の皆さんが一体となってこの飯島町というものを考えていきそして、守っていかなければならないので、段々話しが大きくなってきてしまいますけれども、そういった意味でも、精査をした中で、担当の人達だけでも済むような部分もあるんだということを精査していくと、できる物はしていくと、というようなことってというのはやっぱり必要になっていくんじゃないかな、というふうに思うんですけども、町長いかがでしょうか。

宮下議員 職員の指揮、責任を高める為にも、一層そのことは大切だと思いますし、事実いろんな良く定期総会なんかで、年末、年度初め多いわけですが、すでにとてもこなし切れない部分もありまして、すでにそういうことを実証してきております。ここ数年来、なかなか地元の方の皆さん理解度も得られない部分もありましたけれども、やはりそういうことでお願いして、実際に任せて課長以下で対応するようなことも増えてきておりますので、これからも特にまあいろんなイベント等も含めて、今日ご質問いただいたのも含めてですね、またあのできるだけの権限委譲をしていくように努力をしてまいります。宜しく願いいたしたいと思います。

町 長 はい。是非、権限委譲の方進めていっていただけたらと。いろんな意味でですね、やっていただけたらと、それはお互いの為いろんな為になる部分というのは非常に大きいと思いますので、是非進めていっていただきたいと思うわけであります。

宮下議員 この質問事項につきましては、別に無理やりこの結論を出そうというつもりはございませんけれども、やはり行政側も住民側もお互いにそういったこと考えて行くってことが必要でありお互いに理解をし合うと、いうことが大変重要になっていくんじゃないかなと思います。この項はこれ位にさせていただき、最後の質問に移らせていただきます。

町 長 先日も話しがありましたが「選挙」という国民の審判によって政権交代が現実のものとなりました。私は自民党员でも、民主党员でもありません。しかし今回の民主党の政権公約では、地域主権を確立し第一歩として地方の自主財源を大幅に増やすとしています。

宮下議員 しかし、公共事業の大型直轄事業の全面的な見直しや、道路整備では費用対効果を厳密にチェックし、必要な道路をつくるとしています。これから実際にスタートしてから、この飯島町へどういった影響が出てくるのか、先日も、そしてまた今日もそういう話になるわけですが、その動向というものは、本当に注視していかなければならないと思うわけであります。

町 長 先日も竹沢議員、平澤議員が細部に渡って質問をしましたが、民主党政権に対し行政の対応についてということの中で、私は一つだけお聞きをしたいと思います。

宮下議員 これまで政権与党であった自民党に対して行政の立場から様々な形で接触や、この接触というのは会合の折に合ったとか、そういうことも含めてでございます。そういう接触やあるいは働きかけというものはあったと思います。今回の選挙で衆議院には、県下で一人もいなくなってしまうました。お聞きしたいのはこれからの今後の働きかけを、じゃあどのように行っていくのかと、これ民主党に対してですね。今度の与党に対してですね。現時点では確かにいろんな面からして様子を見ながらの対応というのは当然余儀なくされるというのは理解をします。しかし私たちの周りには中部伊那、伊南行政、上伊那広域とこういった様々な形で、お互いをカバーしあってきております。当然、各市町村ごとに、対応していく自分たちの町は自分たちで守っていくんだということは、当然ではございます。そのための対応は当然ではあります。団体として、今申し上げた団体としての対応も出来

町 長 るだけ早い段階で、必要になってくるんじゃないのかなと思うわけであります。その意味で首長同士での話し合いをやはり早い段階でまだまだ概略的な部分であっても良いと思います。団体としての対応といったものを協議をしていくべきなんじゃないかなと、思うんですけれども、そのことについて行っていくというよな、あるいはそういうつもりがあるのかどうか。議会といたしましても、今日現在、近隣市町村への対応も含めて協議をしております。そういった部分で、町長今のお考えをお聞かせください。

町 長 それでは次のご質問の自民党政権から民主党政権にこれから変わるというこの前提にしての、私始め、この地域の連合組織の対応というようなことでのご質問かと思います。

宮下議員 これは一部内容的には昨日からの再三なお答えをしておるとおりで、同様なお答えというふうになるわけでございますけれども、もう一度整理して当然のことながら、この町の各種の事務事業これは国の直轄議行を含めてそうでございますけれども、これを進めていく上には、どうしても国や県のいろんなアドバイス、それから実際に財源を伴ったこの補助交付金というものの期待をするといったことはもう当然でありまして、欠かせない重要財源の一つであるというふうに思います。現在町では国や県の補助をいただきまして、多くの事業に取り組んでいることの中で、どの事業につきましてもそのこの必要性や事業の効果といったものを一つの町全体の総意としてまあ上に持ち上げてですね、この実現を期待してお願いするということはどこの市町村も。色々その事業の選択の中での議論はあると思いますけれども、やはり少なくとも、議会に議決をいただいた予算を持ち、そしてその色々のこの住民意向のまとまりの中で、その事業実施に向けての合意を得ているものについては、何としても実現をしていかなければならないという前提ですから、その財源確保の為に、上にお願いをしていくということは当然のことであるというふうに思います。

町 長 今回の衆議院選挙によりましてこの政権が交代するということで、この辺のところもまた大きくまあ国策として変わってくるんじゃないのかというふうに思いますが、一部には今まであの言われておりますのは、民主党と具体的な名前がでておりますけれども、今までのこの要請行動といえますか、言葉は悪いんですけど「口利き」というふうに言われて、口利きのなことについては、非常に今までの自民党政権の中でもその事事態が色々批判もあったという心配の中での今度の選挙の結果でもあるというふうなことも言われておるわけございまして、ただ、それなくして、ただ町のこの姿勢だけで待っておる姿勢だけでこの目指すものの仕事の予算付けが出来るというふうには到底思いませんので、やはり今、次の政権も、政府も手法が色々変わるにしても、この諸事業に対する町の思いといえますか、この実情というものをやっぱり訴えてですね、理解をしていただいて、その採択をいただくこの流れはあまり変わらないんじゃないかと、そのために地域から選出したこの議員の立場であるわけですから、国会の中で政策だけ議論をしとるだけではなく、やはり地方から選出されたその議員の重みというのも考えていただきたいというふうに思っておるわけございまして、従って、政権が変わってもやはり、地域の議員を一つ、これあの選挙区では地元からは保守系はないわけですが、参議院の方では、同じ方が付いているようで、その辺が色々とういうあれになるかわかりませんが、いずれにしてもどちらも地元の代表ということになりますから、色々なケースバイケースの中で一つまたご相談をかけて行きたいというふうに思っております。これまでも、私自身もこれ自民党だとか民主党だとか、その他の党だとかいうことでなくて、やはり地元出身の議会の国会議員であるということと、それからやっぱりその予算を議決して執行しておる司ってお

る関係の省庁、これを一つまあ照準にして、お願いをして来たという経過でありますから、当然状況も変わればその対応もしていかなきゃならんと、いうことでございますけれども、やはりあの国会議員ばかりでなくてですね、これはあの今まで培った関係省庁とのパイプも若干はございますので、そうした面も含めて、ハードの部分、それからソフトの部分含めて精一杯対応をしてまいりたいというふうに思いますが、その辺のチャンネルがどういうふうに変わってくるかということは、まだ今の段階でこの押しかけ的にどうのこうのっていうふうにはまいりませんけれども、いずれ、政策も、政府の発足をして、きちんとした政策がでて来ますればまた1つの、特に飯島町単独の内容の物も当然ございますし、今、おっしゃる伊南行政組合、広域連合全体的に上伊那、伊那谷というような問題も色々でてこようかと思います。それから県の単位の問題、それから大きくはまた町村会、議長会、地方6団体というように繋がって、その窓口が一つ開かれていくとう一つの政策決定の中で見通しも出てまいります。いろんなことを、総合しながら私なりきの努力をさせていただきたいとこういうふうに思っております。以上です。

はい。今、お話いただいた訳であります。あの確かに自民党であろうと、民主党であろうと、どんな党であろうと、基本と言うのは公民の為、住民の為っていうことが大前提にあるわけで、ただその中の手法、あるいは考え方の違いっていうことが確かにあるわけです。ですので今回の選挙で、ある意味こう戦々恐々とする、あるいはまた逆にこの選挙の話で言えば、「期待」という、そういったものから生まれてきているはずです。ただやはり行政を司る者にとって、どういった動きをしていくんだろうというのは、当然これは考えることであり、考えなければならない、その中でやはり私たちのトップである飯島町で言えば高坂町長、そして先程も申しましたが、大きな意味いわゆる広域の中で、当然、首長の皆さん達が手を繋いで一緒に行くと、なんでもかんでもその、そのもの申し上げにいくということだけではありませんけれども、どういった対応を伊南はとるんだ。もっと言えば上伊那全体としてどういった方向性を持って、出てくるものに対して当たっていくんだと、って言うようなことは当然生まれてくるはずですし、そういった中で、最低でもこの伊南の中では是非、町長にですね、トップに立っていただくようなその位のおつもりで引張っててもらいたいと思うわけです。様子見、様子見だけでいきますと、ずうっとチーンとある程度やっていると何か腰が重くなってまいります。そうではなくて、「ちょっとそれはまだ早いんじゃないの」って言われるような時にでも、町長の方から周りの首長さんに声をかけて、「ちょっと何でもいいで1回集まりめえか」とそのくらいの物をこれから出していつていただきたいと、こんなふうに思うんですね。そういった意味で闇雲に早くやれよと、いうわけではありませんけれども、やはり余り待ちすぎるというのも様子見というのもわかりますけれども、待ちすぎることなく、できるだけリーダーシップをとっていただいた中で、いい方向に進むようにそういった部分をお願いしたいと思うんです。その辺だけ最後にお聞きをしまして終わりたいと思います。

今まで申し上げたとおりでありますけれども、少なくともこの飯島町の為、それから地域の為にこれが少しでも良くなるように、住民の皆さん方の暮らしが良くなるような、この取組みの中で必要な一行動は起こして行きたいと、こういうふうに考えております。

以上で質問を終わります。

議 長

ここで休憩をとります。再開時刻を11時10分とします。休憩。

午前10時53分 休憩
午前11時10分 再開

議 長

休憩を解き会議を再開します。一般質問を続けます。
7番 三浦寿美子 議員

7番
三浦議員

それでは一般通告に従いまして一般質問をおこないます。最初に協働のあり方についての質問をしたいと思います。
まず前回の一般質問の答弁の確認をさせていただきます。
基本指針では、町民と行政が役割を認識して目標達成の為の良きパートナーとして協力し合うことを大前提とする。基本理念として、町民と行政はそれぞれの役割分担を明確にし、町民主導による自助、共助、公助によりお互いに補完しながら、行政が支援する構図でまちづくりを進めること。危険を伴うような仕事についての住民協働は、万一の結果を伴う事情もあるので難しい。それぞれの取り組む地域のパートナーの皆さんと協議してもらい、町が手を差し伸べてリスクを回避しなくてはならない部分は町と相談をして進めてもらう。これだという形はない。という内容であったというふうに認識しておりますが、そういう理解で宜しいでしょうか。まずお聞きをいたします。

町 長

協働のあり方についてのご質問の冒頭で、前回と申しますかこれから、今までも、申し続けてきたことではありますけれども、この協働のまちづくりのあり方の理念として、住民と行政とのパートナー他、今お話のあった通りいささかも変わっておりません。以上です。

三浦議員

それでは今までに住民参加で実施された協働のまちづくりとして行なわれた事業のうち、特に町が現物支給などを行い実施された事業にはどんなものがあるのか、お答えをいただきたいと思います。またその中に危険を伴う内容はなかったのかお聞きをしたいと思いますので宜しくお願いします。

町 長

それではこの今までに住民参加で実施をされてきた協働のまちづくりとして実際に行われてきた事業、それからその中で危険を伴うようなものがあつたかどうかということでございます。

町では現行の中期総合計画におきまして、協働のまちづくりの基本指針を定めて、この中で「町民と行政はそれぞれの役割分担を明確にし、自助、共助、公助、のによってお互いに補完をしながら町民が主導し行政が支援する町民主体のまちづくりを進める」ことを掲げておる、これが今確認をいただいた一つの基本理念でございます。そこでこの共助にあたる部分が協働のまちづくりとして行われている部分というふうに理解しております。住民と行政の関わりの、関わり方の比重によって次の3つの申し上げるパターンによってこれがなされるということでございまして、一つにはこの町民の皆さんが主体制のもとに、そして行政の協力のもとに行う分野でございまして、具体的にはこれは「イベント」の実施なんかが主にはこれに当たるというふうに思います。それから二つ目にはその町民と行政がそれぞれの主体性のもとに協力して行う分野、これは後ほど、また出てこようかと思いますが、町が現物支給をして、住民の皆さんが労力を

提供していただいて、そしてその目的とする事業を実施をしていくというようなことがこれに当たるわけでございます。それから三つめには町民の協力を得ながら、行政の主体性をもとに行う分野でございまして、これは町の計画作りへの住民参加をいただくような事業、これは今度の中期総合計画の策定業務なんかもこれに当たるわけでございます。このようなこの三つの要素によって、この住民と行政の関わりというものが成り立っておるというふうに申し上げたいと思います。従いましてこの住民参加で行われた事業や、協働のまちづくりとしての行われてる事業は色々数多くあるわけございまして、その総数につきましては、全部は掌握してませんけれども、これらの住民参加や協働の事業、とりわけこの後から出ます現物支給なんかはこれは古くから町が取り組んでおる、正に協働のまちづくりの先駆けであるというふうにも思っておりまして、三浦議員もご承知のとおりかと思います。

そこで、これらの共助のなかで事業実施をいたしております、危険な、その伴うものはどうであったかということのご質問でございますが、この地元施工というような形の中で事業実施をして、現物支給をしていくという中に、この重機等を使ってやっぱりしていただく事業もあるわけでございますので、必ずしもそれは地元の方で技術に長けた、この、技術をお持ちの方がおれば又いいんですけども、なかなかそうばっかりはいかないと、まあ一部にはその専門の業者をこの地元の意向に従って、今、委託をする部分というのもあろうかと思えますけれども、全体としてはあの自らの手でやっていただくということの中に、そうした重機の操作というようなことが、若干、箇所にもよりますけれども、危険として想定される部分があるんじゃないかというふうに思っておりますが、今のところ私の方へは、そのことの事故が生じて、後の問題がこういうことで、出ているというような具体的なことは耳に入っておりませんけれども、何かあったらまたご指摘いただければというふうに思います。

従いまして、こうしたものについて、ここまでというこの区分けをした、提言をもったものは範疇の区分けでございせんけれども、やはり危険を伴うようなこの地元的なものについてはやはり町の自らの施工によって責任を持ってやっていくことの方がいいだろうと、というような考え方をもっておりますけれども、またこれらはそれぞれの事業の内容によりまして、それぞれのケースバイケースの中で判断をして地元と協議をして実施をしてまいりたいというふうにも思っております。

それでは、ちょっとお見せしたいなあと思って作ってまいりました。これは本郷の国道の上を通っている、用水路の補修をした為に中に黄色い管が入っております。

でこの場所なんですけれども、このように国道の真上を通っております。それから、これも国道の上を通っておる道路のこの見えない方に用水路があります。その補修をしたものなんですけれど、ネジメ、ねどめ、というか、ねじめというか、継ぎ目のところにコンクリを入れて止めました。水漏れを止めたんです、これは。

これは本郷の本郷地区の153号線にかかる用水路であります。これは長い間もう老朽化して水漏れをしておりまして、冬場になりますと大きなツララが両壁に出来ておりました。で交通に支障になる為に、改修が必要になったというふうに私は聞いております。この作業は実は本郷区の用水路であることから、農地・水・環境の事業の協働作業として行われて、現物支給によって行われたというふうにお聞きをしております。私、この改修後のこの現場を見て直感的に感じたことです。それは非常に危険を伴う場所で

あるということ、それから共同作業として住民の力で実施をするような事業としては、これは相応しくないんじゃないかということ、それから万一の事故を想定した時にその時の管理責任また補償問題など誰の責任でなされるのかということ、また国道を跨ぐ老朽化したコンクリートの用水路の改修としては、コンクリートの落下防止の抜本的なその対策にはならないのではないかと、いうふうにその現場を見て私は感じました。

車がひっきりなしに走る国道の上の用水路です。

また路面からの高さは本当に表現のしようのないほど、屋根の上にいるような、もっと高いところにいるような、かなり高い場所であるということ、それから用水路は道路とは違って非常に幅が狭いものです。それから用水路の長さというのも国道の幅よりもまた長い、というその環境の中で、協働作業としてまずは行われたということが現実です。

この現場で作業した方達のその勇気とまあ技術力というものには本当敬意をこの場を借りてお伝えしたいなあと思っているんですけども、しかし、このような作業を住民の協働作業としてやらないで欲しいと、本当に心から思います。事前にこうした危険を伴う作業を住民の協働で行う事を防止する仕組みが私は必要ではないかというふうに感じ考えました。住民参加の事業と判断した基準、あるいは理由を事業毎に明確にして、情報公開をして住民が共同作業するとか、しないかを判断する為の、わかり易い判断基準を作る必要が私はあるのではないかとというふうに考えておりますが、町長の所見をお聞きたいと思います。

私自身、細部は承知はしておりますせんけれども、三浦議員も本郷地元の議員さんとして、いろんな事業の取組みについて感心をお持ちでもあるし、いちいち相談っていうことではないと思いますけれども、それなりきの掌握をされて、地域の代表としておられるということだろうと思います。

いろんな事業の中で区の事業それから今度の場合この事業は農地水環境保全の事業で取り組んでいただいたということで、この組織は町の行政の現物支給であるとか、補助事業であるとかということとは、全然ちょっとことが違ってございまして、これ地元の農地水の委員会組織が、全体的には町一本の協議会があるわけでございますけれども、その国、県から来る限られた各地区別の予算をどう一つ一つの考え方で、その事業にふさわしい目的に沿ってやっていくかっていうことの、充分、合意形成をされてですね、そして事業として実施をしていただいておりますという事で、その辺ご承知であるかどうかということなんですが、で、確かに今、写真を見て、又良く現場も承知しております。高いところでどういう工法でちゅうことはわかりませんが、一般的から見ても三浦議員から見て、非常に危険だなあと外から見れば思うところもあるかもしれませんが、それらを計画をして実行をするこのスタッフの方の判断で、これは充分自信を持って危険なくできるという、その結果として事業採択をして実施をしているものではないかと、結果として無事終わっていると、いうことだろうと思うんですけども、その辺のところを一つ理解いただいて、ただ全体的にそうした危険なものがある地元の、一つの受け止め方があればまたそれはそれとして、一つ行政とも協議をしながらやっていく、そういう趣旨に問題だろうと思いますが、ちょっと補足してまた担当課長の方で申し上げます。

それではただ今お話に出ました、本郷の国道上の水環境の水路の改修の関係につきましては、先程言われましたように、農地水環境の事業で平成19年度に実施されたとい

	うことで聞いております。その関係につきまして、先程来、お話に出ております、協働の事業ということで、地元の方は当然でありますけれども、それぞれ作業にも出ていただいておりますが、基本的に先程も話が出ました、危険な所とか、重機が必要な所とか、そういうものにつきましては、業者委託が出来るというような形でこの事業も進めておりまして、その関係につきましても、実績報告を見させていただいておりますと、業者委託という部分の実績評価があります。ということは近くの業者さんが出てきていただいで一緒にやっているということで、確認取れています。当時、農地水の環境の事業につきましては、業者委託は出来ないというようなこともありましたけれども、現在先程来出ております危険な場所とか、重機が必要なものとか、そういうものにつきましては、業者委託も出来るというような形で、地区の農村保全の対策協議会の方にその業者委託できる場合の内容等を、それぞれの地区ごとに出してございます。指針的なものでございますが。それによって事業等やっていただくということでありますので、この事業につきましては全く業者委託できないという事業ではございませんので、そこら辺のところをご承知おきいただきたいということと、地区ごと指針を出してあるということでありますので、よろしくお願いします。 私、関わりましたこの建設業者の方にもお話をお聞きしております。 請け負って業者委託やってはどうかという話もされたようですけども、出来るということで、そういうことだったそうですが、後ほどまた業者さんが手直しをしたと、いうふうにもお聞きをしております。この業者の方にお聞きしましたけれども、その安全対策、また危険防止の手順、管理責任の所在などをどうなっているのかというふうに私はお聞きをしてまいりました。 まず業者さんがやる場合には非常に安全管理については、重要視をしているというふうにお聞きをしております、まず仕事をする上では第一番に重要なことが安全対策である、それから安全確保のためには、研修を重視しておって従業員に研修を受けさせている。事故は絶対におこしてはいけないということ、またこの用水路の工事では当然ヘルメットを着用し転落防止帯を付け慎重に行うべきそういう内容のものであったこと、このレベルの仕事では作業が終わるまで、緊張して皆安全についてピリピリして仕事をしているということです。また事故を起こせば管理責任が問われて、会社の存亡に関わる重要な問題になる。危険すぎて素人がする仕事ではない。保険を掛けていけばいいというような問題でもない。裸足に近い状況で行うような事は業者としては考えられないことだ、というふうに言っておられました。ということは協働作業、業者さんがいるからといって、地域の方達は本当に自分たちでこれはやらなければならないと、やることだ、というふうに多分思われたんだというふうに思います。その中で責任感の中でこの作業は私はなされたんだではないかというふうに受け止めたわけです。専門家がプロですね、こうした方がこれだけの安全対策をとって講じて行う作業を、たとえ協働作業でできると、そうした申し出があったとしてもこれはもう行政の立場として、任せるべきではないと、これはもう当然業者さんにやってもらう仕事だと、言うべき仕事であったというふうに私は受け止めております。その為の判断基準を作る責任が私は町にあるはずだというふうに考えるわけです。 それが公助ではないのでしょうか。 町長の見解をお聞きしたいと思います。
三浦議員	

町長	今回のケースにつきましては、やはり一部業者委託ということでございますから、また後で所管課の方で申し上げますと思いますが、やはり委託した以上業者の責任で、安全基準、現場管理等は当然やっていただくその責任の範疇であろうということでございます。後の方の、こうした協働作業、協働の一つのいろんな取組みを基準を作ってその部分を定義付けていくということにつきましてはいろんなケースがあるわけでございます、なかなかこの判断がここからここまでというわけには行きません。むしろその判断は地元のそれぞれの考え方の中で、一つ取り上げて、協働という大きな枠の中で一つこれをやっていこうと気運が出ればそれは、その地元の意向の中でやっていただくことがいいと思うし、決してこちらから、押し付けてこの範疇をお願いして、やりなさいちゅうわけの趣旨のものではないと思います。でないと協働のまちづくりの「協働」という部分は上手くいかないと思いますので、やっぱりある程度この自由な発想と取組みの中で、決して箍を嵌めるのではなくてですね、むしろそれを嵌めることによって、非常にこの協働のこの活動というものが、こう制限されたり、こう考え方が一つ萎縮してしまうんじゃないかというふうに思いますので、私はこの基準を作るべきではないと、いうこと。 何かあればケースバイケースでそれを判断していけばいいんじゃないか、いうふうに思うわけでございます。ちょっと今回の業者責任の問題については、担当課長の方へ。 ただ今の場所の関係につきまして、先程も申し上げましたけれど、業者さんの確認の名簿ですね。名簿を見させていただきますと、当然安全管理とか、そういう講習とか受けられている方の名簿が出てきておりますので、安全管理にはそれなりの形で、対応したんではないかと、そういうような形で自分たちの方では思っております。 先程から危険に対して、私、何かあれば今先程も、町長も言われましたが何かあればそれなりの対応していかなければならない、ケースバイケースだと言われましたけれど、何かあってからでは遅いので私は言っております。これは、この私が言いたいのは例を挙げて本郷のこの地域のことを、この工事のことについて言いましたけれども、これから先、どんな協働の作業がこう自分たちの地域の中や周りにあるかも分かりません。そういう中で誰もが、重機が使えたり、そういう高いところで仕事出来るということもわかりませんし、そういう中に地域の中にそういう方がおられるかもしれませんし、いないところもある。その判断というのはそれはその地域ごとにあるかもしれませんが、この事業を見ていただいたように本当に実際に現場で作業をされた方が非常に怖かったと、もう二度とああいうことは止めて欲しいという声もお聞きしてるんです。っていうことは、一部の方はできるだろうと言う判断があって、そういう判断されても、その作業をされる皆さんが皆そうかというところではないということもあります。また万が一のあった時の、責任の所在についてこの例を上げてこの事業であった場合には、委託をされた、業者さんが全ての責任を負うのかと、しかし協働作業であって受けた側が業者さんの方に委託をするということになっているとすれば、それは、管理責任として誰が万が一の責任を負うのかということについてお答えいただきたいと思います。 広く協働作業といっても、色々あるわけございまして、河床整備のような問題、これも都度どこの耕地もそうだと思いますけれども、始める時には充分気をつけて、怪我のないようにというのが前提だと、それで場合によっちゃあ、怪我もする場合もあるかもしれないし、工具の草刈用具でピーバー等で怪我をする場合もあるかもしれない、だ
産業振興課長	
三浦議員	
町長	

から大変初歩的な所から、今いうそういうプロでないと出来ないようなものもあるわけ
でございますので、それはあのなかなか、ここまでというわけにはいかないというふう
に思う。ですから従ってそういうものが想定する場合は充分行政と協議をして、そして
取り組んでいただくと、段取りするということで充分対応出来ていくのではないかと
いうことです。ここからここまでを基準だということはこのもっと広くいうイベント
も含めてですね、なかなか基準の区切りというのは難しいだろうし、地元との協議の中
で、それを想定して相談してやっていくのが現実的だろうというふうに思います。

産業振興課長 であの責任の所在については色々発注側、それから受けた業者の責任の範疇色々
とありますので、その場合については担当課長の方から説明をします。

三浦議員 そのこの場所の関係についてということでありましたので、事業を委託された、という
部分がありますのでその部分で、もし何か事故があった場合については委託された業者
に責任も出てくるとそういうふうに考えております。

町 長 はいお聞きをいたしました。私はあくまでも基準はそういう判断基準というものはこれ
からも必要になってくると思っておりますけれども、先程、町長申しましたようにそう
した危険を伴うであろうと、想定されるものについては、充分、行政とも協議をしてと、
相談をしてというお話しでしたけれど、そういうことを是非、決定をして、きちんとも
う明らかにこれは危険なものだと、現場を見れば誰が見ても多分危険な作業しなければ
ならないということが想定されるわけですので、その点についてはきちんと徹底をし、
また安全が守れるような方法を、このようにした方がいいということを強くやはり指導
するという立場にあるのではないかと思いますので、その辺はいかがでしょうか。

町 長 その点については再三申し上げておりますように、これまでもやってきておると
思います。従ってそういう考え方の中でこれからもそういう対応でよろしいかというふう
に思っております。

三浦議員 是非、宜しくそのようなふうに、これからも是非協働作業される皆さん、危険を伴う
ものについては是非、町に相談をして安全に事業を遂行していただきたいというふう
に思います。

 続きまして利用しやすい循環バス運行についての質問をしたいと
思います。7月から循環バスがいいちゃんバスと名称が変わりまして、白いコンパクトなバス
になって運行しております。

 多くの住民の皆さんにいろいろな活用方法を考えて大いに利用をしていただきたいと
いうふうに願っております。夏休みにお孫さんと出かける方がデマンドを利用して飯島
駅で降りて、乗り換え、駒ヶ根へ行くのだといって、気軽に利用できて大変に便利にな
ったと喜んでおられました。本当に嬉しい話でした。

 一方では電話予約が出来ない為に一人では利用できない方も
おります。

 予約できる方が声をかけて何人かで一緒にバスに乗るようにしている、まさに協働の
まちづくりを意識せずに行っている方もおられます。歩く事に難渋している方の為にも
っと臨機応変に近くで止まって乗せてあげて欲しいとつくづく思う、降りるときはそこ
で降ろしてくれるじゃないのと、そういう声もあります。利用が増えることにする事
がいいちゃんバスが町の皆さんに認められて、喜ばれ、愛される一番の条件ではないか
というふうに私は考えます。その為の工夫の一番の要はやはり車の運転をしない足とし
て循環バスを利用される皆さんがどれだけ、多くの方に利用していただけるかっていう

町 長

三浦議員

ことにあると思います。その為に何が必要かということなんですけれども、直ちに出来
る対応策はあるのかどうか、お聞きをしたいと
思います。

 次のご質問は利用しやすい循環バスということで、皆に利用しやすく喜んでいただ
ける循環バスにする為の対策ということで、施行運転を経て、そして今年の4月から本格
運行に入った循環バスでございます。

 色々試行錯誤を重ねてまいりまして、今現在、これで完璧であるというふうには、
私も思っておりませんけれども、常にこうした住民の利用者の声を聞きながら、改善を
していくということはこれからも当然のことであると思っております。その中で最近ま
でに出来るだけ利便性を持って、ご利用いただくということで色々検討して改正を加え
てまいりました。そして現在の姿になっておるわけでございます。また、車量的には7
月に全車両で「乗って楽しく、安全な」というこのスローガンの中で新型車輛となり、
これは予算を認めていただいて、更新をいたしまして、更に安全運転と利便性の向上を
目指して今運行を進めておるわけでございます。それから特に予約制の導入という事で
始めてまいりました。皆さんにおかれまして、今お話のあるように大分利便性も増し
たというような事と同時に、やはり事前予約のこの手間の部分がやっかいであるという、
今だに、まだそういう状況の方もかなりおると思いますが、そういう事で若干精神的な
負担も増えておるわけではございますけれども、やはりこれは効率良く運行していくと
いうようなことと、そして出来るだけ、限られた予算の中で運行していくという、経費
効率の問題もやはり考えていかなければなりませんので、是非ご理解をいただきたい
と思います。さらに電話予約が電話予約というか車中での次の口頭予約といったようなこ
とも、シンプルな方法今とっておりますので、あるいは出先からの予約代行といった事
もとっておりますので、合わせて併用していただく中で一つまたご利用いただけたら
と思います。今後につきましても、さらに JR のダイヤ改正もあった都度、それに合わせて
改善をしていくように、また、確保対策の協議会もできております。皆さん方の声を吸
い上げてこの協議会でまた検討しながら運行ダイヤ等の見直しの作業も進めてまいり
ます。その他細部のご意見ご希望につきましてはまた、所管の駒ヶ根の警察署や長野運
輸局へ届け出をしながら、順次要望を満たしてきておりますので、今後とも引き続き対
応してまいりたいと思います。

 また、利用者の皆さん方の利便性を更に向上のために今後、定時定路線と、デマ
ンド予約制を併せた複合運行という形の中で出てきておりますのが、特に駒ヶ根市、中
川辺りのこのライン南北ラインを総合乗り入れをするような、一つの対応が出来ない
ものか、そうすることによって、まあ便数も増えますし、それからお互いの人の交流
それから昭和病院での直行運行というようなことも可能になってまいりますが、ただ
この辺につきましては、やはり地元の運用業者の方との問題も生じてまいります
ので、充分、一つ時間をかけてやる方がいいだろうと、いうようなことも検討して
おりまして、今、宮田が循環バスのことも少しまだ宮田はそうした導入して
おりませんけれども、いずれどうもという話があるようでございますので、また
それらも含めた中でいずれにしても利用しやすいような「いいちゃんバス」を
育てていきたいという事でございますので、是非、一つ多くの皆さん方に
ご利用いただきたいと一つの課題も含めて申し上げました。

 お聞きをしまして、これから9月、10月にかけて生活交通確保対策協議会
が行われるというふうにお聞きしておるわけですが、是非、そこに住民の皆さん
の声をとに

かく生かしていただきたいということがまずあります。

そこで、これからの課題といたしまして、利用者の皆さんの声、利用したくても出来ない人の声、代表者の運転手さんだけの声だけではなくて、全ての運転手さんの声を、とにかく苦情があったら出向いて直接話を聞く努力をしていただきたいなというふうに思うわけです。本当に心の通う「いいちゃんバス」に私はそういうことがないと出来ないのではないかというふうに思っています。

私がお話しをお聞きしましたバスをよく利用している方のお話ですけども、近所の方達、多くの方がお年寄り、高齢者の方でございまして、足や腰が痛くて、バス停に行くだけでも本当に大変なんだと、何でバスに乗るのか考えて欲しいと帰りのバスでいつも降りるところは、降ろしていただけるので分かっているのに、目の前はバスは通っているのに、遠いバス停まで行かなければならないというような切実な声が出ております。私はそういう方と直接会ってみて、始めて本当のなぜ近くにバス停が欲しいと思っているのかとか、デマンドを使いやすくする為にどうすればいいのかということが、そういう方の声の直接お聞きをすることで、そういうことができるのではないかというふうに、実感を持って思っております。また聞きでは、本当の声の方達の意図は分かりません。伝わらないことのほうが多いと思います。生活交通確保対策協議会の委員のみなさんに「いいちゃんバス」に関わることで、本当に良かったと満足をしていただく為に、その為のポイントとして私はとにかく、そうした声をお聞きをしたら直接お話を聞いてくる、このことが大事かというふうに思います。

車を運転しない、出来ない、そうした立場の方のそういう立場でバスを利用してみることも大事ではないかと思いますし、意見や要望はできることも出来ないことも、ちゃんと相手の気持ちになって聞いてくることも大事だというふうに考えます。

それから、そうした声を一つ一つ丁寧に議論をしてその声はどう答えるかということ、を、きちっとしないとなかなか上手くはいかないんではないかというふうに思っておりますが、その点についてはどうお考えでしょうか。私はそうすることできっと喜んでいただける、利用される方が増えるというふうに考えておりますがいかがでしょうか。

お聞きをいたします。

できるだけ利用しやすいような循環バスといことでこれまでも取り組んでまいりました。

ただ、全ての人のこの要望通りに止まる場所、時間、コースというわけにはまいりません。これは一つの路線的な運行をやってまいりますので、例えば今、お話のその行く場合の自分の家の最も身近なところでその都度止めて欲しいというような要望もあるわけですが、帰りは一つのダイヤ運行の計画の中で帰り道ですから少し時間がずれてもこれは大目に見ながら一つその要望に答えておるわけですが、行きとなりますと基本的にはこれは陸運事務所の許可の問題にも、必然的に引っかかってまいりますので、色々これまでもそういう要望ございましてその検討しましたが、そのことが出来なかったということは、是非一つ後理解いただきたいし、ただその色々の規制の中ではありますけれども、できるだけ使いやすい、使い勝手のいいバスにするっていうことは、私どももそれは最大限の一つ考えていかなければならないということは当然でございますので、所管課の方へもいろんな意見が入っておりますし、現場の運転手さんの方にも、これはまた、協議会の中に色々意見を吸い上げるシステムになっておりますから、そん

なようなこと。それから色々巷にお聞きする内容もそれを集約して一つのできる方向として範囲内でまとめて改善をしていくというのが一つの考え方でございますから、今後ともそうした努力は精一杯やって皆さん方の要望はお聞きしていくということで対応してまいりたいと思います。

何でも、言うばっかみんな聞ける訳ではないというのは、それは良くわかります。しかし、その中で何が出きるのかとか、その声のじゃあどういうふうに答えてそれを返していくかというでは、出来ても、出来なくてもちゃんと聞かなくてはならない、その所私はとても大事だということを、ということです。例えばですね、私この間、循環バスに乗らしていただいて、運転手さんとお話をいたしました。何と言っていたかという、話を自分には聞いてもらってないと、自分からは何も言ってないと、いうふうに言っておられました。ということはきっと代表されて何方かが洗程の代表ではなくてと言ったのは、多分、そういう運転されている皆さんに全ての方にお聞きをしたわけではなくて、代表をされる方にお聞きをしたのかなあというふうに受け止めたので、言いました。沢山の声を持っておりますし、直接利用者さんとも、また運転をする中でバスの運行のスピードとか、色々そんなことも実感として色々感じておられます。例えばですね、停留所から停留所までの間の時間が飯島の循環バスは非常に短いということはお年寄りがバスにどっかの停留所で、数人乗って随分と時間がかかったとしますと、次のバス停まで行くのにはかなり無理をして間に合うように行かなければならないと、かなりハードな時間の配分になっているというふうに実感をして言われております。運転手さんも安全運転をするには非常に不安を持ちながら、また利用されてる方、本当にバス酔いをしてしまった、というお話しもあちこちで聞くわけですけども、無理をされるということにもなっております。そういうことで私は利用される方の声も、また利用したくてもできない方の声があった時には、とにかく直接やっぱり本当のそのどういうところに住まわれていて、どんな状況なのかということも、やはり行ってお話を聞きながら、理解をしないとそうした希望をしているいろんな意見を要望をしている皆さんの実態が分からない中ではこのバスの運行が上手くいかないと、いうことを私は思います。是非そうしたことを心において、これからそんな対応をしていただきたいなというふうに思うわけです。

今、今度の１０月には協議会を開いた後で、簡易な出来る見直しをされるというふうにお聞きしておりますけれども、確かに陸運局を通して認可が必要なこともあると思います。しかし、本当に住民の皆さんに喜んでもらって利用しやすい循環バスに１日も早くするには、その為の手間を惜しまない本当に１日も早く大変な使用、申請書もあるかもしれませんが、その所に力を入れて日参をしてでも早くより良いものにして後はそういう手は掛けないと、いう循環バスにする必要があるんじゃないかと、いうふうに思います。その点、確かに許可を取ったり見直しをしたりは大変ですけど、本当に良いものに出来てしまえば後はそんなに大きな手直しをしなくても出来るというのが、よその循環バス、お話しをお聞きしていても、最初の努力は大変だったけれども、後は上手くいってるよ、喜んででもらっているよ。というお話しも聞いておりますので、どうでしょう、その辺の努力は惜しまないということについての考えは。

再三、精一杯の努力を惜しまないということを、申し上げておるつもりでございます。最終的にもう一度可能な限り精一杯努力をしてまいります。

三浦議員	是非、よろしくお願ひしたいと思います。では三つめの介護保険制度について質問をいたします。 今年４月から、介護保険制度の判定基準が変更されました。６月定例会の答弁で２１年４月１１日付けで厚労省から要介護認定等の法の見直しに伴う経過措置のついでの通知があつて見直し後の要介護認定などの検証に用いるようにと、町のデータや判定結果を把握して国に情報提供をしているということでありました。新判定基準では、全介助の人が自立になるなど、介護度が軽く判定される可能性が高い問題のある制度であるということが、多くの関係者の方から指摘をされておりました。制度発足前からの予想、予測どおり介護度が重度から軽度判定される確立が高くなったことが、厚労省自らの調査で実証がされました。特に新制度になって初めて認定を受けた方が、大きな影響を受けた事が明らかです。町内にもそういう方がおられます。予測されながら犠牲者を出してしまつた事は本当に私は残念でたまりません。私がなぜ国の制度について毎回のよう町長の見解を求めるかについて、理解をしてもらう為に、もらう必要を感じておりますので、趣旨について少し延べたいと思います。 法律で決まつたものを一自治体が従わないわけにはいきません。だからといって、制度の改悪によって必要な介護から見捨てられた人を放置しまつて良いということにもなりません。必要な介護を受けられない人、負担増になつた人に対して、直接的に町独自の施策でカバーすることも必要ですが、現実には財源問題があり、充分な支援を実施する事は難しいのが現状ではないかというふうに考えております。結果的に住民負担増に繋がる可能性もあります。それでは問題の解決には繋がらないというふうに思います。私は、当面必要な施策を講じると同時に介護保険制度そのものを見直すということが必要だと考えております。その為には、介護の必要な住民の立場で行政が積極的に動いて欲しいと、強く感じています。昨日の一般質問の中では住民一丸となつて国に働きかけることが大事になるとそのような所信をお聞きいたしました。私はそういう面では同じ考え方だと思います。制度の見直しを早める近道はこうしたことではないかと考えております。その為には行政がその法律をどう受け止めているのかということが重要です。正論であれば必ず法律を変えていく力になると信じております。ですから住民にとって町長の見解は重要な役割を持っており、意味深いものです。そういうことで、そういう立場で町長の見解を求めていますので、今の新しくなつた介護保険についての見解をお聞きしたいと思います。	
町長	介護保険制度につきまして、この見直しが行われたわけでありまして、これに対する見解ということでございます。 要介護の認定、これについて全国一律の基準に基づきまして、公正で的確に行われる事が最も重要であると、そこで平成２１年この４月から要介護認定方法の見直しについては最新の介護の手間等を反映をさせる為に国では認定項目の見直し更新をしたと、こういうことでございます。しかし今回の見直しによってその介護認定更新の手續におきまして、従来の介護の状況に変化が見られない場合においても、要介護状態区分が軽度に変更され、これまで受けていた介護サービスを受けられなくなるのではないかと、この利用者からの懸念を受けまして、国では介護認定の見直しによる、検証検討会において、要介護認定等の見直しの方法の影響そのものについて検証してまいりました。 で、この国の全体の検証の認定期間につきましては４月５日の２ヶ月間、４月５月の	議 長 三浦議員 時間です。 終わります。
	議 長 ここで昼食のため休憩をとります。再開時刻は午後１時２５分とします。休憩。 午後 ０時０２分 休憩 午後 １時２５分 再開	
	議 長 会議を再開します。休憩前に引き続き一般質問を行います。 ３番 坂本紀子 議員 3番 坂本議員 それでは午後最初の一般質問をいたしたいと思います。	

	常日頃、消防団員の方には町の消防、防災にと多くの時間を費やしていただき誠にありがたく頭の下がる思いでおります。前期から女性も消防委員ということで、現在私も二人目の女性消防委員をおおせつかっております。１月以上における早朝の春季訓練を激励したり、夜のラップ吹奏の音を聞きまして、団員の方々、ご家族の方々、大変なことだというのが実感であります。本当にご苦労様です。 現在、日本では90万人の団員と消防車輛1万5千台以上の装備を有しております。海外ではドイツでは約100万人の団員と3万台以上の消防車輛を保有しております。またアメリカでは約80万人いまして教育訓練がアメリカの場合は充実しておりますので常勤の職員と共に同じ消防署へ努めるということもあるそうです。 それでは通告に従い消防の初期消火についてということで一般質問いたします。 火災が発生したその場所で地元の方々による消火と、通報によつての消火との両面からお尋ねしたいと思います。まず通報においての部分をお尋ねします。現在当町では、5分団、12台のポンプ車があり、団員数約230名ですが、そのうち平日の昼間に出勤できるポンプ車の台数と人数はどれくらいなのでしょう。 坂本議員から消防の初期消火につきまして、平日の昼間出勤する団はいくつあるか、こういうことですが、基本的な飯島町の消防団は4地区合わせて今お話がございましたように5分団で構成をされております。おかげ様で団員300名、この定員がで消火活動を実践しております。非常時の団員の出勤は、この5分団300名の基本的な範囲内で、火災の場合、建物、山林火災共に全団員が基本的には出勤するという形になっております。また水害や地震等の自然災害につきましては、避難誘導や警戒活動、それから救助活動など広範囲に渡りますので受け持ちの分団ごとに、全団員出勤する事になっております。行方不明者の捜索につきましても、全団員をお願いしております。ご質問のこの平日の昼間出勤する団員数でございますが、特に火災の場合その規模にもよりますけれども、概ね今までの経過の中では40人から60人くらいの出動がでございます。町外へ団員が勤めている関係がどうしても、平日の昼間は手薄になるということでございまして、災害の状況にもよりますけれども、地域の協力も欠かせないものと考えております。以上であります。 平成20年の行政報告書によりますと、火災の大きさによっても違いますけれども、先程町長が言われたように、出勤団員は20名から大きなものと100名と結構幅がありました。昨年度の火災発生は林野火災が2箇所、建物火災が4箇所で発生しており、建物火災は38名から時には97名の出勤団員とありました。曜日を見ますとなぜか、日曜日と木曜日に火災が発生しておりました。私の聞いたところによりますと、ポンプ車の場合は二人団員がいれば、出勤しているということですが、また田切地区では平日の出勤できる団員の方が他の地区よりちょっと少ないと聞いておりますけれども、その点は現在の団員の中でどのようなカバー体制になっているのでしょうか。 今までの災害に対する出勤の状況については、今行政報告書、あるいは町長が今お答した通りでございますが、仮に町外に勤めていなくてもですね、たまたまその災害が発生した時に、町内にいないという人達もいるかと思えますけれども、いる消防団員の範囲でですね、出勤の要請がかかれば、即出勤していただくという体制になっておりますので、特に何処の団員が幾人しかいないということではなくてですね、その時にいる人達は全員出勤がかかれば、出勤しているという実態でございます。
町長	
坂本議員	
総務課長	

坂本議員	この実態を聞いてたときにですね、消防を、消防というか火災がして鎮火するまでの時間とか、例えば消防団員がそのポンプ車に乗ってそこに駆けつけた時間っていうのは、現実問題として、反省点の中では具体的にそういう話し合いっていうか、鎮火した後の落ち着いた段階ででしょうけれども、そういう報告とかその実態に対しては検証みたいなことはしているのでしょうか。 これは消防団の方で幹部会とかまた、それぞれ分団でもいろんな会議もやっておりますし、そういうところでいろんな反省、改善点とかそういうところが話し合われて、いろんな課題を解決しながら消防活動をしていただいているものと理解しております。 現在、役場のホームページの消防の中に消防団協力事業所表示制度の案内がしっかりと明記されておりました。これは凄く分かりやすく、見やすい内容で、これは伊南4市町村が平成21年度に、制定したもので事業所等の、社員が市町村の消防団に所属していて、火災等有事の際に社員を消防団活動に積極的に従事させたり、災害時に自社特有の資器材を消防団に提供するなど協力や貢献をしている事業所を、認定する制度です。社員募集や自社の宣伝広報活動の際に「表示マーク」をしようすることができ、広く社会に消防団活動をPRすることができるというものです。 これは長野県独自の制度で加盟している事業所は、平成21年度分まで応援減税として事業所の減免を受ける事ができます。これは平成21年度まででその次の制度として平成21年度から県の建設工事等入札参加資格審査において、地域貢献の項目で加点されるというメリットがあります。で現在を調べますと当町ではオートパル上伊那で2名、野村建設で3名、下平建設で3名、鈴木プレス工業で4名、ひかり味噌で5名、久保田組で1名、辰巳屋建設で2名ということで計7社20人の方が加盟しております。これらの制度への加入を現在は積極的に進めているのでしょうか。 消防団の協力事業所、特にあの企業との関係、この協力体制のご質問でございます。飯島町にはご存知の通り区と耕地の組織また自主防災組織がございまして、また各地区によっては消防団OBで構成するなどの自警団組織があるということになります。災害の状況にもよりますが、不足をする団員については、この組織によってカバーをお願いをしとるということになります。 災害に対するこの基本的な姿勢は自分たちの地域はまず自分たちで守るということでございまして、お互いに助け合うこの共助の気持ちが大切であるというふうに思っております。また先程も申し上げましたけれども、消防団員の90%がいわゆるこのサラリーマン団員でございまして、事業所の協力体制が不可欠でございます。勤務中に災害が発生したならば、即出勤をお願いをするということになるものでございます。町ではお話にございましたように、このような事業所の協力を、特に昼間の災害の場合に協力を推進する為に平成20年の4月から、消防団の協力事業所の表示制度ということを実施をしてまいっております。現在お話にございました7事業所が認定しております。個別の企業名も出されて質問がございましたけれども、業種別では製造業で2社、販売業で1社、建設業4社の計7社、消防団員20名という形となっております。この認定事業所の紹介につきましては、実施要領に基づきまして認定をした次の月の、翌月の広報の紙面で紹介をし、またインターネットの町のホームページでも公表をさせていただいております。これもまたお話にございましたように消防団の活動に協力している事業所等の事業税の減税、それから長野県の建設工事の入札参加資格審査においても、地域貢
町長	

献度という項目の中で加点をして支援がされておるといふようになっております。この制度につきましては広報の掲載や町のホームページで掲載をしておりますけれども、チラシを商工会等にもお願いをして、ご案内を申し上げておるといふことにしてございます。今後においても、常備消防との連携や消防団が活動しやすい環境整備の促進と消防団と事業所との連携協力この体制の一層の強化をして、地域における消防・防災体制の充実強化を図ってまいりたいというふうに考えております。

色々な立場の方々にご協力を願っているようで、今後とも多方面に渡って積極的に進めていって欲しいと思います。ただ現在経済的にこういう状況なので、どこの会社もたぶん人材的には人数的にはぎりぎりのところでやっていると思われますので、難しい時代には入ってきていると思います。しかし平日の昼間というのは、ほんとに町内にはほとんどと高齢者の方と中年の女性とか、若い小さな子どもを持つ母親という力の無い弱者ばかりになってしまいます。多少、農業従事者の中には中年の男性の方もいますので、是非、その消防団員ということでなくそういう方々のお力も借りて、初期消防に尽力いただけるように、お願いしたいと思います。

次に火災発生の原因についてということで考えますと、飯島では昨年の行政報告書それからその前の年のを見ますと野焼きという事で火災原因になっているところが、多々あります。飯島町は昔はあまり私が見た感じではなんか野焼きってのはあまりしなかったような気がするんですけども、特に駒ヶ根っていうのは野焼きが多くて、ビーバーでというか草を刈ってから焼くのではなく直接土手に草がある状態でそこに火をつけるというね、そういうことがあったりなんかして、消防の方たちも秋とか2月の乾燥している時とかはよく危険だということで管内放送が流れたりしますけれども、非常に昼間の火っていうのはとても見えないので、どこに火がはっていくというか、火がついて流れていくかというのが分かりにくい状態であります。また現在、新しいそれとは違った形で後、台所の調理器具なんですけれども、電磁調理器というのがどこのご家庭でも使われるようになりまして、電磁調理器の良いところは、要するに電気を流しておいてもその上にはその面は熱いんですけれども、紙を置いてもそのまま紙に火がつかないで、炭のようにそのままの形で火はでないと言われています。しかし最近ですね、その電磁調理器の害としてはその、てんぷらをした後ですね、そのてんぷらの油を入ったままのてんぷら鍋をそのまま調理器具の上において置きますと、てんぷらをする時は大体160℃から200℃くらいでやりますけれど、それがそのまま10分程おきますと白煙が出てきまして20、30分後で発火点に達し、火が出て事故が結構起こっております。これはやはりガスの事故とはまた違いまして、油の止めたにもかかわらずいいと思って油断していると、下は暖かいわけで温度が下がっていないので、火災が発生するということも出ております。また後、高齢者の方々というのは本人が思った以上に火災が発生したとしても自分では体が動くと思っているんですけども意外とその時になると、とっさに体が動かなかったりとかして、野焼きなどをしている時に思った以上に火が回ってしまったり、やはり自分で火を消せると思っているけども判断の甘さによって、それが大きな火災になってしまうということもあります。

9月6日の防災訓練で消火器の取り扱い方を、新田ではですね、女性の方々が練習されました。2人くらいの方がでてやりましたけれども、これからは高齢者の一人暮らしの方とか、高校生とか中学生でもやり方を覚えれば、すぐ消火器ですとすぐ消火できる

ということで、昼間、高校生、中学生は昼間はおりませんけれども、日曜日とかそういう時に親がいないときに留守番をしていたりっていうこともあると思います。ので現在やって私が見ている段階では女性かになっていう感じそこまではやっているんですけども、本当に80代の方が消火器の取り扱いをやったのはちょっと見かけたこともありまないので、是非啓蒙という段階で弱者と言われるその高齢者の方とか、そういう高校生とか中学生なんかにも、消火器の取り扱い方法というのを防災訓練の中の一つの一環として、取り入れるような形も是非やってもらいたいと思っております。それとまた最近洋服の素材っていうのが殆ど石油系の糸が使用されているので、火に近づけますと、燃えるというより溶けてしまうという、肌に張り付いてしまうという事故もあります。それと共に今の家のインテリアにも石油系のものが多く取り入れられていたり、壁紙とかカーテンにもそういう素材が使われております。それらは毒性のあるガスを発生します。そういったことの危険性について広く啓蒙していく必要があると思っております。現在啓蒙という点ではどのような取り組みをおこなわれているのでしょうか。

火災予防の為の啓発啓蒙ということでございますが、申し上げるまでもなくこの消防行政というものは、この本来の業務は火災を含めて一朝有事の場合の被害を最小限に食い止めて人々の生命財産を災害から守るということ、それから特に消防では火災を出さないこの予防消防の徹底にある、というふうに常にいっておるわけでございまして、そういう意味でこの火災予防の啓発は大変大切な消防行政、消防団、常設消防を含めて大切な任務であるということでございます。この火災に対する啓蒙は、常備消防である伊南行政組合の消防本部が中心に消防団と共に啓発を行っております。野焼きをする場合には消防署への届け出が必要でありまして、強風や空気が乾燥している場合などについては、できないこととなっておりますし、また消防署ではこの場合のこの場合には消防無線等を使って、注意を呼びかけておるといふようになっております。それから台所、今もございました、電化製品の機器による火災等も含めて、台所や特に高齢者の火の取り扱いにつきましても、消防署の査察や指導、それから消防団員の各戸、巡回しての火の元点検等を通じて指導をしておるといふことで、従来から対応しとりますし、それから消火器や消火栓の取り扱いの訓練、これも常にやっておりますが、特に6日に実施をいたしました地震総合防災訓練の機会には全ての耕地でこうした自主防災会を通じて取り組みをいただき訓練参加をいただいたというふうに思っております。

お話のようにやはり生活弱者の人達も身近な消火器くらいは使えられるような一つの様々なまた取り組みも必要であらうというふうに思っておりますが、いずれにいたしましても近々また火災予防運動が始まります。暮れの火災シーズンも控えてまいります。消防署、それから消防団含めて様々な火災予防に対する知識の普及と、啓発をそれぞれまた消防車等による啓発巡視も含めてですね、一層充実をして徹底をしてまいるといふふうに考えております。

防災訓練の時に消火訓練をするというのが現在の町の今回も9月6日やりましたということが実態であります。火災っていうのは時間をおかずにといふか真昼間に発生する場合もあります。その場合先程言いましたように、家に残っている方々は高齢者だったり、女性だったりということで地域に残っている方々がそういう弱者の方々になります。その場合の消火栓の取り扱い等、その消火栓からホースを繋いだりまたそして水を出したりという、やっぱり見ているだけではなくてね、体験してみるということが凄く

必要だと私は思います。あの以前針ヶ平に私が住んでいたときに、女性だけで3人組んでやったことがあるんですけども、ホースをこうやって構えてても、思ったよりもこうやって水のこの入ってきた時にグーッとこういうふうに上がってしまって、それもやはり見ているよりやっぱりやってみて体験したときに始めてこうなんていうか振れないように腰を入れるっていうかそういう意味がね、よくわかったりなんかしておりますので、是非今後その消火栓なんかは、是非女性の方たちだけでそのやってみるということを防災訓練の中に入れていただきたいと思います。まああの火災っていうのは初期消火ということで発生してすぐ自分で対処できることを体験するっていうか、火災になってやった人でないとわからないというところもありますけども、そうなんていうか大きな火災でなくても、実際にその今やっているドラム缶にこう油を入れてこう火を点火し、それを消火器で消すという作業なんですけれども、例えば何もない野焼きの場合、水もなくてという場合は例えばスコップと土があれば、スコップがなかったとしても、土をこうやって持ってこうやって投げてしまって消すという、そういうすごく自然的なそういう方法もあったりなんかします。そういうのはやっぱり体験でしか分からないことで、火災っていうのはいろんな形があると思うので、いつも同じ形態で火を出したところで消すということではない、違った方法っていうのも今後考えていただきたいと思います。それと共に後もう一つ、その今の住宅に関しては、非常にその機密性が高い住宅になっておりまして、都会では、住宅火災ってのは危険なうちに入るんですけども、このこちらの方は家と家とが離れているせいもありまして、窓を開けるとか、2階建てくらいなので外に飛び出せば、助かるという可能性もありますけれど、それでも結構郊外で機密性の高いお家の中で煙にまかれて亡くなったという事例もあるので、是非そのなんていうか勿論火災が発生しないように気をつけることも大事ですけれども、その住宅で住宅を建てる段階でのっていうか、その耐火性のあるものを使うとかいうそういうカーテンにもそういうものを使うとか、燃えにくい素材をすとかいう、特に高齢者とか幼児のいるお家ではそういうものを使って家を建てるみたいなそういう具体的な啓蒙っていうのを是非これからやっていっていただきたいと思います。それともう一つあの一昨年ですね、町長もお見えになっていたと思いますが、国際協力会で成人大学センターで災害という事で外国人の方達を向かえてやった、煙体験ってのは体験されなかったかもしれませんが、他に事務方の方がいらしゃってその方は役場の方ですが、体験されたんではないかと思いますけれども、成人大学センター1室を煙で真っ白にしまして、ドアからドアにテーブルを並べるんですけど真っ白なのでもう全然そのこうドアを開けるともうそれが吸うと具合が悪くなるというかそういう感じだったんですけどもその中を一人でそのドアを開けてテーブルの足づたいに隣のドアまで行くという、経験をしましたけれども、非常にあれはほんとに実態のある体験で、なんていうか心臓がドキドキしてきてなんかまあ気分が悪くなったというそういう体験で、あれは本当に煙にまかれるっていうのはああいう体験をしてみないと分からないことだと思うわけです。そういうのはちょっとこう場所の問題とか費用の問題とかあると思いますが、毎年でなくてもいいので何年に1遍とか、2年に1遍とか3年に1遍くらいそういう煙にまかれるっていう体験をやったりこれからしていかないとその住宅火災が発生した時とか、ビル火災まあここではないですけども、どっか都会に行った時にそういうのにまかれた場合のその自分の対処の仕方っていうものがわからないという事もでてくると思うので、

町長

坂本議員

是非それは煙体験というふうにあの時はいっておりましたけれど、そういった取組みを是非していただきたいと思います。そういう具体的な体験の取組みっていうのは今後どのように考えていらっしゃいますか。

火災等の場合のこの消火活動、それから火災に対応する行動の部分、これはなかなか理論上だけでいくら勉強して会得しても、なかなか実践の場面では役立たないだろうというふうに思います。従って繰り返し、繰り返しその体験をしながら、訓練をしながらの会得以外はないんじゃないかというふうに思っておりまして、これまでも自主防災会、総合訓練を通じて、いろんなメニューを取り入れてやって来ておるのが実際の形でございます。この辺を町が主体になってその事を地区ごとに催すということではなくて、やっぱりこれはそのためのまあ地域の、この安全は地域で一緒になってまた一緒に行動しながら、守っていくという考え方の基で、お願いをしていく事が一番いいんじゃないかというふうに思います。そのための必要な機材の問題やら、それから指導講師の問題やら、またお手伝いの部分もあろうかと思います。これは今までも防災訓練の中でもそうした対応をやってまいりましたけれども、これからは災害も色々の時代と共に、内容も変わってまいりますので、いろんな多くの少しでも多くの皆さん方が、そういう体験が出来るような一つメニューと申しますか取組みをやっていくようにまた地域の区長さんはじめ自主防災会長さん、耕地総代さん、含めて一つ検討してまいりたいというふうに思っております。一層進めてまいりたい。

それから建物のこの耐火機材というようなことにつきまして、特に最近のアパートこれは充分厳しく最近の建物は消防法等で規制をされておりまして、必ずこれは確認申請という行為の中で厳しくチェックをされます。従ってあの構造、それから使う機材、資材ですか、充分適合したものになっておりますので、要はその火災を起こさないということに尽きるわけでありますけれども、その有事の際の対応につきましてもやはり一斉放送が聞こえないというような事もありますけれどもやはり個別内放送もやっぱり自らの対応で付けていただいて、情報が速やかに享受できるように是非お願いしたいというふうに思います。それから煙の体験なんかもこれからの防災訓練の中では必要な部分だろうと思います。地震で揺れた場合の体験等はかなり広く体験されたことが多いと思いますけれども、煙はなかなかちょっとまだそこまでいってないだろうということでございます。

私もその折に体験いたしましたけれども、全く見えません。従って方向感覚がわからないので大変不安になります。とゆうようなことでこれらも又1つの新しい一つの取組みとして、今後対応していく必要もある、充分また地域の皆さん方と話し合ってまいりたいというふうに思います。

少子高齢化の中で、今後団員確保はだんだん難しくなるとは思いますけれども、消防団のあり方を是非多くの方々に理解してもらい、また操法大会など親子で見に来ていただけるようなPRもしていただいて、火災が発生したら自分自身で消せるという、初期消火の知恵も多くのの方々に知ってもらえるよう啓蒙に努めて心がけていただきたいと思います。

それでは2つ目の質問としてこれは火災外という形になりますが、災害に対する取組みについてということでお尋ねします。今年は8月30日が選挙ということで1週間遅れて9月6日に防災訓練を致しました。初めて防災用の無線を使つての取組みというこ

町長

とでしたがどうだったんでしょうか。混線せずに無線の使い方から、お互いの情報伝達
いったのでしょうか。

また一昨年作りました、支えあいマップのことなんですけれども、これは高齢者や病
人のいる世帯、小さな子を持つ核家族など弱者のためのすぐにできるサポートとして作
られたものですが、これらは、毎年更新されて、すぐ助け出しに行かれるような現在そ
ういうシステムになっているのでしょうか、なかなかあのこの支えマップの実態として
はプライバシーの問題等、後、耕地総代というか耕地の実態としてそこまでちょっと、
きちっと出来ていないところもあるようですけれども、この支えあいマップを作ったと
いう目的は、災害が発生した時に短時間で、その弱い病人の方とか、近所の方々を救出
する為に作られたわけです。これは助けてもらう人と、助けられる人がお互いが同意を
していれば、良いということだね、多くの方々にプライベートな事をオープンにしくな
てもいいという事だと思うのです。で、そういうことの中で出来ていると思います、
一部トップの方達にはそれらがマップ化して何処にどんな方がいられるかということが、
出来てはいるらしい、出来てはいますけれども、そういう中で現在それがちゃんと更新
されてすぐその支えあいマップを使って助けに行かれるような体制になっているのでし
ょうか。そこをお答え下さい。

2つ目のこの災害全体に対する取組みということの中で、特に高齢者や病人のおる世
帯、小さな子どもを持つ核家族これをするサポート体制、支えあいマップに関連して
のご質問でございます。

その前段として、今年の今月の9月の6日の日に実施をいたしました。町の自主総
合防災訓練、今回の訓練につきましては、従来の形と少し替えまして、自主防災会4
区が主催をするこの地区別の分散型の訓練と同時に、各耕地を中心とし自主防災組織
の訓練、これは平行して行ってまいりました。これにつきましては区長さん、耕地総
代さん等が中心となりましてあらかじめ打合せの中で想定した一つの進行メニューに
よって進めまして、地区別では、色々とり組むメニューは違いはございましたけれ
ど、一部新しい物も入れたりしてこれには役場の消防本部員が全て地区に分散して参
加を致しました。概ね計画通りにできたということでもあります。想定をされた訓練で
ございますので、緊張感のほどは今一つ出なかったということはやむを得ないにしま
す、1つの確認をしながらの災害対応はできたんじゃないかというふうに報告は聞い
ております。

その一方では今年は各地区に職員がそれぞれ特に耕地担当等に分けて参加をさせて
いただいていたものを、やはり災害発生のための基本的な本部となるこの本部の非常招集の
本部設置訓練というものを中心に役場で行いまして臨時職員以上全職員、第1段階、
第2段階でこの警戒宣言の発令と共に想定した中で本部招集を行いました。

実際にこの情報伝達、地域とのこの連携、避難誘導等を想定したこれもシナリオに
沿った形ではございますけれども、やはりこのことを実践に近い形で招集訓練を行
いました。大変まあ臨場感を伴ったこの訓練であって、大変効果的であったと、やはり
これ机上の訓練だけでは当日の実際の場面で、どう、こう、あれするっていうことは
未知数ではありますけれども、やはりこうした前提で現場の本部を設置してそれぞれ
役割分担の中で情報収集をするということは、まず大事なことでございますので、大
変効果があったと、問題はこの本部の体制と分散型でやっております、地域との非常

坂本議員

町長

時の場合の連携がどういうふうに上手く取れていくかということはこれからのまた課
題でありますけれども、今後ともこうした考え方の訓練をやはり連結してやっていく
必要があるということで1つの教訓になったと思いますし、効果があったというふう
に思います。

それからもう一つの生活弱者の有事の場合の対応の問題でございますが、この安心
安全の為の取組みとして、平成の19年度まで、これは社会福祉協議会の主導により
まして、各耕地での支えあいマップを町の事業として助成をしながら、共に作り上げ
てきたものがございます。この地域支えあいマップ作りは、かつての能登沖地震の災
害を教訓にいたしまして、高齢化が進む地域にあっては近隣の助け合いが、何よりも
必要だという事が認識をされまして、高齢者世帯の情報を地域で共有することによっ
て迅速な災害救助、避難誘導等に結びつくということでございまして、地域の被災地
の地域活動の教訓から始まったというふうになっております。飯島町にありましては、
この支えあいマップ、毎年、耕地総代さん等も交代をしますのでこの都度交代の都度、
確認と見直しをしながら毎年更新をして災害発生時の初期対応の為に体制作りという
ものを常にその現時点での対応が出来るようなことの中でご協力をいただいて更新を
しとるという状況でございます。以上でございます。

更新のことは私も社協の方に行って聞きましたけれども、なかなかあのそのプライ
バシーの問題もありましたりして、一律ではないということは伺いました。なので、
せめても、先程、私もいいましたように、助ける方と助けられる方の同意っていう小
さい、狭い中で、それだけの部分でも耕地総代が変わったとしても、把握をお互いが
出来るような形を是非取っていただいて、災害が起こっても即座に助けて、助けに行
かれるような体制をこれからも構築するように努力していただきたいと思います。

次に災害用の飲料水という事で、飯島町は大型の遮断弁つきのタンクが4基ありま
すけれども、実際それがそれぞれ水源がそれぞれ遠いので、人家から離れたところに
あります。その場合に七久保区の方でもそのけっこう井戸を掘ってらっしゃる方がい
らっしゃいまして、区長さんと話をした事もあったんですけど、千人塚の方まで行
かれない場合は、結局井戸を使わざるを得ないんじゃないかという話しになりまして、
しかしその井戸を飲料水とするには検査料というのが結構現在高いということで、以
前はそんなに検査項目も少なかったせいで2000円から3000円の間でできてい
たんですけども、現在は10項目をチェックということで6800円かかっており
ます。そういう中で全てとは言いませんけれども、災害時に何箇所か、井戸水が使える
ところだけでも、その補助という形で町としては補助が出来ないかなあ、という話
しを伺ったんですけども、いかがでしょうか。

地震等で水道の本管が遮断された場合の対応に対する、この井戸水使用ということ
でございます。

町の上水道は今、最低でも大体原水断水しても24時間、各地区でこの給水可能な
1つのPCタンク、貯蓄タンク設けておる状況でございますが、大きな地震がまいり
ますとこの本管が割れてしまうとその効果もでてくるもいう形になります。それで水
道水の供給が遮断されるクラスの災害が発生した場合には、各家庭のこの井戸水につ
きましても水質系統に変化が生じると、その水道そのものもやられてしまうというこ
ともございますけれども、県のこの飲用の井戸水等の衛生管理対策というのがござい

	まして、これではこの飲用の井戸等から給水をされる水に異常を認めたととき水質基準項目の必要なものについて臨時の水質検査を実施をして、すぐにはその飲用には供しないけれども、これを利用するという道が開かれておりまして町もその考え方を準用しておるわけでございます。この水を浄水器によって応急給水、または給水タンクにまとめて配給をしていく、当然のことながら近隣の町村や、また地区のエリアでは同じ町内でも、その給水の融通の仕様が可能になる場合もございますけれども、そういうことを重ねながら、なんとしてもこのインフラとしての給水を維持するということでございます。しかしながらこの要領でございますが、一般のこの飲用の用水井戸につきましても、現在1年以内ごとに一回水質検査を実施するように努めるという努力規定がなされておるわけございまして、井戸水にこの異常がないかどうかというものを常時一つ、これは自家用水としての目的の線に沿った形で努力規定が設けられておるということでございます。従って町のその万一の時の、この井戸水給水を協力願うことの意味を持って、何戸かを対象にしてこの検査をするというのはちょっと趣旨にそぐわないというふうに思っておりまして、参考までに平成20年度のこの深井戸の水質監査これは町がお手伝いをして実施をしておりますけれども43件、一応取り扱っております。21年度今年に入りまして41件の希望がありまして、これは常時のそれぞれの皆さん方が日常の一つの非常措置としての、あるいはいろんな目的の違いはあると思いますけれども、昔からの深い水というものを大事にしとっていただく、そして自己責任の中でこの水質管理をしていくということの表れで大変ありがたいと思っておりますけれども、そんなようなことでございますので、今のところこの部分だけで、この水質検査に対する補助を何戸かに絞ってやるということは考えておりません。
坂本議員	はい、わかりました。それは予算の問題もありますので、それではその最後の時間がございませので最後の怪我の初期の手当てということで、8月11日の早朝の地震では凄い揺れまして皆様びっくりしたかと思われすけれども、災害における初期手当てということで止血とか骨折についてとか、後は神戸でもありましてように地震で大きな柱に挟まれた時の、足とか体の最初の処置のことなんですけれども、日赤奉仕団という方々が、そういう救急のときの処置を以前はやられてたということで、以前は春季訓練のときに日赤奉仕団の方々もいっしょに怪我の手当てなどを披露するというのもやっていたということですが、なんか理由があって辞められて今は現在はそのいうことはやっておりません。それで是非、日赤奉仕団というそういうグループもあることですし、そういう集団の人達を使うとか、まあ消防の救助隊の方々も使ったりとかして、機会を捉えてとか処置の手当てということを、の復旧を努めていただきたいと思います。というのは、今はほんとにあのお医者さん行けば何でも直してくれるという時代になりまして、自分の体なのに自分で例えば、あの切ったり指を切るとか、擦りむくとか、そういう時の処置があのお出来ない子供たちが増えておりますので、その初期のケガの手当てのことを啓蒙と共にまた日赤奉仕団の方々のチームなんかを使ってそういう以前やっていたような、そういう処置のを広めていくようなことは今後どのように考えていられるか、お答えいただきたいと思います。
町長	これも大事なことであるわけでございます。災害時の最初の手当てをどう施すかによって、人命にも繋がる部分もございます。そこで、平成19年でございます、3月

	に発行した配布をされてお持ちかと思いますが、町のこの「防災のしおり」というものがあります。ここに応急手当に関するマニュアル的な用言が載って記述があるわけでは是非ご活用いただきたいと。
坂本議員	この応急手当につきましても、いくらこれは理論上でゆっておっても、なかなか実際の時には慌ててしまって上手くできないということで、やはり日頃の訓練、初期消火訓練と同様に繰り返しの訓練が必要だというふうに思っております。それでこれに関しましても、消防署では年に数回、救急法の講習会を実施いたしてございまして、それから更に事業所や住民からの要請に基づいて、最近この数多くなってきたんですけど、この常設の消防職員や消防団の救護隊これを派遣を致しまして講習会等を実施をしておりますので、特に今お話がございました、この心臓が痙攣した上体に対して電気ショックを与えるこのリズムを取り戻すための自動対外式の除細装置、いわゆるAEDでございます。各公民館等にも設置をさせていただいてきておりますけれども、これらの訓練と一緒に応急手当についての訓練を最、住民のいろんな訓練の際にはこうしたことを含めての訓練を重ねていくように、機会ごとに啓発に努めてまいりたいとこのように思っております。
	それではこれで終わります。
議長 5番 堀内議員	5番。堀内克美 議員。
	最後の質問者になりましたが、通告に従いまして一般質問を行いたいと思います。質問事項につきましては、町有地の管理について、ということで大きな課題をあげてあり、実は内容的には未登記解消、それから地籍調査。それらに伴う道・水路の土地の処分についてを中心にお伺いをしていきたいと思います。
	今回この質問を行うことのきっかけにつきましては、地域において用水路の無断占用に伴う問題、これ役場で切っていただいている調整の問題、それから地籍調査の結果に伴い、道路用地、用水路用地の私有地との交換による権利調整の問題、この2つの問題があったことによりまして行うこととしました。特に公共用地と私有地の交換は、所有権の移転を伴う問題ですので、その調整には難しさがあります。また、用水路の管理は、実質的には区とか耕地あるいは用水組合、それらの皆さんが管理を行っております。私も昨年まで農地・水・環境保全事業に関わってきましたが、この事業でできる用水路補修というのは大方は10万円くらいの、極めて小さい箇所も多くあります。現地調査しますと、時には私有地もあり工事が難しいような場所、そんなところもありました。所有権が町の土地になっていれば、補修工事とか用水管理はスムーズに行われるんじゃないか、そんなふうに思います。そこで改善に向けてどのようなことができるのかをお伺いをいたします。
	まず、未登記解消についてですが、そのはじめに道路、水路の未登記解消の実施状況についてをお伺いをいたします。町有地のうち道路水路用地以外の土地については、買収等の際にそれぞれ登記の処分が行われていると思いますので、問題ないと思います。道路水路用地につきましては、昭和30年から40年頃この頃にかけては各耕地でいわゆる地元施工工事、そういうことで改修をしてきております。この工事は耕地

の役員の皆さんが中心になりまして、耕地の住民の皆さんの総出で工事がされております。いってみれば今の言葉で言うと、協働のまちづくりの走りかなと思いますが、そんなことが行われております。

用地につきましても、直接町との交渉等なくて耕地の役員が地主の方とお話をして、結局そこへ水路、道路等を改良したということで土地の権利関係の処理、登記が行われずに現在に來ているとそんなふうに思います。その後昭和48年度から全町で県営圃場整備事業が実施されました。この事業区内の土地は土地改良事業の換地処分これによりまして権利調整が済んでおります。従って県営圃場整備事業区域外の土地は従前のままいってみれば未登記のままになっておると思います。適正な財産管理のため、町でも未登記解消として取り組んできたところと思いますが、現在、未登記土地がどのくらいあるのか、町有地としてののですが、また未登記解消の完了見込み、これらの土地の固定資産税、これらはどうなっているのかをお伺いをいたしたいと思います。

それでは今議会一般質問の最後の質問者であります堀内議員に対しまして、お答えをしまいたします。町有地土地の管理について特に未登記解消等の問題を中心に質問をいただいておりますが、総体的な各項目について、総体的に私の方から申し上げて、また細かい部分的な具体面につきましては担当課長の方からその都度お答えをしまいたいと思います。

まず、道路水路のこの未登記件数でございますが、この全体の数値として町全体では具体的には把握していませんけれども、国土調査の実施済みの区域内では総数で303件ございます。

内訳は公衆用道路が158件、用悪水路が145件となっております。特に道路の場合なんかは、堀内議員、今、お話にございましたように、昭和30年代、地元施工という形の中で地元でまあ工事をしていただいて、登記の方までは手が及ばなかったというのがかなりありまして、私も記憶をしておるところでございますが、そうしたまあ未登記のそういったことを含めての原因でございます。現在、今日に至ってこの地権者が亡くなられてしまいまして、相続人がいなかったり、それから何代にも渡って相続をしなかった為に、相続人が多数となってしまう、中には所在不明者等によってなかなかこの書類作成ができなくて、相続ができないというような主な理由が未登記の原因というふうになっております。

これがまあ、いつ解消するのかということになるわけでございますけれども、こうした相続等の問題が解決できればその都度登記を行っておるわけでございますけれども、現在の状況では中々進まないのが現状でございます。

それからこのほかにも区やこの水利組合、耕地等の地元施工によって造られた道路や水路、町に対しまして正規なこの寄付行為のない土地につきましては、現状の所有者の名義のままになっているのが現状でございます、今後、国土調査の中でこれまでもそうした形でやってまいりましたけれども、一旦個人名義の道水路として登記いただきまして、その後、寄付行為等によって町の名義にして登記変更を行っていくということになります。でこの現実の状況で税金の関係はどうなるのかという話になるんですが、現況課税の原則ということで実際の供しとる土地の状況によって固定資産税は課していくという原則がございます。従ってこの現状に沿った分割の評価を行いまして、道路、水路共にこの部分については非課税という扱いで対応をさせていただ

いております。以上であります。

地籍調査済の箇所以外は、未登記の有無は把握されていないということですが、そのエリアの中でも303件。地籍調査は確か14年目だと思いますのでそれでいきますと、それで35%の進捗率のようですので、約900件位単純にいうとあるのかな、そんなふうに思います。

まあ登記の問題ということと、非常に個人の利害関係になる権利の問題ですので、その当事者が処置していただかないとなかなか難しいと思いますが、その都度やっていただけるということでございますので、是非そのようにお努めをいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

次に無断占用箇所の実態についてをお伺いをいたしたいと思っております。

道路水路用地については、隣接する住民の皆さんの厚意で草刈等日常の管理をいただいております。しかし、その一方でこれらの土地を無断占用されているそういう所も多くあるものと思われま。把握できているとすればどのような指導を行っているのか、また、把握できていないとすれば今後どのような対応、検討をしていくのかをお伺いをいたしたいと思っております。また、併せまして現地調査等の指導のマニュアルはあるのかもいっしょにお答えをいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

ただ今の無断占用の関係ですが、全て把握できているかという、把握できていないというような状況でございます。無断占用箇所のその実態についてであります、町が管理する道路、河川関係それから占用許可を必要な公共物、これについては町道や、認定外道路、準用河川、普通河川や用水路等がございます。占用物件の取り扱いにつきましては、町道は道路法、それから準用河川は河川法によりまして、その他の道路や普通河川、用水路等につきましては、飯島町公共物管理条例に基づき管理を行ってきております。

ご質問のその無断占用につきましては、道路河川等のパトロールや、地元の皆さんからの通報、連絡等によりまして、現地調査を行い関係者に対して正規な占用手続をしてもらうとか、また物によっては撤去をしていただくよう指導しているところあります。なお、その確認時におけるマニュアルがあるかということですが、これについては特に定めておりません。

ご答弁いただきましたが、どうも受身の管理のように私からは思われます。

先頃、地域での現地確認の際にも実際に無断占用をしていた方は、その意識というのは余りなかった、そんなふうにお聞きをしております。

町では固定資産税につきましては、航空写真を基にした確認作業を実施して適正な固定資産への課税に努めているところであります。町有地の公平な管理のためにも、無断占用も積極的にまあ確認することが求められるんじゃないかなと私は思います。飯島町の公共物管理条例に基づきまして、その他土地道路法、河川法いろいろのことに基づきまして、是非、適正な財産管理を行っていただきますよう、希望をいたします。

また、今後どのような行為を行う場合には占用許可が必要であるか、そんな具体的な基準を作って、広報等で町民の皆さんに周知していただいたらどうか、実際には自分では意識もなく、無断占用結果的になっていることもあるんで、そういうようなことをして、少しでもそういうことを少なくするようにお願いをしたいと思っております。

町長	ので、その点についてお伺いをします。 あのまあ届出なくて占用をしておることにつきましては、これは法律上も町の条例上も言ってみれば違法行為であるわけでございます。これは公平の面からもやっぱりこれはチェックしていかなきゃならない、取締りというかそういうものを是正していかなきゃならんというふうに思っておりますので、併せてですね、これはあのあまり、悪戯がなくてこう簡単な気持ちでそのことを占拠しておるという部分もあるでしょうし、なかなかいろんな形態があると思いますけれども、もう一辺、こういうその1つの法律上こうなっているということの普及、思想、徹底をですね、やっぱり広報等でお知らせをしてやっていくことが定期的にやっていくことが大切だろうというふうに思いますので、そういうふうに努力をいたします。また今あるものについても、これはそのまま、届出がないから黙認するとうわけにもやっぱりこれは行かないと思いますので、どういう形のなかでこのことを掌握して指導していくかということについて、内部的にまた検討しましてですね、なんらかの手を打っていかなければならないだろうと、ということでちょっと検討事項とさせていただきたいと思います。	施はしておるということでございますのでご理解いただきたいと、そこでご質問の現在使用されていない公図上の赤線、青線の処分についてでございますが、一筆調査の中で公図に記載のある赤線、青線につきましては拾い出しを行いまして、赤線、青線と公図上も確保していくと、こういう形でございます。それから、特に赤線につきましては一部を除いて平成16度、国から譲与を受けまして町の所有となりました。平成17年度法定外公共物の譲渡基準を定めましてこれに従って現在、事務処理を進めておるということになります。処分につきましては公図上には存在はするものの、現地には痕跡が存在をしない場合、あるいは痕跡があっても一般に利用されていない場合などにつきまして、この申請になりました場合には隣接の地権者や該当耕地、あるいは区の同意が得られた場合で将来、公共用地として使用する見込みがない場合につきましては払い下げ処分をすることが可能であるというこういう1つのそれぞれの同意を得てその処分申請を行って、許可していくという手続きになるわけでございます。
堀内議員	お答えいただきました指導について前向きにやっていただけるようですので是非よろしく願いをしたいと思います。次に地籍調査による土地の処分についてお伺いをいたします。	堀内議員 はい。また逆に私有地内に存在する公共の道路、水路用地の登記につきまして、公共用地として登記をするにはどのような手続が必要なのか、これにつきましてもお伺いをしたいと思います。
	飯島町の地籍調査事業は、平成6年度に着手され、平成36年度までの30年間に町の面積86.94平方キロのうちの国有林、民有林、県営圃場整備地区を除く区域18.5平方キロ町土の約21%に当たりますが、実施する計画で進められております。19年度までの14年間で、実施状況は6.51平方キロ、進捗率でいいますと35.2%となっています。経過年数では計画の約2分の1にきておりますが、進捗率をみると大分遅れているような気がします。この事業につきまして平成19年度、それから20年度に田切地区で事業が実施をされました。区会、耕地の役員が地籍調査委員に委嘱され、個人の境界区域内の作業員としての現地立会いを行ってきております。そんな中で、今年の7月に平成20年度の調査地区の仮閲覧の後だと思いますが、その区域内の地権者から私有地内の水路用地それと私有地に隣接する赤線の交換について区に対して同意を求められておられます。そこで地籍調査における、次の点についてをお伺いをいたしたいと思います。	建設水道課長 一筆調査で現地確認をしたところ公図上にはないが、現地に道路または用水路があった場合の登記はどのようにするかというご質問ですが、先程も町長、答弁の中で申し上げましたように、公図上にない道路に、または水路ですので直接町名義の道路、あるいは水路にとして登記はできません。まず国土調査でその土地の所有者名義の道路、または水路として一旦登記した上で寄付をいただき、改めて町名義の道路、あるいは水路として登記を今まで進めてております。
	まず現在使用していない公図上の赤線、青線の処分についてをお伺いします。 私有地内には過去に道路、水路の改良により付け替えが行われた古い道路用地、水路用地は、当時赤線、青線とよばれ、国有地として管理をされておりました。そのような関係で権利移動がなかなか複雑な為、手続がおこなわれず、そのままになっているところが多いと思います。現在は権利が町に移管されているとお聞きしておりますが、払い下げを受ける場合にどのような手続きが必要だかをお伺いをいたしたいと思います。	堀内議員 公共の用水路等は私有地として登記となりますと、以後の維持管理作業に非常に支障が出るのが心配されます。今までも、水路につきましては区、水利組合、あるいは耕地が維持管理を行ってきましたが、今後も公共用地として登記されていることが管理をスムーズに行う上で重要となると思います。この際、この際というのは地籍調査の際、公共用地として登記を実施しておかないと、今後登記がますます難しくなると思われます。まして町外の人に権利が異動されれば一層困難になることが予想されます。この際は是非、町有地として登記をしておきたいものだと思います。
	現在、町が10数年来進めてきております、この当時は国土調査、今は地籍調査がありますが、面積的には約3分1強という形でございます。まだまだこれは先の長い事業でございますが、これは一つには国の予算付けがございまして、概ね飯島町の場合では1千万規模で毎年事業を消化していくという計画の下に成り立っておりますので、少し当初の計画よりテンポがおくれておるわけでございますけれども、着実に実	そこで地籍調査委員会を、この私有地を公共用地として提供していただく為に、その委員会を活用したらどうかということでございます。 町の地籍調査委員会設置規則では、委員会任務の中に公共用地会及び個人私有地会に関すること。境界紛争の解決に関すること等があります。そのようなことから、この委員を使ったらどうかということですが、地籍調査委員は先程のところでお話したと思いますが、実施箇所毎に区会や耕地の役員の皆さんを中心に構成されております。地籍調査が終わったときの仮閲覧の時に、あらかじめ私有地内に用水路、用地等がある場合については地籍調査委員会でその内容を説明していただき、必要によりまして委員の方が間に入って、地籍調査で一旦私有地に登記されるということですが、その後町へ寄付採納をいただいて町有として登記をできるように調整を出来ないものかをお伺いをいたします。
町長	町長	地籍調査の事業の推進に当たって、各地区にご協力をいただいておりますこの、地

	籍調査委員会に皆さん大変熱い夏の真夏等の悪天候の中でもご協力をいただいております、常々感謝を申し上げておるところでございます。この委員会の役員の皆さんの役割につきましては今、堀内議員が設置規則の内容でお話のあった通りでございます、それぞれ規則に定められた職務をお願いしておるということでございます。そこでさらにご質問の一旦個人名義として登記されたこの用水路用地等を寄付採納することによりまして、スムーズに町有地に以降していくということに対しての地元にてせいつうをした委員会の皆さん方のご協力を得たらどうかと、こういう趣旨であろうかと思えますけれども、内部的にも色々検討しておりますが、なかなかこれは表向きには個人のプライベートの問題、個人情報保護の問題等々の問題も絡んでくるようございまして、一筋縄ではいかないと、ただ水面下の、これは一つの職務ということとは別に事業がスムーズに行くとゆうようなことの中で、ご協力を頂ける道はあるんじゃないかというようには思えますけれども、一律にこれをそのことを含めた、委員の任務としてお願いすることは、ちょっと今の考え方では出来ないんじゃないかというふうに考えておりますので、大局的には従来通りの考え方でご理解をいただきたいということをお願いしたいと思います。 堀内議員 個人情報保護等でいろいろの規正の中で委員会の委員を使うというのは無理だというような、基本的には無理だというようなお話しでございます。先程もお話しましたがその委員の皆さんは、区長、耕地総代、あるいはそれぞれ地区の役員それをやられている皆さんですので、今のお話の中でも若干そういうふうにとれる部分もありますが、その皆さんに間に入ってもらって、地権者の了解を得て、地籍調査で登記後に寄付採納をいただくという形で委員会の役員ではありませんが、同じ皆さんですが、区長、耕地総代、それらの役員の皆さん、地区の役員の皆さんにそんな対応お願いすることができるか、その点をまたお願いします。 建設水道課長 国土調査において用水路と個人名義で登記されている、個人名義で登記しなければならぬものにつきましては、個人名義で登記されていて、その町に所有権を移転をしなければならぬものについては、地籍調査において一筆調査の段階でもその時点でわかりますので、その都度その地権者に登記後に町に寄付いただけるようお願いはその事業の中で担当からしております。ただ今、堀内議員さんから、寄付をいただけない土地について町名義にするために、区の役員さん、区長さん、または耕地総代、そういった皆さんを活用したらどうかというご質問でございますが、実際には今町長が申しあげましたように、個人のプライバシー問題、また人権問題等にも発展しかねない問題であります。地権が絡んできておりますので、基本的には今まで町とその所有者との相対の話し合いをお願いをしてきております。ただ今後その未登記のいわゆる個人名義になっている水路が、改良や改修の必要が生じた場合、こういった場合には基本的にはその水路、個人名義ということで個人の責任において直していただくというようなことも出てまいります。そういう時点で区長さんや、水利管理関係者の皆さん、そういった皆さんのご協力をいただきお願いをする場合がその筆について未登記を解消していくことについて、お願いをしていく場合があるかと思っておりますので、また先程言いましたようにケースバイケースで、その対応についてお願いをしてまいりたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。 堀内議員 町としても柔軟な対応を行っていただくっていうようなお答えだと思います。地権
--	--

	者の皆さんにはそれぞれ管理する水利管理団体が維持管理が適正にできますよう、その辺のところをご苦労いただいて個人名義の道路、水路につきまして、町に寄付採納いただいて、管理につきましては行政と地域が連携を持って対応しまして、協働の精神で明るく豊かな地域発展に貢献することを希望いたしまして私の発言を終わりにさせていただきます。
議 長	以上で本日の日程は終了しました。これをもって散会とします。ご苦労様でした。
	午後 2時46分 散会

平成21年9月飯島町議会定例会議事日程（第4号）
平成21年9月18日 午前9時10分 開議

1 開議宣告

1 議事日程の報告

- 日程第 1 諸般の報告
日程第 2 第 4号議案 平成20年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について
日程第 3 第 5号議案 平成20年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 4 第 6号議案 平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 5 第 7号議案 平成20年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 6 第 8号議案 平成20年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 7 第 9号議案 平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 8 第10号議案 平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
日程第 9 第11号議案 平成20年度飯島町水道事業会計決算認定について
日程第10 請願・陳情等の処理について
日程第11 議会閉会中の委員会継続審査について

平成21年9月飯島町議会定例会議事日程（追加日程第1号）
平成21年9月18日

- 追加日程第1 発議第11号 「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」の提出について
追加日程第2 発議第12号 「所得税法第56条の廃止を求める意見書」の提出について
追加日程第3 発議第13号 「「国道153号伊南バイパス」「主要地方道伊那生田飯田線」早期全線開通の実現を求め「高速道路料金無料化」に反対する意見書」の提出について

1 町長閉会あいさつ

1 閉会宣告

- 出席議員（12名）
1番 久保島 巖
3番 坂本紀子
5番 堀内克美
7番 三浦寿美子
9番 竹沢秀幸
11番 平沢 晃
2番 中村明美
4番 浜田 稔
6番 倉田晋司
8番 北沢正文
10番 宮下 寿
12番 松下寿雄

○説明のため出席した者

出席を求めた者	委任者
飯島町長 高坂宗昭	副町長 箕浦税夫 総務課長 中村澄雄 住民福祉課長 中村芳美 産業振興課長 鎌倉清治 建設水道課長 塩沢兵衛 会計課長 豊口敏弘
飯島町農業委員会 会長 杉原和男	飯島町農業委員会事務局長 (産業振興課長兼)
飯島町教育委員会 教育委員長 市村幸一	教育長 山田敏郎 教育次長 浜田幸雄
飯島町監査委員 代表監査委員 林 良雄	飯島町監査委員事務局長 (議会事務局長兼)

- 本会議に職務のため出席した者
議会事務局長 折山 誠
議会事務局書記 千村 弥紀

本会議開会

開 議
議 長

平成21年9月18日 午前9時10分
おはようございます。
町当局並びに議員各位には、大変ご苦労さまです。
本日をもって今定例会も最終日となりましたが、会期中にはそれぞれ委員会において、付託案件につきまして大変ご熱心な審査にあたられ、感謝を申し上げます。
去る8日の本会議において付託した決算案件8件、請願・陳情案件2件について、各委員長よりお手元に配布のとおり委員会審査報告書並びに請願・陳情調査報告書が提出されております。本日は、これらの審議並びに委員長報告に基づく審議を願うことになっておりますので、議事運営の諸ルールに則り、慎重にご審議の上、適切な議決をされるようお願いをいたします。
定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。本日の議事日程については、お手元に配布のとおりです。
日程第1 諸般の報告を行います。
市村教育委員長からご都合により欠席する旨の通知がなされております。これで諸般の報告を終わります。
なお上着の着用は自由といたします。

議 長

議 長

日程第2 第4号議案 平成20年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について。
日程第3 第5号議案 平成20年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について。
日程第4 第6号議案 平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について。
日程第5 第7号議案 平成20年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について。
日程第6 第8号議案 平成20年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について。
日程第7 第9号議案 平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について。
日程第8 第10号議案 平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について。
日程第9 第11号議案 平成20年度飯島町水道事業会計決算認定について。
以上決算8議案を一括議題といたします。
本案については、決算審査特別委員会に審査を付託してありますので、委員長から一括議案審査報告を求めます。
竹沢決算審査特別委員長。
それでは決算審査特別委員会の委員長審査報告を申し上げます。去る9月8日の本会議

決算審査
特別委員長

において本委員会に付託されました第4号議案平成20年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について、第5号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、第6号議案平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、第7号議案平成20年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について、第8号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、第9号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、第10号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、第11号議案平成20年度飯島町水道事業会計決算認定について、以上8議案の会計歳入歳出決算認定について、9月14日、15日、16日の3日間、委員会を開催し、理事者、担当課長等、同補佐、関係係長の出席を願い説明を求め内容を慎重に審議した結果、お手元の報告書のとおり、すべての決算議案について認定すべきものと決定いたしましたので報告いたします。
出された意見の中で特記すべきものについて申し上げます。総括的には100年に一度という経済的危機の中、飯島町もそのあおりを受け税収減となったが、住民負担を抑制し基金の一部取り崩しによりアクセス道路建設や福祉医療支給対象拡大などの子育て支援策など積極的に展開しながら、財政力指数など改善し、また現物支給による協働のまちづくりが推進されたこと、加えて職員人件費指数のラスパイレス2ポイント減や、職員年次有給休暇取得4日など理事者職員の努力と町民の協力と協働の成果で評価するものであります、との意見がありました。次にまちづくり懇談会のあり方ですが過去の経緯はともかく町主体という声が多いのと、参加者を多くする創意工夫が求められるところでございます。決算と予算の概要は現場の方法にとどまらず先進事例を参考にし、単なる数値の表現のみではなく、その事業効果も含め小学生でも分かるような表現方法で資料化を含め改善すべきであります。また税等収納率低下により滞納が発生していますが、その対策についても問われております。いよいよ滞納総額 130,000,000 円となり、どう現金化するか問われております。
次に身近な住民生活問題であります。ペットボトルを回収する事業所を町内に協力要請できないかとの提言がございました。また給食センターや保育園から出る残菜の処理方法の提案がありましたが、今後の町地球温暖化対策推進委員会の提言を期待するところであります。現状、中山間地直接支払い事業地区のエリアは別の国の補助事業によりますすなわち、農地・水・環境保全対策事業では農業用水路が改修できないことになっております。そこで同じ地区内の水路改修できない部分について柔軟な対応が求められるわけでありまして、今後、中山間地エリアの事業実施について町独自の事業展開が求められるところであります。などが一般会計等中心にして出たご意見であります。
それから水道事業会計におきましては単年度黒字決算ですけれども、有収水率は目標の70%台には及ばず、漏水も想定されるわけでありまして、有収水率のとらえ方を含め検討改善が求められます。当面は漏水箇所の点検と石綿管布設替え等の課題があり計画的に進められたい、などの意見が出されたところであります。以上報告といたします。決算審査特別委員長。

議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。竹沢決算審査特別委員長自席へお戻り下さい。 以上で決算 8 議案にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから議案ごとに討論採決を行います。
議 長	最初に第 4 号議案 平成 2 0 年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定について討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 原案に賛成討論はありませんか。
1 1 番 平沢議員	私は 2 0 年度一般会計決算につきまして認定すべきであるという立場より討論をいたします。1 0 0 年に一度といわれるこの経済不況の年にあって、地方自治体の置かれております現下の厳しい財政状況の中にあって、町、理事者は自主財源をはじめ依存財源の確保に最大の努力をされ、一方歳出におきましても管理経費の節減に努力された跡が見られ、財政運営の効率化そして健全化に細心の注意を払った決算と認めます。町民に新たな負担を強いることなく基金の一部を取り崩しながらも政策を着実に進めてきた財政運営は高く評価するものです。特に本町にとってはこのライフラインとして重要な 1 5 3 伊南バイパス、また竜東線と合わせて堂前線等の幹線道路整備事業は、有利な交付金また補助金等の活用で債務負担行為を極力抑えて自立のまちづくりの基本となる住民協働の推進に心掛けて、目に見える形の財政効果が随所に見られます。今後においては公債費の累増が確実に予見されますので、長期的な展望に立った財政運営の確立を期し、1 0 0 年の大計を誤らないよう細心の注意を一層の努力を重ねるよう特に要望意見を付しまして本決算を認定いたします。
議 長 7 番 三浦議員	他に討論ありませんか。 それでは 2 0 年度飯島町一般会計歳入歳出決算についての認定に賛成の立場で討論をいたします。平成 2 0 年度は年度当初では予測のできない世界的な経済危機の影響が我が町にも大きく受けることとなりました。特に飯島町で働いていた派遣労働者の外国人の方たちへの影響は顕著でありました。また町内企業への影響も大きく表れ、不安定雇用、失業者の増加など大きな問題として今も続いております。この影響が今決算でも明らかであり、法人税の大幅な減収、住民の所得の減少によるとみられる滞納、未納に表れていると私はみました。町長特認による保育料の減免も初めてのことで、子ども達の生活にも少なからぬ影響を及ぼしていることを実感する出来事でありました。町長の決断に感動もたいへんいたしました。今後の町政運営に求められているのは、世論調査でも首位を占めている福祉、医療、年金などの社会保障に象徴されるように、住民の暮らしそのものを支える政策であると思います。国の政策がどのように変わってくるかはわかりませんが、住民の関心がそこにあると理解すべきで、来年度の予算編成において大事な課題であるというふうに思われます。特に社会的生活弱者に対する支援は重要であるので心を砕いていただきたいと望みます。滞納・未納問題については今までのようにそれぞれの事情を踏まえた形での

議 長
4 番
浜田議員

収納対応に努めていただきたいと思います。また厳しい社会状況や家庭環境などさまざまな要因で問題を抱えて苦しんでいる方の親身な相談窓口が必要であるというふうに感じました。難しい問題を抱えている場合が多い中、今の職員体制では一生懸命対応しようとしても十分な対応をするための時間的な余裕がないのではないかと感じておりますし、職員の精神的な負担も多いと感じております。社会福祉など専門家の配置の検討をすること、あるいは総合的な相談窓口を設置し、あらゆる相談に乗ることのできる経験豊富な職員を配置することなどが必要ではないでしょうか。決算審査を終えて以上新たな年度への予算編成に期待を込めまして要望と意見を付して認定に賛成をいたします。以上です。

他に討論ありませんか。

決算を認定する立場から 2 点程意見を付して申し上げます。まず町の歳入に関する件でありますけれども、国内外の景気の影響で町民税の減収は法人部分もさることながら、個人の収納率の低下も懸念するところであり、これは決算特別委員長からの先ほどの報告の中でもコメントされたところであります。税や社会的保険料は社会のルールでありまして、これに進んで応じるのは町民としての当然の責務だと私は考えます。しかし同時にその面で税の公平性は何かということ、このような局面で私は改めて考えるべきではないかというふうにも思います。その一つは公のサービスを町民みんなで支えること、そういう意味での公平性、それと同時に経済格差を再配分して垂直的な要するにそれぞれの所得を再配分することによって実現する公平性、まあいわゆる福祉と呼ばれる部分であります。この何れかを欠いても真の意味での公平性は失われるのではないかというふうに私は懸念いたします。今般の監査報告書においても収納率の低減に対して収納対策に万全を尽くすことと同時に、生活弱者への従来にも増しての配慮・対応という貴重な意見が付されていたことには大変私は心強く受け止めたものであります。決算特別委員会の総括質疑において町長から、未収納の世帯を非協力的なケースから経済的な困難を抱えるケースまで 3 つに分類して、それぞれにふさわしい対応を行っているという答弁をいただきましたけれども、これは大変適切な考え方であるというふうにも思います。深刻な世界的な経済不況が少なからぬ世帯の生活を厳しい状況に追い込み、精神面での課題も生じている例もあると推定されます。支払い困難な世帯に向かって役場職員がご苦勞を重ねている現実、それから収納にあたって住民福祉と一体となった支援が行われているということも、審査の個別の過程で私としては認定できたというふうに思っております。そういった意味で先ずそれが是認すべきという第 1 の点でございます。

それから第 2 点、これも特別委員長の報告にありましたが、決算に当たっての事業内容のより詳細な報告に關してであります。地方自治法第 2 3 3 条の第 5 項においては次のように規定されております。普通地方公共団体の長は第 3 項の規定により決算を議会の認定に付するにあたって、当該決算に関わる会計年度における主要な施策の結果を説明する書類、その他政令で定める書類を合わせて提出しなければならないという規定がございます。これは具体的にいえば膨大な白書を発行する必要はありませんけれども、単なる数字の羅列だけではなく、それぞれの担当部門が 1 年間努力した予算に伴う執行がですね、町の財政についても、あるいは同時にその結果としての町内の様々な経済諸活動においても、どのような効果を及ぼしあるいは何が未達であったかという課題を具体的に明らかに

することを求めている、そのような条項であると私は理解しております。そういう意味でこの行政報告書は徐々に改善が図られているというふうに私認識しておりますので、来るべき年度の報告におきましても一層の充実が図られるということを期待しまして決算の認定の立場を表明するものであります。

議 長 他に討論ありませんか。

(なしの声)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第4号議案平成20年度飯島町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議 長 お座りください。起立全員です。従って第4号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に第5号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第5号議案平成20年度飯島町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議 長 お座り下さい。起立全員です。従って第5号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に第6号議案平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第6号議案平成20年度飯島町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議 長 お座り下さい。起立全員です。従って第6号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に第7号議案平成20年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第7号議案平成20年度飯島町老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について採決をします。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

[賛成者起立]

議 長 お座り下さい。起立全員です。従って第7号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に第8号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第8号議案平成20年度飯島町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議 長 お座り下さい。起立全員です。従って第8号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に、第9号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第9号議案平成20年度飯島町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議 長 お座り下さい。起立全員です。従って第9号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長 次に第10号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

第10号議案平成20年度飯島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立をお願いします。

[賛成者起立]

議 長 お座り下さい。起立全員です。従って第10号議案は原案のとおり認定することに決定しました。

議 長	次に第１１号議案平成２０年度飯島町水道事業会計決算認定について討論を行います。 初めに原案に反対討論はありませんか。 次に原案に賛成討論はありませんか。 討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 第１１号議案平成２０年度飯島町水道事業会計決算認定についてを採決します。この採決は起立によって行います。本議案に対する委員長の報告は認定するものです。本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方はご起立を願います。 〔賛成者起立〕
議 長	お座りください。起立全員です。従って第１１号議案は原案のとおり認定することに決定しました。
議 長	日程第１０ 請願・陳情等の処理についてを議題とします。 議事進行についてお諮りします。各請願・陳情の審議については委員長より委員会審査報告を求め、これに対する質疑の後、討論・採決をしたいと思います。ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。これから委員長報告を求めます。 竹沢総務産業委員長。
総務産業委員長	それでは総務産業委員会の委員会審査報告を申し上げます。去る９月８日の本会議において本委員会に付託されました、２１陳情第７号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情」につきましては９月１１日に委員会を開催し、参考人として陳情者である連合長野上伊那地区協議会議長、竹内啓剛氏の出席を要請し説明を求め内容を慎重に審査した結果、お手元の報告書のとおり採択すべきものと決定いたしましたので報告いたします。なお審査の過程で出された主な意見につきましては、以前からこうした陳情を採択しており町議会として過去に非核宣言もしている。オバマ大統領の歴史的宣言もあり非核三原則を議会で確認することは意義がある。核兵器がなくなることは世界の願いである。などです。以上報告といたします。総務産業委員長。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。質疑を終わります。竹沢総務産業委員長自席へお戻り下さい。 宮下社会文教委員長。
社会文教委員長	それでは社会文教委員会審査報告を申し上げます。９月８日の本会議において本委員会に付託されました、２１請願第４号「家族従業者・女性の人権保障のため所得税法５６条の廃止を求める意見書採択を求める請願書」については、９月１２日に委員会を開き、参考人として長野県商工団体連合会婦人部協議会副会長の青木次子氏ら３名に出席を求め、内容を慎重審議した結果お手元の配布のとおり、２１請願第４号については採択すべきものと決定いたしましたのでご報告いたします。なお審査の過程に出された意見について以下申し上げます。人権という問題が５６条は法のもとの平等、男女の平等、財産権といっ

	た憲法にも適合しない内容である。家族従業者であることで対価としての支払いが必要経費に算入されないという人権が守られないことがあってはならない。また飯島町でも営業所得者２３３人、農業所得者７２人と多くの該当者がいる。税法上青色申告では家族従業者への給料を経費にすることはできるが、年度前に税務署へ必要支払い額の届け出が必要である。しかしそこには不安定要素もある。今の経済状況で企業の方は大変苦慮していることから賛成である。以上主な意見を申し上げまして報告を終わります。社会文教委員長。
議 長	これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。 (なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。質疑を終わります。宮下社会文教委員長自席へお戻り下さい。 以上で請願・陳情等の処理にかかる委員長報告及びこれに対する質疑を終わります。 これから案件ごと順次討論採決を行います。 最初に２１陳情第７号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情」について討論を行います。討論はありませんか。 (なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 ２１陳情第７号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める陳情」について採決します。お諮りします。本陳情に対する委員長の報告は採択です。本陳情を委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。従って２１陳情第７号は採択することに決定しました。
議 長	次に２１請願第４号「家族従業者・女性の人権保障のため所得税法５６条の廃止を求める意見書採択を求める請願書」について討論を行います。討論はありませんか。
２番 中村議員	この家族従業者、女性の人権保障のため所得税法５６条の廃止を求める意見書に反対の立場で意見を述べます。この所得税法５６条の規定は、戦後の税制の見直しにあたって税の個人単位が原則となる中において、個人事業者がこの個人事業原則を悪用し、恣意的にその所得を家族に分散し、税負担を軽減することを防ぐための、いわば租税回避防止の観点から設けられたものと認識しております。請願書に所得税法５６条の規定によってすべて事業主の所得とみなされており、これは家族従業者一人ひとりの自立した個人としての労働収入と人権を保障しないというふうにあり、また人権や労働を認めない人権侵害の法律というふうにあります。その点におきましては事業主の判断によりますが、所得税法５７条において事業に専従する親族に対する報酬に限っては、要件を満たした場合必要経費への算入を認めるところでありますとあります。しかしながら所得税法５７条は青色申告の場合は家族従業員の給与を必要経費に算入するための要件が厳しく、事務コストもかかることや、また白色申告で事業従業者控除を受ける場合も青色申告と同じ条件を満たすことが必要であることなどの課題もあります。いずれにしても戦後６０年を経過し家族のあり方や女性の社会進出、ライフスタイルの変化、男女共同参画などの観点から鑑みれば同規定の見直しを検討していく必要性については否定するものではありません。添付され

	ています参考資料、税理士会の見解その中に所得税法５６条廃止だけでなく、ただし親族間取引を利用して租税回避を図ることを防止するため条件をいくつか義務づけることを提案している。とあります。私も同感であります。税負担を軽減するために悪用することの防止策がないまま所得税法５６条を廃止には賛成できません。また請願書の中にドイツ、フランス、アメリカなど世界の主要国では時価労賃を必要経費としている中で日本だけが世界の進歩から取り残されているとあります。その国々では租税回避を図る防止策はとられているのか否か明確でないため、一概にこの文面から日本を評価するには値しないと判断いたします。私はいまこの世の中の状況を鑑みて、所得税法５６条の租税回避防止目的と第５７条との関係をふまえ、慎重な検討が必要であると考えます。ですから直ちに所得税法５６条を廃止すべきとの考え方にはにわかに賛成できません。よって本請願書については反対といたします。
議 長 7番 三浦議員	賛成討論はありませんか。 家族従業者・女性の人権保障のため所得税法５６条の廃止を求める意見書採択を求める請願について、賛成の立場で討論いたします。まず最初に私はこの所得税法第５６条の最大の矛盾として、家族従業員の給与を経費として認めないということにあります。これは人間が働いたらその労働の対価としてふさわしい給料を受け取るというのは当然のことだと思います。そういう中で今５６条におきましてはそれを労働の対価としてではなく事業者の所得の中の控除として扱われているという、それは全く人権を無視したものだというふうに私は受け止めております。法律の一つにすぎない所得税法で実際に働いた事実を否定するということができるのかどうか疑問に思います。おかしいと思っております。それから青色申告と白色申告の差をつけているということにも疑問を感じるわけです。青色申告をすれば家族従業員の給与が経費と認められ、同じ労働をしても白色申告であればそこに経費として認められないという差別があるということ自体が法律として間違っているのではないかというふうに私は思います。また記帳が条件という白色申告ですとまあ申告者以外の労働時間を労働の対価を偽ってというか申告するというようなことが分割して偽って報告するというようなことも可能ではないかというように懸念されるというようにも言われておりますけれども、私は調べたところによりますと白色申告でも１９８４年からは記帳が義務となっているというふうに言われております。ということは青色申告でも白色申告でも同じ条件であってしかるべきというふうに思います。それらのことと先ずは私一番感じますのは、この所得税法５６条によって人権が差別されて、女性差別、また一人の人間としての収入として評価されない、また労働が評価されない、またそのことによって一人の人間として、例えばですね、交通事故の時に補償が一般の主婦であれば５,６００円の補償あるわけですがけれども、５,８００円ですか、の補償があるわけですがけれども、専業従業者ということでは２,３００円というような補償額だというふうにもお聞きしております。また家族従業者である息子さんや娘さんが独立をして住居を構えたいというときにもローンが組めないというような様々な問題があるわけですし、私はそういうことを考えますとこの法律は人権を無視したものであるというふうに考えておりますので、この法律は所得税法５６条は廃止すべきというふうに考えております。以上で賛成の討論といたします。

議 長 3番 坂本議員	他に討論ありませんか。 私は賛成の立場で討論いたします。所得税法５６条というのは戦後日本における家長制度の流れの中の一環の部分も込めまして、現在も残っているような制度と解釈しております。つまり農業であれ林業であれ一つの会社組織と考えれば、そこに働く従業員が家族という立場であっても従業員の１人ということで所得としてきちっとした形で認められていけば、それに関わる税収もちゃんと収めていくような形になっていくのが一人一人の権利において認められるべきだと思っております。確かにあの中村議員の言われた租税回避におけることに関しては、廃止した部分で検討していかなければいけないと思いますけれども、世界の情勢としては農業においてもそのようにアメリカ、ドイツなど取り扱われていると思っております。ので、よって、やはり家族経営であってもそこに働く人々は一人ひとりで単独した独立した形の中で働いて、なおかつそれに伴う税金を納めるというのが今後考えられていく方向にあった方が良いと思いますので賛成と致します。 坂本議員に申し上げます。固有名詞は使わないように注意してください。 他にありませんか。
議 長 4番 浜田議員	本請願を採択すべきとの立場から発言いたします。再三指摘されておりますように、まず労働は個人に属するものだとは私は考えております。それを家族制度の中に縛りつけてきたのがこの条項であると考えております。税収上の様々な技術的な問題があるというのがまあ仮に反対理由であるとして、それが個人の権利をですな法的にしかも部分的な法で縛るという理由には当たらないというふうに考えます。そういった意味で基本的な権利を守る、そして個人の労働は個人に所属するものだという原則を貫く、そういった点からこの請願を採択すべきものだというふうに考えます。 他にありませんか。
議 長 11番 平沢議員	私は本請願を採択すべきものであるという立場から討論をいたします。先ほど委員長申したとおり、労働の対価として賃金を支払うのは近代社会ではまあ当然のことと、もう諸外国ではこれは認められております。生きていく上で最低生活費非課税の原則があります他。単なる税法で人格を否定してよいものかという疑問も残ります。まあ現在ではほとんどの人がまあパソコン経理をやっております。記帳の形態は白色も青色も法人もそう変わらないと思いますが、いかげんな記帳形態は白色でもされております。白色はごまかしているとか、家族に所得を配分し税金を少なくするというということを言っているが、個々の所得にした方が住民税も国保も徴収できるのではないかと私は思います。それでこの税法上この青色申告すればその特典として家族従業員への給料の経費にすることができますが、そもそも家族従業員への報酬はこれは当然であります。青色白色で扱いを変えるべきことではありません。しかもこの青色申告の特典、これは５７条の１にあります。が、まあこれは前年度に税務署長あてに支払い額の届け出が必要になります。事業が上向いたり家族従業者の労働が増えていても支払いを増やすことはできません。また場合によっては遡ってこの特典を取り消されることもあるこの不安定な要素もありますので、私はこの本請願に対して採択すべきものであるという立場で討論を行います。

議 長 1 番 久保島議員	他にありませんか。
議 長	私はこの採択に反対すべきものと意見を述べさせていただきます。この第 5 6 条を人権問題にすり替えているという懸念がですね十分に感じられるということでございます。これは税法上の問題であって人権問題とは何ら関係がないと、これを広義に解釈するということはいくらでもできることございまして、この辺がそもそも問題であるというふうに考えます。よって私はこの 5 6 条則廃止には懸念を示すものであり、反対すべきものいたします。 これで討論を集結します。 2 1 請願第 4 号「家族従業者・女性の人権保障のため所得税法 5 6 条の廃止を求める意見書採択を求める請願書」についてを採決します。この採決は起立によって行います。本請願に対する委員長への報告は採択です。本案は採択することに賛成の方はご起立願います。お座りください。 起立多数です。従って 2 1 請願第 4 号は採択することに決定しました。
議 長	日程第 1 1 議会閉会中の委員会継続審査についてを議題とします。 会議規則第 7 2 条の規定により、お手元に配布のとおり、総務産業委員会、社会文教委員会及び議会運営委員会、議会報編集特別委員会、議会ホームページ運営特別委員会における所管事務調査等の処理について、議会閉会中の継続審査の申し出があります。お諮りします。申し出の事件について、議会閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。従って本件については各委員長から申し出のとおり継続審査いたします。 ここで休憩をとります。再開時刻を 1 0 時 1 5 分と致します。休憩。 午前 9 時 5 8 分 休憩 午前 1 0 時 1 5 分 再開
議 長	会議を再開いたします。 只今お手元へお配りいたしましたとおり、坂本議員、三浦議員、北沢議員から 3 件の議案が提出されております。お諮りします。本案を日程に追加し議題にしたいと思います。ご異議ありませんか。 (異議なしの声) 異議なしと認めます。従って議案 3 件を日程に追加して議題とすることに決定しました。
議 長	追加日程第 1 発議第 1 1 号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。
事務局長	(議案朗読)
議 長	本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 3 番 坂本議員。

3 番 坂本議員	核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書の趣旨説明を行います。原爆が投下されてから 6 4 年、今も被爆に苦しむ人々がいるなか、核兵器廃絶と恒久平和を願う私たち被爆国民の心からの叫びはなかなか世界に受け入れられていないのが現状です。現在世界には多くの核兵器が存在し、いまなお新型の核兵器の開発が行われています。1 9 7 0 年に発効した核拡散防止条約の加盟国は 2 0 0 8 年現在、世界 1 9 5 カ国の中で 1 9 0 カ国に及びます。これはアメリカ合衆国、ロシア、イギリス、フランス、中国の 5 カ国以外の核兵器の保有を禁止する条約であり、保有国は核兵器の他国への譲渡を禁止し、誠実に核軍縮交渉を行う義務が規定されています。これ以外の他の国々、日本も入りますが、これらは核兵器の製造取得を禁止、また国際原子力機関による保障措置を受け入れることが義務づけられ、原子力の平和利用は認められています。現在未加盟のインド、パキスタン、イスラエルは核を保有し核兵器開発にウラン濃縮や拡大させようとするイラン、そして核実験を行った北朝鮮は核不拡散体制を大きく揺るがす存在であります。政権交代を行ったアメリカの大統領オバマ氏の今年 4 月 5 日のチェコスロバキアのプラハでの核兵器に関する演説では、ロシアとの戦略兵器削減条約の交渉、検証可能な核分裂性物質生産禁止条約、カットオフ条約の実現、包括的核実験禁止条約の早期発効を目指すことが明らかになりました。長期政権であった自民党から多くの期待を寄せられ民主党に政権交代になった現在の日本、沖縄の普天間基地移転をストップする方向、インド洋との給湯もストップする方向など憲法に対する拡大解釈を止めようとする動きが出てきております。よって政府においては核兵器の廃絶と恒久平和実現のため、被爆 65 周年を迎える 2 0 1 0 年に開かれる核拡散防止条約再検討に検討会議に向けて実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべく、核軍縮・不拡散外交に強力に取り組まれることを要請するものであります。 次に本案に賛成者の意見を求めます。 1 番 久保島議員。
議 長	核兵器廃絶と恒久平和を求める意見書に賛成する立場で意見を申し上げます。地球上唯一の被爆国である日本国、われわれ国民はイデオロギーや宗教、それから信条の違いを乗り越えて核兵器のない日を 1 日も早く来るように望んでおります。しかしながら核兵器の脅威は地球上の人類及び全生物において解放されてはおりません。いまだ核実験を行う北朝鮮に動向を見たときに 2 0 1 0 年の開催される核拡散防止条約再検討会議に向けて強力に実効ある核兵器廃絶の合意がなされるべきだと、核軍縮・不拡散外交に強力的に取り組むことが望まれます。米国のオバマ大統領のプラハ演説で核廃絶の考え方が示され、新たな展開が望まれるところでございます。この機を逃さず私たちの核兵器廃絶の強い意志を政府及び関係機関に示すべく意見書提出を賛成するものでございます。
議 長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。
議 長	(なしの声)
議 長	質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。
議 長	これから討論を行います。討論はありませんか。
議 長	(なしの声)
議 長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。

	発議第１１号「核兵器の廃絶と恒久平和を求める意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 （異議なしの声） 異議なしと認めます。従って発議第１１号は原案のとおり可決されました。
議長	
議長	追加日程第２ 発議第１２号「所得税法第５６条の廃止を求める意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。 （議案朗読） 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 ７番 三浦議員。
事務局長	
議長	
７番 三浦議員	それでは所得税法５６条の廃止を求める意見書の提出について趣旨を説明いたします。農業・商工業などの中小自営業者の皆さんは、地域経済地域社会の担い手としてまた広い見方をすれば日本経済を底から支える役割を果たしております。その自営業を構成し支えている家族従業者の働いた労働の対価としての賃金は、所得税法５６条により配偶者とその親族が事業に従事したとき対価の支払いは必要経費に算入しないとしており、必要経費として認められていません。事業主の所得から控除される働き分は配偶者の場合 860,000 円、家族の場合 500,000 円で家族従業者はこのわずかな控除が所得とみなされます。このため交通事故に遭った家族従業者の補償日額は 2,300 円と一般の主婦の 5,700 円の半額もありません。家族従業者が車の購入をしたり家族従業者である娘や息子が独立するために個人名義で住宅ローンを組むこともできません。このように家族従業者が社会的にも経済的にもまったく自立できない状況にあり、その原因に所得税法５６条があります。税法上では青色申告にすれば給与を必要経費として認められますが、同じ労働に対して白色申告と差別すること自体が矛盾をしております。ちなみに日本は１９８５年に女性差別撤廃条約を批准しており、締結国はあらゆる形態の差別を非難し差別を撤廃する政策をすべての適当な手段によりかつ遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。その中では女性に対する差別となる既存の法律、規則、慣習および慣行を修正し、または廃止するためのすべての適当な処置をとることとしています。この条約からみても廃止すべきものと考えます。基本的人権、個人の尊重、法のもとの平等、行政の平等、財産権などからみて所得税法５６条は問題であり、ドイツ、フランス、アメリカなど世界主要国のように労働を正当に評価し、時価労賃を必要経費と認める制度に改めるべきと考えます。そのためには所得税法５６条の廃止が不可欠であるため提案をするものです。
議長	次に本案に賛成者の意見を求めます。 ６番 倉田議員。
６番 倉田議員	本件について賛成の立場で意見を述べます。この意見書は生計を一にする親族が事業から対価を受け取る場合の必要経費の特例を定めた、所得税法５６条の規定の廃止を求めるものであります。事業所得の計算において生計を一にする親族に対して支払う適正な対価は、本来必要経費として認められるべき性格のものであります。これを必要経費として認めた場合、課税上の不公平が生じる恐れがあるとの考え方がありますが、正当な対価が支

	払われている限り租税回避行為に該当する余地はありません。複式簿記による記帳慣行が成熟した現在において、個人単位課税に立脚した事実関係が証明できる場合には小規模法人と同様に相当な対価として認められるべきは必要経費とすべきものであります。従って所得税法５６条を合理的に存続させる論拠は成り立ち得ないものであり、この規定を廃止すべきであります。
議長	これから質疑を行います。質疑はありませんか。 （なしの声）
議長	質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。 これから討論を行います。討論はありませんか。 （なしの声）
議長	討論なしと認めます。これで討論を終わります。 発議第１２号「所得税法第５６条の廃止を求める意見書」の提出についてを採決します。この採決は挙手によって行います。本案を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 〔賛成者挙手〕 挙手多数です。従って発議第１２号は原案のとおり可決されました。
議長	
議長	追加日程第３ 発議第１３号「国道１５３号伊南バイパス、主要地方道伊那生田飯田線早期全線開通の実現を求め、高速道路料金無料化に反対する意見書」の提出についてを議題とします。事務局長に議案を朗読させます。 （議案朗読） 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。 ８番 北沢議員
事務局長	
議長	
８番 北沢議員	それでは国道１５３号伊南バイパス、主要地方道伊那生田飯田線早期全線開通の実現を求め、高速道路料金無料化に反対する意見書につきまして趣旨の説明を行います。まず高速道路の無料化の反対の件でございますけれども、現状皆さんもご存じのとおり日本の高速道路は現状でも渋滞が起きているわけございまして、これが無料化になれば更に渋滞がひどくなる、こういったことが目に見えているわけでございます。渋滞の多発、これは人件費や車両コストの増大を招き、無料化に関わる逆に輸送コストの引き上げを引きかねません。特にまあ当町も含む都市への生鮮野菜の流通、こういったところを行っているところにつきましてはこの輸送への打撃は非常に大きいものが予想されるわけでございます。このことは物価高という形で高速道路を使わない一般の庶民の皆さんにも影響すること、このことは避けられないと思います。このことを避けるためには第２東名のように渋滞を避けるための高速道路の新たな建設という問題が問題解決になるわけでございますけれども、これは更なる大きな公共投資を要する、こんなことでありますので、こういった問題については無料化をしない方がいいんじゃないかということでございます。更に無料化の下では今までは有料化という流れの中で一般道と高速道路が自然のうちに住み分けをされていたわけでございます。時間を早く高速で運ぶと、こういった人たちは高速道路を利用する。で一般の皆さんは一般道使用する。こういったことが自然のうちに行われていたわけ

でございますけれども、これがまあ生活道路ということになりますと、一般の皆さんが使うことによりましてそういった住み分けができなくなるということでございます。また提案の中にもございますように一般の皆さんが使うことになりますけれども、交通弱者の皆さんだとか高速道路を使用しない皆さん、または当町のようにインターチェンジがない町村にとっては高速道路の使用が無料化されても一番その利便を使えるのは高速道路のインターチェンジの近くの住民の皆さんでございます、まあそういったもの、を無料化することは税金で賄うということになるわけでございます。こういった皆さん税金を負担する、こういったことには非常に不公平感を感じるところでございます。また今言われている中では、まあこういった無料化が進みますと公共交通機関である鉄道やバス輸送、こういったものへの影響は避けられないということが言われておりまして、まあこういった鉄道だとかバス等の利用の減少、これは少なからずこういったものを利用している皆さん、利用しなければならない皆さん、こういった皆さんに影響が及びます。交通弱者といわれる高齢者の皆さんや高校生以下の通学の子も達、こういったものの不便さを更に広げる結果になるのではないかとということが考えられるわけでございます。更にCO2排出の増が見えてくるこんなふうに言われているわけございまして、鳩山総理は民主党の政策の中でCO2など温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%を減らすことを表明しております。このことはわれわれ国民も相当覚悟して低炭素社会に向かわなければならないということでございますけれども、しかし民間の調査機関の試算では無料化による車の利用増と鉄道やバスなどの輸送の減少で、輸送部門の二酸化炭素の年間排出量が現在よりも8,350,000トンも増えるという試算がございます。更にガソリン税などの暫定税率廃止による2兆500,000,000,000の減税に伴う自動車の利用増を加えると、増加量は9,770,000トンにも達するという試算もございます。これは輸送部門の全体の年間排出量の約4%、クールビズ7年前後の削減効果が1年で吹っ飛ばす量に当たるというふうに報告されている例もございます。まあ当町も高速道路が通っているわけございまして、この美味しい空気こういったものが汚染をされる可能性が高いということでございます。

次に生活道路としての国道153号伊南バイパス、主要地方道伊那生田飯田線の幹線道路としての必要性を少し述べてみたいと思います。1つは過去の災害を教訓に伊那谷の背骨であります153、それから主要地方道伊那生田飯田線こういったものの必要性でございますけれども、ご承知いただきます3つの災害の例を取り上げたいと思いますが、1つの災害としては36年6月27日28日発生のいわゆる36災害でございます。この災害につきましては当町も甚大な被害を受け、当町が最前線基地となりまして下伊那地域の災害復旧に当たったわけでございます。まあ背骨でございます国道、主要地方道等がずたずたに寸断された記憶でございます。それから第2は昭和58年9月27日28日発生の災害でございます。これにつきましては先程の36災が竜東方面を中心に被害が大きかったのに比べ、西側山麓こういったことを中心に起きた災害でございますけれども、中央自動車道はじめ伊那生田飯田線、それから県道こういったものがいわゆる寸断をされ、唯一真ん中を通っていた道路がまあ使用ができたとかこんなような災害でございました。それから平成13年1月26日27日発生の豪雪でございます。この折りには中央道も麻痺し、一般道へ中央道の車が流れ込んだわけございまして、非常にわれわれの生活道路が渋滞をし大きな被害を被ったとかこんなような災害でございます。これらの災害を見てもいわゆ

議 長

4 番
浜田議員

る伊那谷の背骨であります国道153及び主要地方道伊那生田飯田線等の幹線道路がしっかり管理をされる道路、また安全安心な道路がこういったことが確保されることが非常にわれわれの生活にとって大切であると、そんなことを改めて痛感をいたすところでございます。また次に具体的に私たちの生活の例として消防関係の生活道路を挙げてみたいと思います。消防の目標でございますけれども現在伊南行政の消防本部では8分消防6分救急を目標としてこの活動を行っているわけでございますけれども、飯島町の周囲エリアとする南署の現在でございますけれども、例えば鳥居原地区への救急でございますけれども、現在与田切川の下流の道路を使って橋を使っておりますので通行に支障がなければ、要するに行き違いがなければ6分で鳥居原地区に達するという状況で現在この救急を行っているわけでございますが、これが今度の新しい国道が開通しますと3分程度の短縮が期待をされております。この南署のエリアは田切地区にも及んでおりますので、こういったバイパスが出来上がれば今の目標でございます8分消防6分救急が確実に実現されるということでございまして、飯島町の安心安全なまちづくりが一段と進むことが期待できるわけでございます。以上申し上げまして提案理由と説明といたしますが、私が申し上げた事例はほんの一例に過ぎません。伊那谷とりわけその中心に住む私たちにとっては国道153や主要地方道伊那生田飯田線が安全で安心な道として改築され、維持管理されることは生活基盤の必須条件であります。従って高速道路本来の高速輸送の機能が失われる恐れがあり、国民負担の不公平が指摘される高速道路料金無料化に反対し、幹線生活道路である国道153号伊南バイパス、主要地方道伊那生田飯田線の早期全線開通の実現を強く求めるわけでございます。なにとぞ全議員のご理解をいただきましてご決定の上、強く関係方面に働きかけていただきたくお願いを申し上げる次第であります。以上であります。

次に本案に賛成者の意見を求めます。
4 番 浜田議員

意見書を採択すべきとの立場から討論いたします。先ず第1に国道バイパスと主要地方道の全面開通は、生活道路として当町の生活向上と地域活性化に貢献するものと強く期待されているものであります。もちろん昨今の国内外経済の中で当事業の推進が国民、町民生活の底上げと競合するものであってはならず、とりわけ当町にあっては現国道に沿った中心市街地の活性化に結びつけられるよう最善の配慮がなされるべきであることは言うまでもありません。その意味でこの意見書は開通実現の要請であると同時に町の発展のためにこの道路を活用する方策を尽くすという当議会の決意表明でもある、そういう性格を併せ持ったものだというふうに私自身は理解しております。第2にこの意見書に示されているとおり高速道路料金の無料化という政策は自動車通行量の増大による景気浮揚という発想には、世論調査の結果に見られるように国民の約7割が反対をし、懸念を示しています。無料化の結果が想定される温室効果ガスの増加は自然との共生をめざす飯島町のあり方とも相いれるものではない、そのように考えます。今税金の使い道として求められているのは、小泉・竹中路線のもとで痛めつけられた国民の家計、雇用、福祉、医療や地方の疲弊に手厚いケアを行い、内需中心の経済回復を図ることであって、モータリゼーションの偏った推進に税を使うべきではないとこのように私は考えています。以上の2点をもってこの意見採択に賛成する討論といたします。

議 長 これから質疑を行います。質疑はありませんか。
(なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。提出者は自席へお戻り下さい。
これから討論を行います。討論はありませんか。
(なしの声)

議 長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
発議第１３号「国道１５３号伊南バイパス、主要地方道伊那生田飯田線早期全線開通の実現を求め、高速道路料金無料化に反対する意見書」の提出についてを採決します。お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
(異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。従って発議第１３号は原案のとおり可決されました。

議 長 以上で本日の日程は全部終了しましたので会議を閉じます。
ここで町長から議会閉会のごあいさつをいただきます。

町 長 ９月議会定例会の閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。去る８日から本日まで１１日間の会期をもって開催をされました９月議会定例会、議員各位におかれましては慎重審議をいただき、上程をいたしました各案件のすべてを原案のとおり議決承認をいただきまして、誠にありがとうございました。心からお礼を申し上げる次第でございます。さて一昨日１６日には民主党、社民党、国民新党の３党連立による鳩山内閣が誕生いたしました。非自民の細川連立内閣が発足をした平成５年以来１６年ぶりの政権交代となったところでございます。鳩山新政権には国民の負託に応えていただくとともに、是非地方と都市との格差是正にも意を注いでいただき、飯島町の懸案である各種の事務事業が滞ることなく計画どおりに進捗すると同時に、町民が安心して暮らせる国民生活重視の政策を国レベルで進めていただくよう切に期待をいたしておるところでございます。また当町における経済情勢や雇用情勢は依然として大変厳しい状況が続いております。今後平成２１年度後半の予算を計画的に執行するとともに、国、県、町が連携した経済対策や高齢者支え合い拠点施設の整備事業を重点に精力的に取り組んでまいりたいと考えております。特に今後は政権交代による行政への影響として国政の行方に十分注目をしながら、地域活性化、公共投資臨時交付金事業など、あるいは国庫補助事業を中心とする諸事務事業の動向に注目をしながら対応をしてまいりたいと考えております。また先ほどは国道１５３号伊南バイパス、主要地方道伊那生田飯田線の早期全線開通の実現を求める意見書を提出をいただけることになりまして、大変ありがたく感謝を申し上げる次第でございます。私といたしましても何としましても２路線の全線早期開通に向けて引き続き関係機関への働きかけをしてまいりたいと考えておりますし、国においても計画どおり事業を進めるという感触を得ておりますので、議会共々今後ともご協力をお願いを申し上げたいと思います。またこれらの直轄事業などを含めて国、県、町を挙げてのさまざまな経済対策により、飯島町でも１日も早く経済の回復を実感できる時が来るのを切に願っておるところでございます。

一方、新型インフルエンザの患者数も急増をしてまいりまして、１０月から１１月ころがピークと言われております。これまで住民の皆さん方の相談に応じたり情報提供などを行ってまいりましたが、今後町といたしましてはより一層情報提供と、迅速に様々な対応

議 長

に努めてまいりますが、住民の皆様にも十分に予防対策を講じていただくとともに、冷静な行動をお願いをするところでございます。

さて、飯島町ではこれから本格的な秋の収穫作業の最盛期を迎えます。各地では豊作を祝う秋祭りが開催をされ、また県内外から秋の農産物や紅葉を求めて大勢の皆様方がお見えになります。大変厳しい経済状況ではありますが、昨年に増して多くの観光客が訪れることを願っておる次第でございます。今議会の議案審議や一般質問を通じていただきました貴重な数々のご意見等十分に胸に留めおきまして、今後の町政運営に全力で努めてまいりたいと思いますので、議会はじめ町民各位のご理解をご協力を重ねてお願いを申し上げます。また今議会定例会には大変ご多用のところをご出席を賜りました、林代表監査委員さん、市村教育委員長さん、杉原農業委員長さんに心から感謝を申し上げます。最後になりましたが議員各位におかれましては時節柄健康には十分ご留意をいただきまして、一層のご活躍を心からお祈りを申し上げ、９月議会定例会の閉会にあたってのごあいさつといたします。大変お世話になりましてありがとうございました。

以上をもって、平成２１年９月飯島町議会定例会を閉会します。

午前１１時００分 閉会

上記の議事録は、事務局長 折山誠の記載したものであるが、その内容の相違ないことを証するため、ここに署名する。

飯島町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員